明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔内閣官房令〕
○経験者採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験の種類ごとに求められる知識及び能力等に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（内閣官房二）　五

〔府　令〕
○貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府三三）　七
○金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（同三四）　八
○内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（同三五）　八
○児童扶養手当法施行規則の一部を改正する内閣府令（同三六）　八

〔府令・デジタル庁令・省令〕
○預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第二十一条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令（内閣府・デジタル庁・財務・厚生労働・農林水産・経済産業二）　三

〔府令・省令〕
○認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境二）　三
○地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（内閣府・総務・文部科学二）　四
○内閣府及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・財務一）　四
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第四章に規定する預金保険機構の業務の特例等に関する命令の一部を改正する命令（同二）　四
○預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第四章に規定する預金保険機構の業務の特例等に関する命令の一部を改正する命令（同三）　四
○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・文部科学・厚生労働・経済産業一）　四
○厚生労働省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働八）　八
○労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令（同九）　八
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令（同一〇）　八
○療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令及び訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部を改正する命令（同一一）　八
○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（内閣府・農林水産三）　八
○不動産特定共同事業法施行規則及び自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払の適正化のための措置に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・国土交通二）　一〇

〔デジタル庁令・省令〕
○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（デジタル庁・総務二）　一〇

〔復興庁令〕
○復興庁組織規則の一部を改正する庁令（復興庁一）　一〇

〔省　令〕
○特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令（カジノ管理委員会・国土交通一）　一〇
○地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令（総務二二）　一二
○放送法施行規則等の一部を改正する省令（同二三）　一二
○地方債に関する省令の一部を改正する省令（同二四）　一九
○消防法施行規則及び排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（同二五）　一九
○非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令の一部を改正する省令（同二六）　二〇

（以下次のページへ続く）

（前のページより続き）

○地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（**同**二七）　二〇八

○地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（**同**二八）

○総務省組織規則の一部を改正する省令（**同**二九）　二一一

○総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令（**同**三〇）　二一六

○電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（**同**三一）

○地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（**同**三二）　二一七

○地域伝統芸能等を活用した行事等に係る支援事業実施機関に関する省令の一部を改正する省令

（**総務・文部科学・農林水産・経済産業・国土交通**一）　二一九

○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（**法務**一三）　二二三

○積立式宅地建物販売業者営業保証金規則の一部を改正する省令

（**法務・国土交通**一）　二二五

○外務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**外務**三）　二二六

○森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく森林環境税に係る徴収金の納付手続の特例に関する省令（**財務**八）　二二三

○特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律に基づく特別法人事業税の納付手続の特例に関する省令の一部を改正する省令（**同**九）　二二六

○支出負担行為等取扱規則の一部を改正する省令（**同**一〇）　二二八

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境**二）

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**三）　二四二

○独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令の一部を改正する省令

（**財務・国土交通**一）　二四三

○私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令（**文部科学**八）

○国立大学法人法施行規則等の一部を改正する省令（**同**九）　二四四

○義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則及びへき地教育振興法施行規則の一部を改正する省令（**同**一〇）　二五一

○学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令（**同**一一）　二五六

○国立大学等の授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令（**同**一二）　二六四

○言語聴覚士学校養成所指定規則の一部を改正する省令

（**文部科学・厚生労働**一）

○事業附属寄宿舎規程及び医療法施行規則の一部を改正する省令

（**厚生労働**五九）　二七一

○児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（**同**六〇）　二七三

○介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（**同**六一）　二七九

○国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（**同**六二）　二八三

○国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令（**同**六三）　二八五

○国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令（**同**六四）　二九二

○農業協同組合法施行規則等の一部を改正する省令（**農林水産**一五）　二九四

○漁港水面施設運営権登録令施行規則の一部を改正する省令（**同**一六）　二九五

○樹木採取権登録令施行規則の一部を改正する省令（**同**一七）　三〇三

○農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令（**同**一八）　三一〇

○畜産経営の安定に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**一九）

○農林水産省組織規則の一部を改正する省令（**同**二〇）

○地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令

（**農林水産・経済産業・国土交通・環境**一）　三一〇

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の一部を改正する省令

（**農林水産・経済産業・環境**二）　三一六

○農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産・環境**一）　三一七

○経済産業省企業活動基本調査規則の一部を改正する省令（**経済産業**一七）　三二三

○火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（**同**一八）

○商業動態統計調査規則の一部を改正する省令（**同**一九）　三二五

○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**同**二〇）

○脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（同二一）　四三五
○エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同二二）　四四四
○割賦販売法施行規則の一部を改正する省令（同二三）　四四六
○計量法関係手数料規則の一部を改正する省令（同二四）　四四七
○経済産業省組織規則等の一部を改正する省令（同二五）　四四八
○大規模小売店舗立地法施行規則の一部を改正する省令（同二六）　四四九
○特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令（経済産業・環境四）　四四九
○特定物質等の破壊に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（同五）　四四九
○国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令（国土交通二六）　四四九
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令（同二七）　四五〇
○特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令の一部を改正する省令（同二八）　四五一
○鉄道事業会計規則の一部を改正する省令（同二九）　四五九
○国土交通省組織規則の一部を改正する省令（同三〇）　四五〇
○国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令（同三一）　四五一
○国土地理院組織規則の一部を改正する省令（同三二）　四五二
○地方整備局組織規則の一部を改正する省令（同三三）　四五三
○北海道開発局組織規則の一部を改正する省令（同三四）　四五六
○地方運輸局組織規則の一部を改正する省令（同三五）　四五六
○地方航空局組織規則の一部を改正する省令（同三六）　四五三
○気象庁組織規則の一部を改正する省令（同三七）　四五九
○運輸安全委員会事務局組織規則の一部を改正する省令（同三八）　四六〇
○海上保安庁組織規則の一部を改正する省令（同三九）　四六一
○都市再生特別措置法施行規則及び広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同四〇）　四六二
○航空法施行規則の一部を改正する省令（同四一）　四六三
○旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令（同四二）　四六七
○海上運送法に基づく安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証に関する省令（同四三）　四六九
○広域臨海環境整備センター法施行規則及び自動車運送事業者等に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める省令の一部を改正する省令（国土交通・環境二）　四七一

〔規　則〕

○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則（人事院一―八二）　四七四
○人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則（同一一―八―五三）　四七五
○人事院規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部を改正する人事院規則（同一一―一一―三）　四七六
○人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則（同一六―〇―七五）　四七七
○人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部を改正する人事院規則（同一六―三―四九）　四七八
○国家公安委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則（国家公安委六）　四七九
○鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則（公害等調整委一）　四八〇
○公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則（同二）　四八一

〔告　示〕

○情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律第八条第一項の規定に基づく指定納付受託者の指定の件（内閣府二六）　四八三
○消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき内閣総理大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部を改正する件（同二七）　四八四
○沖縄振興開発金融公庫法施行令第四条第一号ニの規定に基づき主務大臣が指定する感染症等を定める件（内閣府・財務二）　四八五
○租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第二項第四号の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める事項の一部を改正する件（内閣府・文部科学二）　四八六
○消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき内閣総理大臣及び厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理の一部を改正する件（内閣府・厚生労働二）　四八七
○放送法第二十条の二第一項第一号及び第二項の規定に基づき、指定地上基幹放送地域を定める件（総務一〇八）　四八四
○指定放送対象地域を指定する件（同一〇九）　四八四
○平成元年消防庁告示第四号等の一部を改正する件（消防庁六）　四八七
○防火上有効な措置が講じられた壁等の基準（同七）　四八七

（以下次のページへ続く）

（前のページより続き）

○株式会社日本政策金融公庫法施行令第八条第三号の規定に基づき主務大臣が指定する感染症等を定める件（**財務・厚生労働**一）　六三八

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境**一）　六三九

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件（**同**二）　六四二

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ロに規定する主務大臣が定める率の一部を改正する件（**同**三）　六四二

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件（**同**四）　六四五

○特定事業者責任比率の一部を改正する件（**同**五）　六四七

○再商品化義務総量の一部を改正する件（**同**六）　六四八

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件（**同**七）　六四九

○国立大学法人会計基準の一部を改正する告示（**文部科学**四六）　六五〇

○児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示（**厚生労働**一三三）　六五八

○言語聴覚士法第三十三条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目等の一部を改正する件（**同**一三四）　六六三

○言語聴覚士学校養成所指定規則の一部を改正する省令による改正後の言語聴覚士学校養成所指定規則第四条第一項第六号イ及び言語聴覚士学校養成所指定規則の一部を改正する省令附則第五条の規定に基づき厚生労働大臣の指定する講習会（**同**一三五）　六六四

○経済産業省企業活動基本調査規則に基づき企業活動基本調査票の様式を定める件（**経済産業**四五）　六六四

○火薬類取締法施行規則第三十一条の三の規定に基づく防爆壁の位置、構造、材質等の基準の一部を改正する告示（**同**四六）　六七三

○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件の一部を改正する告示（**同**四七）　六七三

○エネルギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準の一部を改正する告示（**同**四八）　六七五

○廃炉の実施に必要な費用の適正性に関する基準（**同**四九）　六七五

○使用済燃料再処理・廃炉推進機構が保有することができる有価証券及び預金することができる金融機関を指定した件（**同**五〇）　六八六

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件（**経済産業・環境**四）　六九七

○国土交通省の職員が運輸安全委員会設置法第二十二条に基づく立入検査の際に携帯すべき証票の様式を定める告示を廃止する告示（**運輸安全委**一）　七〇一

○道路に関する件（**東北地方整備局**四八～五〇）　七〇二

○道路に関する件（**関東地方整備局**一六二～一六四）　七〇二

○道路に関する件（**北陸地方整備局**二三～二八）　七〇三

○道路に関する件（**中部地方整備局**四一）　七〇三

○道路に関する件（**同**四二、四三）　七〇三

○都市計画に関する件（**同**四四～四六）　七〇四

○道路に関する件（**近畿地方整備局**四七～五五）　七〇四

○道路に関する件（**中国地方整備局**四五～四七）　七〇五

○道路に関する件（**四国地方整備局**二五）　七〇六

○道路に関する件（**九州地方整備局**五〇～五二）　七〇六

○道路に関する件（**北海道開発局**二五～二八）　七〇六

〔官庁報告〕

官庁事項

人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、平成六年人事院公示第十四号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示三）　七〇七

人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、平成八年人事院公示第十七号の一部改正に関し、決定した件（同四）　七〇八

国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第四条の二第一項及び人事院規則一六―〇（職員の災害補償）第十七条の規定に基づき、平成二年人事院公示第八号の一部改正に関し、決定した件（同五）　七一〇

国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第四条の三第一項及び第四条の四第一項の規定に基づき、平成四年人事院公示第六号の一部改正に関し、決定した件（同六）　七一三

国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第十七条の四第二項第二号並びに人事院規則一六―〇（職員の災害補償）第三十三条の二第一項及び第二項並びに第三十三条の十一の規定に基づき、平成四年人事院公示第七号の一部改正に関し、決定した件（同七）　七一五

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）第十八条第一項の規定に基づき、平成八年人事院公示第十一号の一部改正に関し、決定した件（同八）　七一五

人事院規則八―一八（採用試験）第三条第四項、第六条第一項及び第八条第三項の規定に基づき、平成二十六年人事院公示第二十二号の一部改正に関し、決定した件（同九）　七一六
人事院規則八―一八（採用試験）第六条第二項第二号、第二十一条第一項及び第二十五条の規定に基づき、平成二十六年人事院公示第二十三号の一部改正に関し、決定した件（同一〇）　七一七
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、令和四年人事院公示第二号の一部改正に関し、決定した件（同一一）　七一八
令和六年度塩需給見通しの公表について（財務省）　七一九
麦の需給に関する見通しの公表について（農林水産省）　七二〇
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　七二二
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　七二二
指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示（中部地方整備局）　七二三
中部地方整備局公示（同）　七二三
天神川水系河川整備計画【大臣管理区間】の変更について（中国地方整備局）　七二四
江の川流域水害対策計画の策定について（同）　七二四
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　七二四

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　七二四

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　七二五

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（令和五年度令和六年一月分）（財務省）　七二六

内閣官房令

○内閣官房令第二号

採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成二十六年政令第百九十二号）第一条第三項、第二条第四項及び別表実務経験等活用官職に係る経験者採用試験の項下欄の規定に基づき、経験者採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験の種類ごとに求められる知識及び能力等に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

経験者採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験の種類ごとに求められる知識及び能力等に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

経験者採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験の種類ごとに求められる知識及び能力等に関する内閣官房令（平成二十六年内閣官房令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（実務経験等活用官職） **第二条**　令第一条第三項に規定する実務経験等活用官職として内閣官房令で定める官職は、次に掲げるものとする。 ［一・二　略］ 三　総務省の係長の官職のうち、次に掲げる官職であって、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの イ　総務省の所掌に係る事務の実施等の業務に従事することをその職務の主たる内容とする官職（ロに掲げるものを除く。） ロ　総務省の所掌に係る事務の実施等の業務に主として技術的な知識を活用して従事することをその職務の主たる内容とする官職 ［四～九　略］ （経験者採用試験の種類ごとに内閣官房令で定める知識、能力等） **第四条**　令別表実務経験等活用官職に係る経験者採用試験の項下欄の内閣官房令で定める知識、能力等は、別表の上欄に掲げる競争試験であって同表の中欄に掲げる者ごとに行うそれぞれの採用試験の種類に応じて、同表の下欄に掲げるものとする。 **別表**（第四条関係）	（実務経験等活用官職） **第二条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　総務省の係長の官職のうち、同省の所掌に係る事務の実施等の業務に主として技術的な知識を活用して従事することをその職務の主たる内容とする官職であって、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの ［号の細分を加える。］ ［四～九　同上］ （経験者採用試験の種類ごとに内閣官房令で定める知識、能力等） **第四条**　［同上］ **別表**（第四条関係）

［略］	［略］	［略］
総務省経験者採用試験（係長級（事務））	大卒程度の者	一　課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力 二　前号に掲げるもののほか、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力 三　採用後の研修又は職務経験を通じて前二号の知識及び能力の向上が見込まれる資質
総務省経験者採用試験（係長級（技術））	［略］	［一～四　略］
［略］	［略］	［略］

［同上］	［同上］	［同上］
［項を加える。］		
［同上］	［同上］	［一～四　同上］
［同上］	［同上］	［同上］

備考　この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。	備考　［同上］
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　総務省経験者採用試験（係長級（事務））　経験者採用試験のうち、第二条第三号イに掲げる官職への採用を目的としたもの	［号を加える。］
四　総務省経験者採用試験（係長級（技術））　経験者採用試験のうち、第二条第三号ロに掲げる官職への採用を目的としたもの	三　総務省経験者採用試験（係長級（技術））　経験者採用試験のうち、第二条第三号に掲げる官職への採用を目的としたもの
［略］	［同上］
五　［略］	五　［同上］
六　［略］	六　［同上］
七　［略］	七　［同上］
八　［略］	八　［同上］
九　［略］	九　［同上］
十　［略］	十　［同上］
十一　［略］	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この内閣官房令は、令和六年四月一日から施行する。

府　令

内閣総理大臣　岸田　文雄

○内閣府令第三十三号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十五第一項第一号の規定に基づき、貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令

貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（個人信用情報に含まれる事項）	（個人信用情報に含まれる事項）
第三十条の十三　法第四十一条の三十五第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、個人顧客に係る次に掲げるものとする。	**第三十条の十三**　［同上］
［一～六　略］	［一～六　同上］
七　加入貸金業者が、本人確認書類（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年財務省、厚生労働省、農林水産省、令第一号）第六条第一項第二号に規定する旅券等若しくは船舶観光上陸許可書、在留カード又は特別永住者証明書をいう。以下この項において同じ。）の提示を受ける方法により本人確認（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項第一号に規定する本人特定事項の確認をいう。）を行つた場合には、当該本人確認書類に記載されている本人を特定するに足りる記号番号	七　加入貸金業者が、本人確認書類（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年財務省、厚生労働省、農林水産省、令第一号）第六条第一項第二号に規定する旅券等若しくは船舶観光上陸許可書、在留カード、特別永住者証明書又は同令第七条第一号ハに掲げる書類のうち介護保険の被保険者証（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の提示を受ける方法により本人確認（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項第一号に規定する本人特定事項の確認をいう。）を行つた場合には、当該本人確認書類に記載されている本人を特定するに足りる記号番号
八　［略］	八　［同上］

2　［略］	2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、令和六年四月一日から施行する。

○内閣府令第三十四号

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）を実施するため、金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
1　次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証票は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第一項、第二十七条の三十七第一項、第百八十五条の五並びに第百八十七条第一項第四号の規定に基づく検査並びに同法第百九十四条の七第二項及び第三項、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百三十九条第二項、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第百三十七条第二項及び第三項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十二条第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。 ［一～四十一　略］ 四十二　預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第二十一条第二項 ［2～4　略］	1　［同上］ ［一～四十一　同上］ ［号を加える。］ ［2～4　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

○内閣府令第三十五号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（電磁的記録による縦覧等） **第九条**　民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項をインターネットを利用して表示する方法、当該事項を民間事業者等の事務所等に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を備え置く方法により行わなければならない。	（電磁的記録による縦覧等） **第九条**　民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。
別表第一（第三条関係）	**別表第一**（第三条関係）
［略］	［同上］
金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	［略］	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	［同上］
公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）	第二十八条の四第一項及び第三十四条の十六の三第一項	［項を加える。］	
［略］		［同上］	
協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）	第五条の七第九項及び第十項、第五条の十一第四項及び第五項、第六条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十一条第一項及び第二項、第六条の二第一項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百九十二条第四項、第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九、第五十二条の五十一第一項及び第五十二条の六十第一項、第六条の五第一項において準用する同法第五十二条の六十の十八並びに第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二	協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）	第五条の七第九項及び第十項、第五条の十一第四項及び第五項、第六条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十一条第一項及び第二項、第六条の二第一項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九、第六条の五第一項において準用する同法第五十二条の六十の十八並びに第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二
［略］		［同上］	
信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）	第十二条第七項（第二十四条第十項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百十条第六項及び第三百十一条第三項、第二十四条第八項、第三十七条の二第三項（第六十三条において準用する場合を含む。）、第三十八条第九項及び第十項、第四十八条の七第二項及び第三項（これらの規定を第六十三条において準用する場合を含む。）、第五十一	信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）	第十二条第七項において準用する会社法第三百十条第六項及び第三百十一条第三項、第二十四条第八項、第三十七条の二第三項、第三十八条第九項及び第十項、第四十八条の七第二項及び第三項、第五十一条第一項、第五十五条の二第四項及び第五項、第六十三条において準用する同法第四百九十二条第四項、第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、

条第一項、第五十五条の二第四項及び第五項、第六十一条の三第九項、第六十一条の五第七項、第六十三条において準用する同法第四百九十二条第四項、第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項、第八十九条第三項において準用する同法第五十二条の二の六第一項、第八十九条第三項又は第五項において準用する同法第五十二条の四十九、同項において準用する同法第五十二条の五十一第一項及び第五十二条の六十第一項、第八十九条第七項において準用する同法第五十二条の六十の十八並びに第八十九条第九項において準用する同法第五十二条の六十一の十二	
［略］	
金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）	
第二十六条第二項	
金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）	
第三十二条第二項（第五十八条において準用する場合を含む。）、第三十三条第四項、第四十四条第二項（第六十三条において準用する場合を含む。）及び第四十七条第二項	
銀行法	
第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二の六第一項、第五十二条の二十九第一項、第五十二条の四十九（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）、第五十二条の六十第一項、第五十二条の六十の十八並びに第五十二条の六十一の十二	
［略］	
保険業法（平成七年法律第百五号）	
第三十条の八第六項において準用する会社法第七十四条第六項、第七十五条第三項及び第八十一条第二項、第四十一条第一項において準用する同法第三百十条第六項、第三百十一条第三項、第三百十八条第二項及び第三項並びに第三百十九条第二項、第四十四条の二第三項（第七十七条第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十条第六項、第四十九条第一項において準用する同法第三百十一条第三項並びに第三百十八条第二項及び第三項、第五十三条の十六及び第百八十条の十五において準用する同法第三百七十一条第一項、第五十三条の十七において準用する同法第三百七十八条第一項（第二号を除く。）、第五十三条の二十一において準	

第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項、第八十九条第三項において準用する同法第五十二条の二の六第一項、第八十九条第三項又は第五項において準用する同法第五十二条の四十九、同項において準用する同法第五十二条の六十第一項、第八十九条第七項において準用する同法第五十二条の六十の十八並びに第八十九条第九項において準用する同法第五十二条の六十一の十二	
［同上］	
［項を加える。］	
金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）	
第三十二条第二項、第三十三条第四項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項	
銀行法	
第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二の六第一項、第五十二条の二十九第一項、第五十二条の四十九（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）、第五十二条の六十第一項、第五十二条の六十の十八並びに第五十二条の六十一の十二	
［同上］	
保険業法（平成七年法律第百五号）	
第三十条の八第六項において準用する会社法第七十四条第六項、第七十五条第三項及び第八十一条第二項、第四十一条第一項において準用する同法第三百十条第六項、第三百十一条第三項、第三百十八条第二項及び第三項、第三百十九条第二項、第四十四条の二第三項（第七十七条第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十条第六項、第四十九条第一項において準用する同法第三百十一条第三項、第三百十八条第二項及び第三項、第五十三条の十六及び第百八十条の十五において準用する同法第三百七十一条第一項、第五十三条の十七において準用する同法第三百七十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第五十三条の二十一におい	

用する同法第三百九十四条第一項、第五十三条の二十三の二第六項において準用する同法第三百九十九条の十一第一項、第五十三条の二十八第六項において準用する同法第四百十三条第一項、第五十四条の二第二項（第百九十八条第一項において準用する場合を含む。）、第五十四条の三第四項（第百九十八条第一項において準用する場合を含む。）、第五十四条の八第一項及び第二項、第六十一条の八第二項において準用する同法第七百三十一条第二項及び第七百三十五条の二第二項、第七十四条第三項において準用する同法第七十四条第六項、第七十四条第三項（第七十七条第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十五条第三項及び第八十一条第二項、第九十六条の五第三項において準用する同法第七百九十一条第二項及び第八百一条第三項（第一号及び第二号を除く。）、第九十六条の九第五項において準用する同法第八百十一条第二項及び第八百十五条第三項（第三号に係る部分に限る。）、第百十一条第一項（第百九十九条及び第二百七十二条の十七において準用する場合を含む。）及び第二項（第二百七十二条の十七において準用する場合を含む。）、第百三十六条の二第一項（第二百十条第一項（第二百七十条の四第九項において準用する場合を含む。）、第二百七十条の四第九項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）、第百六十五条の十三第二項（第百六十五条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第百六十五条の二十一第二項（第百六十五条の二十二第三項において準用する場合を含む。）、第百八十条の十七において準用する同法第四百九十二条第四項、第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第百八十三条第一項及び第三項において準用する同法第五百八条第一項及び第三項、第百九十六条第三項、第二百十二条第四項及び第二百三十五条第四項において準用する同法第四百九十二条第四項並びに第五百八条第一項及び第三項、第二百七十一条の二十五第一項（第二百七十二条の四十第一項において準用する場合を含む。）、第二百八十五条第一項並びに第三百三条

て準用する同法第三百九十四条第一項、第五十三条の二十三の二第六項において準用する同法第三百九十九条の十一第一項、第五十三条の二十八第六項において準用する同法第四百十三条第一項、第五十四条の二第二項（第百九十八条第一項において準用する場合を含む。）、第五十四条の三第四項（第百九十八条第一項において準用する場合を含む。）、第五十四条の八第一項及び第二項、第六十一条の八において準用する同法第七百三十一条第二項及び第七百三十五条の二第二項、第七十四条第三項において準用する同法第七十四条第六項、第七十四条第三項（第七十七条第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十五条第三項及び第八十一条第二項、第九十六条の五第三項において準用する同法第七百九十一条第二項及び第八百一条第三項（第一号及び第二号を除く。）、第九十六条の九第五項において準用する同法第八百十一条第二項及び第八百十五条第三項（第三号に係る部分に限る。）、第百三十六条の二第一項（第二百十条第一項（第二百七十条の四第九項において準用する場合を含む。）、第二百七十条の四第九項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）、第百六十五条の十三第二項（第百六十五条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第百八十条の十七において準用する同法第四百九十二条第四項、第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第百八十三条第一項において準用する同法第四百九十二条第四項、第五百八条第一項及び第三項、第百九十六条第三項、第二百十二条第四項及び第二百三十五条第四項において準用する同法第四百九十二条第四項、第五百八条第一項及び第三項、第二百七十一条の二十五第三項（第二百七十二条の四十第一項において準用する場合を含む。）、第二百八十五条第一項並びに第三百三条

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）	第五十二条の二十二第四項、第二百十条の十の二第二項及び第三項並びに第二百十一条の八十二第二項及び第三項
［略］	

別表第三（第五条関係）

［略］	
保険業法	第二十一条第二項、第百九十八条第二項及び第二百九十三条において準用する商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百四十六条第一項及び第五百四十七条第一項、第二百八十五条第一項並びに第三百三条
保険業法施行規則	第五十二条の二十二第四項、第二百十条の十の二第二項及び第三項並びに第二百十一条の八十二第二項及び第三項
［略］	

別表第四（第八条関係）

［略］	
金融商品取引法	［略］
公認会計士法	第二十八条の四第一項及び第三十四条の十六の三第一項
［略］	
協同組合による金融事業に関する法律	第五条の七第十一項（第一号に係る部分に限る。）、第六条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項、第六条の二第一項において準用する会社法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の五十一第一項及び第五十二条の六十第二項、第六条の五第一項において準用する同法第五十二条の六十の二十七第一項並びに第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の二十一第一項
［略］	
信用金庫法	第十二条第七項（第二十四条第十項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百十一

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）	第五十二条の二十二第四項
［同上］	

別表第三（第五条関係）

［同上］	
保険業法	第二十一条第二項、第百九十八条第二項及び第二百九十三条において準用する商法第五百四十六条第一項及び第五百四十七条第一項、第百七十三条の三、第二百八十五条第一項並びに第三百三条
保険業法施行規則	第五十二条の二十二第四項
［同上］	

別表第四（第八条関係）

［同上］	
金融商品取引法	［同上］
［項を加える。］	
［同上］	
協同組合による金融事業に関する法律	第五条の七第十一項（第一号に係る部分に限る。）、第六条の二第一項において準用する会社法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の六十の二十七第一項及び第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の二十一第一項
［同上］	
信用金庫法	第十二条第七項において準用する会社法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百十一条第四項、第二十三条の二第二項（第一号に係る部

条第四項、第二十三条の二第二項（第一号に係る部分に限り、第六十三条において準用する場合を含む。）、第二十四条第九項（第一号に係る部分に限る。）、第三十七条の二第四項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項（これらの規定を第六十三条において準用する場合を含む。）、第三十八条第十一項（第一号に係る部分に限る。）、第四十八条の六第三項（第一号に係る部分に限り、第六十三条において準用する場合を含む。）、第四十八条の七第四項（第一号に係る部分に限り、第六十三条において準用する場合を含む。）、第五十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第五十四条の十六第二項（第一号に係る部分に限る。）、第六十一条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）、第六十一条の三第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第十項（第一号に係る部分に限る。）、第六十一条の四第二項（第一号に係る部分に限る。）、第六十一条の五第八項（第一号に係る部分に限る。）、第六十三条において準用する同法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項、第八十九条第三項において準用する同法第五十二条の二の六第一項、第八十九条第五項において準用する同法第五十二条の五十一第一項及び第五十二条の六十第二項、第八十九条第七項において準用する同法第五十二条の六十の二十七第一項並びに第八十九条第九項において準用する同法第五十二条の六十一の二十一第一項	［略］	金融商品取引法施行令
第二十六条第二項		金融機関の合併及び転換に関する法律
第二十一条第二項（第一号に係る部分に限り、第二十八条第二項、第三十二条第三項（第五十八条において準用する場合を含む。）、第三十三条第五項及び第五十八条において準用する場合を含む。）及び第三十四条第二項（第一号に係る部分に限り、第四十条第二項、第四十四条第三項（第六十三条において準用する場合を含む。）、第四十七条第三項及び第六十三条において準用する場合を含む。）		

分に限る。）、第二十四条第九項、第三十七条の二第四項（第一号に係る部分に限る。）、第三十八条第十一項（第一号に係る部分に限る。）、第四十八条の七第四項（第一号に係る部分に限る。）、第五十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第六十三条において準用する同法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項、第八十九条第七項において準用する同法第五十二条の六十の二十七第一項並びに第八十九条第九項において準用する同法第五十二条の六十一の二十一第一項	［同上］	
	［項を加える。］	金融機関の合併及び転換に関する法律
第二十一条第二項（第一号に係る部分に限り、第二十八条第二項、第三十二条第三項及び第五十八条において準用する場合を含む。）、第三十四条第二項（第一号に係る部分に限り、第四十条第二項、第四十四条第三項及び第六十三条において準用する場合を含む。）		

銀行法	第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二の六第一項、第五十二条の二十九第一項、第五十二条の五十一第一項、第五十二条の六十第二項、第五十二条の六十一の二十一第一項	［略］
保険業法	第十六条第二項（第一号に係る部分に限り、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十七条の四第二項（第一号に係る部分に限り、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第二十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十条の八第六項において準用する会社法第七十四条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第七十五条第四項及び第八十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第三十二条の二第三項（第一号に係る部分に限る。）、第四十一条第一項において準用する同法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第三百十一条第四項、第三百十八条第四項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百十九条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第四十四条の二第三項（第七十七条第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第四十九条第一項において準用する同法第三百十一条第四項及び第三百十八条第四項（第一号に係る部分に限る。）、第五十三条の十六及び第百八十条の十五において準用する同法第三百七十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第五十三条の十七において準用する同法第三百七十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百七十八条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第五十三条の二十一において準用する同法第三百九十四条第二項（第一号に係る部分に限り、同条第三項において準用する場合を含む。）、第五十三条の二十三の二第六項において準用する同法第三百九十九条の十一第二項（第一号に係る部分に限り、同条第三項において準用する場合を含む。）、第五十三条の二十八第六項において準用する同法第四百十三条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第五十四条の八第三項（第一号に係る部分に限る。）、第六十一条の五において	

銀行法	第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二十九第一項、第五十二条の六十第二項、第五十二条の六十一の二十一第一項	［同上］
保険業法	第十六条第二項（第一号に係る部分に限り、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十七条の四第二項（第一号に係る部分に限り、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第二十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十条の八第六項において準用する会社法第七十四条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第七十五条第四項及び第八十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第三十二条の二第三項（第一号に係る部分に限る。）、第四十一条第一項において準用する同法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第三百十一条第四項、第三百十八条第四項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百十九条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第四十四条の二第三項（第七十七条第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第四十九条第一項において準用する同法第三百十一条第四項及び第三百十八条第四項（第一号に係る部分に限る。）、第五十三条の十六及び第百八十条の十五において準用する同法第三百七十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第五十三条の十七において準用する同法第三百七十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百七十八条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第五十三条の二十一において準用する同法第三百九十四条第二項（第一号に係る部分に限り、同条第三項において準用する場合を含む。）、第五十三条の二十三の二第六項において準用する同法第三百九十九条の十一第二項（第一号に係る部分に限り、同条第三項において準用する場合を含む。）、第五十三条の二十八第六項において準用する同法第四百十三条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（同法第四百十三条第四項において準用する場合を含む。）、第五十四条の八第三項（第一号に係る部分に限る。）、第六十一	

準用する同法第六百八十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第六十一条の八第二項において準用する同法第七百三十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第七百三十五条の二第三項（第一号に係る部分に限る。）、第六十九条の二第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項（第一号に係る部分に限る。）、第七十四条第三項において準用する同法第七十四条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第七十四条第三項（第七十七条第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十五条第四項及び第八十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第八十二条第三項（第一号に係る部分に限り、第九十六条の十五において準用する場合を含む。）、第八十七条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項（第一号に係る部分に限る。）、第九十六条の五第三項において準用する同法第七百九十四条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第八百一条第四項（第一号に係る部分に限り、同条第六項において準用する場合を含む。）、第九十六条の九第五項において準用する同法第八百三条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第八百十一条第三項（第一号に係る部分に限り、同条第四項において準用する場合を含む。）及び第八百十五条第四項（第一号に係る部分に限り、同条第六項において準用する場合を含む。）、第百十一条第一項（第百九十九条及び第二百七十二条の十七において準用する場合を含む。）及び第二項（第二百七十二条の十七において準用する場合を含む。）、第百三十六条の二第二項（第二百十条第一項（第二百七十条の四第九項において準用する場合を含む。）、第二百七十条の四第九項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）、第百五十六条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五条の九第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五条の十三第三項（第一号に係る部分に限り、第百六十五条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第百六十五条の十五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五条の十九第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五条の二十一第三項（第一号に係る部分に限り、第百六十五条の五において準用する同法第六百八十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第六十一条の八第二項において準用する同法第七百三十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第七百三十五条の二第三項（第一号に係る部分に限る。）、第六十九条の二第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項（第一号に係る部分に限る。）、第七十四条第三項において準用する同法第七十四条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第七十四条第三項（第七十七条第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十五条第四項及び第八十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第八十二条第三項（第一号に係る部分に限り、第九十六条の十五において準用する場合を含む。）、第八十七条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項（第一号に係る部分に限る。）、第九十六条の五第三項において準用する同法第七百九十四条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第八百一条第四項（第一号に係る部分に限り、同条第六項において準用する場合を含む。）、第九十六条の九第五項において準用する同法第八百三条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第八百十一条第三項（第一号に係る部分に限り、同条第四項において準用する場合を含む。）及び第八百十五条第四項（第一号に係る部分に限り、同条第六項において準用する場合を含む。）、第百十一条第一項（第百九十九条及び第二百七十二条の十七において準用する場合を含む。）及び第二項（第二百七十二条の十七において準用する場合を含む。）、第百三十六条の二第二項（第二百十条第一項（第二百七十条の四第九項において準用する場合を含む。）、第二百七十条の四第九項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）、第百五十六条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五条の九第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五条の十三第三項（第一号に係る部分に限り、第百六十五条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第百六十五条の十五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五条の十九第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五条の二十一第三項（第一号に係る部分に限り、第百六十五

条の二十二第三項において準用する場合を含む。）、第百六十六条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第百八十条の十七において準用する同法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百九十六条第五項（第一号に係る部分に限る。）、第二百二十四条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第二百四十条の七第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二百七十一条の二十五第一項（第二百七十二条の四十第一項において準用する場合を含む。）並びに第二百八十五条第二項	
保険業法施行規則	
［略］	第二百十条の十の二第二項及び第三項並びに第二百十一条の八十二第二項及び第三項

別表第五（第十条関係）

［略］	
信用金庫法	第二十三条の二第二項（第二号に係る部分に限り、第六十三条において準用する場合を含む。）、第三十八条第十一項（第二号に係る部分に限る。）、第六十一条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）、第六十一条の三第二項（第二号に係る部分に限る。）及び第十項（第二号に係る部分に限る。）、第六十一条の四第二項（第二号に係る部分に限る。）、第六十一条の五第八項（第二号に係る部分に限る。）並びに第六十三条において準用する会社法第四百九十六条第二項（第二号に係る部分に限る。）
金融機関の合併及び転換に関する法律	第二十一条第二項（第二号に係る部分に限り、第二十八条第二項、第三十二条第三項（第五十八条において準用する場合を含む。）、第三十三条第五項及び第五十八条第二項（第二号に係る部分に限り、第四十条第二項、第四十四条第三項（第六十三条において準用する場合を含む。）、第四十七条第三項及び第六十三条において準用する場合を含む。）
保険業法	第十六条第二項（第二号に係る部分に限り、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十七条の四第二項（第二号に係る部分に限り、第五十七

条の二十二第三項において準用する場合を含む。）、第百六十六条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第百八十条の十七において準用する同法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百九十六条第五項（第一号に係る部分に限る。）、第二百二十四条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第二百四十条の七第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二百七十一条の二十五第一項（第二百七十二条の四十第一項において準用する場合を含む。）並びに第二百八十五条第二項	
［項を加える。］	
［同上］	

別表第五（第十条関係）

［同上］	
信用金庫法	第十二条第七項において準用する会社法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百十一条第四項、第二十三条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）、第三十八条第十一項（第二号に係る部分に限る。）並びに第六十三条において準用する同法第四百九十六条第二項（第二号に係る部分に限る。）
金融機関の合併及び転換に関する法律	第二十一条第二項（第二号に係る部分に限り、第二十八条第二項、第三十二条第三項及び第五十八条において準用する場合を含む。）及び第三十四条第二項（第二号に係る部分に限り、第四十条第二項、第四十四条第三項、第四十七条第三項及び第六十三条において準用する場合を含む。）
保険業法	第十六条第二項（第二号に係る部分に限り、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十七条の四第二項（第二号に係る部分に限り、第五十七

条第四項において準用する場合を含む。）、第二十一条第二項、第百九十八条第二項及び第二百九十三条において準用する商法第五百四十六条第一項及び第二項並びに第五百四十七条第二項、第二十四条第二項において準用する会社法第三十三条第六項、第二十六条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第四十条第二項及び第四十七条第二項において準用する同法第三百六条第七項、第五十三条の十五において準用する同法第三百五十八条第七項、第五十三条の十七において準用する同法第三百七十八条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第五十四条の八第二項（第二号に係る部分に限る。）、第六十九条の二第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項（第二号に係る部分に限る。）、第八十二条第三項（第二号に係る部分に限り、第九十六条の十五において準用する場合を含む。）、第八十七条第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項（第二号に係る部分に限る。）、第九十六条の四において準用する同法第二百七条第六項、第九十六条の五第三項において準用する同法第七百九十四条第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第八百一条第四項（第二号に係る部分に限り、同条第六項において準用する場合を含む。）、第九十六条の九第五項において準用する同法第八百三条第三項（第二号に係る部分に限る。）、第八百十一条第三項（第二号に係る部分に限り、同条第四項において準用する場合を含む。）及び第八百十五条第四項（第二号に係る部分に限り、同条第六項において準用する場合を含む。）、第百三十六条の二第二項（第二百十条第一項（第二百七十条の四第九項において準用する場合を含む。）、第二百七十条の四第九項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）、第百五十六条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）、第百六十五条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）、第百六十五条の九第二項（第二号に係る部分に限る。）、第百六十五条の十三第三項（第二号に係る部分に限り、第百六十五条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第百六十五条の十五第二項（第二号に係る部分に限る。）、第百六十五条の十九第二項（第二号に係る部分に限り、

条第四項において準用する場合を含む。）、第二十一条第二項、第百九十八条第二項及び第二百九十三条において準用する商法第五百四十六条第一項及び第二項並びに第五百四十七条第二項、第二十四条第二項において準用する会社法第三十三条第六項、第二十六条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第三十二条の二第三項（第二号に係る部分に限る。）、第四十条第二項及び第四十七条第二項において準用する同法第三百六条第七項、第五十三条の十五において準用する同法第三百五十八条第七項、第五十三条の十七において準用する同法第三百七十八条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第五十四条の八第二項（第二号に係る部分に限る。）、第六十九条の二第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項（第二号に係る部分に限る。）、第八十二条第三項（第二号に係る部分に限り、第九十六条の十五において準用する場合を含む。）、第八十七条第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項（第二号に係る部分に限る。）、第九十六条の四において準用する同法第二百七条第六項、第九十六条の五第三項において準用する同法第七百九十四条第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第八百一条第四項（第二号に係る部分に限り、同条第六項において準用する場合を含む。）、第九十六条の九第五項において準用する同法第八百三条第三項（第二号に係る部分に限る。）、第八百十一条第三項（第二号に係る部分に限り、同条第四項において準用する場合を含む。）及び第八百十五条第四項（第二号に係る部分に限り、同条第六項において準用する場合を含む。）、第百三十六条の二第二項（第二百十条第一項（第二百七十条の四第九項において準用する場合を含む。）、第二百七十条の四第九項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）、第百五十六条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）、第百六十五条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）、第百六十五条の九第二項（第二号に係る部分に限る。）、第百六十五条の十三第三項（第二号に係る部分に限り、第百六十五条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第百六十五条の十五第二項（第二号に係る部分に限る。）、第百六十五条の十九第二項（第二号に係る部分に限り、

第百六十五条の二十二第三項において準用する場合を含む。）、第百六十六条第三項（第二号に係る部分に限る。）、第百八十条の十七において準用する同法第四百九十六条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第百九十六条第五項（第二号に係る部分に限る。）、第二百二十四条第三項（第二号に係る部分に限る。）並びに第二百四十条の七第二項（第二号に係る部分に限る。）	二号に係る部分に限り、第百六十六条の二十二第三項において準用する場合を含む。）、第百六十六条第三項（第二号に係る部分に限る。）、第百八十条の十七において準用する同法第四百九十六条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第百九十六条第五項（第二号に係る部分に限る。）、第二百二十四条第三項（第二号に係る部分に限る。）並びに第二百四十条の七第二項（第二号に係る部分に限る。）
［略］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第三十六号

児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第三十二条の規定に基づき、児童扶養手当法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

児童扶養手当法施行規則の一部を改正する内閣府令

児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（認定の請求） **第一条**　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号。以下「法」という。）第六条の規定による児童扶養手当（以下「手当」という。）の受給資格及びその額についての認定の請求は、児童扶養手当認定請求書（様式第一号）に、次に掲げる書類等を添えて、これを住所地を管轄する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は町村長（以下「手当の支給機関」という。）に提出することによつて行わなければならない。 ［一～四　略］ 五　次のいずれかに該当することによつて請求する場合には、その事実を明らかにすることができる書類 ［イ・ロ　略］ ハ　対象児童の父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項又は第十条の二の規定による命令（それぞれ当該対象児童の母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けたこと。 ニ　［略］ ［六～十　略］	（認定の請求） **第一条**　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号。以下「法」という。）第六条の規定による児童扶養手当（以下「手当」という。）の受給資格及びその額についての認定の請求は、児童扶養手当認定請求書（様式第一号）に、次に掲げる書類等を添えて、これを住所地を管轄する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は町村長（以下「手当の支給機関」という。）に提出することによつて行わなければならない。 ［一～四　同上］ 五　次のいずれかに該当することによつて請求する場合には、その事実を明らかにすることができる書類 ［イ・ロ　同上］ ハ　対象児童の父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項の規定による命令（それぞれ当該対象児童の母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けたこと。 ニ　［同上］ ［六～十　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

様式第一号表面を次のように改める。

様式第一号（第一条関係）　　（表　面）

※※　第　　号

※経由町村名	※市区町村受付年月日　令和　・　・	※町村提出　令和　・　・　第　　号	※町村再提出　令和　・　・　第　　号

児童扶養手当認定請求書

あなたのことについて

①ふりがな 氏名・性別	---------- 男・女	③生年月日	大正 昭和 平成 令和 ・ ・ 生	④障害の有無	ある・ない
②個人番号				⑤配偶者の有無	ある・ない
⑥住所	TEL（　）	⑦支払希望金融機関	名称 / 口座番号	□公金受取口座を利用します。	
⑧職業又は勤務先名	TEL（　）	⑨勤務先所在地			

⑩公的年金受給状況：受けることができる 支給停止 種類（　）／受けることができない／基礎年金番号・年金コード（　）／年額（　　円）

⑪児童の父又は母による遺族補償の受給状況：受けることができる 支給停止 種類（　）／受けることができない／年額（　　円）

⑫養育費の取決めの有無：ある・ない

児童のことについて

⑬児童の氏名（生年月日）	（平成 令和　・　・　生）	（平成 令和　・　・　生）	（平成 令和　・　・　生）
⑭個人番号			
⑮請求者との続柄・同居別居の別	同居・別居	同居・別居	同居・別居
⑯監護等を始めた年月日	平成 令和　・　・	平成 令和　・　・	平成 令和　・　・
⑰障害の状態の有無	ある・ない	ある・ない	ある・ない
⑱母の状況について（該当するものに○をする）	イ離婚 ロ死亡 ハ障害 ニ生死不明 ホ遺棄 ヘ保護命令 ト拘禁 チ未婚 リその他	イ離婚 ロ死亡 ハ障害 ニ生死不明 ホ遺棄 ヘ保護命令 ト拘禁 チ未婚 リその他	イ離婚 ロ死亡 ハ障害 ニ生死不明 ホ遺棄 ヘ保護命令 ト拘禁 チ未婚 リその他
⑲父 氏名			
⑲父 生年月日			
⑲父 現在父が死亡・生死不明・拘禁のときは、その該当事由及び該当年月日	（　）昭和 平成 令和　・　・	（　）昭和 平成 令和　・　・	（　）昭和 平成 令和　・　・
⑳母 氏名			
⑳母 生年月日			
⑳母 現在母が死亡・生死不明・拘禁のときは、その該当事由及び該当年月日	（　）昭和 平成 令和　・　・	（　）昭和 平成 令和　・　・	（　）昭和 平成 令和　・　・
㉑児童が父若しくは母の死亡により受けることができる公的年金・遺族補償の受給状況又は児童が加算の対象となつている父若しくは母の公的年金の受給状況	受けることができる 支給停止 種類（　）／受けることができない／基礎年金番号・年金コード（　）／年額（　　円）	受けることができる 支給停止 種類（　）／受けることができない／基礎年金番号・年金コード（　）／年額（　　円）	受けることができる 支給停止 種類（　）／受けることができない／基礎年金番号・年金コード（　）／年額（　　円）
㉒あなたが障害基礎年金を受けることができるときにこえる障害等	あなたが受けることができる公的年金（児童を有する者に係る加算に係る部分に限る。）の受給状況	受けることができる 支給停止 種類（　）／基礎年金番号・年金コード（　）／年額（　　円）	受けることができる 支給停止 種類（　）／基礎年金番号・年金コード（　）／年額（　　円）	受けることができる 支給停止 種類（　）／基礎年金番号・年金コード（　）／年額（　　円）
㉓父又は母がある障害等級と	身体障害者手帳の番号及び障害等級			
	年金の種類・障害等級			
	父若しくは母の職業又は勤務先			

※※認定・却下	支給開始年月	対象児童数	支給停止	手当月額	支払期別金額				証書番号
	年　月	人	支給	月から　円	1月	円	7月	円	第　号
			一部停止	月から　円	3月	円	9月	円	
			全部停止	月から　円	5月	円	11月	円	

あなたと、あなたの配偶者・同居している扶養義務者の所得について

㉔平成・令和　年分所得	㉕請求者		㉖配偶者		㉗扶養義務者			
氏名								
㉘個人番号								
㉙同一生計配偶者及び扶養親族の合計数（うち老人扶養親族の数（請求者については、㋑70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数㋺特定扶養親族の数㋩16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数））	人（㋑　人／㋺　人／㋩　人）		人（　人）		人（　人）		人（　人）	
㉚㉙以外で請求者によつて生計を維持していた児童	人							
㉛児童扶養手当法施行令第４条第１項による所得の額	円	※　円	円	※　円	円	※　円	円	※　円
㉜児童扶養手当法施行令第３条に定める金品等の額	円	円						
母又は父に対し支払われた額	円	円						
母又は父に対し支払われた額の８割相当額　A	円	円						
児童に対し支払われた額	円	円						
児童に対し支払われた額の８割相当　B	円	円						
合計　A＋B	円	円						
㉝障害者控除	障害者特人	円	障害者特人	円	障害者特人	円	障害者特人	円
㉞寡婦控除・ひとり親控除（請求者が母又は父の場合は控除しない。）、勤労学生控除等	寡婦・ひとり親・勤労	円	寡婦・ひとり親・勤労	円	寡婦・ひとり親・勤労	円	寡婦・ひとり親・勤労	円
㉟雑損控除	円	円	円	円	円	円	円	円
㊱医療費控除	円	円	円	円	円	円	円	円
㊲小規模企業共済等掛金控除	円	円	円	円	円	円	円	円
㊳配偶者特別控除	円	円	円	円	円	円	円	円
㊴地方税法附則第６条第１項による免除（肉用牛の売却による事業所得）	円	円	円	円	円	円	円	円
児童扶養手当法施行令第４条第１項による控除		円		円		円		円
㊵控除後の所得額		円		円		円		円
所得制限限度額 全部支給		円		円		円		円
所得制限限度額 一部支給		円						

関係書類を添えて、児童扶養手当の受給資格の認定を請求します。

令和　年　月　日

都道府県知事（福祉事務所長）／市町村長（福祉事務所長）　殿

氏名

※審査	公的年金照会	あり　種類（　） なし（　）	㉕～㊵の欄及びその他の事項	
	上記のとおり相違ありません。令和　年　月　日　町村長			
※添付書類	戸籍　イ公的年金調書　ロ診断書・X線フイルム　ハ生死不明証明書　ニ遺棄申立書・証明　ホ保護命令決定書　ヘ拘禁の証明書　ト養育費等に関する申告書　チ養育申立書・証明 住民票　リ別居監護申立書・証明　ヌ前住地の所得証明書　ル公的年金給付等受給証明書 その他（　）			
備考				

◎　裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。字は楷書ではつきり書いてください。

様式第十号裏面中「記入し、葢印してください」を「記入してください」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第五号の五表面を次のように改める。

様式第五号の五（第三条の五関係）

（表　面）

※※整理番号　第　　号

※経由町村名	※市区町村受付年月日　令和　・　・	※町村提出　令和　・　・　第　　号	※町村再提出　令和　・　・　第　　号

児　童　扶　養　手　当　所　得　状　況　届

①証書番号	第　　号	②氏名		③住所	

あなたと、あなたの配偶者・同居している扶養義務者の所得について

④　平成・令和　年分所得		⑤　請求者		⑥　配偶者		⑦　扶　養　義　務　者			
氏　名									
⑧ 同一生計配偶者及び扶養親族の合計数（うち老人扶養親族の数（請求者については、㋐70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数㋑特定扶養親族の数㋒16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数））		人（㋐　人）（㋑　人）（㋒　人）		人（　人）		人（　人）		人（　人）	
⑨ ⑧以外で前年の12月31日において請求者によって生計を維持していた児童		人							
所得額	⑩児童扶養手当法施行令第４条第１項による所得の額	円	※　円	円	※　円	円	※　円	円	※　円
	⑪児童扶養手当法施行令第３条に定める金品等の額	円	円						
	母又は父に対し支払われた額	円	円						
	母又は父に対し支払われた額の８割相当額　A	円	円						
	児童に対し支払われた額	円	円						
	児童に対し支払われた額の８割相当額　B	円	円						
	合　計　A＋B	円	円						
控除	⑫障　害　者　控　除	障　人 特　人	円	障　人 特　人	円	障　人 特　人	円	障　人 特　人	円
	⑬寡婦控除・寡婦控除特別加算（請求者が母の場合は控除しない。）、寡夫控除（請求者が父の場合は控除しない。）、勤労学生控除等	寡・寡特・勤・みなし（寡・寡特）	円	寡・寡特・勤・みなし（寡・寡特）	円	寡・寡特・勤・みなし（寡・寡特）	円	寡・寡特・勤・みなし（寡・寡特）	円
	⑭雑　損　控　除	円	円	円	円	円	円	円	円
	⑮医　療　費　控　除	円	円	円	円	円	円	円	円
	⑯小規模企業共済等掛金控除	円	円	円	円	円	円	円	円
	⑰配　偶　者　特　別　控　除	円	円	円	円	円	円	円	円
	⑱地方税法附則第６条第１項による免除（肉用牛の売却による事業所得）	円	円	円	円	円	円	円	円
児童扶養手当法施行令第４条第１項による控除			円		円		円		円
⑲控　除　後　の　所　得　額			円		円		円		円
所得制限限度額	全部支給		円		円		円		円
	一部支給		円						

上記のとおり、所得状況を届け出ます。

令和　　年　　月　　日

都道府県知事（福祉事務所長）
市町村長（福祉事務所長）　殿

氏　名

※審査	支給停止の状況	前年度	今年度
		支給・一部停止・全部停止	支給・一部停止・全部停止
	本年又は前年の被災の有無	有（　）・無 令和　・　・	その他の事項
	上記のとおり、相違ありません。 令和　　年　　月　　日 町村長		

◎　裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要はありません。字は楷書ではっきりと書いてください。

府令・デジタル庁令・省令

○内閣府、デジタル庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、令第二号

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）を実施するため、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第二十一条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第二十一条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令

1　預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（以下「法」という。）第二十一条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別紙様式一によるものとする。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

一　金融庁又は財務局若しくは福岡財務支局の職員が立入検査（財務大臣の権限によるものを除く。）をするときに携帯すべき証明書

二　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合に対して農林水産省の職員が立入検査をするときに携帯すべき証明書

2　前項の規定にかかわらず、法第二十一条第一項（都道府県知事の事務に係るものに限る。）の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別紙様式二によることができる。

附　則

この命令は、法の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

別紙様式一（第一項関係）

（表面）

第　　号

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律の規定による立入検査をする職員の身分証明書

写

真

所属部局

官　　職

氏　　名

年　　月　　日生

年　　月　　日交付

発行者名

（裏面）

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（抄）

（立入検査）

第二十一条　行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員に金融機関の営業所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に関し関係人に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。

別紙様式二（第二項関係）

（第１面）

第　　号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職　　名

氏　　名

写

真

生年月日　　年　　月　　日生

年　　月　　日交付

年　　月　　日限り有効

都道府県知事（市町村長・区長）　㊞

（第２面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法　令　の　条　項	該当の有無

（備考）１　この証明書は、用紙１枚で作成することとする。

２　法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。

３　該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「―」を記載すること。

４　記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第２面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。

５　裏面には、参照条文を記載することができる。

府令・省令

○内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第五条第一項の規定に基づき、認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
法務大臣　小泉　龍司
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎

認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令

認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録による保存） **第九十六条の四**　［略］ ２　［略］ ３　前条各号に掲げる規定に基づき、同一内容の書面を二以上の事務所等（書面又は電磁的記録の保存が義務付けられている場所をいう。以下この章において同じ。）に保存をしなければならないとされている民間事業者等が、第一項の規定に基づき、当該二以上の事務所等のうち、一の事務所等に当該保存すべき書面に係る電磁的記録の保存を行うとともに、当該電磁的記録に記録されている事項について、他の事務所等に備え付けた電子計算機の映像面への表示及び書面への出力ができるようにするための措置を講じた場合は、当該他の事務所等に当該保存すべき書面の保存が行われたものとみなす。 （電磁的記録による縦覧等） **第九十六条の八**　民間事業者等が、電子文書法第五条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる縦覧等に代えて当該縦覧等をすべき書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項をインターネットを利用して表示する方法、当該事項を民間事業者等の事務所等に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を備え置く方法により行わなければならない。	（電磁的記録による保存） **第九十六条の四**　［同上］ ２　［同上］ ３　前条各号に掲げる規定に基づき、同一内容の書面を二以上の事務所等（書面又は電磁的記録の保存が義務付けられている場所をいう。以下この項において同じ。）に保存をしなければならないとされている民間事業者等が、第一項の規定に基づき、当該二以上の事務所等のうち、一の事務所等に当該保存すべき書面に係る電磁的記録の保存を行うとともに、当該電磁的記録に記録されている事項について、他の事務所等に備え付けた電子計算機の映像面への表示及び書面への出力ができるようにするための措置を講じた場合は、当該他の事務所等に当該保存すべき書面の保存が行われたものとみなす。 （電磁的記録による縦覧等） **第九十六条の八**　民間事業者等が、電子文書法第五条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる縦覧等に代えて当該縦覧等をすべき書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書面により行わなければならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府　総務省　文部科学省令第二号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十六条、第五十七条第一項及び第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
文部科学大臣　盛山　正仁

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府
文部省
自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第四章の二　略］	［第一章～第四章の二　同上］
第四章の三　実施機関積立金及び退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用（第百六十二条の五・第百六十二条の六）	第四章の三　実施機関積立金及び退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用（第百六十二条の五・第百六十二条の六）
第四章の四　費用の負担（第百六十二条の七・第百六十二条の八）	
［第五章・第六章　略］	［第五章・第六章　同上］
附則	附則
（職員）	（職員）
第二条の二　［略］	**第二条の二**　［同上］
2　令第二条第二項第三号に規定する主務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。	［2　同上］
［一～三　略］	［一～三　同上］
四　地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は附則第五条第一項から第四項まで	四　地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は附則第五条第一項から第四項まで
（経理単位）	（経理単位）
第六条　第四条の経理単位は、次の各号に掲げる経理単位とし、各経理単位においては、当該各号に規定する取引を経理するものとする。	**第六条**　［同上］
一　短期経理　短期給付及びこれに準ずる給付並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等、同法第百十八条第一項の規定による後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金並びに同法第百二十四条の五第一項の規定による出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百五十条第一項に規定する納付金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の十四第三項に規定する流行初期医療確保拠出金等並びに高齢者の医療の確保に関する法律第百二十四条の四第一項に規定する出産育児交付金に関する取引（組合の資産、負債及び純資産の増減及び異動の原因となる一切の事実をいい、会計単位間及び経理単位間におけるものを含む。以下同じ。）	一　短期経理　短期給付及びこれに準ずる給付並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等、同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等及び介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百五十条第一項に規定する納付金に関する取引（組合の資産、負債及び純資産の増減及び異動の原因となる一切の事実をいい、会計単位間及び経理単位間におけるものを含む。以下同じ。）
［二～十三　略］	［二～十三　同上］
［2　略］	［2　同上］

（組合員被扶養者証等）

第百条　［略］

［２　略］

３　第九十五条から前条までの規定は、組合員被扶養者証について準用する。この場合において、第九十七条第一項中「ものとする」とあるのは「ものとする。この場合において、組合は、組合の定めるところにより、組合員被扶養者証の交付を行つた組合員に対し、被扶養者の要件の確認を行うものとする」と、前条中「別紙様式第十七号による組合員証整理簿」とあるのは「別紙様式第十九号の二による組合員被扶養者証整理簿」と、「、組合員証」とあるのは「、組合員被扶養者証」と読み替えるものとする。

（支払未済の給付）

第百二条　法第四十七条第一項の規定により給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項（第一号の二に掲げる事項にあつては、退職等年金給付に係る支払未済の給付の支給を受けようとする場合に限る。）を記載した請求書を組合（指定都市職員共済組合等にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会。次条、第百二十一条第三項、第百二十二条、第百二十四条第二項、第五項及び第六項、第百二十六条第二項、第百二十八条から第百四十五条まで、第百四十七条から第百五十三条まで、第百五十五条、第百五十六条、第百五十九条第一項及び第三項、第百五十九条の二、第百五十九条の三第一項、第百六十条第二項並びに第百六十一条第一項において同じ。）に提出しなければならない。

［一～五　略］

［２・３　略］

（療養の給付等）

第百四条　法第五十七条第一項に規定する組合員又は被扶養者の資格に係る情報（短期給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。次項において同じ。）の照会を行う方法としてその他の主務省令で定める方法は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法とする。

２　法第五十七条第一項に規定する組合員であることの確認を受ける方法としてその他主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一　組合員証を提出する方法

二　処方箋を提出する方法（法第五十七条第一項各号に掲げる薬局から療養を受けようとする場合に限る。）

三　保険医療機関等（法第五十七条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（法第五十八条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）が、過去に取得した療養又は指定訪問看護（法第五十八条の二第一項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）を受けようとする者の組合員の資格に係る情報を用いて、組合に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、あらかじめ照会を行い、組合から回答を受けて取得した直近の当該情報を確認する方法

（組合員被扶養者証等）

第百条　［同上］

［２　同上］

３　第九十五条から前条までの規定は、組合員被扶養者証について準用する。この場合において、前条中「別紙様式第十七号による組合員証整理簿」とあるのは「別紙様式第十九号の二による組合員被扶養者証整理簿」と、「、組合員証」とあるのは「、組合員被扶養者証」と読み替えるものとする。

（支払未済の給付）

第百二条　法第四十七条第一項の規定により給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項（第一号の二に掲げる事項にあつては、退職等年金給付に係る支払未済の給付の支給を受けようとする場合に限る。）を記載した請求書を組合（指定都市職員共済組合等にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会。次条、第百二十一条第三項、第百二十二条、第百二十四条第二項、第五項及び第六項、第百二十六条第二項、第百二十八条から第百四十五条まで、第百四十七条から第百五十三条まで、第百五十五条、第百五十六条、第百五十九条第一項及び第三項、第百六十条第二項並びに第百六十一条第一項において同じ。）に提出しなければならない。

［一～五　同上］

［２・３　同上］

（療養の給付等）

第百四条　法第五十七条第一項に規定する主務省令で定める方法は、組合員証を、同項各号に掲げる医療機関又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）に提出する方法とする。ただし、同項各号に掲げる薬局において、処方箋の提出により組合員であることの確認を行う場合には、当該薬局に処方箋を提出する方法とする。

２　法第五十七条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける組合員が、保険医療機関等に組合員証又は処方箋を提出する方法により組合員であることの確認を受けるときは、組合員証又は処方箋に高齢受給者証を添えて提出するものとする。ただし、当該保険医療機関等において、当該組合員が同項第二号又は第三号の規定の適用を受けることの確認を行うことができるときは、この限りでない。

（当該者が当該保険医療機関等から療養（居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護又は居宅における薬学的管理及び指導に限る。）を受けようとする場合又は当該指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けようとする場合であつて、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から電子資格確認（法第五十七条第一項に規定する電子資格確認をいう。第百八条第一項及び附則第十二条において同じ。）による確認を受けてから継続的な療養又は指定訪問看護を受けているときに限る。）

3　法第五十七条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける組合員が、保険医療機関等に組合員証又は処方箋を提出する方法により組合員であることの確認を受けるときは、組合員証又は処方箋に高齢受給者証を添えて提出するものとする。ただし、当該保険医療機関等において、当該組合員が同項第二号又は第三号の規定の適用を受けることの確認を行うことができるときは、この限りでない。

（保険外併用療養費）

第百六条の六　第百四条及び第百六条の規定は、組合員が保険医療機関等から法第五十六条第二項第三号に規定する評価療養、同項第四号に規定する患者申出療養又は同項第五号に規定する選定療養を受ける場合について準用する。

［2　略］

（訪問看護療養費）

第百八条　指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けようとする者は、電子資格確認によることができないときは、組合員証を当該指定訪問看護事業者に提出するものとする。

［2　略］

（特別療養証明書）

第百九条　［略］

［2・3　略］

4　第九十五条、第九十六条、第九十八条第二項、第九十九条、第百四条第二項、第百六条の五及び第百八条第一項の規定は、法第六十一条第一項の規定の適用を受ける者について準用する。この場合において、第九十八条第二項中「前項の資格喪失の原因が死亡である場合又は同項」とあるのは「第百九条第三項」と、「受けるべき者」とあるのは「受けるべき者（その者がない場合には埋葬を行つた者）」と、第九十九条中「別紙様式第十七号による組合員証整理簿」とあるのは「別紙様式第二十四号による特別療養証明書整理簿」と、第百四条第二項第一号中「組合員証」とあるのは「特別療養証明書」と、同項第三号中「組合員の」とあるのは「法第六十一条第一項の規定の適用を受ける者の」と、第百八条第一項中「組合員証」とあるのは「特別療養証明書」とする。

（家族療養費）

第百十条　第百四条及び第百六条の規定は、被扶養者が保険医療機関等から療養を受ける場合について準用する。この場合において、第百四条第二項第一号中「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と、同項第三号中「組合員の」とあるのは「被扶養者の」と、同条第三項中「法第五十七条第二項第二号又は第三号」とあるのは「法第五十九条第二項第一号ハ又はニ」と、「組

（保険外併用療養費）

第百六条の六　第百四条及び第百六条の規定は、組合員が保険医療機関等から法第五十六条第二項第三号に規定する評価療養又は同項第四号に規定する選定療養を受ける場合について準用する。

［2　同上］

（訪問看護療養費）

第百八条　法第五十八条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者（以下「指定訪問看護事業者」という。）から指定訪問看護を受けようとする者は、法第五十七条第一項に規定する電子資格確認によることができないときは、組合員証を当該指定訪問看護事業者に提出するものとする。

［2　同上］

（特別療養証明書）

第百九条　［同上］

［2・3　同上］

4　第九十五条、第九十六条、第九十八条第二項、第九十九条、第百四条第一項、第百六条の五及び第百八条第一項の規定は、法第六十一条第一項の規定の適用を受ける者について準用する。この場合において、第九十八条第二項中「前項の資格喪失の原因が死亡である場合又は同項」とあるのは「第百九条第三項」と、「受けるべき者」とあるのは「受けるべき者（その者がない場合には埋葬を行つた者）」と、第九十九条中「別紙様式第十七号による組合員証整理簿」とあるのは「別紙様式第二十四号による特別療養証明書整理簿」と、第百四条第一項中「組合員証」とあるのは「特別療養証明書」と、「組合員で」とあるのは「法第六十一条第一項の規定の適用を受ける者で」と、第百八条第一項中「組合員証」とあるのは「特別療養証明書」とする。

（家族療養費）

第百十条　第百四条及び第百六条の規定は、被扶養者が保険医療機関等から療養を受ける場合について準用する。この場合において、第百四条第一項中「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と、「組合員で」とあるのは「被扶養者で」と、同条第二項中「法第五十七条第二項第二号又は第三号」とあるのは「法第五十九条第二項第一号ハ又はニ」と、「組合員が」とあるの

合員が」とあるのは「被扶養者が」と、「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と、「組合員で」とあるのは「被扶養者で」と、「同項第二号又は第三号」とあるのは「同号ハ又はニ」と読み替えるものとする。

［2　略］

（特定疾病の認定）

第百十条の四の三　［略］

［2・3　略］

4　認定を受け、保険医療機関等から令第二十三条の三の二第九項に規定する療養を受けようとする者が、第百四条第二項（第三号を除く。）に規定する方法により組合員であることの確認を受けるとき（第百十条第一項の規定により読み替えて準用する第百四条第二項（第三号を除く。）に規定する方法により被扶養者であることの確認を受けるときを含む。）は、特定疾病療養受療証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができないときは、この限りでない。

［5～7　略］

（限度額適用の認定等）

第百十条の五　［略］

［2～5　略］

6　第一項の規定による認定を受け、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとする者は、第百四条第二項（第三号を除く。）に規定する方法又は第百八条第一項に規定する方法により組合員であることの確認を受ける場合（第百十条第一項の規定により読み替えて準用する第百四条第二項（第三号を除く。）に規定する方法又は第百十条の二第二項の規定により読み替えて準用する第百八条第一項に規定する方法により被扶養者であることの確認を受ける場合を含む。）において、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができない場合には、この限りでない。

［7　略］

（限度額適用・標準負担額減額の認定）

第百十条の六　［略］

［2～5　略］

6　認定を受け、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとする者は、第百四条第二項（第三号を除く。）に規定する方法又は第百八条第一項に規定する方法により組合員であることの確認を受ける場合（第百十条第一項の規定により読み替えて準用する第百四条第二項（第三号を除く。）に規定する方法又は第百十条の二第二項の規定により読み替えて準用する第百八条第一項に規定する方法により被扶養者であることの確認を受ける場合を含む。）において、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができない場合には、この限りでない。

［7　略］

は「被扶養者が」と、「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と、「組合員で」とあるのは「被扶養者で」と、「同項第二号又は第三号」とあるのは「同号ハ又はニ」と読み替えるものとする。

［2　同上］

（特定疾病の認定）

第百十条の四の三　［同上］

［2・3　同上］

4　認定を受け、保険医療機関等から令第二十三条の三の二第九項に規定する療養を受けようとする者が、第百四条第一項に規定する方法により組合員であることの確認を受けるとき（第百十条第一項の規定により読み替えて準用する第百四条第一項に規定する方法により被扶養者であることの確認を受けるときを含む。）は、特定疾病療養受療証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができないときは、この限りでない。

［5～7　同上］

（限度額適用の認定等）

第百十条の五　［同上］

［2～5　同上］

6　第一項の規定による認定を受け、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとする者は、第百四条第一項に規定する方法又は第百八条第一項に規定する方法により組合員であることの確認を受ける場合（第百十条第一項の規定により読み替えて準用する第百四条第一項に規定する方法又は第百十条の二第二項の規定により読み替えて準用する第百八条第一項に規定する方法により被扶養者であることの確認を受ける場合を含む。）において、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができない場合には、この限りでない。

［7　同上］

（限度額適用・標準負担額減額の認定）

第百十条の六　［同上］

［2～5　同上］

6　認定を受け、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとする者は、第百四条第一項に規定する方法又は第百八条第一項に規定する方法により組合員であることの確認を受ける場合（第百十条第一項の規定により読み替えて準用する第百四条第一項に規定する方法又は第百十条の二第二項の規定により読み替えて準用する第百八条第一項に規定する方法により被扶養者であることの確認を受ける場合を含む。）において、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができない場合には、この限りでない。

［7　同上］

（厚生年金保険給付の請求等）

第百二十条　この節に規定するもののほか、厚生年金保険給付（組合（指定都市職員共済組合等にあつては、市町村連合会。以下この条、次条第一項、第百二十三条、第百二十五条第三号及び第百二十七条において同じ。）が支給するものに限る。以下この款において同じ。）又は厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金（組合が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第三章第一節（第三十条第一項第三号ロ、第六号、第七号及び第十一号ロ、第二項第四号の三並びに第三項、第三十条の三、第三十条の五の二第二項第三号から第五号まで、第三十六条、第四十一条第五項及び第六項並びに第四十二条第一項第六号ロ及び第三項第四号を除く。）、第二節（第四十四条第一項第九号ロ及び第四項、第四十八条の二、第五十二条、第五十七条第五項並びに第五十八条第一項第六号ロ及び第三項第四号を除く。）、第三節（第六十条第一項第三号ロ及び第十四号ロ、第三項第十一号並びに第五項、第六十条の二第一項第三号ロ、第六十九条、第七十二条第一項第三号ロ、第七十四条第五項並びに第七十五条第三項第四号を除く。）及び第三節の二、第三章の二（第七十八条の十を除く。）並びに第三章の三（第七十八条の十八を除く。）に定めるところによるものとする。この場合において、これらの規定中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第三号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、地方公務員等共済組合法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会）」とするほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［略］	［略］	［略］
第三十七条第一項	十日以内に	速やかに
［略］	［略］	［略］
第五十三条第一項	十日以内に	速やかに

（厚生年金保険給付の請求等）

第百二十条　この節に規定するもののほか、厚生年金保険給付（組合（指定都市職員共済組合等にあつては、市町村連合会。以下この条、次条第一項、第百二十三条、第百二十五条第三号及び第百二十七条において同じ。）が支給するものに限る。以下この款において同じ。）又は厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金（組合が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第三章第一節（第三十条第一項第三号ロ、第六号、第七号及び第十一号ロ、第二項第四号の三並びに第三項、第三十条の三、第三十条の五の二第二項第三号から第五号まで、第三十六条、第四十一条第五項及び第六項並びに第四十二条第一項第六号ロ及び第三項第四号を除く。）、第二節（第四十四条第一項第九号ロ及び第四項、第四十八条の二、第五十二条、第五十七条第五項並びに第五十八条第一項第六号ロ及び第三項第四号を除く。）、第三節（第六十条第一項第三号ロ及び第十四号ロ、第三項第十一号並びに第五項、第六十条の二第一項第三号ロ、第六十九条、第七十二条第一項第三号ロ、第七十四条第五項並びに第七十五条第三項第四号を除く。）及び第三節の二、第三章の二（第七十八条の十を除く。）並びに第三章の三（第七十八条の十八を除く。）に定めるところによるものとする。この場合において、これらの規定中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第三号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、地方公務員等共済組合法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会）」とするほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
第三十七条第一項	受給権者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）	十日以内に	受給権者
第三十七条第二項第二号	戸籍の抄本	速やかに	戸籍の抄本。ただし、組合が住民基本台帳法第三十条の九の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
第五十三条第一項	受給権者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構		受給権者

［略］	［略］	［略］	
第七十条第一項	十日以内に	速やかに	
第七十条第四項	第二号等遺族厚生年金	第一号等遺族厚生年金	
第七十条の二第一項	十日以内に	速やかに	
［略］	［略］	［略］	

［2　略］

（支払の一時差止め）

第百二十三条　組合は、厚生年金保険給付の受給権者が正当な理由がなく、厚生年金保険法施行規則第三十二条の三第一項の届書若しくはこれに添えるべき書類（同条第三項の規定の適用を受けるものに限る。）、第三十五条第三項に規定する書類、第三十五条の二の書類等、第三十五条の三第一項に規定する届書若しくはこれに添えるべき書類等、第三十五条の四の書類等、第四十条の二第三項に規定する書類、第五十一条第三項に規定する書類、第五十一条の二の書類等、第五十一条の三第一項に規定する届書、第五十一条の四の書類等、第五十六条の二第三項に規定する書類、第六十八条第三項に規定する書類、第六十八条の二若しくは第六十八条の三の書類等、第七十条の二第一項に規定する届書又は第七十三条の二第三項の書類を提出しないときは、それらの書類等が提出されるまで当該受給権者に係る厚生年金保険給付の支払を差し止めることができる。

（退職等年金給付に関する通知）

第百五十四条　組合（指定都市職員共済組合等にあつては、市町村連合会。第百五十六条の二第一項及び第三項、第百五十六条の三第二項、第百五十九条の三第二項及び第三項、第百六十一条第二項並びに第百六十二条において同じ。）は、退職等年金給付に係る処分を行つたときは、速やかに、文書でその内容を請求者又は受給権者に通知しなければならない。この場合において、請求に応ずることができないものであるときは、理由を付さなければならない。

			保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）
		十日以内に	速やかに
第五十三条第二項第二号	戸籍の抄本		戸籍の抄本。ただし、組合が住民基本台帳法第三十条の九の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。
［同上］	［同上］		［同上］
第七十条第一項	受給権者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）		受給権者
第七十条第二項第二号	戸籍の抄本その他の氏名の変更の理由を明らかにすることができる書類	十日以内に	速やかに	氏名の変更に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本。ただし、組合が住民基本台帳法第三十条の九の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。
第七十条第四項	第二号等遺族厚生年金		第一号等遺族厚生年金
［同上］	［同上］		［同上］

［2　同上］

（支払の一時差止め）

第百二十三条　組合は、厚生年金保険給付の受給権者が正当な理由がなく、厚生年金保険法施行規則第三十二条の三第一項の届書若しくはこれに添えるべき書類（同条第三項の規定の適用を受けるものに限る。）、第三十五条第三項に規定する書類、第三十五条の二の書類等、第三十五条の三第一項に規定する届書若しくはこれに添えるべき書類等、第三十五条の四の書類等、第四十条の二第三項に規定する書類、第五十一条第三項に規定する書類、第五十一条の二の書類等、第五十一条の三第一項に規定する届書、第五十一条の四の書類等、第五十六条の二第三項に規定する書類、第六十八条第三項に規定する書類、第六十八条の二若しくは第六十八条の三の書類等又は第七十三条の二第三項の書類を提出しないときは、それらの書類等が提出されるまで当該受給権者に係る厚生年金保険給付の支払を差し止めることができる。

（退職等年金給付に関する通知）

第百五十四条　組合（指定都市職員共済組合等にあつては、市町村連合会。第百五十六条の二第一項及び第三項、第百五十六条の三第二項、第百六十一条第二項並びに第百六十二条において同じ。）は、退職等年金給付に係る処分を行つたときは、速やかに、文書でその内容を請求者又は受給権者に通知しなければならない。この場合において、請求に応ずることができないものであるときは、理由を付さなければならない。

（年金証書の再交付の申請）

第百五十六条　［略］

２　年金受給権者は、年金証書に記載された氏名に変更があつたときは、前項の申請書を、組合に提出することができる。

３　前項の申請書には、年金証書を添えなければならない。

４　組合は、第一項又は第二項の申請書の提出を受けたときは、新たな年金証書を交付しなければならない。

５　［略］

（年金受給権者の異動報告等）

第百五十九条　年金受給権者は、氏名を改めたとき、転居したとき、住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）により住居表示が変更されたとき、払渡金融機関を変更するとき又は禁錮以上の刑に処せられたとき若しくは退職手当支給制限等処分（国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分をいう。以下この条において同じ。）に相当する処分を受けたときは、次に掲げる事項を記載した年金受給権者異動報告書を組合に提出しなければならない。ただし、氏名を改めたこと、転居したこと又は住居表示が変更されたことにつき、組合が地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

［一～八　略］

九　禁錮以上の刑に処せられたとき又は退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けたときは、当該刑に処せられ、又は当該処分を受けた年月日

２　前項の報告書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

［一・二　略］

三　禁錮以上の刑に処せられたとき又は退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けたときは、当該刑に処せられ、又は当該処分を受けたことを証する書類

［３・４　略］

（公務遺族年金の受給権者の氏名変更の理由の届出）

第百五十九条の三　公務遺族年金の受給権者は、その氏名を変更した場合であつて第百五十九条第一項の規定による報告書の提出を要しないときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書に戸籍抄本その他の氏名の変更の理由を明らかにすることができる書類を添えて、組合に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

二　公務遺族年金の年金証書の記号番号

三　氏名の変更の理由

四　その他必要な事項

２　前項の規定による届出を行う者が、遺族厚生年金（組合が支給するものに限る。）に係る同様の届出を行つた場合は、同項の届書を提出することを要しないものとする。

３　組合は、公務遺族年金の受給権者が正当な理由がなく、第一項に規定する届書を提出しないときは、当該届書が提出されるまで当該受給権者に係る公務遺族年金の支払を差し止めることができる。

（年金証書の亡失等）

第百五十六条　［同上］

［新設］

２　組合は、前項の申請書の提出を受けたときは、新たな年金証書を交付しなければならない。

［新設］

３　［同上］

（年金受給権者の異動報告等）

第百五十九条　年金受給権者は、氏名を改めたとき、転居したとき、住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）により住居表示が変更されたとき又は払渡金融機関を変更するときは、次に掲げる事項を記載した年金受給権者異動報告書を組合に提出しなければならない。ただし、転居したこと又は住居表示が変更されたことにつき、組合が地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

［一～八　同上］

［新設］

［２　同上］

［一・二　同上］

［新設］

［３・４　同上］

［新設］

第四章の四　費用の負担

（出産育児交付調整金額）

第百六十二条の七　当該年度の前々年度の概算出産育児交付金の額（法第百十三条の二第二項において準用する健康保険法第百五十二条の四に規定する概算出産育児交付金の額をいう。次項において同じ。）が同年度の確定出産育児交付金の額（法第百十三条の二第二項において準用する健康保険法第百五十二条の五に規定する確定出産育児交付金の額をいう。次項において同じ。）を超える場合における出産育児交付調整金額（法第百十三条の二第二項において準用する健康保険法第百五十二条の三第二項に規定する出産育児交付調整金額をいう。次項において同じ。）は、その超える額に出産育児交付算定率（健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百三十四条の三に規定する出産育児交付算定率をいう。次項において同じ。）を乗じて得た額とする。

2　当該年度の前々年度の概算出産育児交付金の額が同年度の確定出産育児交付金の額に満たない場合における出産育児交付調整金額は、その満たない額に出産育児交付算定率を乗じて得た額とする。

（出産費及び家族出産費の支給に要する費用の見込額の算定方法）

第百六十二条の八　令第二十九条の五の規定により読み替えて準用する健康保険法第百五十二条の四に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用の見込額は、第一号に掲げる額に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一　当該年度の前々年度における当該組合員に係る出産費及び家族出産費の支給に要した費用の額（法第六十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項に規定する政令で定める金額に係る部分に限る。）

二　健康保険法施行規則第百三十四条の四第一項第二号に掲げる率

三　健康保険法施行規則第百三十四条の四第一項第三号に掲げる率

2　当該年度の前々年度の四月二日以降に新たに設立された組合及び同日から当該年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した組合に係る出産費及び家族出産費の支給に要する費用の見込額は、前項の規定にかかわらず、その間における当該組合に係る出産費及び家族出産費の支給に要した費用の額その他の事情を勘案してあらかじめ社会保険診療報酬支払基金が主務大臣の承認を受けて算定する額とする。

（法第百四十四条の二十四の二第一項の主務省令で定める者等）

第百六十五条の二　法第百四十四条の二十四の二第一項の主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

［一～五　略］

六　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人

［七～十三　略］

2　法第百四十四条の二十四の二第二項の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

［一～六　略］

七　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第十条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者又は同法第三十四条第一項に規定する認定仮名加工医療情報作成事業者が、それぞれ同法第二条第六項に規定する匿名加工医療情報作成事業又は同条第七項に規定する仮名加工医療情報作成事業を行う場合

［新設］

（法第百四十四条の二十四の二第一項の主務省令で定める者等）

第百六十五条の二　［同上］

［一～五　同上］

六　国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人

［七～十三　同上］

［2　同上］

［一～六　同上］

七　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第九条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者が、同法第二条第四項に規定する匿名加工医療情報作成事業を行う場合

七の二　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第二条第五項に規定する医療情報取扱事業者が、同法第五十二条第一項各号又は第五十七条第一項各号に掲げる事項について通知を受けた本人に係る同法第二条第一項に規定する医療情報を取得する場合

［八～十一　略］

（船員組合員証等）

第百七十六条　［略］

［２　略］

３　第九十五条から第九十九条までの規定は、船員組合員証及び船員組合員被扶養者証について準用する。この場合において、第九十七条第一項中「ものとする」とあるのは「ものとする。この場合において、組合は、組合の定めるところにより、船員組合員被扶養者証の交付を行つた船員組合員に対し、被扶養者の要件の確認を行うものとする」と、第九十九条中「別紙様式第十七号による組合員証整理簿」とあるのは「別紙様式第四十二号による船員組合員証整理簿」又は「別紙様式第四十三号による船員組合員被扶養者証整理簿」と読み替えるものとする。

（船員組合員の療養の給付等）

第百七十七条　第百四条から第百十条の六までの規定は、船員組合員又はその被扶養者が法第百三十六条の規定により、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十三条（第四項を除く。）、第六十一条から第六十五条まで、第六十八条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十二条又は第八十三条の規定の例により療養を受ける場合について準用する。この場合において、第百四条第二項第一号及び第三項、第百六条の五第二項第二号、第百七条第一項、第百八条第一項及び第二項、第百八条の二第一項第二号、第百十条の四第一項、第百十条の四の三第一項第二号並びに第百十条の六第一項第二号中「組合員証」とあるのは「船員組合員証」と、第百四条第二項第三号中「組合員の」とあるのは「船員組合員の」と、第百四条第二項及び第三項並びに第百八条第二項中「組合員で」とあるのは「船員組合員で」と、第百四条第三項及び第百八条第二項中「組合員が」とあるのは「船員組合員が」と、第百十条第一項、第百十条の二第二項、第百十条の四第一項、第百十条の四の三第一項第二号及び第百十条の六第一項第二号中「組合員被扶養者証」とあるのは「船員組合員被扶養者証」と、第百十条第二項及び第百十条の三中「組合員証及び組合員被扶養者証」とあるのは「船員組合員証及び船員組合員被扶養者証」と、第百十条第一項中「被扶養者の」とあるのは「船員組合員の被扶養者の」と、同項及び第百十条の二第二項中「被扶養者が」とあるのは「船員組合員の被扶養者が」と、「被扶養者で」とあるのは「船員組合員の被扶養者で」と読み替えるものとする。

（組合役職員等の範囲）

第百七十九条　［略］

２　前項の規定により職員に準ずるものとして主務省令で定めるものに含まないものとされる者は、臨時に使用される者のうち、次に掲げる者（二月以内の期間を定めて使用される者であつて主務大臣が定めるものに限る。）とする。

［一・二　略］

三　地方公務員法第二十六条の六第七項第一号、令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項若しくは附則第五条第一項から第四項まで又は地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項第一号の規定により採用された者に相当する者

［３・４　略］

［新設］

［八～十一　同上］

（船員組合員証等）

第百七十六条　［同上］

［２　同上］

３　第九十五条から第九十九条までの規定は、船員組合員証及び船員組合員被扶養者証について準用する。この場合において、第九十九条中「別紙様式第十七号による組合員証整理簿」とあるのは「別紙様式第四十二号による船員組合員証整理簿」又は「別紙様式第四十三号による船員組合員被扶養者証整理簿」と読み替えるものとする。

（船員組合員の療養の給付等）

第百七十七条　第百四条から第百十条の六までの規定は、船員組合員又はその被扶養者が法第百三十六条の規定により、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十三条（第四項を除く。）、第六十一条から第六十五条まで、第六十八条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十二条又は第八十三条の規定の例により療養を受ける場合について準用する。この場合において、第百四条第一項及び第二項、第百六条の五第二項、第百七条第一項、第百八条第一項及び第二項、第百八条の二第一項、第百十条の四第一項、第百十条の四の三第一項並びに第百十条の六第一項中「組合員証」とあるのは「船員組合員証」と、第百四条第一項及び第二項並びに第百八条第二項中「組合員で」とあるのは「船員組合員で」と、第百四条第二項及び第百八条第二項中「組合員が」とあるのは「船員組合員が」と、第百十条第一項、第百十条の二第二項、第百十条の四第一項、第百十条の四の三第一項及び第百十条の六第一項中「組合員被扶養者証」とあるのは「船員組合員被扶養者証」と、第百十条第二項及び第百十条の三中「組合員証及び組合員被扶養者証」とあるのは「船員組合員証及び船員組合員被扶養者証」と、第百十条第一項及び第百十条の二第二項中「被扶養者が」とあるのは「船員組合員の被扶養者が」と、「被扶養者で」とあるのは「船員組合員の被扶養者で」と読み替えるものとする。

（組合役職員等の範囲）

第百七十九条　［同上］

［２　同上］

［一・二　同上］

三　地方公務員法第二十六条の六第七項第一号、第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の六第一項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項第一号の規定により採用された者に相当する者

［３・４　同上］

（職員引継一般地方独立行政法人の役職員）

第百七十九条の二　［略］

2　前項の規定により職員に準ずるものとして主務省令で定めるものに含まないものとされる者は、臨時に使用される者のうち、次に掲げる者（二月以内の期間を定めて使用される者であつて主務大臣が定めるものに限る。）とする。

［一・二　略］

三　地方公務員法第二十六条の六第七項第一号、令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項若しくは附則第五条第一項から第四項まで若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項第一号の規定により採用された者に相当する者又は大学の教員等の任期に関する法律第五条第一項の規定により採用された者

（定款変更一般地方独立行政法人の役職員）

第百七十九条の三　［略］

2　前項の規定により職員に準ずるものとして主務省令で定めるものに含まないものとされる者は、臨時に使用される者のうち、次に掲げる者（二月以内の期間を定めて使用される者であつて主務大臣が定めるものに限る。）とする。

［一・二　略］

三　地方公務員法第二十六条の六第七項第一号、令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項若しくは附則第五条第一項から第四項まで又は地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項第一号の規定により採用された者に相当する者

（職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員）

第百七十九条の四　［略］

2　前項の規定により職員に準ずるものとして主務省令で定めるものに含まないものとされる者は、臨時に使用される者のうち、次に掲げる者（二月以内の期間を定めて使用される者であつて主務大臣が定めるものに限る。）とする。

［一・二　略］

三　地方公務員法第二十六条の六第七項第一号、令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項若しくは附則第五条第一項から第四項まで又は地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項第一号の規定により採用された者に相当する者

（任意継続組合員証等）

第百八十四条　［略］

［2　略］

3　第九十五条から第九十九条までの規定は、任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証について準用する。この場合において、第九十七条第一項中「ものとする」とあるのは「ものとする。この場合において、組合は、組合の定めるところにより、任意継続組合員被扶養者証の交付を行つた任意継続組合員に対し、被扶養者の要件の確認を行うものとする」と、第九十九条中「別紙様式第十七号による組合員証整理簿」とあるのは「別紙様式第四十七号による任意継続組合員証整理簿及び別紙様式第四十七号の二による任意継続組合員被扶養者証整理簿」と、「組合員証」とあるのは「任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証」と読み替えるものとする。

（職員引継一般地方独立行政法人の役職員）

第百七十九条の二　［同上］

［2　同上］

［一・二　同上］

三　地方公務員法第二十六条の六第七項第一号、第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の六第一項若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項第一号の規定により採用された者に相当する者又は大学の教員等の任期に関する法律第五条第一項の規定により採用された者

（定款変更一般地方独立行政法人の役職員）

第百七十九条の三　［同上］

［2　同上］

［一・二　同上］

三　地方公務員法第二十六条の六第七項第一号、第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の六第一項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項第一号の規定により採用された者に相当する者

（職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員）

第百七十九条の四　［同上］

［2　同上］

［一・二　同上］

三　地方公務員法第二十六条の六第七項第一号、第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の六第一項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項第一号の規定により採用された者に相当する者

（任意継続組合員証等）

第百八十四条　［同上］

［2　同上］

3　第九十五条から第九十九条までの規定は、任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証について準用する。この場合において、第九十九条中「別紙様式第十七号による組合員証整理簿」とあるのは「別紙様式第四十七号の二による任意継続組合員証整理簿及び別紙様式第四十七号による任意継続組合員被扶養者証整理簿」と、「組合員証」とあるのは「任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証」と読み替えるものとする。

（任意継続組合員の療養の給付等）

第百八十四条の二の二　第百四条から第百十条の六までの規定は、任意継続組合員又はその被扶養者について準用する。この場合において、第百四条第二項第一号及び第三項、第百六条の五第二項第二号、第百七条第一項、第百八条第一項及び第二項、第百八条の二第一項第二号、第百十条の四第一項、第百十条の四の三第一項第二号並びに第百十条の六第一項第二号中「組合員証」とあるのは「任意継続組合員証」と、第百四条第二項第三号中「組合員の」とあるのは「任意継続組合員の」と、第百四条第二項及び第三項並びに第百八条第二項中「組合員で」とあるのは「任意継続組合員で」と、第百四条第三項及び第百八条第二項中「組合員が」とあるのは「任意継続組合員が」と、第百十条第一項、第百十条の二第二項、第百十条の四第一項、第百十条の四の三第一項第二号及び第百十条の六第一項第二号中「組合員被扶養者証」とあるのは「任意継続組合員被扶養者証」と、第百十条第二項及び第百十条の三中「組合員証及び組合員被扶養者証」とあるのは「任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証」と、第百十条第一項中「被扶養者が」とあるのは「任意継続組合員の被扶養者が」と、同項及び第百十条の二第二項中「被扶養者の」とあるのは「任意継続組合員の被扶養者の」と読み替えるものとする。

附　則

［削る］

第十一条　法附則第四十条の三の二の規定により高齢者の医療の確保に関する法律附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等の納付が行われる場合における第六条の規定の適用については、同条第一項第一号中「後期高齢者支援金等」という。）とあるのは、「後期高齢者支援金等」という。）、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等」とする。

（電子資格確認に係る個人番号カードの交付の申請の支援）

第十二条　組合は、当分の間、電子資格確認に係る組合員及びその被扶養者の個人番号カード（番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の交付の申請（番号利用法第十七条第一項に規定する申請をいう。）が円滑に行われるよう、必要な支援を組合員に対し、及び直接に又は組合員を通じてその被扶養者に対し、行うことができる。

（改正前地共済法による年金である給付の届出等）

第二十七条　平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付に係る請求、届出その他の行為については、地方公務員等共済組合法施行規程等の一部を改正する命令（平成二十七年内閣府・総務省・文部科学省令第二号）による改正前の地方公務員等共済組合法施行規程（以下「改正前施行規程」という。）第百一条、第百一条の三、第四章第三節（第百二十一条、第百二十一条の三から第百二十三条まで、第百二十八条、第百二十八条の四から第百二十九条まで、第百三十二条、第百三十三条、第百三十四条第一項及び第二項、第百三十七条、第百三十九条、第百四十三条、第百四十九条、第百五十五条第二項、第百六十条の二から第百六十条の四まで並びに第百六十二条の二から第百六十二条の十一までを除く。）及び第百六十五条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前施行規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（任意継続組合員の療養の給付等）

第百八十四条の二の二　第百四条から第百十条の六までの規定は、任意継続組合員又はその被扶養者について準用する。この場合において、第百四条第一項及び第二項、第百六条の五第二項、第百七条第一項、第百八条第一項及び第二項、第百八条の二第一項、第百十条の四第一項、第百十条の四の三第一項並びに第百十条の六第一項中「組合員証」とあるのは「任意継続組合員証」と、第百四条第一項及び第二項並びに第百八条第二項中「組合員で」とあるのは「任意継続組合員で」と、第百四条第二項及び第百八条第二項中「組合員が」とあるのは「任意継続組合員が」と、第百十条第一項、第百十条の二第二項、第百十条の四第一項、第百十条の四の三第一項及び第百十条の六第一項中「組合員被扶養者証」とあるのは「任意継続組合員被扶養者証」と、第百十条第二項及び第百十条の三中「組合員証及び組合員被扶養者証」とあるのは「任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証」と、第百十条第一項及び第百十条の二第二項中「被扶養者が」とあるのは「任意継続組合員の被扶養者が」と、「被扶養者で」とあるのは「任意継続組合員の被扶養者で」と読み替えるものとする。

附　則

第十一条　法附則第四十条の三の二の規定により国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金の納付が行われる場合における第六条の規定の適用については、同条第一項第一号中「及び介護保険法」とあるのは、「、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条に規定する拠出金及び介護保険法」とする。

第十二条　法附則第四十条の三の三の規定により高齢者の医療の確保に関する法律附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等の納付が行われる場合における第六条の規定の適用については、同条第一項第一号中「後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等」とする。

（電子資格確認に係る個人番号カードの交付の申請の支援）

第十二条の二　組合は、当分の間、法第五十七条第一項に規定する電子資格確認に係る組合員及びその被扶養者の個人番号カード（番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の交付の申請（番号利用法第十七条第一項に規定する申請をいう。）が円滑に行われるよう、必要な支援を組合員に対し、及び直接に又は組合員を通じてその被扶養者に対し、行うことができる。

（改正前地共済法による年金である給付の届出等）

第二十七条　［同上］

［略］	［略］	［略］
改正前施行規程第百五十九条第一項	又は振込金融機関を変更するとき	払渡金融機関を変更するとき又は禁錮以上の刑に処せられたとき若しくは退職手当支給制限等処分（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分をいう。以下この条において同じ。）に相当する処分を受けたとき
	転居したこと	氏名を改めたこと、転居したこと
	知事等から本人確認情報	地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報
［略］	［略］	［略］
改正前施行規程第百五十九条第一項第九号	九　振込金融機関を変更するときは、新たな振込金融機関及び従前の振込金融機関	九　払渡金融機関を変更するときは、次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項 イ　支給を受けようとする預金口座として公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預金口座（以下この号において「公金受取口座」という。）を利用する者　新たな払渡金融機関の名称、所在地及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨並びに従前の払渡金融機関 ロ　イに掲げる者以外の者　新たな払渡金融機関の名称、所在地及び預金口座の口座番号並びに従前の払渡金融機関 十　禁錮以上の刑に処せられたとき又は退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けたときは、当該刑に処せられ、又は当該処分を受けた年月日

［同上］	［同上］	［同上］
改正前施行規程第百五十九条第一項	知事等から本人確認情報	地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報
［同上］	［同上］	［同上］
改正前施行規程第百五十九条第一項第九号	振込金融機関を変更するときは、新たな振込金融機関及び従前の振込金融機関	払渡金融機関を変更するときは、次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項 イ　支給を受けようとする預金口座として公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預金口座（以下この号において「公金受取口座」という。）を利用する者　新たな払渡金融機関の名称、所在地及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨並びに従前の払渡金融機関 ロ　イに掲げる者以外の者　新たな払渡金融機関の名称、所在地及び預金口座の口座番号並びに従前の払渡金融機関

改正前施行規程第百五十九条第二項第三号		
三　振込金融機関を変更するときは、新たな振込金融機関の名称及び所在地並びに預金口座番号を記載した書類	［略］	［略］
三　前項第九号ロに掲げる者が払渡金融機関を変更するときは、新たな払渡金融機関の預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類 四　禁錮以上の刑に処せられたとき又は退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けたときは、当該刑に処せられ、又は当該処分を受けたことを証する書類	［略］	［略］

（改正前地共済法による年金である給付の受給権者の氏名変更の理由の届出）

第二十八条の三　平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付のうち遺族共済年金（以下この条において「改正前地共済法による遺族共済年金」という。）の受給権者は、その氏名を変更した場合であつて附則第二十七条の規定により読み替えて適用するなおその効力を有する改正前施行規程第百五十九条第一項の規定による報告書の提出を要しないときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書に戸籍抄本その他の氏名の変更の理由を明らかにすることができる書類を添えて、組合に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

二　年金証書の記号番号

三　氏名の変更の理由

四　その他必要な事項

2　組合（指定都市職員共済組合等にあつては、市町村連合会）は、改正前地共済法による遺族共済年金の受給権者が正当な理由がなく、前項に規定する届書を提出しないときは、当該届書が提出されるまで当該受給権者に係る改正前地共済法による遺族共済年金の支払を差し止めることができる。

（年金証書の再交付の申請の特例）

第二十八条の四　平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付の受給権者は、その氏名を変更した場合は、附則第二十七条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前施行規程第百五十六条第一項の規定による申請書を組合に提出することができる。

2　前項の申請書には、年金証書を添えなければならない。

3　組合は、第一項の申請書の提出を受けたときは、新たな年金証書を交付しなければならない。

（組合が特定個人情報の提供を受けることができるときの添付書類の特例）

第二十九条　附則第十三条から第二十五条まで、附則第二十八条及び附則第二十八条の三の規定によつて組合に提出すべき書類に添えなければならない書類について、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

改正前施行規程第百五十九条第二項第三号		
振込金融機関を変更するときは、新たな振込金融機関の名称及び所在地並びに預金口座番号を記載した書類	［同上］	［同上］
前項第九号ロに掲げる者が払渡金融機関を変更するときは、新たな払渡金融機関の預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類	［同上］	［同上］

［新設］

［新設］

（組合が特定個人情報の提供を受けることができるときの添付書類の特例）

第三十九条　附則第十三条から第二十五条まで及び附則第二十八条の規定によつて組合に提出すべき書類に添えなければならない書類について、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

別紙様式第25号

（表）

○○共済組合限度額適用認定証

令和　年　月　日交付

組合員	記号		番号	（枝番）
	氏名			
	生年月日	年　月　日		
適用対象者	氏名			
	生年月日	年　月　日		
	住所			
発効年月日		令和　年　月　日		
有効期限		令和　年　月　日		
適用区分				
発行機関	所在地			
	保険者番号 名称及び印			

マイナ保険証（※）を利用すれば、事前の手続きなく、
高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、
マイナ保険証をぜひご利用ください。
※　電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます。

（裏）　［略］

備考

1　用紙の大きさは、縦127ミリメートル、横91ミリメートルとする。

2　この証は、対象者1人ごとに作製すること。

3　対象者が組合員であるときは、表面の「適用対象者」の欄の「氏名」欄に「組合員本人」と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。

4　「有効期限」欄には、この証が無効となる日の前日までを記載すること。

5　適用区分欄には、適用対象者が地方公務員等共済組合法施行令第23条の3の4第1項第2号又は第2項第2号に掲げる者である場合は「ア」と、同条第1項第3号又は第2項第3号に掲げる者である場合は「イ」と、同条第1項第1号又は第2項第1号に掲げる者である場合は「ウ」と、同条第1項第4号又は第2項第4号に掲げる者である場合は「エ」と、同条第3項第4号又は第4項第4号に掲げる者である場合は「現役並みⅠ」と、同条第3項第3号又は第4項第3号に掲げる者である場合は「現役並みⅡ」と記載すること。

6　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。

7　別途組合員又はその被扶養者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

別紙様式第25号

（表）

○○共済組合限度額適用認定証

令和　年　月　日交付

組合員	記号		番号	（枝番）
	氏名			
	生年月日	年　月　日		
適用対象者	氏名			
	生年月日	年　月　日		
	住所			
発効年月日		令和　年　月　日		
有効期限		令和　年　月　日		
適用区分				
発行機関	所在地			
	保険者番号 名称及び印			

（裏）　［同左］

備考

1　用紙の大きさは、縦127ミリメートル、横91ミリメートルとする。

2　この証は、対象者1人ごとに作製すること。

3　対象者が組合員であるときは、表面の「適用対象者」の欄の「氏名」欄に「組合員本人」と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。

4　「有効期限」欄には、この証が無効となる日の前日までを記載すること。

5　適用区分欄には、適用対象者が地方公務員等共済組合法施行令第23条の3の4第1項第2号又は第2項第2号に掲げる者である場合は「ア」と、同条第1項第3号又は第2項第3号に掲げる者である場合は「イ」と、同条第1項第1号又は第2項第1号に掲げる者である場合は「ウ」と、同条第1項第4号又は第2項第4号に掲げる者である場合は「エ」と、同条第3項第4号又は第4項第4号に掲げる者である場合は「現役並みⅠ」と、同条第3項第3号又は第4項第3号に掲げる者である場合は「現役並みⅡ」と記載すること。

6　別途組合員又はその被扶養者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

別紙様式第25号の２

（表）

○○共済組合限度額適用・標準負担額減額認定証

令和　年　月　日交付

記号		番　号	（枝番）
組合員	氏　名		
	生年月日	年　月　日	
適用・減額対象者	氏　名		
	生年月日	年　月　日	
	住　所		
発効年月日	令和　年　月　日		
有効期限	令和　年　月　日		
適用区分			
長期入院該当	令和　年　月　日	組合印	
発行機関	所在地		
	保険者番号 名称及び印		

マイナ保険証（※）を利用すれば、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
限度額適用・標準負担額減額認定証の提示は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。
※　電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます。

（裏）　［略］

備考

1　用紙の大きさは、縦127ミリメートル、横91ミリメートルとする。

2　この証は、対象者1人ごとに作製すること。

3　対象者が組合員であるときは、表面の「適用・減額対象者」の欄の「氏名」欄に「組合員本人」と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。

4　「有効期限」欄には、この証が無効となる日の前日までを記載すること。

5　適用区分欄には、適用対象者が地方公務員等共済組合法施行令第23条の3の4第1項第5号又は第2項第5号に掲げる者である場合は「オ」と、同条第3項第6号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同項第5号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。

6　健康保険法施行規則第62条の3第6号に掲げる者である場合は、適用区分欄に、5記載の適用区分「オ」又は「Ⅰ」に加え、「(境)」と記載すること。

7　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。

8　別途組合員又はその被扶養者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

別紙様式第25号の２

（表）

○○共済組合限度額適用・標準負担額減額認定証

令和　年　月　日交付

記号		番　号	（枝番）
組合員	氏　名		
	生年月日	年　月　日	
適用・減額対象者	氏　名		
	生年月日	年　月　日	
	住　所		
発効年月日	令和　年　月　日		
有効期限	令和　年　月　日		
適用区分			
長期入院該当	令和　年　月　日	組合印	
発行機関	所在地		
	保険者番号 名称及び印		

（裏）　［同左］

備考

1　用紙の大きさは、縦127ミリメートル、横91ミリメートルとする。

2　この証は、対象者1人ごとに作製すること。

3　対象者が組合員であるときは、表面の「適用・減額対象者」の欄の「氏名」欄に「組合員本人」と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。

4　「有効期限」欄には、この証が無効となる日の前日までを記載すること。

5　適用区分欄には、適用対象者が地方公務員等共済組合法施行令第23条の3の4第1項第5号又は第2項第5号に掲げる者である場合は「オ」と、同条第3項第6号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同項第5号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。

6　健康保険法施行規則第62条の3第6号に掲げる者である場合は、適用区分欄に、5記載の適用区分「オ」又は「Ⅰ」に加え、「(境)」と記載すること。

7　別途組合員又はその被扶養者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

別表第１号表

第１号表の１

短　　期　　経　　理

資産、負債及び純資産勘定科目（貸借対照表勘定科目）

［表　略］

利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）

借方			貸方		
大項目	中項目	小項目	大項目	中項目	小項目
経常費用	［略］	［略］	経常収益	［略］	［略］
				前期高齢者交付金 出産育児交付金	
	［略］	［略］	［略］	［略］	
	出産育児関係事務費拠出金 病床転換支援金				
		病床転換支援金 事務費拠出金			
	介護納付金 流行初期医療確保拠出金				
		流行初期医療確保拠出金 流行初期医療確保関係事務費拠出金			
［略］	［略］	［略］			

別表第１号表

第１号表の１

短　　期　　経　　理

資産、負債及び純資産勘定科目（貸借対照表勘定科目）

［表　同左］

利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）

借方			貸方		
大項目	中項目	小項目	大項目	中項目	小項目
経常費用	［同左］	［同左］	経常収益	［同左］	［同左］
				前期高齢者交付金	
	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	
	病床転換支援金				
		病床転換支援金 事務費拠出金			
	介護納付金				
［同左］	［同左］	［同左］			

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和六年四月一日から施行する。

（様式の特例）

第二条　この命令の施行の際現に交付されているこの命令による改正前の別紙様式第二十五号による限度額適用認定証及び別紙様式第二十五号の二による限度額適用・標準負担額減額認定証は、それぞれこの命令による改正後の別紙様式第二十五号及び別紙様式第二十五号の二の様式によるものとみなす。

第三条　この命令の施行の際現に存するこの命令による改正前の別紙様式第二十五号及び別紙様式第二十五号の二の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

○**内閣府財務省令第一号**

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第五条第一項の規定に基づき、内閣府及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一

内閣府及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令

内閣府及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令（平成十七年内閣府財務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（電磁的記録による縦覧等） **第九条**　民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、別表第三の上欄に掲げる法律の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項をインターネットを利用して表示する方法、当該事項を民間事業者等の事務所等に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を備え置く方法により行わなければならない。	（電磁的記録による縦覧等） **第九条**　民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、別表第三の上欄に掲げる法律の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。
別表第三（第八条関係） ［略］	**別表第三**（第八条関係） ［同上］
金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）　第四百十条第二項、第四百二十八条第二項、第四百七十九条第二項、第五百二十条第二項及び第五百三十六条第二項	［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○**内閣府財務省令第二号**

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十七条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第四章に規定する預金保険機構の業務の特例等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第四章に規定する預金保険機構の業務の特例等に関する命令の一部を改正する命令

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第四章に規定する預金保険機構の業務の特例等に関する命令（令和三年内閣府財務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（利益及び損失の処理） **第三条**　機構は、口座情報連絡等勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金（法第十二条第二項に規定する電子情報処理組織及び預貯金者の意思に基づく個人番号の利用によ	（利益及び損失の処理） **第三条**　機構は、口座情報連絡等勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

る預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号。以下「口座管理法」という。）第十九条の規定による送信に使用する情報システムの整備及び管理その他の法第十二条第一項各号に掲げる業務及び口座管理法第十条各号に掲げる業務に必要な経費に充てるための資金をいう。次項及び第三項において同じ。）として整理しなければならない。

2　［略］

3　機構は、第一項の規定による積立金のうち法第十五条の規定による交付金に係るものに相当する金額が法第十二条第一項各号に掲げる業務に要する費用に相当する金額を超えるときは、その超える金額を国庫に納付しなければならない。

（機構が受領する交付金）

第四条　機構が国から受領する法第十五条の規定による交付金は、機構が行う法第十二条第一項各号に掲げる業務の実施のために必要な費用を超えないものとする。

（借入金の認可の申請）

第五条　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

○内閣府・財務省令第三号

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三十六条第二項及び預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第十六条の規定に基づき、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第四章に規定する預金保険機構の業務の特例等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第四章に規定する預金保険機構の業務の特例等に関する命令の一部を改正する命令

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第四章に規定する預金保険機構の業務の特例等に関する命令（令和三年内閣府令第四号）財務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務の特例に係る業務方法書の記載事項） **第一条**　預金保険機構（以下「機構」という。）が預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（以下「法」という。）第十条各号に掲げる業務を行う場合には、預金保険法第三十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める事項は、預金保険法施行規則（昭和四十六年大蔵省令第二十八号）第一条の二各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。 ［一・二　略］ 三　法第十五条の規定による手数料の収納に関する事項 四　［略］	（業務の特例に係る業務方法書の記載事項） **第一条**　預金保険機構（次条において「機構」という。）が預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（以下「法」という。）第十条各号に掲げる業務を行う場合には、預金保険法第三十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める事項は、預金保険法施行規則（昭和四十六年大蔵省令第二十八号）第一条の二各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。 ［一・二　同上］ ［号を加える。］ 三　［同上］

2　［同上］

［項を加える。］

［条を加える。］

（借入金の認可の申請）

第四条　［同上］

［条を加える。］

（手数料の額の認可の申請）

第三条　機構は、法第十五条第二項の規定による認可を受けようとするときは、認可を受けようとする手数料の額及び法第十条各号に掲げる業務に要する費用に相当する金額に関し次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。

一　認可を受けようとする手数料の額を算出する基礎となる人件費、事務費その他の経費

二　認可を受けようとする手数料の額の算出方法

２　金融庁長官及び財務大臣は、前項の認可を受けようとする手数料の額が法第十条各号に掲げる業務に要する費用に相当する金額を超えないと認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

○内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省　令第一号

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第三十五号）及び医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第六十号）の施行に伴い、並びに医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）及び医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行令（平成三十年政令第百六十三号）の規定に基づき、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
経済産業大臣　齋藤　健

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則の一部を改正する命令

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則（平成三十年内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行規則	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則
目次	［目次を付する。］
第一章　総則（第一条・第二条）	
第二章　認定匿名加工医療情報作成事業者及び匿名加工医療情報取扱事業者（第三条―第三十二条）	
第一節　認定匿名加工医療情報作成事業者及び匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制（第三条―第二十六条）	
第二節　匿名医療保険等関連情報等との連結（第二十七条―第三十二条）	
第三章　認定仮名加工医療情報作成事業者及び認定仮名加工医療情報利用事業者（第三十三条―第四十四条）	
第一節　認定仮名加工医療情報作成事業者及び仮名加工医療情報等の取扱いに関する規制（第三十三条―第三十七条）	
第二節　認定仮名加工医療情報利用事業者及び提供仮名加工医療情報の取扱いに関する規制（第三十八条―第四十四条）	

第四章　認定医療情報等取扱受託事業者（第四十五条・第四十六条）
第五章　医療情報取扱事業者による認定匿名加工医療情報作成事業者又は認定仮名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供（第四十七条―第六十条）
第六章　雑則（第六十一条）
附則

第一章　総則

（定義）

第一条　この規則において使用する用語は、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（医療情報）

第二条　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行令（平成三十年政令第百六十三号。以下「令」という。）第一条第二号イの主務省令で定める心身の機能の障害は、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）第五条各号に規定する障害とする。

第二章　認定匿名加工医療情報作成事業者及び匿名加工医療情報取扱事業者

第一節　認定匿名加工医療情報作成事業者及び匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制

（認定の申請）

第三条　法第九条第一項の認定を受けようとする者は、様式第一による申請書を主務大臣に提出しなければならない。

2　法第九条第二項の主務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　申請者に係る次に掲げる書類

イ　［略］

ロ　法第九条第三項第一号ハの役員（第六条第二号イ(1)及び第八条第二項第一号において単に「役員」という。）及び使用人（次条に規定する使用人をいう。）に係る住民票の写し又はこれに代わる書類

［二・三　略］

（使用人）

第四条　法第九条第三項第一号ハの主務省令で定める使用人（第六条第二号イ(1)及び第八条第二項第一号において単に「使用人」という。）は、申請者の使用人であって、当該申請者の匿名加工医療情報作成事業に関する権限及び責任を有する者とする。

（心身の故障により匿名加工医療情報作成事業を適正に行うことができない者）

第四条の二　法第九条第三項第一号ハ(1)の主務省令で定めるものは、精神の機能の障害により匿名加工医療情報作成事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（法第九条第三項第二号の主務省令で定める基準）

第五条　法第九条第三項第二号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

［一～五　略］

六　法第五条第一項に規定する基本方針（次号において「基本方針」という。）に照らし適切なものであると認められる匿名加工医療情報作成事業に関する中期的な計画を有すること。

［七～十一　略］

［章名を付する。］

（定義）

第一条　この規則において使用する用語は、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（医療情報）

第二条　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第二号イの主務省令で定める心身の機能の障害は、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）第五条各号に規定する障害とする。

［章名を付する。］

［節名を付する。］

（認定の申請）

第三条　法第八条第一項の認定を受けようとする者は、様式第一による申請書を主務大臣に提出しなければならない。

2　法第八条第二項の主務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　申請者に係る次に掲げる書類

イ　［同上］

ロ　法第八条第三項第一号ハの役員（第八条第二項第一号において単に「役員」という。）及び使用人（次条に規定する使用人をいう。）に係る住民票の写し又はこれに代わる書類

［二・三　同上］

（使用人）

第四条　法第八条第三項第一号ハの主務省令で定める使用人（第八条第二項第一号において単に「使用人」という。）は、申請者の使用人であって、当該申請者の匿名加工医療情報作成事業に関する権限及び責任を有する者とする。

（心身の故障により匿名加工医療情報作成事業を適正に行うことができない者）

第四条の二　法第八条第三項第一号ハ(1)の主務省令で定めるものは、精神の機能の障害により匿名加工医療情報作成事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（法第八条第三項第二号の主務省令で定める基準）

第五条　法第八条第三項第二号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

［一～五　同上］

六　法第四条第一項に規定する基本方針（次号において「基本方針」という。）に照らし適切なものであると認められる匿名加工医療情報作成事業に関する中期的な計画を有すること。

［七～十一　同上］

（安全管理措置）

第六条　法第九条第三項第三号及び法第二十一条の主務省令で定める措置は、次のとおりとする。

一　組織的安全管理措置

イ　認定匿名加工医療情報作成事業に関し管理する匿名加工医療情報等（以下この条において「認定事業匿名加工医療情報等」という。）の安全管理に係る基本方針を定めていること。

ロ　認定事業匿名加工医療情報等の安全管理に関する相当の経験及び識見を有する責任者を配置していること。

ハ　認定事業匿名加工医療情報等を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にしていること。

ニ　認定事業匿名加工医療情報等の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この節において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合における事務処理体制が整備されていること。

［ホ・ヘ　略］

二　人的安全管理措置

イ　匿名加工医療情報作成事業を行う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認していること。

(1)　役員又は使用人のうちに暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。以下同じ。）に該当する者がある者

(2)　認定事業匿名加工医療情報等を取り扱う者のうちに次のいずれかに該当する者がある者

(i)　法第九条第三項第一号ハに掲げる者

(ii)　暴力団員等

(3)　暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者

ロ　認定事業匿名加工医療情報等を取り扱う者が、認定匿名加工医療情報作成事業の目的の達成に必要な範囲を超えて、認定事業匿名加工医療情報等を取り扱うことがないことを確保するための措置を講じていること。

ハ　認定事業匿名加工医療情報等を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行っていること。

ニ　認定事業匿名加工医療情報等を取り扱う権限を有しない者による認定事業匿名加工医療情報等の取扱いを防止する措置を講じていること。

三　物理的安全管理措置

イ　認定事業匿名加工医療情報等を取り扱う施設設備を他の施設設備と区分していること。

ロ　認定事業匿名加工医療情報等を取り扱う施設設備への立入り及び機器の持込みを制限する措置を講じているとともに、監視カメラの設置その他の当該施設設備の内部を常時監視するための装置を備えていること。

（安全管理措置）

第六条　法第八条第三項第三号及び法第二十条の主務省令で定める措置は、次のとおりとする。

一　組織的安全管理措置

イ　認定事業に関し管理する医療情報等及び匿名加工医療情報（この条において「認定事業医療情報等」という。）の安全管理に係る基本方針を定めていること。

ロ　認定事業医療情報等の安全管理に関する相当の経験及び識見を有する責任者を配置していること。

ハ　認定事業医療情報等を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にしていること。

ニ　認定事業医療情報等の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合における事務処理体制が整備されていること。

［ホ・ヘ　同上］

二　人的安全管理措置

イ　認定事業医療情報等を取り扱う者が、法第八条第三項第一号ハ(1)から(4)までのいずれにも該当しない者であることを確認していること。

［号の細分を加える。］

ロ　認定事業医療情報等を取り扱う者が、認定事業の目的の達成に必要な範囲を超えて、認定事業医療情報等を取り扱うことがないことを確保するための措置を講じていること。

［号の細分を加える。］

ハ　認定事業医療情報等を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行っていること。

ニ　認定事業医療情報等を取り扱う権限を有しない者による認定事業医療情報等の取扱いを防止する措置を講じていること。

三　物理的安全管理措置

イ　認定事業医療情報等を取り扱う施設設備を他の施設設備と区分していること。

ロ　認定事業医療情報等を取り扱う施設設備への立入り及び機器の持込みを制限する措置を講じているとともに、監視カメラの設置その他の当該施設設備の内部を常時監視するための装置を備えていること。

ハ　認定事業匿名加工医療情報等（匿名加工医療情報を除く。）の取扱いに係る端末装置は、原則として、補助記憶装置及び可搬記録媒体（電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち、可搬型のものをいう。以下同じ。）への記録機能を有しないものとすること。

ニ　認定事業匿名加工医療情報等を消去し、又は認定事業匿名加工医療情報等が記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。

四　技術的安全管理措置

イ　認定事業匿名加工医療情報等を取り扱う施設設備に、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。以下同じ。）を防止するため、適切な措置を講じていること。

ロ　認定事業匿名加工医療情報等の取扱いに係る電子計算機及び端末装置の動作を記録するとともに、通常想定されない当該電子計算機及び端末装置の操作を検知し、当該操作が行われた電子計算機及び端末装置を制御する措置を講じていること。

ハ　認定事業匿名加工医療情報等の取扱いに係る電子計算機又は端末装置において、第三者が当該電子計算機又は端末装置に使用目的に反する動作をさせる機能が具備されていないことを確認していること。

ニ　認定事業匿名加工医療情報等を電気通信により送受信するとき、又は移送し、若しくは移送を受けるときは、次に掲げる措置を講じていること。

(1)　外部の者との送受信の用に供する電気通信回線として、専用線等（ＩＰ－ＶＰＮサービス（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第二項第十六号に掲げるＩＰ－ＶＰＮサービスをいう。）に用いられる仮想専用線その他のこれと同等の安全性が確保されると認められるものを含む。以下同じ。）を用いること。

[(2)・(3)　略]

(4)　(1)から(3)までに掲げるもののほか、認定事業匿名加工医療情報等を適切に移送し、又は移送を受けるために、暗号化等必要な措置を講ずること。

ホ　匿名加工医療情報の作成の用に供する医療情報の管理は、ニ(2)及び(3)の電子計算機以外のサーバ用の電子計算機を用いることとし、ニ(2)及び(3)に規定する電子計算機を経由する以外の方法による外部へのネットワーク接続を行わないこと。また、ニ(2)及び(3)に規定する電子計算機との接続においては、専用線等を用いること。

五　その他の措置

イ　認定事業匿名加工医療情報等の漏えいその他の事故が生じた場合における被害の補償のための措置を講じていること。

ロ　認定事業匿名加工医療情報等を取り扱う施設設備の障害の発生の防止に努めるとともに、これらの障害の発生を検知し、及びこれらの障害が発生した場合の対策を行うため、事業継続計画の策定、その機能を代替することができる予備の機器の設置その他の適切な措置を講じていること。

[ハ・ニ　略]

（認定証の交付）

第七条　主務大臣は、法第九条第一項の認定をしたときは、申請者に対し、その旨を通知するとともに、様式第二による認定証を交付するものとする。

ハ　認定事業に関し管理する医療情報等の取扱いに係る端末装置は、原則として、補助記憶装置及び可搬記録媒体（電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち、可搬型のものをいう。）への記録機能を有しないものとすること。

ニ　認定事業医療情報等を削除し、又は認定事業医療情報等が記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。

四　技術的安全管理措置

イ　認定事業医療情報等を取り扱う施設設備に、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置を講じていること。

ロ　認定事業医療情報等の取扱いに係る電子計算機及び端末装置の動作を記録するとともに、通常想定されない当該電子計算機及び端末装置の操作を検知し、当該操作が行われた電子計算機及び端末装置を制御する措置を講じていること。

ハ　認定事業医療情報等の取扱いに係る電子計算機又は端末装置において、第三者が当該電子計算機又は端末装置に使用目的に反する動作をさせる機能が具備されていないことを確認していること。

ニ　認定事業医療情報等を電気通信により送受信するとき、又は移送し、若しくは移送を受けるときは、次に掲げる措置を講じていること。

(1)　外部の者との送受信の用に供する電気通信回線として、専用線等（ＩＰ－ＶＰＮサービス（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第二項第十六号に掲げるＩＰ－ＶＰＮサービスをいう。）に用いられる仮想専用線その他のこれと同等の安全性が確保されると認められる仮想専用線を含む。）を用いること。

[(2)・(3)　同上]

(4)　(1)から(3)までに掲げるもののほか、認定事業医療情報等を適切に移送し、又は移送を受けるために、暗号化等必要な措置を講ずること。

ホ　匿名加工医療情報の作成の用に供する医療情報の管理は、ニ(2)及び(3)の電子計算機以外のサーバ用の電子計算機を用いることとし、ニ(2)及び(3)に規定する電子計算機を経由する以外の方法による外部へのネットワーク接続を行わないこと。また、ニ(2)及び(3)に規定する電子計算機との接続においては、専用線を用いること。

五　その他の措置

イ　認定事業医療情報等の漏えいその他の事故が生じた場合における被害の補償のための措置を講じていること。

ロ　認定事業医療情報等を取り扱う施設設備の障害の発生の防止に努めるとともに、これらの障害の発生を検知し、及びこれらの障害が発生した場合の対策を行うため、事業継続計画の策定、その機能を代替することができる予備の機器の設置その他の適切な措置を講じていること。

[ハ・ニ　同上]

（認定証の交付）

第七条　主務大臣は、法第八条第一項の認定をしたときは、申請者に対し、その旨を通知するとともに、様式第二による認定証を交付するものとする。

（変更の認定の申請等）

第八条　認定匿名加工医療情報作成事業者は、法第九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、様式第三による申請書に法第九条第三項各号に掲げる認定の基準に適合していることを証する書類及び第三条第二項各号に掲げる書類のうち、当該変更事項に係る書類を添えて、主務大臣に提出し、変更の認定を受けなければならない。

［号を削る。］

2　法第十条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次のいずれかに該当する場合とする。

一　匿名加工医療情報作成事業を行う役員又は使用人の変更（第五条第一号及び第二号並びに第六条第一号ロに規定する者の変更を除く。）

二　前号に掲げるもののほか、法第九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の実質的な変更を伴わないもの

3　認定匿名加工医療情報作成事業者は、法第十条第三項の規定による届出をしようとするときは、様式第四による届出書に、変更事項に係る書類を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

（承継の認可の申請等）

第九条　法第十一条第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第五による届出書に、次に掲げる書類を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

一　法第十一条第一項の規定により認定匿名加工医療情報作成事業の全部を譲り受けて認定匿名加工医療情報作成事業者の地位を承継した法人にあっては、様式第六による事業譲渡証明書及び認定匿名加工医療情報作成事業の全部の譲渡が行われたことを証する書面

二　法第十一条第二項の規定による合併後存続する法人であって、認定匿名加工医療情報作成事業者の地位を承継した法人にあっては、その法人の登記事項証明書

三　法第十一条第二項の規定による合併により設立された法人であって、認定匿名加工医療情報作成事業者の地位を承継した法人にあっては、その法人の登記事項証明書

2　法第十一条第四項の認可を受けようとする者は、様式第七による申請書に、次に掲げる書類を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

一　様式第八による事業譲渡証明書及び認定匿名加工医療情報作成事業の全部の譲渡が行われることを証する書面

二　譲受人が法第九条第三項各号に掲げる認定の基準に適合していることを証する書類

三　［略］

3　法第十一条第五項の認可を受けようとする者は、様式第九による申請書に、次に掲げる書類を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

一　［略］

二　合併後存続する法人又は合併により設立される法人が法第九条第三項各号に掲げる認定の基準に適合していることを証する書類

三　［略］

（変更の認定の申請等）

第八条　認定匿名加工医療情報作成事業者は、法第八条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、様式第三による申請書に次に掲げる書類を添えて、主務大臣に提出し、変更の認定を受けなければならない。

一　法第八条第三項各号に掲げる認定の基準に適合していることを証する書類及び第三条第二項各号に掲げる書類のうち、当該変更事項に係る書類

二　前条の認定証の写し

2　法第九条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次のいずれかに該当する場合とする。

一　匿名加工医療情報作成事業を行う役員又は使用人の氏名の変更であって、役員又は使用人の変更を伴わないもの

二　前号に掲げるもののほか、法第八条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の実質的な変更を伴わないもの

3　認定匿名加工医療情報作成事業者は、法第九条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第四による届出書に、変更事項に係る書類及び前条の認定証の写しを添えて、主務大臣に提出しなければならない。

（承継の認可の申請等）

第九条　法第十条第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第五による届出書に、次に掲げる書類及び被承継者に係る第七条の認定証を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

一　法第十条第一項の規定により認定事業の全部を譲り受けて認定匿名加工医療情報作成事業者の地位を承継した法人にあっては、様式第六による事業譲渡証明書及び認定事業の全部の譲渡が行われたことを証する書面並びに承継者に係る第七条の認定証の写し

二　法第十条第二項の規定による合併後存続する法人であって、認定匿名加工医療情報作成事業者の地位を承継した法人にあっては、その法人の登記事項証明書及び第七条の認定証の写し

三　法第十条第二項の規定による合併により設立された法人であって、認定匿名加工医療情報作成事業者の地位を承継した法人にあっては、その法人の登記事項証明書

2　法第十条第四項の認可を受けようとする者は、様式第七による申請書に、次に掲げる書類及び譲渡人に係る第七条の認定証を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

一　様式第八による事業譲渡証明書及び認定事業の全部の譲渡が行われることを証する書面

二　譲受人が法第八条第三項各号に掲げる認定の基準に適合していることを証する書類

三　［同上］

3　法第十条第五項の認可を受けようとする者は、様式第九による申請書に、次に掲げる書類及び被承継者に係る第七条の認定証を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

一　［同上］

二　合併後存続する法人又は合併により設立される法人が法第八条第三項各号に掲げる認定の基準に適合していることを証する書類

三　［同上］

4　法第十一条第六項の認可を受けようとする者は、様式第十による申請書に、次に掲げる書類を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

一　様式第十一による事業承継証明書及び分割により認定匿名加工医療情報作成事業の全部の承継が行われることを証する書面

二　分割により認定匿名加工医療情報作成事業の全部を承継する法人が法第九条第三項各号に掲げる認定の基準に適合していることを証する書類

三　分割により認定匿名加工医療情報作成事業の全部を承継する法人に係る第三条第二項各号に掲げる書類

5　法第十一条第八項の規定による届出をしようとする者は、様式第十二による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

（廃止の届出）

第十条　認定匿名加工医療情報作成事業者は、法第十二条第一項の規定による届出をしようとするときは、様式第十三による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

（解散の届出）

第十一条　清算人若しくは破産管財人又は外国の法令上これらに相当する者は、法第十三条第一項の規定による届出をするときは、様式第十四による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

（帳簿の記載事項等）

第十二条　法第十四条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

［一・二　略］

三　法第二十条の規定により匿名加工医療情報等の消去を行った場合における次に掲げる事項

イ　当該匿名加工医療情報等の消去を行った年月日

ロ　当該匿名加工医療情報等の項目

四　法第二十七条の規定により他の認定匿名加工医療情報作成事業者に対して医療情報の提供を行った場合における次に掲げる事項

［イ～ハ　略］

五　法第二十七条の規定により他の認定匿名加工医療情報作成事業者から医療情報の提供を受けた場合における次に掲げる事項

［イ～ハ　略］

2　法第十四条の帳簿は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成しなければならない。

3　［略］

（事業計画書等）

第十三条　認定匿名加工医療情報作成事業者は、毎事業年度開始前に、認定匿名加工医療情報作成事業に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　認定匿名加工医療情報作成事業者は、毎事業年度終了後三月以内に、認定匿名加工医療情報作成事業に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

（認定の取消しを行う場合の手続）

第十四条　主務大臣は、法第十六条第一項又は法第十七条第一項の規定に基づき、法第九条第一項の認定を受けた者の認定を取り消したときは、その旨を書面により当該認定を受けていた者に通知するものとする。

4　法第十条第六項の認可を受けようとする者は、様式第十による申請書に、次に掲げる書類及び被承継者に係る第七条の認定証を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

一　様式第十一による事業承継証明書及び分割により認定事業の全部の承継が行われることを証する書面

二　分割により認定事業の全部を承継する法人が法第八条第三項各号に掲げる認定の基準に適合していることを証する書類

三　分割により認定事業の全部を承継する法人に係る第三条第二項各号に掲げる書類

5　法第十条第八項の規定による届出をしようとする者は、様式第十二による届出書に、被承継者に係る第七条の認定証を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

（廃止の届出）

第十条　認定匿名加工医療情報作成事業者は、法第十一条第一項の規定による届出をしようとするときは、様式第十三による届出書に第七条の認定証を添えて主務大臣に提出しなければならない。

（解散の届出）

第十一条　清算人若しくは破産管財人又は外国の法令上これらに相当する者は、法第十二条第一項の規定による届出をするときは、様式第十四による届出書に第七条の認定証を添えて主務大臣に提出しなければならない。

（帳簿の記載事項等）

第十二条　法第十三条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

［一・二　同上］

三　法第十九条の規定により匿名加工医療情報の消去を行った場合における次に掲げる事項

イ　当該匿名加工医療情報の消去を行った年月日

ロ　当該匿名加工医療情報の項目

四　法第二十五条の規定により他の認定匿名加工医療情報作成事業者に対して医療情報の提供を行った場合における次に掲げる事項

［イ～ハ　同上］

五　法第二十五条の規定により他の認定匿名加工医療情報作成事業者から医療情報の提供を受けた場合における次に掲げる事項

［イ～ハ　同上］

2　法第十三条の帳簿は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成しなければならない。

3　［同上］

（事業計画書等）

第十三条　認定匿名加工医療情報作成事業者は、毎事業年度開始前に、認定事業に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　認定匿名加工医療情報作成事業者は、毎事業年度終了後三月以内に、認定事業に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

（認定の取消しを行う場合の手続）

第十四条　主務大臣は、法第十五条第一項又は第十六条第一項の規定に基づき、法第八条第一項の認定を受けた者の認定を取り消したときは、その旨を書面により当該認定を受けていた者に通知するものとする。

（旅費の額）

第十五条　令第六条の旅費の額に相当する額（次条及び第十七条において「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次条及び第十七条において「旅費法」という。）の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

（匿名加工医療情報の作成の方法に関する基準）

第十八条　法第十九条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

［一～五　略］

［条を削る。］

（従業者の監督）

第十九条　法第二十二条の規定により認定匿名加工医療情報作成事業者が行わなければならない従業者に対する監督は、第六条で定める安全管理措置に従って業務を行っていることの確認その他の措置を講ずることにより行うものとする。

（委託契約の締結）

第二十条　認定匿名加工医療情報作成事業者は、法第二十四条第一項の規定による委託を行う場合には、次に掲げる事項を記載した文書により当該委託を受けた認定医療情報等取扱受託事業者との契約を締結しなければならない。

［一～七　略］

２　前項の規定は、法第二十四条第二項の規定による再委託について準用する。この場合において、「認定匿名加工医療情報作成事業者」とあるのは、「法第二十四条第一項の規定により匿名加工医療情報等の取扱いの全部又は一部の委託を受けた認定医療情報等取扱受託事業者」と読み替えるものとする。

３　第一項の規定は、法第二十四条第三項の規定により適用される同条第二項の規定による再委託について準用する。この場合において、「認定匿名加工医療情報作成事業者」とあるのは、「法第二十四条第二項の規定により匿名加工医療情報等の取扱いの全部又は一部の再委託を受けた認定医療情報等取扱受託事業者」と読み替えるものとする。

（委託先の監督）

第二十一条　法第二十五条の規定により認定匿名加工医療情報作成事業者が行わなければならない委託を受けた者に対する監督は、匿名加工医療情報等の安全管理が適正に図られるよう、安全管理の業務に関する監査その他必要な措置を講ずることにより行うものとする。

（旅費の額）

第十五条　令第五条の旅費の額に相当する額（次条及び第十七条において「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次条及び第十七条において「旅費法」という。）の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

（匿名加工医療情報の作成の方法に関する基準）

第十八条　法第十八条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

［一～五　同上］

（医療情報等の消去の記録）

第十九条　認定匿名加工医療情報作成事業者は、法第十九条の規定による医療情報等の消去を行ったときは、次に掲げる事項の記録を作成し、その作成の日から三年間保存しなければならない。

一　当該医療情報等の消去を行った年月日

二　当該医療情報等の項目

２　前項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

（従業者の監督）

第二十条　法第二十一条の規定により認定匿名加工医療情報作成事業者が行わなければならない従業者に対する監督は、第六条で定める安全管理措置に従って業務を行っていることの確認その他の措置を講ずることにより行うものとする。

（委託契約の締結）

第二十一条　認定匿名加工医療情報作成事業者は、法第二十三条第一項の規定による委託を行う場合には、次に掲げる事項を記載した文書により当該委託を受けた認定医療情報等取扱受託事業者との契約を締結しなければならない。

［一～七　同上］

２　前項の規定は、法第二十三条第二項の規定による再委託について準用する。この場合において、「認定匿名加工医療情報作成事業者」とあるのは、「法第二十三条第一項の規定により医療情報等又は匿名加工医療情報の取扱いの全部又は一部の委託を受けた認定医療情報等取扱受託事業者」と読み替えるものとする。

３　第一項の規定は、法第二十三条第三項の規定により適用される同条第二項の規定による再委託について準用する。この場合において、「認定匿名加工医療情報作成事業者」とあるのは、「法第二十三条第二項の規定により医療情報等又は匿名加工医療情報の取扱いの全部又は一部の再委託を受けた認定医療情報等取扱受託事業者」と読み替えるものとする。

（委託先の監督）

第二十二条　法第二十四条の規定により認定匿名加工医療情報作成事業者が行わなければならない委託を受けた者に対する監督は、医療情報等又は匿名加工医療情報の安全管理が適正に図られるよう、安全管理の業務に関する監査その他必要な措置を講ずることにより行うものとする。

（個人の権利利益を害するおそれが大きいもの）

第二十二条　法第二十六条の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして主務省令で定めるものは、匿名加工医療情報等の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態とする。

（主務大臣への報告）

第二十三条　認定匿名加工医療情報作成事業者は、法第二十六条の規定による報告をする場合には、前条に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。第四十五条において同じ。）を報告しなければならない。

一　［略］

二　漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある匿名加工医療情報等の項目

三　漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある匿名加工医療情報等に係る本人の数

［四～九　略］

2　前項の場合において、認定匿名加工医療情報作成事業者は、当該事態を知った日から三十日以内（不正の目的をもって行われたおそれがある匿名加工医療情報等の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態においては、当該事態を知った日から六十日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。

3　法第二十六条の規定による報告は、電子情報処理組織（主務大臣の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、報告書を提出する方法）により行うものとする。

（他の認定匿名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供）

第二十四条　認定匿名加工医療情報作成事業者は、法第二十七条第一項の規定による医療情報の授受においては、次に掲げる事項を記載した文書により授受に係る他の認定匿名加工医療情報作成事業者との契約を締結し、その契約書を保存しなければならない。

一　法第二十七条第一項の規定により医療情報の提供を行う認定匿名加工医療情報作成事業者の名称、住所及び代表者の氏名

［二～四　略］

（苦情の処理）

第二十五条　認定匿名加工医療情報作成事業者は、認定匿名加工医療情報作成事業に関し管理する匿名加工医療情報等の取扱いに関する苦情については、次の各号に定めるところにより、これを処理しなければならない。

一　［略］

二　前号の規定による原因究明の結果に基づき、認定匿名加工医療情報作成事業に関し管理する匿名加工医療情報等の取扱いに関し改善が必要な場合には、所要の措置を講ずること。

三　［略］

（個人の権利利益を害するおそれが大きいもの）

第二十二条の二　法第二十四条の二の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして主務省令で定めるものは、医療情報等又は匿名加工医療情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態とする。

（主務大臣への報告）

第二十二条の三　認定匿名加工医療情報作成事業者は、法第二十四条の二の規定による報告をする場合には、前条に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。第二十五条の二において同じ。）を報告しなければならない。

一　［同上］

二　漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある医療情報等又は匿名加工医療情報の項目

三　漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある医療情報等又は匿名加工医療情報に係る本人の数

［四～九　同上］

2　前項の場合において、認定匿名加工医療情報作成事業者は、当該事態を知った日から三十日以内（不正の目的をもって行われたおそれがある医療情報等又は匿名加工医療情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態においては、当該事態を知った日から六十日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。

3　法第二十四条の二の規定による報告は、電子情報処理組織（主務大臣の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、報告書を提出する方法）により行うものとする。

（他の認定匿名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供）

第二十三条　認定匿名加工医療情報作成事業者は、法第二十五条第一項の規定による医療情報の授受においては、次に掲げる事項を記載した文書により授受に係る他の認定匿名加工医療情報作成事業者との契約を締結し、その契約書を保存しなければならない。

一　法第二十五条第一項の規定により医療情報の提供を行う認定匿名加工医療情報作成事業者の名称、住所及び代表者の氏名

［二～四　同上］

（苦情の処理）

第二十四条　認定匿名加工医療情報作成事業者は、認定事業に関し管理する医療情報等又は匿名加工医療情報の取扱いに関する苦情については、次の各号に定めるところにより、これを処理しなければならない。

一　［同上］

二　前号の規定による原因究明の結果に基づき、認定事業に関し管理する医療情報等又は匿名加工医療情報の取扱いに関し改善が必要な場合には、所要の措置を講ずること。

三　［同上］

第二十六条　認定匿名加工医療情報作成事業者は、苦情を受け付けるための窓口の設置、苦情の対応の手順の策定その他の措置を講ずることにより、法第二十九条第一項の目的を達成するために必要な体制を整備しなければならない。

第二節　匿名医療保険等関連情報等との連結

（匿名加工医療情報等の提供方法）

第二十七条　法第三十一条第二項の規定による厚生労働大臣等に対する匿名加工医療情報等の提供は、厚生労働大臣等が定める情報の送付方法により行うものとする。

（連結可能匿名加工医療情報にするために必要な情報）

第二十八条　法第三十一条第二項の匿名医療保険等関連情報その他の政令で定めるものと連結して利用することができる状態にするために必要な情報として主務省令で定めるものは、次に掲げる情報とする。

一　氏名を片仮名で表記したもの、生年月日及び性別を復号することができない方法により暗号化したもの

二　認定匿名加工医療情報作成事業者が厚生労働大臣等に対し提供した医療保険被保険者番号等（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十二条第一項に規定する医療保険被保険者番号等をいう。以下この号において同じ。）により特定される者のそれぞれについて最初に定められた医療保険被保険者番号等を復号することができない方法により暗号化したもの

（手数料に関する手続）

第二十九条　厚生労働大臣等は、法第三十一条第三項の規定による情報の提供をするときは、認定匿名加工医療情報作成事業者に対し、当該認定匿名加工医療情報作成事業者が納付すべき手数料（同条第五項に規定する手数料をいう。以下同じ。）の額及び納付期限を通知するものとする。

2　前項の通知を受けた認定匿名加工医療情報作成事業者は、納付期限までに手数料を納付しなければならない。

（令第九条第二項の主務省令で定める書面）

第三十条　令第九条第二項の主務省令で定める書面は、次に掲げる事項を記載した手数料納付書とする。

一　手数料の額

二　手数料の納付期限

三　その他必要な事項

（安全管理措置）

第三十一条　法第三十二条第二項において読み替えて準用する法第二十一条の主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一　次に掲げる組織的な安全管理に関する措置

イ　連結可能匿名加工医療情報の適正管理に係る基本方針を定めること。

ロ　連結可能匿名加工医療情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。

ハ　連結可能匿名加工医療情報に係る管理簿を整備すること。

ニ　連結可能匿名加工医療情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。

ホ　連結可能匿名加工医療情報の漏えい、滅失又は毀損（以下この節において「漏えい等」という。）の発生時における事務処理体制を整備すること。

第二十五条　認定匿名加工医療情報作成事業者は、苦情を受け付けるための窓口の設置、苦情の対応の手順の策定その他の措置を講ずることにより、法第二十七条第一項の目的を達成するために必要な体制を整備しなければならない。

［節を加える。］

二　次に掲げる人的な安全管理に関する措置

イ　連結可能匿名加工医療情報利用者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

(1)　法、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）、統計法（平成十九年法律第五十三号）若しくは個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

(2)　暴力団員等

(3)　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であって、その役員のうちに(1)又は(2)のいずれかに該当する者がある者

(4)　連結可能匿名加工医療情報を取り扱う者のうちに(1)又は(2)のいずれかに該当する者がある者

(5)　暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者

(6)　(1)から(5)までに掲げる者のほか、匿名加工医療情報若しくは高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第五条の六第五号に規定する匿名医療保険等関連情報等（匿名加工医療情報を除く。）を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により同号の表の上欄に掲げる匿名医療保険等関連情報等を取り扱うことが不適切であるとそれぞれ同表の下欄に掲げる者が認めた者

ロ　連結可能匿名加工医療情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。

三　次に掲げる物理的な安全管理に関する措置

イ　連結可能匿名加工医療情報を取り扱う施設設備を特定すること。

ロ　連結可能匿名加工医療情報を取り扱う施設設備への立入りの管理及び制限をするための措置を講ずること。

ハ　連結可能匿名加工医療情報の取扱いに係る機器の盗難等の防止のための措置を講ずること。

ニ　連結可能匿名加工医療情報を消去し、又は連結可能匿名加工医療情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。

四　次に掲げる技術的な安全管理に関する措置

イ　連結可能匿名加工医療情報を取り扱う電子計算機等において当該連結可能匿名加工医療情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。

ロ　不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講ずること。

ハ　連結可能匿名加工医療情報の漏えい等を防止するため、適切な措置を講ずること。

五　次に掲げるその他の安全管理に関する措置

イ　連結可能匿名加工医療情報の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずる当該連結可能匿名加工医療情報の安全管理のために必要かつ適切な措置について必要な確認を行うこと。

ロ　イの委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

ハ　連結可能匿名加工医療情報を取り扱う権限を有しない者による連結可能匿名加工医療情報の取扱いを防止する措置を講ずること。

（従業者の監督）

第三十二条　法第三十二条第二項において読み替えて準用する法第二十二条の規定により連結可能匿名加工医療情報利用者が行わなければならない従業者に対する監督は、前条で定める安全管理措置に従って業務を行っていることの確認その他の措置を講ずることにより行うものとする。

［章を加える。］

第三章　認定仮名加工医療情報作成事業者及び認定仮名加工医療情報利用事業者

第一節　認定仮名加工医療情報作成事業者及び仮名加工医療情報等の取扱いに関する規制

（仮名加工医療情報の作成の方法に関する基準）

第三十三条　法第三十五条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　医療情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二　医療情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

三　医療情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等を削除すること（当該記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

（仮名加工医療情報の再識別禁止の例外）

第三十四条　法第三十五条第三項の主務省令で定める法律の規定による調査は、次のとおりとする。

一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条第六項及び第十三項（これらの規定を同条第十五項（同法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び同法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）、第十四条の二の二第二項（同条第一項の緊急承認に係る医薬品に係る同法第十四条第三項前段に規定する資料が同項後段の規定に適合するかどうかに係る部分に限る。）（同法第十四条の三第二項及び第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）、第十四条の四第六項（同法第十九条の四において準用する場合を含む。）、第十四条の六第五項（同法第十九条の四において準用する場合を含む。）並びに第十四条の七の二第二項並びに同法第二十条第一項において準用する同法第十四条の三第二項において準用する同法第十四条の二の二第二項の規定による調査（医薬品の場合に限る。）

二　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の五第六項及び第十三項（これらの規定を同条第十五項（同法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）及び同法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）、第二十三条の二の六の二第二項（同条第一項の緊急承認に係る医療機器又は体外診断用医薬品に係る同法第二十三条の二の五第三項前段に規定する資料が同項後段の規定に適合

するかどうかに係る部分に限る。）（同法第二十三条の二の八第二項及び第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）、第二十三条の二の九第五項（同法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）、第二十三条の二の十の二第八項（同法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）並びに同法第二十三条の二の二十第一項において準用する同法第二十三条の二の八第二項において準用する同法第二十三条の二の六の二第二項の規定による調査

三　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二十五第五項（同条第十一項（同法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）及び同法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）、第二十三条の二十六の二第二項（同法第二十三条の二十八第二項及び第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）、第二十三条の二十九第五項（同法第二十三条の三十九において準用する場合を含む。）、第二十三条の三十一第五項（同法第二十三条の三十九において準用する場合を含む。）及び第二十三条の三十二の二第二項並びに同法第二十三条の四十第一項において準用する同法第二十三条の三十七第五項において準用する同法第二十三条の二十五第五項の規定による調査

（電磁的方法）

第三十五条　法第三十五条第四項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一　電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

二　電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

三　前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（認定仮名加工医療情報利用事業者に対する仮名加工医療情報の提供）

第三十六条　認定仮名加工医療情報作成事業者は、法第三十六条第一項の規定による仮名加工医療情報の提供においては、次に掲げる事項を記載した文書により当該提供に係る認定仮名加工医療情報利用事業者との契約を締結し、その契約書を保存しなければならない。

一　法第三十六条第一項の規定により仮名加工医療情報の提供を行う認定仮名加工医療情報作成事業者の名称、住所及び代表者の氏名

二　前号の提供を受ける認定仮名加工医療情報利用事業者の名称、住所及び代表者の氏名

三　第一号の仮名加工医療情報の項目

四　第一号の仮名加工医療情報の提供の方法

（準用）

第三十七条　第三条から第十七条まで及び第十九条から第二十六条までの規定は、法第三十三条の認定、認定仮名加工医療情報作成事業者及び認定仮名加工医療情報作成事業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条、第四条の二（見出しを含む。）、第五条、第六条及び第八条	匿名加工医療情報作成事業	仮名加工医療情報作成事業

第五条	匿名加工医療情報が	仮名加工医療情報が
第五条及び第六条	匿名加工医療情報を	仮名加工医療情報を
第五条、第六条及び第十二条	匿名加工医療情報の	仮名加工医療情報の
	匿名加工医療情報取扱事業者	認定仮名加工医療情報利用事業者
第六条	認定事業匿名加工医療情報等	認定事業仮名加工医療情報等
第六条第五号	ニ　匿名加工医療情報の提供の契約において、匿名加工医療情報取扱事業者による当該匿名加工医療情報の利用の態様及びこれに係る安全管理のための措置が匿名加工の程度に応じて適正であることを確保していること。	ニ　仮名加工医療情報の提供の契約において、認定仮名加工医療情報利用事業者による当該仮名加工医療情報の利用の態様及びこれに係る安全管理のための措置が当該仮名加工医療情報の加工の方法に応じて適正であることを確保していること。 ホ　認定仮名加工医療情報作成事業者が提供した仮名加工医療情報について適切な取扱いが行われるよう、認定仮名加工医療情報利用事業者に対して必要かつ適切な監督を行う体制を備えていること。
第六条、第十二条、第二十条から第二十三条まで及び第二十五条	匿名加工医療情報等	仮名加工医療情報等
第七条	第九条第一項	第三十三条
第十二条第一項第四号及び第五号	第二十七条	第三十八条
第二十条	第二十四条第一項	第三十七条第一項
	第二十四条第二項	第三十七条第二項
	第二十四条第三項	第三十七条第三項
第二十四条	第二十七条第一項	第三十八条第一項

第二節　認定仮名加工医療情報利用事業者及び提供仮名加工医療情報の取扱いに関する規制

（認定の申請）

第三十八条　法第四十一条の認定を受けようとする者は、様式第十五による申請書を主務大臣に提出しなければならない。

2　法第四十四条において読み替えて準用する法第九条第二項の主務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　申請者に係る次に掲げる書類

イ　定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの（申請者が地方公共団体及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人である場合を除く。）

ロ　法第四十四条において読み替えて準用する法第九条第三項第一号ハの役員（第四十二条第二号イ⑴において単に「役員」という。）及び使用人に係る住民票の写し又はこれに代わる書類

二　その他主務大臣が必要と認める書類

（提供仮名加工医療情報の第三者提供の例外）

第三十九条　法第四十三条第一項第二号の主務省令で定める処分は、次のとおりとする。

一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第一項の規定による医薬品の製造販売の承認、同条第十五項の規定による医薬品の製造販売の承認変更の承認、同法第十四条の二の二第一項の規定による医薬品の緊急承認、同法第十四条の三第一項の規定による医薬品の特例承認、同法第十四条の四第一項の規定による新医薬品等の再審査（同法第十九条の四において準用する場合を含む。）、同法第十四条の六第一項の規定による医薬品の再評価（同法第十九条の四において準用する場合を含む。）、同法第十四条の七の二第一項の規定による医薬品の承認された事項に係る変更計画の確認、同法第十九条の二第一項の規定による外国製造医薬品等の製造販売の承認又は同法第二十条第一項の規定による外国製造医薬品の特例承認

二　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の五第一項の規定による医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造販売の承認、同条第十五項の規定による医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造販売の承認された事項に係る変更の承認、同法第二十三条の二の六の二第一項の規定による医療機器若しくは体外診断用医薬品の緊急承認、同法第二十三条の二の八第一項の規定による医療機器若しくは体外診断用医薬品の特例承認、同法第二十三条の二の九第一項の規定による医療機器若しくは体外診断用医薬品の使用成績評価（同法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）、同法第二十三条の二の十の二第一項の規定による医療機器若しくは体外診断用医薬品の承認された事項に係る変更計画の確認、同法第二十三条の二の十七第一項の規定による外国製造医療機器等の製造販売の承認、同法第二十三条の二の二十第一項の規定による同項に規定する外国製造医療機器等の特例承認又は同法第二十三条の二の二十三第一項の規定による同項に規定する指定高度管理医療機器等の製造販売の認証

三　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二十五第一項の規定による再生医療等製品の製造販売の承認、同条第十一項の規定による再生医療等製品の製造販売の承認された事項に係る変更の承認、同法第二十三条の二十六第一項の規定による再生医療等製品の条件及び期限付承認、同法第二十三条の二十六の二第一項の規定による再生医療等製品の緊急承認、同法第二十三条の二十八第一項の規定による再生医療等

製品の特例承認、同法第二十三条の二十九第一項の規定による新再生医療等製品等の再審査（同法第二十三条の三十九において準用する場合を含む。）、同法第二十三条の三十一第一項の規定による再生医療等製品の再評価（同法第二十三条の三十九において準用する場合を含む。）、同法第二十三条の三十二の二第一項の規定による再生医療等製品の承認された事項に係る変更計画の確認、同法第二十三条の三十七第一項の規定による外国製造再生医療等製品の製造販売の承認又は同法第二十三条の四十第一項の規定による外国製造再生医療等製品の特例承認

第四十条　法第四十三条第一項第二号の主務省令で定める者は、次のとおりとする。

一　厚生労働大臣

二　独立行政法人医薬品医療機器総合機構

三　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項に規定する登録認証機関

四　次に掲げる国又は国際連合憲章第五十二条に規定する地域的機関若しくは多国間の条約により設立された機関（以下この号において「国等」という。）において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に相当する当該国等の法令等を執行する当局

イ　アメリカ合衆国

ロ　英国

ハ　欧州連合

（法第四十四条において読み替えて準用する法第九条第三項第二号の主務省令で定める基準）

第四十一条　法第四十四条において読み替えて準用する法第九条第三項第二号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　大規模な医療情報を用いた医療分野の研究開発に関する相当の経験及び識見を有する者であって、仮名加工医療情報利用事業（認定仮名加工医療情報作成事業者から法第三十五条第一項又は法第四十八条第一項の規定により作成された仮名加工医療情報の提供を受け、当該仮名加工医療情報を利用して医療分野の研究開発を行う事業をいう。以下同じ。）に責任を有するものがいること。

二　前号に規定する者が複数置かれている場合にあっては、医療分野の研究開発に関する相当の経験及び識見を有する者が、仮名加工医療情報利用事業全般を統括管理し、責任を有するものとして選任されていること。

三　仮名加工医療情報利用事業を適正かつ確実に行うに足りる経理的基礎を有すること。

四　広報及び啓発の体制を整備していること。

（安全管理措置）

第四十二条　法第四十四条において読み替えて準用する法第九条第三項第三号及び法第二十一条の主務省令で定める措置は、次のとおりとする。

一　組織的安全管理措置

イ　提供仮名加工医療情報の安全管理に係る基本方針を定めていること。

ロ　提供仮名加工医療情報の安全管理に関する相当の経験及び識見を有する責任者を配置していること。

ハ　提供仮名加工医療情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にしていること。
ニ　提供仮名加工医療情報の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この節において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合における事務処理体制が整備されていること。
ホ　安全管理措置に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行っていること。
二　人的安全管理措置
イ　仮名加工医療情報利用事業を行う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認していること。
(1)　役員又は使用人のうちに暴力団員等に該当する者がある者
(2)　提供仮名加工医療情報を取り扱う者のうちに次のいずれかに該当する者がある者
(i)　法第九条第三項第一号ハに掲げる者
(ii)　暴力団員等
(3)　暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
ロ　提供仮名加工医療情報を取り扱う者が、認定仮名加工医療情報利用事業の目的の達成に必要な範囲を超えて、提供仮名加工医療情報を取り扱うことがないことを確保するための措置を講じていること。
ハ　提供仮名加工医療情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行っていること。
ニ　提供仮名加工医療情報を取り扱う権限を有しない者による提供仮名加工医療情報の取扱いを防止する措置を講じていること。
三　物理的安全管理措置
イ　提供仮名加工医療情報を取り扱う施設設備を特定すること。
ロ　提供仮名加工医療情報を取り扱う施設設備への立入り及び機器の持込みを管理及び制限するための措置を講じていること。
ハ　提供仮名加工医療情報の取扱いに係る端末装置に盗難等の防止のための措置を講じており、かつ、原則として、補助記憶装置及び可搬記録媒体への記録機能を有しないものとしていること。
ニ　提供仮名加工医療情報を利用して行った分析の成果物を、提供仮名加工医療情報を取り扱う施設設備から持ち出す場合には、当該提供仮名加工医療情報を提供した認定仮名加工医療情報作成事業者による監督の下、適切な手段で行うこと。
ホ　提供仮名加工医療情報を消去し、又は提供仮名加工医療情報が記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。
四　技術的安全管理措置
イ　提供仮名加工医療情報の取扱いに係る電子計算機及び端末装置において当該提供仮名加工医療情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講じていること。
ロ　提供仮名加工医療情報を取り扱う施設設備に、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講じていること。
ハ　提供仮名加工医療情報の取扱いに係る電子計算機及び端末装置の動作を記録するとともに、通常想定されない当該電子計算機及び端末装置の操作を検知し、当該操作が行われた電子計算機及び端末装置を制御する措置を講じていること。

ニ　提供仮名加工医療情報の取扱いに係る電子計算機及び端末装置が電気通信回線に接続していることに伴う提供仮名加工医療情報の漏えい等を防止するため、適切な措置を講ずること。

五　他の認定仮名加工医療情報利用事業者との間で共同して利用される提供仮名加工医療情報が当該他の認定仮名加工医療情報利用事業者に提供される場合又は当該他の認定仮名加工医療情報利用事業者からの提供を受ける場合においては、当該提供仮名加工医療情報を作成した認定仮名加工医療情報作成事業者及び当該他の認定仮名加工医療情報利用事業者との間の契約において、提供仮名加工医療情報の授受に係る安全管理のための措置が提供仮名加工医療情報の利用の態様に応じて適正であることを確保していること。

（帳簿の記載事項等）

第四十三条　法第四十四条において読み替えて準用する法第十四条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　認定仮名加工医療情報作成事業者から提供仮名加工医療情報の提供を受けた場合における次に掲げる事項

イ　当該認定仮名加工医療情報作成事業者の名称及び住所その他の当該認定仮名加工医療情報作成事業者を特定するに足りる事項

ロ　当該提供仮名加工医療情報の提供を受けた年月日

ハ　当該提供仮名加工医療情報の項目

二　法第四十四条において読み替えて準用する法第二十条の規定により提供仮名加工医療情報の消去を行った場合における次に掲げる事項

イ　当該提供仮名加工医療情報の消去を行った年月日

ロ　当該提供仮名加工医療情報の項目

2　法第四十四条において読み替えて準用する法第十四条の帳簿は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成しなければならない。

3　認定仮名加工医療情報利用事業者は、第一項各号に規定する場合には、その都度、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を帳簿に記載し、その記載の日から三年間保存しなければならない。

（準用）

第四十四条　第四条、第四条の二、第七条から第十一条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条、第二十二条、第二十三条（第一項第六号を除く。）、第二十五条及び第二十六条の規定は、法第四十一条の認定及び認定仮名加工医療情報利用事業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条		第六条第二号イ(1)
第四条、第四条の二（見出しを含む。）及び第八条第二項第一号		匿名加工医療情報作成事業
第七条	様式第二	第九条第一項

第四十二条第二号イ(1)		
仮名加工医療情報利用事業		
	様式第十六	第四十一条

第八条	第九条第二項第二号から第五号まで
第八条第一項	様式第三
第八条第一項並びに第九条第二項第三号、第三項第三号及び第四項第三号	第三条第二項各号
第八条第二項第一号	第五条第一号及び第二号並びに第六条第一号ロ
第八条第三項	様式第四
第九条第一項柱書	様式第五
第九条第一項第二号	登記事項証明書
第九条及び第二十五条	認定匿名加工医療情報作成事業
第九条第一項第一号	様式第六
第九条第二項柱書	様式第七
第九条第二項第一号	様式第八
第九条第三項柱書	様式第九
第九条第四項柱書	様式第十
第九条第四項第一号	様式第十一
第九条第五項	様式第十二
第十条	様式第十三
第十一条	様式第十四
第十四条	第九条第一項
第十九条	第六条

第四十四条において準用する法第九条第二項第二号、第四号及び第五号	様式第十七
第三十八条第二項各号	
第四十一条第一号及び第二号並びに第四十二条第一号ロ	様式第十八
登記事項証明書（申請者が地方公共団体及び独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人である場合を除く。）	様式第十九
認定仮名加工医療情報利用事業	様式第二十
	様式第二十一
	様式第二十二
	様式第二十三
	様式第二十四
	様式第二十五
	様式第二十六
	様式第二十七
	様式第二十八
	第四十一条
	第四十二条

第二十二条、第二十三条及び第二十五条	匿名加工医療情報等	提供仮名加工医療情報
第二十三条第一項柱書	限る。第四十五条において同じ。	限る。
第二十三条第一項第三号	に係る本人の数	の規模

第四章　認定医療情報等取扱受託事業者

（認定匿名加工医療情報作成事業者、認定仮名加工医療情報作成事業者又は他の認定医療情報等取扱受託事業者への通知）

第四十五条　認定医療情報等取扱受託事業者は、法第五十一条の規定により読み替えて準用する法第二十六条ただし書の規定による通知をする場合には、第二十二条（第三十七条において準用する場合を含む。）に定める事態を知った後、速やかに、第二十三条第一項各号（第三十七条において準用する場合を含む。）に掲げる事項を通知しなければならない。

（準用）

第四十六条　第三条から第四条の二まで、第六条（第五号ハ及びニを除く。）から第十一条まで、第十二条第一項第三号、第二項及び第三項、第十三条から第十七条まで、第十九条、第二十一条から第二十三条まで、第二十五条並びに第二十六条の規定は、法第四十五条の認定、認定医療情報等取扱受託事業者及び認定医療情報等取扱受託事業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条第一項	第九条第一項	第四十五条
	様式第一	様式第二十九
第四条、第四条の二（見出しを含む。）、第六条第二号イ及び第八条第二項第一号	匿名加工医療情報作成事業	医療情報等取扱受託事業
第六条	認定事業匿名加工医療情報等	認定事業医療情報等
第六条、第十二条第一項第三号、第二十一条、第二十二条、第二十三条第一項及び第二項並びに第二十五条	匿名加工医療情報等	医療情報等

［章名を付する。］

（認定匿名加工医療情報作成事業者又は他の認定医療情報等取扱受託事業者への通知）

第二十五条の二　認定医療情報等取扱受託事業者は、法第二十九条の規定により読み替えて準用する法第二十四条の二ただし書の規定による通知をする場合には、第二十二条の二に定める事態を知った後、速やかに、第二十二条の三第一項各号に定める事項を通知しなければならない。

（準用）

第二十六条　第三条から第四条の二まで、第六条（第五号ハ及びニを除く。）及び第七条の規定は法第二十八条の認定について、第八条から第十一条まで、第十二条第一項第三号、第二項及び第三項、第十三条、第十八条から第二十条まで、第二十二条から第二十二条の三まで、第二十四条並びに第二十五条の規定は認定医療情報等取扱受託事業者について、第十四条の規定は認定医療情報等取扱受託事業者に係る認定の取消しについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条第一項	第八条第一項	第二十八条
	様式第一	様式第十五
第四条及び第四条の二	匿名加工医療情報作成事業	法第二十八条に規定する事業
［項を加える。］		
［項を加える。］		

第六条第三号ハ	匿名加工医療情報
第六条第四号ニ	匿名加工医療情報取扱事業者への匿名加工医療情報の送信
第六条第四号ホ	匿名加工医療情報
第七条	第九条第一項
	様式第二
第八条第一項	第九条第二項第二号から第五号まで
	様式第三
	第九条第三項各号
［項を削る。］	
第八条第二項第一号	［号を削る。］
第八条第二項第二号	第九条第二項第二号から第五号まで
第八条第三項	様式第四
第九条第一項柱書	様式第五
第九条第一項第一号	様式第六
第九条第二項柱書	様式第七
第九条第二項第一号	様式第八
第九条第二項第二号	第九条第三項各号
第九条第三項柱書	様式第九
第九条第三項第二号	第九条第三項各号

匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報	匿名加工医療情報取扱事業者への匿名加工医療情報の送信又は認定仮名加工医療情報利用事業者への仮名加工医療情報の送信
	匿名加工医療情報又は仮名加工医療情報
第九条第一項	第四十五条
様式第二	第四十六条において準用する第六条第一号ロに規定する者の変更を除く。
第九条第二項第二号から第五号まで	第五十一条において準用する法第九条第二項第四号又は第五号
様式第三	様式第三十一
第九条第三項各号	第五十一条において準用する法第九条第三項第一号、第三号及び第四号
第九条第一項第一号	第五条第一号及び第二号並びに第六条第一号ロに規定する者の変更を除く。
第九条第二項第二号から第五号まで	第五十一条において準用する法第九条第二項第四号又は第五号
様式第四	様式第三十二
様式第五	様式第三十三
様式第六	様式第三十四
様式第七	様式第三十五
様式第八	様式第三十六
第九条第二項第二号	第九条第三項各号
様式第九	様式第三十七
第九条第三項各号	第五十一条において準用する法第九条第三項第一号、第三号及び第四号

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

第七条	第八条第一項
	様式第二
第八条第一項柱書	第八条第二項第二号から第五号まで
	様式第三
	［号を加える。］
第八条第一項第一号	第八条第三項各号
第八条第二項第一号	匿名加工医療情報作成事業
	［号を加える。］
第八条第二項第二号	第八条第二項第二号から第五号まで
第八条第三項	様式第四
第九条第一項柱書	様式第五
第九条第一項第一号	様式第六
第九条第二項柱書	様式第七
第九条第二項第一号	様式第八
第九条第二項第二号	第八条第三項各号
第九条第三項柱書	様式第九
第九条第三項第二号	第八条第三項各号

第二十八条	第八条第三項第一号、第三号及び第四号
様式第十六	法第二十八条に規定する事業
第八条第二項第四号又は第五号	第八条第二項第四号又は第五号
様式第十七	様式第十八
様式第十九	様式第二十
様式第二十一	様式第二十二
第八条第三項第一号、第三号及び第四号	様式第二十三
第八条第三項第一号、第三号及び第四号	第八条第三項第二号

第九条第四項柱書	様式第十	様式第三十八
第九条第四項第一号	様式第十一	様式第三十九
第九条第四項第二号	第九条第三項各号	第五十一条において準用する法第九条第三項第一号、第三号及び第四号
第九条第五項	様式第十二	様式第四十
第十条	様式第十三	様式第四十一
第十一条	様式第十四	様式第四十二
［略］		
［項を削る。］		
第二十三条第一項柱書	限る。	限る。第四十五条において同じ。
［項を削る。］		

第五章　医療情報取扱事業者による認定匿名加工医療情報作成事業者又は認定仮名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供

（医療情報の提供停止の求めの方法）

第四十七条　法第五十二条第一項の規定による提供の停止の求めは、医療情報取扱事業者に対し、書面又は口頭その他の方法で行うものとする。

（医療情報の提供に係る事前の通知等）

第四十八条　法第五十二条第一項又は第二項の規定による通知は、次に掲げるところにより、行うものとする。

一　［略］

二　本人が法第五十二条第一項各号に掲げる事項を認識することができる適切かつ合理的な方法によること。

２　医療情報取扱事業者が、法第五十二条第一項又は第二項の規定による届出をする場合には、様式第四十三による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

［号を削る。］

［号を削る。］

３　医療情報取扱事業者が、代理人によって前項の規定による届出をする場合には、同項の届出書に様式第四十四によるその権限を証する書面を添付しなければならない。

４　法第五十二条第一項第八号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

第九条第四項柱書	様式第十	様式第二十四
第九条第四項第一号	様式第十一	様式第二十五
第九条第四項第二号	第八条第三項各号	第八条第三項第一号、第三号及び第四号
第九条第五項	様式第十二	様式第二十六
第十条	様式第十三	様式第二十七
第十一条	様式第十四	様式第二十八
［同上］		
第十四条	第八条第一項	第二十八条
［項を加える。］		
第二十二条の三第一項及び第三項	法第二十四条の二	法第二十九条の規定により読み替えて適用する法第二十四条の二本文

［章名を付する。］

（医療情報の提供停止の求めの方法）

第二十七条　法第三十条第一項の規定による提供の停止の求めは、医療情報取扱事業者に対し、書面又は口頭その他の方法で行うものとする。

（医療情報の提供に係る事前の通知等）

第二十八条　法第三十条第一項又は第二項の規定による通知は、次に掲げるところにより、行うものとする。

一　［同上］

二　本人が法第三十条第一項各号に掲げる事項を認識することができる適切かつ合理的な方法によること。

２　医療情報取扱事業者が、法第三十条第一項又は第二項の規定による届出をするときは、次に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。

一　主務大臣が定めるところにより、電子情報処理組織（主務大臣の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法

二　様式第二十九による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク又はこれに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を提出する方法

３　医療情報取扱事業者が、代理人によって法第三十条第一項又は第二項の規定による届出をする場合には、様式第三十によるその権限を証する書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）を主務大臣に提出しなければならない。

４　法第三十条第一項第八号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　同上］

（医療情報の提供に係る主務大臣による公表）

第四十九条　法第五十二条第三項の規定による公表は、同条第一項又は第二項の規定による届出があった後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（医療情報の提供に係る医療情報取扱事業者による公表）

第五十条　医療情報取扱事業者は、法第五十二条第三項の規定による公表がされたときは、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を公表するものとする。

一　法第五十二条第一項の規定による届出を行った場合　同項各号に掲げる事項

二　法第五十二条第二項の規定による変更の届出を行った場合　変更後の同条第一項各号に掲げる事項

三　法第五十二条第二項の規定による医療情報の提供をやめた旨の届出を行った場合　その旨

（書面の交付）

第五十一条　法第五十三条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第五十二条第一項に規定する求めがあった旨

［二・三　略］

四　法第五十三条第一項に規定する主務省令で定める書面を交付する旨

［五・六　略］

（書面の写し等の保存義務）

第五十二条　法第五十三条第三項の規定による書面の写し又は電磁的記録の保存は、同条第一項の規定により書面を交付し、又は同条第二項の規定により電磁的記録を提供した日から三年間行わなければならない。

（医療情報の提供に係る記録の作成）

第五十三条　法第五十四条第一項の規定による記録の作成は、次に掲げるところにより、行うものとする。

［一・二　略］

（医療情報の提供に係る記録事項）

第五十四条　法第五十四条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第五十二条第一項の規定により医療情報を認定匿名加工医療情報作成事業者に提供した年月日

［二～四　略］

2　前項各号に掲げる事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第五十四条第一項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録の作成を省略することができる。

（医療情報の提供に係る記録の保存期間）

第五十五条　法第五十四条第二項の主務省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める期間とする。

一　第五十三条第二号ただし書に規定する方法により記録を作成した場合　最後に当該記録に係る医療情報の提供を行った日から起算して三年を経過する日までの間

二　［略］

（医療情報の提供に係る主務大臣による公表）

第二十九条　法第三十条第三項の規定による公表は、同条第一項又は第二項の規定による届出があった後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（医療情報の提供に係る医療情報取扱事業者による公表）

第三十条　医療情報取扱事業者は、法第三十条第三項の規定による公表がされたときは、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を公表するものとする。

一　法第三十条第一項の規定による届出を行った場合　同項各号に掲げる事項

二　法第三十条第二項の規定による変更の届出を行った場合　変更後の同条第一項各号に掲げる事項

三　法第三十条第二項の規定による医療情報の提供をやめた旨の届出を行った場合　その旨

（書面の交付）

第三十一条　法第三十一条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十条第一項に規定する求めがあった旨

［二・三　同上］

四　法第三十一条第一項に規定する主務省令で定める書面を交付する旨

［五・六　同上］

（書面の写し等の保存義務）

第三十二条　法第三十一条第三項の規定による書面の写し又は電磁的記録の保存は、同条第一項の規定により書面を交付し、又は同条第二項の規定により電磁的記録を提供した日から三年間行わなければならない。

（医療情報の提供に係る記録の作成）

第三十三条　法第三十二条第一項の規定による記録の作成は、次に掲げるところにより、行うものとする。

［一・二　同上］

（医療情報の提供に係る記録事項）

第三十四条　法第三十二条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十条第一項の規定により医療情報を認定匿名加工医療情報作成事業者に提供した年月日

［二～四　同上］

2　前項各号に掲げる事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第三十二条第一項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録の作成を省略することができる。

（医療情報の提供に係る記録の保存期間）

第三十五条　法第三十二条第二項の主務省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める期間とする。

一　第三十三条第二号ただし書に規定する方法により記録を作成した場合　最後に当該記録に係る医療情報の提供を行った日から起算して三年を経過する日までの間

二　［同上］

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（医療情報の提供を受ける際の確認）

第五十六条　法第五十五条第一項の規定による確認は、次の各号に掲げる事項の区分に応じて、当該各号に定めるところによるものとする。

一　法第五十五条第一項第一号の事項　医療情報を提供する医療情報取扱事業者から申告を受ける方法その他の適切な方法

二　法第五十五条第一項第二号の事項　法第五十二条第三項の規定により主務大臣の公表が行われた旨及び医療情報取扱事業者からの医療情報の取得の経緯を示す記録の提示を受ける方法その他の適切な方法

２　前項の規定にかかわらず、医療情報取扱事業者から他の医療情報の提供を受けるに際して既に前項に規定する方法による確認（当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）をした事項については、当該事項の内容と当該提供に係る法第五十五条第一項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

（医療情報の提供を受ける際の記録事項）

第五十七条　法第五十五条第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第五十二条第一項の規定により医療情報の提供を受けた年月日

二　法第五十五条第一項各号に掲げる事項

［三・四　略］

五　法第五十二条第三項の規定により公表されている旨

２　前項に掲げる事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第五十五条第三項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録の作成を省略することができる。

（準用）

第五十八条　第五十三条及び第五十五条の規定は、認定匿名加工医療情報作成事業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十三条		
［略］	第五十四条第一項	第五十五条第三項
認定匿名加工医療情報作成事業者に対し医療情報を継続的に若しくは反復して提供したとき、又は当該認定匿名加工医療情報作成事業者に対し医療情報を継続的に若しくは反復して提供する	［号を削る。］	医療情報取扱事業者から継続的に若しくは反復して医療情報の提供を受けたとき、又は当該医療情報取扱事業者から継続的に若しくは反復して医療情報の提供を受ける
	［号を削る。］	

（医療情報の提供を受ける際の確認）

第三十六条　法第三十三条第一項の規定による確認は、次の各号に掲げる事項の区分に応じて、当該各号に定めるところによるものとする。

一　法第三十三条第一項第一号の事項　医療情報を提供する医療情報取扱事業者から申告を受ける方法その他の適切な方法

二　法第三十三条第一項第二号の事項　法第三十条第三項の規定により主務大臣の公表が行われた旨及び医療情報取扱事業者からの医療情報の取得の経緯を示す記録の提示を受ける方法その他の適切な方法

２　前項の規定にかかわらず、医療情報取扱事業者から他の医療情報の提供を受けるに際して既に前項に規定する方法による確認（当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）をした事項については、当該事項の内容と当該提供に係る法第三十三条第一項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

（医療情報の提供を受ける際の記録事項）

第三十七条　法第三十三条第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十条第一項の規定により医療情報の提供を受けた年月日

二　法第三十三条第一項各号に掲げる事項

［三・四　同上］

五　法第三十条第三項の規定により公表されている旨

２　前項に掲げる事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第三十三条第三項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録の作成を省略することができる。

（準用）

第三十八条　第三十三条及び第三十五条の規定は、認定匿名加工医療情報作成事業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十三条		
［同上］	第三十二条第一項	第三十三条第三項
認定匿名加工医療情報作成事業者に対し医療情報を	提供したとき、	医療情報の提供を受けたとき、
提供する		医療情報の提供を受ける

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第五十五条	第五十四条第二項	第五十五条第四項
［略］		

第五十九条　第四十七条から第五十七条までの規定は、法第五十七条第一項の規定に基づく医療情報取扱事業者による認定仮名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供に準用する。

第六十条　第五十三条及び第五十五条の規定は、認定仮名加工医療情報作成事業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十三条	第五十四条第一項	第五十八条において準用する法第五十五条第三項
	医療情報を認定匿名加工医療情報作成事業者に提供した	医療情報取扱事業者から医療情報の提供を受けた
	認定匿名加工医療情報作成事業者に対し医療情報を継続的に若しくは反復して提供したとき、又は当該認定匿名加工医療情報作成事業者に対し医療情報を継続的に若しくは反復して提供する	医療情報取扱事業者から継続的に若しくは反復して医療情報の提供を受ける
第五十五条	第五十四条第二項	第五十八条において準用する法第五十五条第四項
	行った	受けた

第六章　雑則

（立入検査をする者の身分証明書）

第六十一条　法第五十九条第二項の職員の身分を示す証明書は、様式第四十五によるものとする。

附　則

この命令は、法の施行の日から施行する。

［条を削る。］

第三十五条	第三十二条第二項	第三十三条第四項
［同上］		

［条を加える。］

［条を加える。］

［章名を付する。］

（立入検査をする者の身分証明書）

第三十九条　法第三十五条第二項の職員の身分を示す証明書は、様式第三十一によるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、法の施行の日から施行する。

（医療情報の提供の事前の届出に関する特例）

第二条　法第三十条第一項の規定による届出は、第二十八条第二項第一号の規定により主務大臣が定めるまでの間は、同項第二号の方法による。

2　代理人によって前項の規定による届出を行う場合には、前項の届出書に様式第三十によるその権限を証する書面を添付しなければならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

様式第一から様式第十四までを次のように改める。

様式第一（第三条第一項及び第三十七条関係）

認定申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
名　　称
連絡先

下記のとおり、（匿名加工医療情報作成事業／仮名加工医療情報作成事業）を適正かつ確実に行うことができるものと認められる旨の認定を受けたいので、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する（法律第９条第２項／第40条において準用する同法第９条第２項）の規定により申請します。

記

１．申請する認定の種類

２．医療情報の整理の方法

３．医療情報の加工の方法

４．（匿名加工医療情報等／仮名加工医療情報等）の管理の方法

５．（匿名加工医療情報作成事業／仮名加工医療情報作成事業）を行う役員又は使用人の氏名及び住所
氏名：
住所：

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第二（第七条及び第三十七条関係）

認　定　証

申請のあった（匿名加工医療情報作成事業／仮名加工医療情報作成事業）を適正かつ確実に行うことができるものと認められる旨の認定について、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（第９条第１項／第33条）の規定により認定する。

年　　月　　日

内閣総理大臣　名

文部科学大臣　名

厚生労働大臣　名

経済産業大臣　名

１　名称

２　認定番号

様式第三（第八条第一項及び第三十七条関係）

変更認定申請書

認定番号	
認定年月日	

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
名　　称
連絡先

下記のとおり、（匿名加工医療情報作成事業／仮名加工医療情報作成事業）を適正かつ確実に行うことができるものと認められる旨の変更の認定を受けたいので、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（第10条第１項／第40条において準用する同法第10条第１項）の規定により申請します。

記

１．申請する認定の種類

２．医療情報の整理の方法

３．医療情報の加工の方法

４．（匿名加工医療情報等／仮名加工医療情報等）の管理の方法

５．（匿名加工医療情報作成事業／仮名加工医療情報作成事業）を行う役員又は使用人の氏名及び住所
氏名：
住所：

備考　１　変更に係る事項のみ記入し、併せてその理由を記入すること。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第四（第八条第三項及び第三十七条関係）

変更届出書（名称等、軽微な変更）

認定番号	
認定年月日	

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
名　　称
連絡先

下記のとおり、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（第10条第３項／第40条において準用する同法第10条第３項）に規定される変更をしたので、同項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

	新	旧
変更の内容		
変更理由		

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第五（第九条第一項及び第三十七条関係）

承継届出書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
名　　称
連絡先

下記のとおり、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（第11条第３項／第40条において準用する同法第11条第３項）の規定により届け出ます。

記

承継年月日	年　月　日	
承継の原因		
承継者に関する事項	名称	
	住所	
	認定番号	
	認定年月日	
被承継者に関する事項	名称	
	住所	
	認定番号	
	認定年月日	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第六（第九条第一項及び第三十七条関係）

事業譲渡証明書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿
譲渡人　名称
住所

譲受人　名称
住所

下記のとおり、（認定匿名加工医療情報作成事業者／認定仮名加工医療情報作成事業者）の（認定匿名加工医療情報作成事業／認定仮名加工医療情報作成事業）の全部の譲渡があったことを証明します。

記

認定の年月日	
認定番号	
譲渡の年月日	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第七（第九条第二項及び第三十七条関係）

譲渡及び譲受け認可申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（譲渡人）（郵便番号）
住　　所
名　　称
連絡先
（譲受人）（郵便番号）
住　　所
名　　称
連絡先

下記のとおり、（認定匿名加工医療情報作成事業／認定仮名加工医療情報作成事業）の譲渡及び譲受けについて認可を受けたいので、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（第11条第４項／第40条において準用する同法第11条第４項）の規定により申請します。

記

承継年月日	年　月　日
譲渡人及び譲受人の名称及び住所	（譲渡人）名称： 住所： （譲受人）名称： 住所：

譲渡及び譲受けの理由	
譲渡人に係る認定番号及び認定年月日	認定番号： 認定年月日：

１．申請する認定の種類

２．医療情報の整理の方法

３．医療情報の加工の方法

４．（匿名加工医療情報等／仮名加工医療情報等）の管理の方法

５．（匿名加工医療情報作成事業／仮名加工医療情報作成事業）を行う役員又は使用人の氏名及び住所
氏名：
住所：

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第八（第九条第二項及び第三十七条関係）

事業譲渡証明書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

譲渡人　名称
住所

譲受人　名称
住所

下記のとおり、（認定匿名加工医療情報作成事業者／認定仮名加工医療情報作成事業者）の（認定匿名加工医療情報作成事業／認定仮名加工医療情報作成事業）の全部の譲渡が行われることを証明します。

記

譲渡される事業	
認定の年月日	
認定番号	
譲渡の年月日	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第九（第九条第三項及び第三十七条関係）

合併認可申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
合併する法人の名称
連絡先
（郵便番号）
住　　所
合併する法人の名称
連絡先

下記のとおり、法人の合併後の地位の承継について認可を受けたいので、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（第11条第５項／第40条において準用する同法第11条第５項）の規定により申請します。

記

承継年月日	年　　月　　日
合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び住所	名称： 住所：
合併の理由	
合併に係る（認定匿名加工医療情報作成事業／認定仮名加工医療情報作成事業）の認定番号及び認定年月日	認定番号： 認定年月日：

１．申請する認定の種類

２．医療情報の整理の方法

３．医療情報の加工の方法

４．（匿名加工医療情報等／仮名加工医療情報等）の管理の方法

５．（匿名加工医療情報作成事業／仮名加工医療情報作成事業）を行う役員又は使用人の氏名及び住所
氏名：
住所：

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第十（第九条第四項及び第三十七条関係）

分割認可申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
分割する法人の名称
連絡先

下記のとおり、法人の分割後の地位の承継について認可を受けたいので、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（第11条第６項／第40条において準用する同法第11条第６項）の規定により申請します。

記

承継年月日	年　月　日
分割により（認定匿名加工医療情報作成事業／認定仮名加工医療情報作成事業）を承継する法人の名称及び住所	名称： 住所：
分割の理由	
分割に係る（認定匿名加工医療情報作成事業／認定仮名加工医療情報作成事業）の認定番号及び認定年月日	認定番号： 認定年月日：

１．申請する認定の種類

２．医療情報の整理の方法

３．医療情報の加工の方法

４．（匿名加工医療情報等／仮名加工医療情報等）の管理の方法

５．（匿名加工医療情報作成事業／仮名加工医療情報作成事業）を行う役員又は使用人の氏名及び住所
氏名：
住所：

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第十一（第九条第四項及び第三十七条関係）

事業承継証明書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

被承継者　名称
　　住所

承継者　　名称
　　住所

下記のとおり、分割によって（認定匿名加工医療情報作成事業者／認定仮名加工医療情報作成事業者）の（認定匿名加工医療情報作成事業／認定仮名加工医療情報作成事業）の全部の承継が行われることを証明します。

記

認定の年月日	
認定番号	
承継の年月日	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第十二（第九条第五項及び第三十七条関係）

認可の申請をしない旨の届出書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
名　　称
連絡先

下記のとおり、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（第11条第８項／第40条において準用する同法第11条第８項）の規定により届け出ます。

記

承継予定年月日	年　月　日	
承継の原因		
認可の申請をしない理由		
承継者に関する事項	名称	
	住所	
被承継者に関する事項	名称	
	住所	
	承継に係る（認定匿名加工医療情報作成事業／認定仮名加工医療情報作成事業）の認定番号及び認定年月日	認定番号： 認定年月日：

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第十三（第十条及び第三十七条関係）

廃止届出書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
名　　称
連絡先

下記のとおり、（認定匿名加工医療情報作成事業／認定仮名加工医療情報作成事業）を廃止するので、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（第12条第１項／第40条において準用する同法第12条第１項）の規定により届け出ます。

記

廃止予定年月日	年　　月　　日
廃止しようとする理由	
廃止に係る（認定匿名加工医療情報作成事業／認定仮名加工医療情報作成事業）の認定番号及び認定年月日	認定番号： 認定年月日：

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第十四（第十一条及び第三十七条関係）

解散届出書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
名　　称
連絡先

下記のとおり、（認定匿名加工医療情報作成事業者／認定仮名加工医療情報作成事業者）である法人が合併以外の事由により解散したので、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（第13条第１項／第40条において準用する同法第13条第１項）の規定により届け出ます。

記

解散した法人の名称及び住所	名称： 住所：
解散年月日	年　　月　　日
解散した法人に係る（認定匿名加工医療情報作成事業／認定仮名加工医療情報作成事業）の認定番号及び認定年月日	認定番号： 認定年月日：

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第三十一を次のように改め、同様式を様式第四十五とする。

様式第四十五（第六十一条関係）

（表）

第　　号

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第59条第２項の規定による身分証明書

写 真	職名及び氏名 年　　月　　日生 年　　月　　日発行

発行者名　　印

（裏）

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律抜粋

第五十九条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定匿名加工医療情報作成事業者、認定仮名加工医療情報作成事業者、認定仮名加工医療情報利用事業者若しくは認定医療情報等取扱受託事業者（これらの者のうち外国取扱者である者を除く。）、匿名加工医療情報取扱事業者、連結可能匿名加工医療情報利用者（国の他の行政機関を除く。第六十一条第七項において同じ。）若しくは医療情報取扱事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業所に立ち入り、これらの者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七十二条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

七　第五十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。

２　発行者は、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣又は経済産業大臣とする。

様式第四十を次のように改め、同様式を様式第四十四とする。

様式第四十四（第四十八条第三項及び第五十九条関係）

委　任　状

代理人所在地又は住所

代理人名称又は氏名

代理人連絡先（部署名）

上記の者を代理人とし、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（第52条第１項／第52条第２項／第57条第１項／第57条第２項）の規定による届出手続に関する一切の権限を委任します。

年　　月　　日

委任者所在地又は住所

委任者名称又は氏名

委任者連絡先（部署名）

様式第四十九を次のように改め、同様式を様式第四十四とする。

様式第四十三（第四十八条第二項及び第五十九条関係）

届出書

届出日	年　月　日
届出番号	

年　月　日

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（第52条第１項／第52条第２項／第57条第１項／第57条第２項）の規定により、次のとおり届け出ます。

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

届出者の氏名又は名称
住所又は居所

１．届出をする医療情報取扱事業者（以下「届出者」という）の概要

新規、変更又は中止の別	１．新規　　２．変更（元の届出番号：　　） ３．中止（元の届出番号：　　）
届出者の氏名又は名称	（フリガナ）
届出者の住所又は居所	〒　　－ 電話　　（　　）
代表者の氏名	（フリガナ）
事務連絡者の氏名 （代表者と同じ場合には省略可）	（フリガナ） 電話　　（　　） E-mail

２．届出項目

⑴□　本人の求めに応じて本届出書に係る当該本人が識別される医療情報の（認定匿名加工医療情報作成事業者／認定仮名加工医療情報作成事業者）への提供を停止すること。（□内に印を付けること。）

⑵□　医療分野の研究開発に資するための（匿名加工医療情報／仮名加工医療情報）の作成の用に供するものとして、（認定匿名加工医療情報作成事業者／認定仮名加工医療情報作成事業者）に提供していること。（□内に印を付けること。）

⑶（認定匿名加工医療情報作成事業者／認定仮名加工医療情報作成事業者）に提供される医療情報の項目（該当するもの全ての□内に印を付けること。「その他」に該当する医療情報を提供する場合には、その具体的な内容を記載すること。）

	診察・検査・治療の内容・結果やレセプト等に関する情報
	健康診断の結果等に関する情報
	調剤に関する情報
	その他 （　　）

⑷（認定匿名加工医療情報作成事業者／認定仮名加工医療情報作成事業者）に提供される医療情報の取得の方法

⑸（認定匿名加工医療情報作成事業者／認定仮名加工医療情報作成事業者）に提供される医療情報の更新の方法

⑹□　（認定匿名加工医療情報作成事業者／認定仮名加工医療情報作成事業者）への提供を（法第21条及び規則第６条／法第40条において準用する法第21条及び規則第37条において準用する規則第６条）の規定による安全管理措置に基づく通信手段により提供していること。（□内に印を付けること。）

⑺本人又はその遺族からの求めを受け付ける方法（該当するもの全ての□内に印を付けること。）

	受付窓口（住所：　　）
	電話（番号：　　）
	ＷＥＢ（ＵＲＬ：　　）
	その他 （　　）

３．本届出書に係る（認定匿名加工医療情報作成事業者／認定仮名加工医療情報作成事業者）への医療情報の提供を開始する予定日又はやめた日
提供開始予定日又はやめた日【　　年　　月　　日】
４．主務大臣による公表に関する希望（いずれかの□に印を付けること。）
□　希望なし
□　次の理由により、【　　年　　月　　日】以後の公表を希望
（公表日を指定する理由：　　）
５．□　本届出書に係る医療情報の（認定匿名医療情報作成事業者／認定仮名加工医療情報作成事業者）への提供が、法令等に抵触するものではないこと。（□内に印を付けること。）
６．添付書類（□内に印を付けること。）
□　委任状（代理人により届出を行う場合に限る。）

記載要領
１．最上段の届出日及び届出番号の欄には記載しないこと。
２．数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
３．届出日は、本届出書が主務大臣に到達した日を指す。
４．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第十二を次のように改め、同様式を様式第四十一とする。

様式第四十二（第四十六条関係）

解散届出書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
名　　称
連絡先

下記のとおり、認定医療情報等取扱受託事業者である法人が合併以外の事由により解散したので、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第51条において準用する同法第13条第１項の規定により届け出ます。

記

解散した法人の名称及び住所	名称： 住所：
解散年月日	年　　月　　日
解散した法人に係る認定医療情報等取扱受託事業の認定番号及び認定年月日	認定番号： 認定年月日：

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第十三を次のように改め、同様式を様式第四十二とする。

様式第四十一（第四十六条関係）

廃止届出書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
名　　称
連絡先

下記のとおり、認定医療情報等取扱受託事業を廃止するので、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第51条において準用する同法第12条第１項の規定により届け出ます。

記

廃止予定年月日	年　　月　　日
廃止しようとする理由	
廃止に係る認定医療情報等取扱受託事業の認定番号及び認定年月日	認定番号： 認定年月日：

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第十四を次のように改め、同様式を様式第四十三とする。

様式第四十（第四十六条関係）

認可の申請をしない旨の届出書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
名　　称
連絡先

下記のとおり、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第51条において準用する同法第11条第８項の規定により届け出ます。

記

承継予定年月日	年　　月　　日
承継の原因	
認可の申請をしない理由	

承継者に関する事項	名称	
	住所	
被承継者に関する事項	名称	
	住所	
	承継に係る認定医療情報等取扱受託事業の認定番号及び認定年月日	認定番号： 認定年月日：

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第二十五を次のように改め、同様式を様式第二十九とする。

様式第三十九（第四十六条関係）

事業承継証明書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

被承継者　名称
住所

承継者　名称
住所

下記のとおり、分割によって認定医療情報等取扱受託事業者の認定医療情報等取扱受託事業の全部の承継が行われることを証明します。

記

認定の年月日	
認定番号	
承継の年月日	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第二十四を次のように改め、同様式を様式第二十八とする。

様式第三十八（第四十六条関係）

分割認可申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
分割する法人の名称
連絡先

下記のとおり、法人の分割後の地位の承継について認可を受けたいので、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第51条において準用する同法第11条第６項の規定により申請します。

記

承継年月日	年　月　日
分割により認定医療情報等取扱受託事業を承継する法人の名称及び住所	名称： 住所：
分割の理由	
分割に係る認定医療情報等取扱受託事業の認定番号及び認定年月日	認定番号： 認定年月日：

１．医療情報等の管理の方法

２．法第45条に規定する事業を行う役員又は使用人の氏名及び住所
氏名：
住所：

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第二十三を次のように改め、同様式を様式第二十七とする。

様式第三十七（第四十六条関係）

合併認可申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
合併する法人の名称
連絡先
（郵便番号）
住　　所
合併する法人の名称
連絡先

下記のとおり、法人の合併後の地位の承継について認可を受けたいので、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第51条において準用する同法第11条第５項の規定により申請します。

記

承継年月日	年　月　日
合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び住所	名称： 住所：
合併の理由	
合併に係る認定医療情報等取扱受託事業の認定番号及び認定年月日	認定番号： 認定年月日：

１．医療情報等の管理の方法

２．法第45条に規定する事業を行う役員又は使用人の氏名及び住所
氏名：
住所：

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第十一を次のように改め、同様式を様式第三十七とする。

様式第三十六（第四十六条関係）

事業譲渡証明書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

譲渡人　名称
住所

譲受人　名称
住所

下記のとおり、認定医療情報等取扱受託事業者の認定医療情報等取扱受託事業の全部の譲渡が行われることを証明します。

記

認定の年月日	
認定番号	
譲渡の年月日	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第十一の十を次のように改め、同様式を様式第三十五とする。

様式第三十五（第四十六条関係）

譲渡及び譲受け認可申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（譲渡人）（郵便番号）
住　所
名　称
連絡先
（譲受人）（郵便番号）
住　所
名　称
連絡先

下記のとおり、認定医療情報等取扱受託事業の譲渡及び譲受けについて認可を受けたいので、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第51条において準用する同法第11条第４項の規定により申請します。

記

承継年月日	年　月　日
譲渡人及び譲受人の名称及び住所	（譲渡人）名称： 住所： （譲受人）名称： 住所：
譲渡及び譲受けの理由	
譲渡人に係る認定番号及び認定年月日	認定番号： 認定年月日：

１．医療情報等の管理の方法

２．法第45条に規定する事業を行う役員又は使用人の氏名及び住所
氏名：
住所：

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第十一を次のように改め、同様式を様式第三十四とする。

様式第三十四（第四十六条関係）

事業譲渡証明書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

譲渡人　名称
住所

譲受人　名称
　　住所

下記のとおり、認定医療情報等取扱受託事業者の認定医療情報等取扱受託事業の全部の譲渡がありましたことを証明します。

記

認定の年月日	
認定番号	
譲渡の年月日	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第十九を次のように改め、同様式を様式第三十三とする。

様式第三十三（第四十六条関係）

承継届出書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
名　　称
連絡先

下記のとおり、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第51条において準用する同法第11条第３項の規定により届け出ます。

記

承継年月日	年　　月　　日	
承継の原因		
承継者に関する事項	名称	
	住所	
	認定番号	
	認定年月日	
被承継者に関する事項	名称	
	住所	
	認定番号	
	認定年月日	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第十八を次のように改め、同様式を様式第三十二とする。

様式第三十二（第四十六条関係）

変更届出書（名称等、軽微な変更）

認定番号	
認定年月日	

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
名　　称
連絡先

下記のとおり、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第51条において準用する同法第10条第３項に規定される変更をしたので、同項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

変更の内容	新	旧
変更理由		

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第十七を次のように改め、同様式を様式第三十一とする。

様式第三十一（第四十六条関係）

変更認定申請書

認定番号	
認定年月日	

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
名　　称
連絡先

下記のとおり、(認定匿名加工医療情報作成事業者／認定仮名加工医療情報作成事業者）の委託（２以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて医療情報等を適正かつ確実に行うことができるものと認められる旨の変更の認定を受けたいので、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第51条において準用する同法第10条第１項の規定により、申請します。

記

１．医療情報等の管理の方法

２．法第45条に規定する事業を行う役員又は使用人の氏名及び住所
　氏名：
　住所：

備考　１　変更に係る事項のみ記入し、併せてその理由を記入すること。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第十六を次のように改め、同様式を様式第二十七とする。

様式第三十（第四十六条関係）

認　定　証

申請のあった（認定匿名加工医療情報作成事業者／認定仮名加工医療情報作成事業者）の委託（２以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて医療情報等を取り扱う事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められる旨の認定について、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第45条の規定により認定する。

年　　月　　日

内閣総理大臣　名

文部科学大臣　名

厚生労働大臣　名

経済産業大臣　名

１　名称

２　認定番号

様式第十五を次のように改め、同様式を様式第二十九とする。

様式第二十九（第四十六条関係）

認定申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
名　　称
連絡先

下記のとおり、(認定匿名加工医療情報作成事業者／認定仮名加工医療情報作成事業者）の委託（２以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて医療情報等を取り扱う事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められる旨の認定を受けたいので、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第51条において準用する同法第９条第２項の規定により申請します。

記

１．医療情報等の管理の方法

２．当該事業を行う役員又は使用人の氏名及び住所
　氏名：
　住所：

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第十四の次に次の十四様式を加える。

様式第十五（第三十八条関係）

認定申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
名　　称
連絡先

下記のとおり、仮名加工医療情報利用事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められる旨の認定を受けたいので、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第44条において準用する同法第９条第２項（第３号を除く。)の規定により申請します。

記

１．提供仮名加工医療情報の利用の方法

２．提供仮名加工医療情報の管理の方法

３．当該事業を行う役員又は使用人の氏名及び住所
　氏名：
　住所：

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第十六（第四十四条関係）

認　定　証

申請のあった仮名加工医療情報利用事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められる旨の認定について、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第41条の規定により認定する。

年　　月　　日

内閣総理大臣　名

文部科学大臣　名

厚生労働大臣　名

経済産業大臣　名

１　名称

２　認定番号

様式第十七（第四十四条関係）

変更認定申請書

認定番号	
認定年月日	

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
名　　称
連絡先

下記のとおり、仮名加工医療情報利用事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められる旨の変更の認定を受けたいので、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第44条において準用する同法第10条第１項の規定により申請します。

記

１．提供仮名加工医療情報の利用の方法

２．提供仮名加工医療情報の管理の方法

３．当該事業を行う役員又は使用人の氏名及び住所
　氏名：
　住所：

備考　１　変更に係る事項のみ記入し、併せてその理由を記入すること。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第十八（第四十四条関係）

変更届出書（名称等、軽微な変更）

認定番号	
認定年月日	

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
名　　称
連絡先

下記のとおり、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第44条において準用する同法第10条第３項に規定される変更をしたので、同項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

	新	旧
変更の内容		
変更理由		

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第十九（第四十四条関係）

承継届出書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
名　　称
連絡先

下記のとおり、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第44条において準用する同法第11条第３項の規定により届け出ます。

記

承継年月日	年　　月　　日	
承継の原因		
承継者に関する事項	名称	
	住所	
	認定番号	
	認定年月日	

被承継者に関する事項	名称	
	住所	
	認定番号	
	認定年月日	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第二十（第四十四条関係）

事業譲渡証明書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

譲渡人　名称
　　住所

譲受人　名称
　　住所

下記のとおり、認定仮名加工医療情報利用事業者の認定仮名加工医療情報利用事業の全部の譲渡がありましたことを証明します。

記

認定の年月日	
認定番号	
譲渡の年月日	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第二十一（第四十四条関係）

譲渡及び譲受け認可申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（譲渡人）（郵便番号）
住　　所
名　　称
連絡先
（譲受人）（郵便番号）
住　　所
名　　称
連絡先

下記のとおり、認定仮名加工医療情報利用事業の譲渡及び譲受けについて認可を受けたいので、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第44条において準用する同法第11条第４項の規定により申請します。

記

承継年月日	年　　月　　日
譲渡人及び譲受人の名称及び住所	（譲渡人）名称： 住所： （譲受人）名称： 住所：
譲渡及び譲受けの理由	
譲渡人に係る認定番号及び認定年月日	認定番号： 認定年月日：

１．提供仮名加工医療情報の利用の方法

２．提供仮名加工医療情報の管理の方法

３．当該事業を行う役員又は使用人の氏名及び住所
　氏名：
　住所：

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第二十二（第四十四条関係）

事業譲渡証明書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

譲渡人　名称
　　住所

譲受人　名称
　　住所

下記のとおり、認定仮名加工医療情報利用事業者の認定仮名加工医療情報利用事業の全部の譲渡が行われることを証明します。

記

認定の年月日	
認定番号	
譲渡の年月日	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第二十三（第四十四条関係）

合併認可申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
合併する法人の名称
連絡先
（郵便番号）
住　　所
合併する法人の名称
連絡先

下記のとおり、法人の合併後の地位の承継について認可を受けたいので、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第44条において準用する同法第11条第５項の規定により申請します。

記

承継年月日	年　　月　　日
合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び住所	名称： 住所：
合併の理由	
合併に係る認定仮名加工医療情報利用事業の認定番号及び認定年月日	認定番号： 認定年月日：

１．提供仮名加工医療情報の利用の方法

２．提供仮名加工医療情報の管理の方法

３．当該事業を行う役員又は使用人の氏名及び住所
　氏名：
　住所：

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第二十四（第四十四条関係）

分割認可申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
分割する法人の名称
連絡先

下記のとおり、法人の分割後の地位の承継について認可を受けたいので、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第44条において準用する同法第11条第６項の規定により申請します。

記

承継年月日	年　　月　　日
分割により認定仮名加工医療情報利用事業を承継する法人の名称及び住所	名称： 住所：
分割の理由	
分割に係る認定仮名加工医療情報利用事業の認定番号及び認定年月日	認定番号： 認定年月日：

１．提供仮名加工医療情報の利用の方法

２．提供仮名加工医療情報の管理の方法

３．当該事業を行う役員又は使用人の氏名及び住所
　氏名：
　住所：

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第二十五（第四十四条関係）

事業承継証明書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

被承継者　名称
　　住所
承継者　　名称
　　住所

下記のとおり、分割によって認定仮名加工医療情報利用事業者の認定仮名加工医療情報利用事業の全部の承継が行われることを証明します。

記

認定の年月日	
認定番号	
承継の年月日	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第二十六（第四十四条関係）

認可の申請をしない旨の届出書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
名　　称
連絡先

下記のとおり、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第44条において準用する同法第11条第８項の規定により届け出ます。

記

承継予定年月日	年　　月　　日	
承継の原因		
認可の申請をしない理由		
承継者に関する事項	名称	
	住所	
被承継者に関する事項	名称	
	住所	
	承継に係る認定仮名加工医療情報利用事業の認定番号及び認定年月日	認定番号： 認定年月日：

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第二十七（第四十四条関係）

廃止届出書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
名　　称
連絡先

下記のとおり、認定仮名加工医療情報利用事業を廃止するので、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第44条において準用する同法第12条第１項の規定により届け出ます。

記

廃止予定年月日	年　　月　　日
廃止しようとする理由	
廃止に係る認定仮名加工医療情報利用事業の認定番号及び認定年月日	認定番号： 認定年月日：

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第二十八（第四十四条関係）

解散届出書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
名　　称
連絡先

下記のとおり、認定仮名加工医療情報利用事業者である法人が合併以外の事由により解散したので、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第44条において準用する同法第13条第１項の規定により届け出ます。

記

解散した法人の名称及び住所	名称： 住所：
解散年月日	年　　月　　日
解散した法人に係る認定仮名加工医療情報利用事業の認定番号及び認定年月日	認定番号： 認定年月日：

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

附　則

（施行期日）

１　この命令は、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（経過措置）

２　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

３　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○内閣府厚生労働省令第八号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十六条の規定に基づき、厚生労働省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　武見　敬三

厚生労働省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令

厚生労働省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成二十六年内閣府厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（医療法施行規則の特例） **第一条**　国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第七条に規定する国家戦略特別区域会議をいう。以下同じ。）が、法第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域陽電子放射断層撮影装置使用柔軟化事業（国家戦略特別区域内の病院又は診療所の磁気共鳴画像診断装置使用室において、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素（医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第二十四条第八号に規定する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素をいう。以下同じ。）が投与された患者等に対する陽電子放射断層撮影装置を用いた撮影を行う事業をいう。）を定めた区域計画（法第八条第一項に規定する区域計画をいう。以下同じ。）について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該事業に係る病院又は診療所の管理者に関する医療法施行規則第三十条の十四の規定の適用については、同条の表中	（医療法施行規則の特例） **第一条**　国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第七条に規定する国家戦略特別区域会議をいう。以下同じ。）が、法第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域陽電子放射断層撮影装置使用柔軟化事業（国家戦略特別区域内の病院又は診療所の磁気共鳴画像診断装置使用室において、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素（医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第二十四条第八号に規定する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素をいう。以下同じ。）が投与された患者等に対する陽電子放射断層撮影装置を用いた撮影を行う事業をいう。）を定めた区域計画（法第八条第一項に規定する区域計画をいう。以下同じ。）について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該事業に係る病院又は診療所の管理者に関する医療法施行規則第三十条の十四の規定の適用については、同条の表中
「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の使用 / 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室 / 」	「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の使用 / 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室 / 」
「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の使用（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を用いた撮影を除く。） / 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室 / 適切な防護措置を講じた上で磁気共鳴画像診断装置使用室において撮影を行う場合 / 及び汚染防止措置」	「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の使用（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を用いた撮影を除く。） / 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室 / 適切な防護措置を講じた上で磁気共鳴画像診断装置使用室において撮影を行う場合 / 及び汚染防止措置」
とあるのは、	とあるのは、
「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の使用（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を用いた撮影を除く。） / 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室 / 適切な防護措置を講じた上で磁気共鳴画像診断装置使用室において撮影を行う場合 / 及び汚染防止措置」	「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の使用（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を用いた撮影を除く。） / 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室 / 適切な防護措置を講じた上で磁気共鳴画像診断装置使用室において撮影を行う場合 / 及び汚染防止措置」
とする。	とする。

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の特例）

第二条　国家戦略特別区域会議が、法第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域調剤業務一部委託事業（国家戦略特別区域において、薬局開設者（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第一条の四に規定する薬局開設者をいう。以下同じ。）が、その薬局（医薬品医療機器等法第六条に規定する薬局をいう。以下同じ。）で行う調剤の業務の一部（一包化に係るものに限る。以下「対象業務」という。）を他の薬局で行うことを当該他の薬局の薬局開設者に委託する事業をいう。以下同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、対象業務の委託を行う薬局開設者（以下「委託薬局開設者」という。）と当該委託を受ける薬局開設者（以下「受託薬局開設者」という。）との間で、当該委託による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止するため、当該委託に係る契約その他の取決めにおいて次に掲げる事項が定められていることを当該委託薬局開設者及び当該受託薬局開設者の薬局の所在地の都道府県知事（その薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下同じ。）が認めた対象業務については、当該委託薬局開設者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十一条の十一の規定にかかわらず、当該受託薬局開設者に委託することができる。

一　当該委託に係る対象業務の実施に関する委託薬局開設者及び受託薬局開設者の体制及び責任に関する事項

二　当該委託に係る対象業務の実施に関し委託薬局開設者及び受託薬局開設者が遵守すべき事項

三　当該委託に係る対象業務の実施に関し委託薬局開設者及び受託薬局開設者の薬局に係る薬局の管理者（医薬品医療機器等法第七条第四項に規定する薬局の管理者をいう。）が遵守すべき事項

四　その他当該委託に係る対象業務の実施に関し必要な事項

2　前項の区域計画には、法第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略特別区域調剤業務一部委託事業を実施する区域を定めるものとする。

3　委託薬局開設者及び受託薬局開設者は、定期的に、国家戦略特別区域調剤業務一部委託事業による対象業務の実施状況を第一項の都道府県知事に報告しなければならない。

［条を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第九号
厚生労働省令第九号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　武見　敬三

労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令

労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令（平成十七年内閣府厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（法第三条第一項の主務省令で定める保存）

第三条　法第三条第一項の主務省令で定める保存は、労働金庫法中、次に掲げる規定に基づく書面の保存とする。

［一～七　略］

八　第五十九条の二第四項及び第五項

九　第六十二条の六第九項

十　第六十三条第七項

十一　［略］

十二　第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十一条第一項及び第二項

十三　第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の四十九、第五十二条の五十一第一項及び第五十二条の六十第一項（同法第五十二条の六十の二第二項において適用する場合を含む。）

［号を削る。］

十四　［略］

（法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等）

第八条　法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、労働金庫法中、次に掲げる規定に基づく書面の縦覧等とする。

［一～三　略］

四　第四十条第四項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項（第六十七条において準用する場合を含む。）

五　［略］

六　第五十三条の四第三項（第一号に係る部分に限る。）（第六十七条において準用する場合を含む。）

七～九　［略］

十　第六十二条の五第二項（第一号に係る部分に限る。）

十一　第六十二条の六第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第十項（第一号に係る部分に限る。）

十二　第六十二条の七第二項（第一号に係る部分に限る。）

十三　第六十三条第八項（第一号に係る部分に限る。）

十四　［略］

十五　第九十四条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項

十六　第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十一第一項及び第五十二条の六十第二項（同法第五十二条の六十の二第二項において適用する場合を含む。）

十七　［略］

改正前

（法第三条第一項の主務省令で定める保存）

第三条　［同上］

［一～七　同上］

八　第五十九条の二第四項

［号を加える。］

九　［同上］

［号を加える。］

十　第九十四条第三項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の四十九（同法第五十二条の六十の二第二項において適用する場合を含む。）

十一　第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十第一項（同法第五十二条の六十の二第二項において適用する場合を含む。）

十二　［同上］

（法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等）

第八条　［同上］

［一～三　同上］

四　第四十条第四項（第一号に係る部分に限る。）（第六十七条において準用する場合を含む。）

五　［同上］

［号を加える。］

六～八　［同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

九　［同上］

［号を加える。］

十　第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十第二項（同法第五十二条の六十の二第二項において適用する場合を含む。）

十一　［同上］

（電磁的記録による縦覧等）

第九条　民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる規定に基づく書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項をインターネットを利用して表示する方法、当該事項を民間事業者等の事務所等に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を備え置く方法により行わなければならない。

（法第六条第一項の主務省令で定める交付等）

第十条　法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、労働金庫法中、次に掲げる規定に基づく書面の交付等とする。

［一・二　略］

三　第六十二条の五第二項（第二号に係る部分に限る。）

四　第六十二条の六第二項（第二号に係る部分に限る。）及び第十項（第二号に係る部分に限る。）

五　第六十二条の七第二項（第二号に係る部分に限る。）

六　第六十三条第八項（第二号に係る部分に限る。）

七　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府厚生労働省令第十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の二第三項及び第五十一条の三十一第三項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

厚生労働大臣　武見　敬三

第一条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（業務管理体制の整備に関する事項の届出）	（業務管理体制の整備に関する事項の届出）
第三十四条の二十八　（略）	**第三十四条の二十八**　（略）
2　指定事業者等は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第五十一条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。ただし、当該変更に係る事項が前項第一号に掲げる事項である場合において、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う指定障害福祉サービスの種類に応じて当該各号に定める事項又は第三十四条の二十四第一項第二号に掲げる事項について、当該指定事業者等（のぞみの園の設置者を除く。）から第三十四条の二十三第一項又は第三十四条の二十六第一項の届出を受けたことにより、前項第一号に掲げる事項に係る事実の確認に支障がないと認めるときは、同号に掲げる事項に係る届出又は届出書の記載を要しないものとすることができる。	2　指定事業者等は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第五十一条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。
一　居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護　第三十四条の七第一項第二号に掲げる事項	（新設）
二　療養介護　第三十四条の八第一項第二号に掲げる事項	（新設）
三　生活介護　第三十四条の九第一項第二号に掲げる事項	（新設）

第二条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
四　短期入所　第三十四条の十一第一項第二号に掲げる事項	（新設）
五　重度障害者等包括支援　第三十四条の十二第一項第二号に掲げる事項	（新設）
六　自立訓練（機能訓練）　第三十四条の十四第一項第二号に掲げる事項	（新設）
七　自立訓練（生活訓練）　第三十四条の十五第一項第二号に掲げる事項	（新設）
八　就労移行支援　第三十四条の十六第一項第二号に掲げる事項	（新設）
九　就労継続支援Ａ型　第三十四条の十七第一項第二号に掲げる事項	（新設）
十　就労継続支援Ｂ型　第三十四条の十八第一項第二号に掲げる事項	（新設）
十一　就労定着支援　第三十四条の十八の二第一項第二号に掲げる事項	（新設）
十二　自立生活援助　第三十四条の十八の三第一項第二号に掲げる事項	（新設）
十三　共同生活援助　第三十四条の十九第一項第二号に掲げる事項	（新設）
3　（略）	3　（略）
（業務管理体制の整備に関する事項の届出）	（業務管理体制の整備に関する事項の届出）
第三十四条の六十二　（略）	**第三十四条の六十二**　（略）
2　指定相談支援事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第五十一条の三十一第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。ただし、当該変更に係る事項が前項第一号に掲げる事項である場合において、都道府県知事、指定都市若しくは中核市の市長又は市町村長が、当該指定相談支援事業者から第三十四条の五十八第一項又は第三十四条の六十第一項の届出を受けたことにより、前項第一号に掲げる事項の確認に支障がないと認めるときは、同号に掲げる事項に係る届出又は届出書の記載を要しないものとすることができる。	2　指定相談支援事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第五十一条の三十一第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。
3　（略）	3　（略）
（業務管理体制の整備に関する事項の届出）	（業務管理体制の整備に関する事項の届出）
第三十四条の二十八　（略）	**第三十四条の二十八**　（略）
2　指定事業者等は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第五十一条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。ただし、当該変更に係る事項が前項第一号に掲げる事項である場合において、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う指定障害福祉サービスの種類に応じて当該各号に定める事項又は第三十四条の二十四第一項第二号に掲げる事項について、当該指定事業者等（のぞみの園の設置者を除く。）から第三十四条の二十三第一項又は第三十四条の二十六第一項の届出を受けたことにより、前項第一号に掲げる事項に係る事実の確認に支障がないと認めるときは、同号に掲げる事項に係る届出又は届出書の記載を要しないものとすることができる。	2　指定事業者等は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第五十一条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。ただし、当該変更に係る事項が前項第一号に掲げる事項である場合において、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う指定障害福祉サービスの種類に応じて当該各号に定める事項又は第三十四条の二十四第一項第二号に掲げる事項について、当該指定事業者等（のぞみの園の設置者を除く。）から第三十四条の二十三第一項又は第三十四条の二十六第一項の届出を受けたことにより、前項第一号に掲げる事項に係る事実の確認に支障がないと認めるときは、同号に掲げる事項に係る届出又は届出書の記載を要しないものとすることができる。
一～七　（略）	一～七　（略）
八　就労選択支援　第三十四条の十五の二第一項第二号に掲げる事項	（新設）
九～十四　（略）	八～十三　（略）
3　（略）	3　（略）

附　則

この命令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○内閣府厚生労働省令第十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令及び訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　武見　敬三

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令及び訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部を改正する命令

（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部改正）

第一条　療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求）	（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求）
第一条　保険医療機関若しくは次に掲げる医療に関する給付（以下「公費負担医療」という。）を担当する病院若しくは診療所（以下単に「保険医療機関」という。）又は保険薬局若しくは公費負担医療を担当する薬局（以下単に「保険薬局」という。）は、療養の給付（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百四十五条に規定する特別療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費及び高額療養費の支給を含む。第八号を除き、以下同じ。）又は公費負担医療に関し費用を請求しようとするときは、電子情報処理組織の使用による請求（こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織（審査支払機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、療養の給付及び公費負担医療に関する費用（以下「療養の給付費等」という。）の請求をしようとする保険医療機関又は保険薬局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定める方式に従つて電子計算機から入力して審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して行う療養の給付費等の請求をいう。）により行うものとする。	**第一条**　保険医療機関若しくは次に掲げる医療に関する給付（以下「公費負担医療」という。）を担当する病院若しくは診療所（以下単に「保険医療機関」という。）又は保険薬局若しくは公費負担医療を担当する薬局（以下単に「保険薬局」という。）は、療養の給付（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百四十五条に規定する特別療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費及び高額療養費の支給を含む。第八号を除き、以下同じ。）又は公費負担医療に関し費用を請求しようとするときは、電子情報処理組織の使用による請求（こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織（審査支払機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、療養の給付及び公費負担医療に関する費用（以下「療養の給付費等」という。）の請求をしようとする保険医療機関又は保険薬局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定める方式に従つて電子計算機から入力して審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して行う療養の給付費等の請求をいう。）により行うものとする。
一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第三項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給	一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給
二～九　（略）	二～九　（略）
九の二　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十七条第一項（同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合を含む。）、第三十七条の二第一項、第四十四条の三の二第一項（同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合を含む。）又は第五十条の三第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付	九の二　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
九の三～十　（略）	九の三～十　（略）
2　（略）	2　（略）

（訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部改正）

第二条　訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成四年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求） **第一条**　指定訪問看護事業者は、訪問看護療養費（家族訪問看護療養費及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百四十五条に規定する特別療養費を含む。以下同じ。）の支給又は次に掲げる医療に関する給付（以下「公費負担医療」という。）に関し費用を請求しようとするときは、当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）ごとに、訪問看護療養費請求書に訪問看護療養費明細書を添えて、これを当該訪問看護療養費請求書の審査支払機関に提出しなければならない。 一～七　（略） 七の二　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第四十四条の三の二第一項（同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）又は第五十条の三第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付 七の三・七の四　（略） 八　（略）	（訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求） **第一条**　指定訪問看護事業者は、訪問看護療養費（家族訪問看護療養費及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百四十五条に規定する特別療養費を含む。以下同じ。）の支給又は次に掲げる医療に関する給付（以下「公費負担医療」という。）に関し費用を請求しようとするときは、当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）ごとに、訪問看護療養費請求書に訪問看護療養費明細書を添えて、これを当該訪問看護療養費請求書の審査支払機関に提出しなければならない。 一～七　（略） （新設） 七の二・七の三　（略） 八　（略）

附　則

（施行期日）

1　この命令は、令和六年四月一日から施行する。

（訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部改正）

2　訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部を改正する命令（令和五年内閣府厚生労働省令第九号）第一条の表改正前欄及び改正後欄の訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条中「七の三」を「七の四」に改める。

○内閣府令・農林水産省令第三号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）及び関係法令の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄
農林水産大臣　坂本　哲志

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（金銭債権等と貯金等との誤認防止） **第十二条**　（略） 2～4　（略） 5　前二項の場合において、組合は、これらの規定による掲示の内容を当該組合のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。	（金銭債権等と貯金等との誤認防止） **第十二条**　（略） 2～4　（略） （新設）

（委託契約書の案の記載事項）

第五十七条の五　前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一～七　（略）

八　特定信用事業代理業の内容の店頭掲示及び公衆の閲覧に供する措置に関する事項

九　（略）

２　（略）

（標識の様式等）

第五十七条の十　（略）

２　特定信用事業代理業者は、準用銀行法第五十二条の四十第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該特定信用事業代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

３　準用銀行法第五十二条の四十第二項ただし書に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二　そのウェブサイトがない場合

三　その行う特定信用事業代理業が一の特定信用事業代理業再委託者の再委託を受けて行うもののみである場合において、当該特定信用事業代理業再委託者が、当該特定信用事業代理業を行う者が公衆の閲覧に供すべき事項を当該特定信用事業代理業再委託者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するとき。

（貯金等との誤認防止）

第五十七条の十五　（略）

２～４　（略）

５　第二項の場合において、特定信用事業代理業者は、同項の規定による掲示の内容を当該特定信用事業代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、第五十七条の十第三項各号に掲げる場合は、この限りでない。

（所属組合による特定信用事業代理業者の業務の適切性等を確保するための措置）

第五十七条の二十九　所属組合は、特定信用事業代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一～五　（略）

六　所属組合の名称、特定信用事業代理業者であることを示す文字及び当該特定信用事業代理業者の商号又は名称を店頭に掲示させるとともに、第五十七条の十第三項各号に掲げる場合を除き、当該特定信用事業代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供させるための措置

七～九　（略）

２　（略）

別紙様式第２号（第57条の10第１項関係）

（略）

（記載上の注意）

（略）

（委託契約書の案の記載事項）

第五十七条の五　前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一～七　（略）

八　特定信用事業代理業の内容の店頭掲示に関する事項

九　（略）

２　（略）

（標識の様式）

第五十七条の十　（略）

（新設）

（貯金等との誤認防止）

第五十七条の十五　（略）

２～４　（略）

（新設）

（所属組合による特定信用事業代理業者の業務の適切性等を確保するための措置）

第五十七条の二十九　所属組合は、特定信用事業代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一～五　（略）

六　所属組合の名称、特定信用事業代理業者であることを示す文字及び当該特定信用事業代理業者の商号又は名称を店頭に掲示させるための措置

七～九　（略）

２　（略）

別紙様式第２号（第57条の10関係）

（略）

（記載上の注意）

（略）

別紙様式第３号（第57条の25第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

特定信用事業代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる事務所
の所在地
名　称
氏　名

（記載上の注意）

（略）

１～３　（略）

４　使用人の状況

（略）

（記載上の注意）

１　本表は、当期末における特定信用事業代理業に従事する使用人について記載すること。なお、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。

２　（略）

５・６　（略）

別紙様式第４号（第57条の25第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

特定信用事業代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる営業所
又は事務所の
所在地
商号又は名称
代　表　者　氏　　名

（記載上の注意）

（略）

１～３　（略）

４　役員及び使用人の状況

（略）

（記載上の注意）

１　本表は、当期末における特定信用事業代理業に従事する役員及び使用人について記載すること。なお、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。

２　（略）

５・６　（略）

別紙様式第３号（第57条の25第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

特定信用事業代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる事務所
の所在地
名　称
氏　名

（記載上の注意）

（略）

１～３　（略）

４　使用人の状況

（略）

（記載上の注意）

１　本表は、当期末における特定信用事業代理業に従事する使用人について記載すること。

２　（略）

５・６　（略）

別紙様式第４号（第57条の25第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

特定信用事業代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる営業所
又は事務所の
所在地
商号又は名称
代　表　者　氏　　名

（記載上の注意）

（略）

１～３　（略）

４　役員及び使用人の状況

（略）

（記載上の注意）

１　本表は、当期末における特定信用事業代理業に従事する役員及び使用人について記載すること。

２　（略）

５・６　（略）

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

第二条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（投資信託等と貯金等との誤認防止）	（投資信託等と貯金等との誤認防止）
第九条　（略）	**第九条**　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）
5　前二項の場合において、組合又は連合会は、これらの規定による掲示の内容を当該組合又は連合会のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。	（新設）
一　その常時使用する職員の数が二十人以下である場合	
二　そのウェブサイトがない場合	
（委託契約書の案の記載事項）	（委託契約書の案の記載事項）
第五十条の五　前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。	**第五十条の五**　前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。
一～七　（略）	一～七　（略）
八　特定信用事業代理業の内容の店頭掲示及び公衆の閲覧に供する措置に関する事項	八　特定信用事業代理業の内容の店頭掲示に関する事項
九　（略）	九　（略）
2　（略）	2　（略）
（標識の様式等）	（標識の様式）
第五十条の十　（略）	**第五十条の十**　（略）
2　特定信用事業代理業者は、準用銀行法第五十二条の四十第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該特定信用事業代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。	（新設）
3　準用銀行法第五十二条の四十第二項ただし書に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	
一　その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合	
二　そのウェブサイトがない場合	
三　その行う特定信用事業代理業が一の特定信用事業代理業再委託者の再委託を受けて行うもののみである場合において、当該特定信用事業代理業再委託者が、当該特定信用事業代理業を行う者が公衆の閲覧に供すべき事項を当該特定信用事業代理業再委託者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するとき。	
（貯金等との誤認防止）	（貯金等との誤認防止）
第五十条の十五　（略）	**第五十条の十五**　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）
5　第二項の場合において、特定信用事業代理業者は、同項の規定による掲示の内容を当該特定信用事業代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、第五十条の十第三項各号に掲げる場合は、この限りでない。	（新設）

（所属組合による特定信用事業代理業者の業務の適切性等を確保するための措置）

第五十条の二十九　所属組合は、特定信用事業代理業者の特定信用事業代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一～五　（略）

六　所属組合の名称、特定信用事業代理業者であることを示す文字及び当該特定信用事業代理業者の商号又は名称を店頭に掲示させるとともに、第五十条の十第三項各号に掲げる場合を除き、当該特定信用事業代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供させるための措置

七～九　（略）

２　（略）

別紙様式第２号（第50条の10第１項関係）

（略）

（記載上の注意）

（略）

別紙様式第３号（第50条の25第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

特定信用事業代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる事務所
の所在地
名　称
氏　名

（記載上の注意）

（略）

１～３　（略）

４　使用人の状況

（略）

（記載上の注意）

１　本表は、当期末における特定信用事業代理業に従事する使用人について記載すること。なお、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。

２　（略）

５・６　（略）

別紙様式第４号（第50条の25第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

特定信用事業代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる営業所
又は事務所の
所在地

（所属組合による特定信用事業代理業者の業務の適切性等を確保するための措置）

第五十条の二十九　所属組合は、特定信用事業代理業者の特定信用事業代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一～五　（略）

六　所属組合の名称、特定信用事業代理業者であることを示す文字及び当該特定信用事業代理業者の商号又は名称を店頭に掲示させるための措置

七～九　（略）

２　（略）

別紙様式第２号（第50条の10関係）

（略）

（記載上の注意）

（略）

別紙様式第３号（第50条の25第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

特定信用事業代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる事務所
の所在地
名　称
氏　名

（記載上の注意）

（略）

１～３　（略）

４　使用人の状況

（略）

（記載上の注意）

１　本表は、当期末における特定信用事業代理業に従事する使用人について記載すること。

２　（略）

５・６　（略）

別紙様式第４号（第50条の25第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

特定信用事業代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる営業所
又は事務所の
所在地

改正後	改正前
商号又は名称 代表者氏名	商号又は名称 代表者氏名
（記載上の注意） （略） 1～3　（略） 4　役員及び使用人の状況 （略） （記載上の注意） 1　本表は、当期末における特定信用事業代理業に従事する役員及び使用人について記載すること。なお、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。 2　（略） 5・6　（略）	（記載上の注意） （略） 1～3　（略） 4　役員及び使用人の状況 （略） （記載上の注意） 1　本表は、当期末における特定信用事業代理業に従事する役員及び使用人について記載すること。 2　（略） 5・6　（略）
（農水産業協同組合の優先出資に関する命令の一部改正） **第三条**　農水産業協同組合の優先出資に関する命令（平成六年大蔵省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。	
（電磁的方法） **第七条**　法第九条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。次条第一号ロ及び第十五条において同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　（略） （書面に記載すべき事項等を電磁的方法により提供する場合に示すべき事項） **第八条**　令第三条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。 一　次に掲げる方法のうち送信者が使用するもの イ　（略） ロ　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 二　（略） （電磁的記録） **第十五条**　法第二十二条第一項第三号に規定する主務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。	（電磁的方法） **第七条**　法第九条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　（略） （書面に記載すべき事項等を電磁的方法により提供する場合に示すべき事項） **第八条**　令第三条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。 一　次に掲げる方法のうち送信者が使用するもの イ　（略） ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 二　（略） （電磁的記録） **第十五条**　法第二十二条第一項第三号に規定する主務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（情報通信の技術を利用する方法） **第三条**　法第十一条第三項（法第二十五条第二項において準用する場合を含む。）の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第五条の五において同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 （電磁的記録） **第五条の五**　法第十二条の二第一項の主務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 （業務の代理の認可の申請等） **第十一条**　（略） ２　前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～十三　（略） 十四　次に掲げる事項を記載した代理事業に係る業務の委託契約書の案 イ～ヘ　（略） ト　第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事業の内容の店頭掲示及び公衆の閲覧に供する措置に関する事項 チ～ヌ　（略） 十五　（略） ３　農林水産大臣及び金融庁長官等は、第一項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。 一～十八　（略） 十九　業務代理組合において、代理事業を行う事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、別紙様式第四号に定める様式の標識が掲示されるとともに、その常時使用する職員の数が二十人以下である場合又はそのウェブサイトがない場合を除き、その掲示の内容が当該業務代理組合のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供されること。 二十～二十五　（略） 二十六　業務代理組合において、前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為を行う事務所の窓口に、当該行為を行う旨が利用者の目につきやすいように掲示されるとともに、その常時使用する職員の数が二十人以下である場合又はそのウェブサイトがない場合を除き、当該業務代理組合のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供されること。 二十七～三十七　（略）	（情報通信の技術を利用する方法） **第三条**　法第十一条第三項（法第二十五条第二項において準用する場合を含む。）の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 （電磁的記録） **第五条の五**　法第十二条の二第一項の主務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 （業務の代理の認可の申請等） **第十一条**　（略） ２　前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～十三　（略） 十四　次に掲げる事項を記載した代理事業に係る業務の委託契約書の案 イ～ヘ　（略） ト　第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事業の内容の店頭掲示に関する事項 チ～ヌ　（略） 十五　（略） ３　農林水産大臣及び金融庁長官等は、第一項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。 一～十八　（略） 十九　業務代理組合において、代理事業を行う事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、別紙様式第四号に定める様式の標識が掲示されること。 二十～二十五　（略） 二十六　業務代理組合において、前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為を行う事務所の窓口に、当該行為を行う旨が利用者の目につきやすいように掲示されること。 二十七～三十七　（略）

三十八　所属農林中央金庫等が、業務代理組合が行う代理事業の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じること。

イ～ホ　（略）

ヘ　所属農林中央金庫等の名称、業務代理組合であることを示す文字及び当該業務代理組合の名称を店頭に掲示させるとともに、その常時使用する職員の数が二十人以下である場合又はそのウェブサイトがない場合を除き、当該業務代理組合のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供させるための措置

ト～ヌ　（略）

三十九・四十　（略）

4～12　（略）

附　則

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等）

第三十五条　次の表の上欄に掲げる銀行法施行規則の規定は、特定承継会社を銀行とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる特定承継会社に係る事項について準用する。

（略）	（略）
第十七条第三項	（略）
第十七条第四項	銀行法第十六条第二項の規定による閲覧に供する措置
第十七条第五項	銀行法第十六条第三項に規定する主務省令で定める場合
第十七条第六項	銀行法第十六条第四項に規定する主務省令で定める場合
（略）	（略）
第二十六条第一項	銀行法第三十八条第一項の規定による公告及び掲示
第二十六条第二項	銀行法第三十八条第二項の規定による閲覧に供する措置
第二十七条	（略）
（略）	（略）
第三十四条の四十第一項	（略）
第三十四条の四十第二項	銀行法第五十二条の四十第二項の規定による閲覧に供する措置
第三十四条の四十第三項	銀行法第五十二条の四十第二項ただし書に規定する主務省令で定める場合

三十八　所属農林中央金庫等が、業務代理組合が行う代理事業の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じること。

イ～ホ　（略）

ヘ　所属農林中央金庫等の名称、業務代理組合であることを示す文字及び当該業務代理組合の名称を店頭に掲示させるための措置

ト～ヌ　（略）

三十九・四十　（略）

4～12　（略）

附　則

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等）

第三十五条　次の表の上欄に掲げる銀行法施行規則の規定は、特定承継会社を銀行とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる特定承継会社に係る事項について準用する。

（略）	（略）
第十七条第三項	銀行法第十六条第一項の規定による掲示
（新設）	（新設）
第十七条第四項	銀行法第十六条第二項に規定する主務省令で定める場合
第十七条第五項	銀行法第十六条第三項に規定する主務省令で定める場合
（略）	（略）
第二十六条	銀行法第三十八条の規定による公告及び掲示
（新設）	（新設）
第二十七条	銀行法第四十一条第四号の規定による承認の申請
（略）	（略）
第三十四条の四十	銀行法第五十二条の四十第一項に規定する主務省令で定める様式
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）

第三十四条の四十一	（略）
（略）	（略）
第三十四条の五十六第二項及び第三項	（略）
第三十四条の五十六第四項	銀行法第五十二条の四十七第一項の規定による閲覧に供する措置
第三十四条の五十六第五項	（略）
第三十四条の五十七第一項	銀行法第五十二条の四十八の規定による掲示及び閲覧に供する措置
第三十四条の五十七第二項	銀行法第五十二条の四十八の規定による閲覧に供する措置
第三十四条の五十七第三項	銀行法第五十二条の四十八に規定する主務省令で定める場合
（略）	（略）

２　（略）

別紙様式第五号（第11条第３項第36号関係）　（日本産業規格Ａ４）

代理事業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる事務所の所在地

所属農林中央金庫等の名称

代表者氏名

（記載上の注意）

（略）

１～３　（略）

４　業務代理組合の役員及び使用人の状況

（略）

（記載上の注意）

１　本表は、当期末における代理事業に従事する役員及び使用人について記載すること。なお、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。

２　（略）

５・６　（略）

第三十四条の四十一	銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による兼業業務の承認の申請等
（略）	（略）
第三十四条の五十六第二項	銀行法第五十二条の四十七第一項に規定する主務省令で定める場合
（新設）	（新設）
第三十四条の五十六第三項	銀行法第五十二条の四十七第二項に規定する主務省令で定める場合
第三十四条の五十七	銀行法第五十二条の四十八の規定による掲示
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（略）	（略）

２　（略）

別紙様式第五号（第11条第３項第36号関係）　（日本産業規格Ａ４）

代理事業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる事務所の所在地

所属農林中央金庫等の名称

代表者氏名

（記載上の注意）

（略）

１～３　（略）

４　業務代理組合の役員及び使用人の状況

（略）

（記載上の注意）

１　本表は、当期末における代理事業に従事する役員及び使用人について記載すること。

２　（略）

５・６　（略）

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第五条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（金銭債権等と預金等との誤認防止） **第六十二条**　（略） ２～４　（略） ５　前二項の場合において、農林中央金庫は、これらの規定による掲示の内容を農林中央金庫のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。 （委託契約の内容を記載した書面の記載事項） **第八十五条の三十**　第八十五条の二十八の二第一項第五号及び前条第六号に掲げる委託契約の内容を記載した書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。 一～五　（略） 六　外国銀行代理業務の内容の店頭掲示及び公衆の閲覧に供する措置に関する事項 七　（略） （所属外国銀行に関する届出等） **第八十五条の三十四**　（略） ２・３　（略） ４　農林中央金庫は、準用銀行法第五十二条の二の九第三項の規定による閲覧に供する措置をするときは、農林中央金庫のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。 （標識の様式等） **第八十五条の三十五**　準用銀行法第五十二条の四十第一項の主務省令で定める様式は、別紙様式第七号の二に定めるものとする。 ２　農林中央金庫は、準用銀行法第五十二条の四十第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、農林中央金庫のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。 （委託契約書の案の記載事項） **第百二十一条**　前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。 一～七　（略） 八　農林中央金庫代理業の内容の店頭掲示及び公衆の閲覧に供する措置に関する事項 九　（略） ２　（略） （標識の様式等） **第百二十六条**　（略） ２　農林中央金庫代理業者は、準用銀行法第五十二条の四十第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該農林中央金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。	（金銭債権等と預金等との誤認防止） **第六十二条**　（略） ２～４　（略） （新設） （委託契約の内容を記載した書面の記載事項） **第八十五条の三十**　第八十五条の二十八の二第一項第五号及び前条第六号に掲げる委託契約の内容を記載した書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。 一～五　（略） 六　外国銀行代理業務の内容の店頭掲示に関する事項 七　（略） （所属外国銀行に関する届出） **第八十五条の三十四**　（略） ２・３　（略） （新設） （標識の様式） **第八十五条の三十五**　準用銀行法第五十二条の四十第一項の主務省令で定める様式は、別紙様式第七号の二に定めるものとする。 （新設） （委託契約書の案の記載事項） **第百二十一条**　前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。 一～七　（略） 八　農林中央金庫代理業の内容の店頭掲示に関する事項 九　（略） ２　（略） （標識の様式） **第百二十六条**　（略） （新設）

3　準用銀行法第五十二条の四十第二項ただし書に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二　そのウェブサイトがない場合

三　その営む農林中央金庫代理業が一の農林中央金庫代理業再委託者の再委託を受けて営むもののみである場合において、当該農林中央金庫代理業再委託者が、当該農林中央金庫代理業を営む者が公衆の閲覧に供すべき事項を当該農林中央金庫代理業再委託者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するとき。

（預金等との誤認防止）

第百三十一条　（略）

2～4　（略）

5　第二項の場合において、農林中央金庫代理業者は、同項の規定による掲示の内容を当該農林中央金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、第百二十六条第三項各号に掲げる場合は、この限りでない。

（農林中央金庫による農林中央金庫代理業者の業務の適切性等を確保するための措置）

第百四十五条　農林中央金庫は、農林中央金庫代理業者の農林中央金庫代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一～五　（略）

六　農林中央金庫の名称、農林中央金庫代理業者であることを示す文字及び当該農林中央金庫代理業者の商号又は名称を店頭に掲示させるとともに、第百二十六条第三項各号に掲げる場合を除き、当該農林中央金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供させるための措置

七～九　（略）

2　（略）

（休日の届出）

第百四十八条　農林中央金庫は、次に掲げる日を休日とする場合を除くほか、その事務所等の設置場所の特殊事情により当該事務所等の休日とすることがやむを得ない日を当該事務所等の休日としようとするときは、あらかじめ、理由書並びに次項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面を添付して、その旨を農林水産大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。

一～四　（略）

2　農林中央金庫は、前項各号列記以外の部分又は同項第四号ロに規定する日をその事務所等の休日とするときは、その旨を当該事務所等の店頭に掲示するとともに、農林中央金庫のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。

（臨時休業等の届出）

第百四十九条　農林中央金庫は、天災その他のやむを得ない理由によりその事務所等において臨時にその業務の全部又は一部を休止するときは、直ちにその旨を、理由書、店頭における業務休止の旨の掲示及び次項の規定による閲覧に供する措置の方法を記載した書面その他参考となるべき事項を記載した書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に届け出るとともに、公告し、かつ、当該事務所等の店頭に掲示しなければならない。農林中央金庫が臨時にその業務の全部又は一部を休止した事務所等においてその業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

（新設）

（預金等との誤認防止）

第百三十一条　（略）

2～4　（略）

（新設）

（農林中央金庫による農林中央金庫代理業者の業務の適切性等を確保するための措置）

第百四十五条　農林中央金庫は、農林中央金庫代理業者の農林中央金庫代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一～五　（略）

六　農林中央金庫の名称、農林中央金庫代理業者であることを示す文字及び当該農林中央金庫代理業者の商号又は名称を店頭に掲示させるための措置

七～九　（略）

2　（略）

（休日の届出）

第百四十八条　農林中央金庫は、次に掲げる日を休日とする場合を除くほか、その事務所等の設置場所の特殊事情により当該事務所等の休日とすることがやむを得ない日を当該事務所等の休日としようとするときは、あらかじめ、理由書及び次項の規定による掲示の方法を記載した書面を添付して、その旨を農林水産大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。

一～四　（略）

2　農林中央金庫は、前項各号列記以外の部分又は同項第四号ロに規定する日をその事務所等の休日とするときは、その旨を当該事務所等の店頭に掲示しなければならない。

（臨時休業等の届出）

第百四十九条　農林中央金庫は、天災その他のやむを得ない理由によりその事務所等において臨時にその業務の全部又は一部を休止するときは、直ちにその旨を、理由書、店頭における業務休止の旨の掲示の方法を記載した書面その他参考となるべき事項を記載した書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に届け出るとともに、公告し、かつ、当該事務所等の店頭に掲示しなければならない。農林中央金庫が臨時にその業務の全部又は一部を休止した事務所等においてその業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

２　前項の場合において、法第九十六条の二第一項の規定により公告の方法として同項第一号に掲げる方法を定めているときは、前項の規定によるもののほか、第四項の期間、前項の規定による掲示の内容を農林中央金庫のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。

３　第一項の規定にかかわらず、次に掲げる場合については、同項の規定による届出は、することを要しない。

一～六　（略）

４　（略）

５　第一項の規定にかかわらず、次に掲げる場合については、同項の規定による公告及び第二項の規定による閲覧に供する措置は、することを要しない。

一　第三項第二号から第六号までのいずれかに該当する場合

二　（略）

６　第一項の規定にかかわらず、次に掲げる場合については、同項の規定による店頭の掲示は、することを要しない。

一　（略）

二　第三項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

別紙様式第７号の２（第85条の35第１項関係）

（略）

（記載上の注意）

（略）

別紙様式第12号（第126条第１項関係）

（略）

（記載上の注意）

（略）

別紙様式第13号（第141条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

農林中央金庫代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる事務所
の所在地
名　称
氏　名

（記載上の注意）

（略）

１～３　（略）

４　使用人の状況

（略）

（記載上の注意）

１　本表は、当期末における農林中央金庫代理業に従事する使用人について記載すること。なお、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。

２　（略）

５・６　（略）

（新設）

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合については、同項の規定による届出は、することを要しない。

一～六　（略）

３　（略）

４　第一項の規定にかかわらず、次に掲げる場合については、同項の規定による公告は、することを要しない。

一　第二項第二号から第六号までのいずれかに該当する場合

二　（略）

５　第一項の規定にかかわらず、次に掲げる場合については、同項の規定による店頭の掲示は、することを要しない。

一　（略）

二　第二項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

別紙様式第７号の２（第85条の35関係）

（略）

（記載上の注意）

（略）

別紙様式第12号（第126条関係）

（略）

（記載上の注意）

（略）

別紙様式第13号（第141条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

農林中央金庫代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる事務所
の所在地
名　称
氏　名

（記載上の注意）

（略）

１～３　（略）

４　使用人の状況

（略）

（記載上の注意）

１　本表は、当期末における農林中央金庫代理業に従事する使用人について記載すること。

２　（略）

５・６　（略）

別紙様式第14号（第141条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

農林中央金庫代理業に関する報告書

〔　年　月　日から
　年　月　日まで〕

年　月　日

主たる営業所
又は事務所の
所在地

商号又は名称

代表者氏名

（記載上の注意）

（略）

１～３　（略）

４　役員及び使用人の状況

（略）

（記載上の注意）

１　本表は、当期末における農林中央金庫代理業に従事する役員及び使用人について記載すること。なお、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。

２　（略）

５・６　（略）

（内閣府及び農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　内閣府及び農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府農林水産省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（電磁的記録による縦覧等） **第九条**　民間事業者等は、法第五条第一項の規定により別表第三の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定による書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合においては、当該事項をインターネットを利用して表示する方法又は民間事業者等の事務所等に備え付けた電子計算機の映像面若しくは書面に表示する方法により行わなければならない。 別表第一（第三条関係） 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号） 第九十二条の四第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の四十九及び第五十二条の五十一第一項並びに第九十二条の五の九第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二	（電磁的記録による縦覧等） **第九条**　民間事業者等は、法第五条第一項の規定により別表第三の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定による書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合においては、当該事項を民間事業者等の事務所等に備え付けた電子計算機の映像面又は紙面に表示する方法により縦覧等を行わなければならない。 別表第一（第三条関係） 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号） 第九十二条の四第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の四十九及び第九十二条の五の九第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二

別紙様式第14号（第141条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

農林中央金庫代理業に関する報告書

〔　年　月　日から
　年　月　日まで〕

年　月　日

主たる営業所
又は事務所の
所在地

商号又は名称

代表者氏名

（記載上の注意）

（略）

１～３　（略）

４　役員及び使用人の状況

（略）

（記載上の注意）

１　本表は、当期末における農林中央金庫代理業に従事する役員及び使用人について記載すること。

２　（略）

５・６　（略）

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）	第五十八条の三第一項及び第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、第百八条第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九及び第五十二条の五十一第一項並びに第百十七条第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二
（略）	（略）
農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）	第十一条第七項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百十条第六項及び第三百十一条第三項、第二十七条の三第一項、第二十八条の二第一項及び第二項、第二十九条の二第一項、第三十五条第三項、第三十六条第一項及び第二項、第四十九条の四第二項及び第三項、第五十二条第一項、第五十九条の八において準用する銀行法第五十二条の二の六第一項、第七十五条の二第二項において準用する会社法第四百三十二条第二項、第八十一条第一項及び第二項、第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九及び第五十二条の五十一第一項並びに第九十五条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二
農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省・農林水産省令第一号）	第十一条第三項第三十五号及び第三十九号

別表第三（第八条関係）

農業協同組合法	第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十一第一項及び第九十二条の五の九第一項において準用する同法第五十二条の六十一の二十一第一項
水産業協同組合法	第五十八条の三第一項及び第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、第百八条第一項において準用する銀行法第五十二条の五十一第一項並びに第百十七条第一項において準用する同法第五十二条の六十一の二十一第一項
（略）	（略）
農林中央金庫法	第十一条第七項において準用する会社法第三百十条第七項第一号及び第三百十一条第四項、第十九条の二第三項第一号、第二十条の二第二項第一号、第二十七条の三第二項第一号、第二十八条の二第三項第一号、第二十九条の二第二項第一号、第三十三条第二

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）	第五十八条の三第一項及び第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、第百八条第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九並びに第百十七条第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二
（略）	（略）
農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）	第十一条第七項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百十条第六項及び第三百十一条第三項、第二十七条の三第一項、第二十八条の二第一項及び第二項、第二十九条の二第一項、第三十五条第三項、第三十六条第一項及び第二項、第四十九条の四第二項及び第三項、第五十二条第一項、第七十五条の二第二項において準用する同法第四百三十二条第二項、第八十一条第一項及び第二項、第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九並びに第九十五条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二
農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省・農林水産省令第一号）	第十一条第二項第九号並びに第三項第三十五号及び第三十九号

別表第三（第八条関係）

農業協同組合法	第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項
水産業協同組合法	第五十八条の三第一項及び第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）並びに第百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項
（略）	（略）
農林中央金庫法	第十一条第七項において準用する会社法第三百十条第七項第一号及び第三百十一条第四項、第十九条の二第三項第一号、第二十条の二第二項第一号、第二十七条の三第二項第一号、第二十八条の二第三項第一号、第二十九条の二第二項第一号、第三十三条第二

項第一号、第三十六条第三項第一号、第四十九条の四第四項第一号、第五十九条の八において準用する銀行法第五十二条の二の六第一項、第六十八条の二第二項第一号、第八十一条第一項及び第二項、第九十五条の四第一項において準用する同法第五十二条の五十一第一項並びに第九十五条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の二十一第一項	
（略）	（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和六年四月一日から施行する。

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令別紙様式第三号及び別紙様式第四号は、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る特定信用事業代理業に関する報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る特定信用事業代理業に関する報告書については、なお従前の例による。

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の漁業協同組合等の信用事業等に関する命令別紙様式第三号及び別紙様式第四号は、施行日以後に終了する事業年度に係る特定信用事業代理業に関する報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る特定信用事業代理業に関する報告書については、なお従前の例による。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第四条の規定による改正後の農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則別紙様式第五号は、施行日以後に終了する事業年度に係る代理事業に関する報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る代理事業に関する報告書については、なお従前の例による。

（農林中央金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第五条の規定による改正後の農林中央金庫法施行規則別紙様式第十三号及び別紙様式第十四号は、施行日以後に終了する事業年度に係る農林中央金庫代理業に関する報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る農林中央金庫代理業に関する報告書については、なお従前の例による。

○内閣府・国土交通省令第二号

不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第七十五条の規定に基づき、及び自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）を実施するため、不動産特定共同事業法施行規則及び自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払の適正化のための措置に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

不動産特定共同事業法施行規則及び自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払の適正化のための措置に関する命令の一部を改正する命令

（不動産特定共同事業法施行規則の一部改正）

第一条　不動産特定共同事業法施行規則（平成七年大蔵省・建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（身分証明書の様式） **第五十九条**　法第四十条第二項（法第五十八条第十項において準用する場合を含む。）の規定により国の職員が携帯するその身分を示す証明書は、別記様式第十二号によるものとする。ただし、金融庁又は財務局若しくは福岡財務支局の職員が検査をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。 ２　法第四十条第二項の規定により都道府県の職員が携帯するその身分を示す証明書は、別記様式第十二号の二によるものとする。 ３　前項の規定にかかわらず、法第四十条第二項の規定により都道府県の職員が携帯するその身分を示す証明書は、別記様式第十二号によることができる。	（身分証明書の様式） **第五十九条**　法第四十条第二項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記様式第十二号によるものとする。ただし、金融庁又は財務局若しくは福岡財務支局の職員が検査をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。

第七十七条　削除

別記

様式第十二号（第五十九条関係）

（第１面）

第　　号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職　　名
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日生

写
真

年　　月　　日交付
年　　月　　日限り有効

発　行　者　　印

（第２面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法　令　の　条　項	該当の有無

（備考）１　この証明書は、用紙１枚で作成することとする。

２　法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。

３　該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。

４　記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第２面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。

５　裏面には、参照条文を記載することができる。

６　この証明書の記載事項については、必要に応じて英文を併記の上、発行することができる。

（身分証明書の様式）

第七十七条　法第五十八条第十項の規定により準用する法第四十条第二項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記様式第二十二号によるものとする。ただし、金融庁又は財務局若しくは福岡財務支局の職員が検査をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。

別記

様式第十二号（第五十九条関係）

表

第　　号　　年　　月　　日　（有効期間　か年）

所　　属
職　　名
氏　　名

年　　月　　生

上記の者は、不動産特定共同事業法（平成６年法律第７７号）第４０条第１項の規定により立入検査をすることができる者であることを証する。

国土交通大臣
知　事　　印

6cm

8.5cm

裏

不動産特定共同事業法抜粋

第40条　主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、不動産特定共同事業（特例事業者が営むものを除く。以下この項において同じ。）を営む者（都道府県知事にあっては、当該都道府県の区域内においてこれを営む者に限る。以下この項において同じ。）、当該不動産特定共同事業を営む者と取引をする者若しくは当該不動産特定共同事業を営む者から業務の委託を受けた者に対し、当該不動産特定共同事業を営む者の業務若しくは財産について報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に当該不動産特定共同事業を営む者若しくは当該不動産特定共同事業を営む者から業務の委託を受けた者の事務所その他その業務が行われる場所に立ち入り、当該不動産特定共同事業を営む者の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

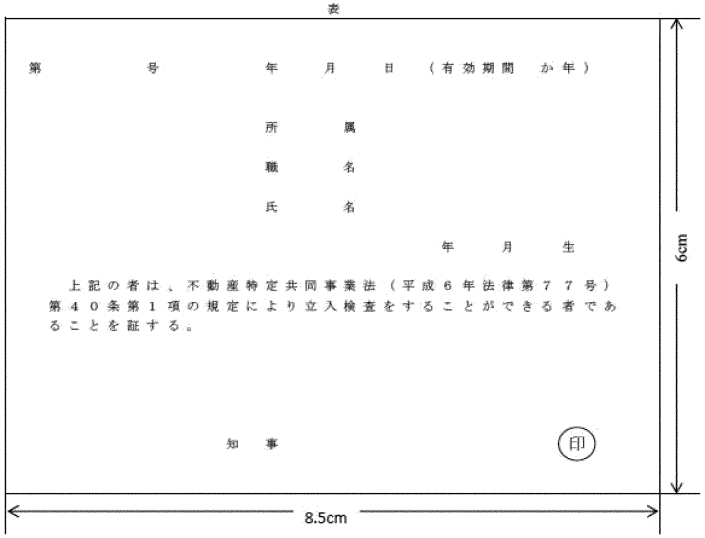
２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

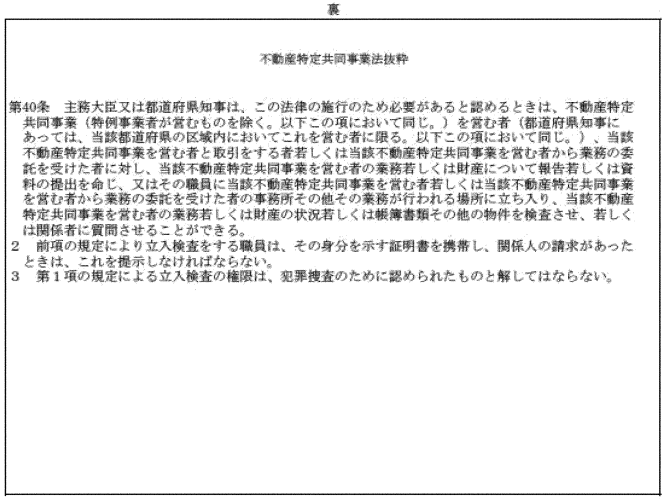
別記

様式第十二号の二（第五十九条関係）

表



裏



（新設）

別記
様式第二十三号　削除

別記
様式第二十三号（第七十七条関係）

表

番　　号　　年　　月　　日　（有効期間　か年）

所　　属

職　　名

氏　　名　　年　　月　　生

上記の者は、不動産特定共同事業法（平成６年法律第77号）第58条第９項の規定により立入検査をすることができる者であることを証する。

国　土　交　通　大　臣

加　　事

印

8.5cm

6cm

裏

不動産特定共同事業法抜粋

第40条　主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、不動産特定共同事業（特例事業者が営むものを除く。以下この項において同じ。）を営む者（都道府県知事にあっては、当該都道府県の区域内においてこれを営む者に限る。以下この項において同じ。）、当該不動産特定共同事業を営む者と取引をする者若しくは当該不動産特定共同事業を営む者から業務の委託を受けた者に対し、当該不動産特定共同事業を営む者の業務若しくは財産について報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に当該不動産特定共同事業を営む者若しくは当該不動産特定共同事業を営む者から業務の委託を受けた者の事務所その他その業務が行われる場所に立ち入り、当該不動産特定共同事業を営む者の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第58条　主務大臣は、特例事業者に対し、その業務に関する状況を確認するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、第２項の規定による届出に係る事項に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に事務所その他その業務が行われる場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件の検査（同項の規定による届出に係る事項に関し必要な質問をさせることを含む。）をさせ、若しくは同項の規定による届出に係る事項に関し、関係者に質問させることができる。

10　第40条第２項及び第３項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払の適正化のための措置に関する命令の一部改正）

第二条　自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払の適正化のための措置に関する命令（平成十三年内閣府国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後

（立入検査）

第二十五条　法第二十三条の十九第二項において準用する法第二十三条の二第二項の証明書は、第一号様式による。ただし、金融庁の職員が立入検査又は質問をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。

第一号様式（第二十五条関係）

（第１面）

第　　号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職　　名
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日生

写真

年　　月　　日交付
年　　月　　日限り有効

発　行　者　　印

（第２面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法　令　の　条　項	該当の有無

（備考）１　この証明書は、用紙１枚で作成することとする。

２　法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。

３　該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。

４　記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第２面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。

５　裏面には、参照条文を記載することができる。

６　この証明書の記載事項については、必要に応じて英文を併記の上、発行することができる。

改正前

（立入検査）

第二十五条　法第二十三条の十九第二項において準用する法第二十三条の二第二項の証明書は、第一号様式による。

第一号様式（第二十五条関係）

（表）

9センチメートル

6.5センチメートル

第　　号

官職

氏名

自動車損害賠償保障法第23条の19第2項の規定による

検　査　員　証

年　月　日発　行

年　月　日限り有効

国土交通大臣　印

内閣総理大臣　印

6.5センチメートル

（裏）

自動車損害賠償保障法抜粋

第23条の2　国土交通大臣は、第11条から前条までの規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、保険会社に対し、責任保険の業務に関し報告をさせ、又はその職員に、保険会社の営業所、事務所その他の施設に立ち入り、責任保険の業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第1項に規定する立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第23条の19　国土交通大臣及び内閣総理大臣は、紛争処理業務の公正かつ適確な実施の確保に必要な限度において、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、指定紛争処理機関に対し、紛争処理業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定紛争処理機関の事務所に立ち入り、紛争処理業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　第23条の2第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。

第88条の2　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定紛争処理機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

(1)、(2)　略

(3)　第23条の19第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和六年四月一日から施行する。

（不動産特定共同事業法の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する命令の廃止）

第二条　不動産特定共同事業法の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する命令（令和三年内閣府・国土交通省令第六号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正又は廃止前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている身分証明書は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

デジタル庁令・省令

○デジタル庁・総務省令第二号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和四年政令第一号）の規定に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（令和四年デジタル庁令・総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令第二号のデジタル庁令・総務省令で定める事務） **第二条**　令第二号のデジタル庁令・総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条第一項から第三項まで又は第五十六条第六項若しくは第七項の規定による保育の実施に関する事務 ［二　略］	（令第二号のデジタル庁令・総務省令で定める事務） **第二条**　令第二号のデジタル庁令・総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条第一項から第三項まで又は第五十六条第七項若しくは第八項の規定による保育の実施に関する事務 ［二　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、令和六年四月一日から施行する。

復興庁令

○復興庁令第一号

復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）及び復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）を実施するため、復興庁組織規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

復興庁組織規則の一部を改正する庁令

復興庁組織規則（平成二十四年復興庁令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「四人」を「三人」に改める。

附　則

この庁令は、令和六年四月一日から施行する。

省　令

○国土交通省・カジノ管理委員会規則第一号

特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二十八条第一項、第四項、第八項、第十項（同条第十二項において準用する場合を含む。）、第十一項及び第十四項から第十六項までの規定に基づき、特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

カジノ管理委員会委員長　北村　道夫

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令

第一条　特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令（令和四年国土交通省・カジノ管理委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別記第三十二号様式（第八条第二項関係）	別記第三十二号様式（第八条第二項関係）
【表紙】	【表紙】
【提出書類】　財務報告書	【提出書類】　財務報告書
【提出先】　カジノ管理委員会及び国土交通大臣	【提出先】　カジノ管理委員会及び国土交通大臣
【提出日】　年　月　日	【提出日】　年　月　日
【事業年度】　第　期（自　年　月　日　至　年　月　日）	【事業年度】　第　期（自　年　月　日　至　年　月　日）
【名称】	【名称】
【代表者の役職氏名】	【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】	【本店の所在の場所】
【電話番号】	【電話番号】
【事務連絡者氏名】	【事務連絡者氏名】
第１　（略）	第１　（略）
第２【事業の状況】	第２【事業の状況】
１　（略）	１　（略）
２【サステナビリティに関する考え方及び取組】	（新設）
３～７　（略）	２～６　（略）
第３～第５　（略）	第３～第５　（略）
（記載上の注意）	（記載上の注意）
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（略）
(4)　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。(9)において同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下(4)において「経営成績等」という。）の状況の概要を記載した上で、経営者の視点による当該経営成績等の状況に関する分析・検討内容を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。	(4)　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。(9)において同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下(4)において「経営成績等」という。）の状況の概要を記載した上で、経営者の視点による当該経営成績等の状況に関する分析・検討内容を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、経営成績等の状況の概要にはａに掲げる事項を、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容にはｂに掲げる事項を含めて記載すること。

ａ　（略）

ｂ　経営成績等の状況に関して、事業全体及び業務区分ごとに、経営者の視点による認識及び分析・検討内容を、財務報告書に記載した他の項目の内容並びに認定区域整備計画及び事業計画の実施状況と関連付けて記載すること。

(5)～(10)　（略）

(11)　監査の状況

ａ　監査人監査の状況について、次のとおり記載すること。

(a)　（略）

(b)　当事業年度における提出会社の監査人の活動状況（会議体の開催頻度、具体的な検討内容及び個々の監査人の出席状況等）を記載すること。

ｂ　内部監査の状況等について、次のとおり記載すること。

(a)・(b)　（略）

(c)　内部監査の実効性を確保するための取組（内部監査部門が代表取締役のみならず、取締役会及び監査人に対しても直接報告を行う仕組みの有無を含む。）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(12)・(13)　（略）

第二条　特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を次のように改正する。

次の表により、前条の規定による改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、前条の規定による改正後欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、前条の規定による改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で前条の規定による改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	前条の規定による改正後
（財務諸表その他の財務報告に関する情報の適正性を確保するために必要な体制） **第十七条**　法第二十八条第八項の財務報告に関する情報の適正性を確保するために必要なものとしてカジノ管理委員会規則・国土交通省令で定める体制は、個別財務諸表及び個別財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示に関する事項に係る外部報告（第二十条第三項において「財務報告」という。）が法令等に従って適正に作成されるための体制（第十九条第二項及び第二十条第三項において「財務報告に係る内部統制」という。）とする。	（財務諸表その他の財務報告に関する情報の適正性を確保するために必要な体制） **第十七条**　法第二十八条第八項の財務報告に関する情報の適正性を確保するために必要なものとしてカジノ管理委員会規則・国土交通省令で定める体制は、個別財務諸表及び個別財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示に関する事項に係る外部報告が法令等に従って適正に作成されるための体制（第十九条第二項において「財務報告に係る内部統制」という。）とする。
（財務報告書等の訂正） **第二十条**　（略） 2　法第二十八条第十項の規定によりその内容を訂正した財務報告に係る内部統制報告書（次項において「訂正内部統制報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一　訂正の対象となる財務報告に係る内部統制報告書の提出日 二　訂正の理由 三　訂正の箇所及び訂正の内容 3　前項第一号の訂正の対象となる財務報告に係る内部統制報告書に財務報告に係る内部統制は有効である旨の記載がある場合において、訂正内部統制報告書に開示すべき重要な不備（財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高い財務報告に係る内部統制の不備をいう。以下この項において同じ。）があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載するときは、前項第二号の訂正の理由は、次に掲げる事項について記載するものとする。 一　当該開示すべき重要な不備の内容 二　当該開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置がある場合には、当該措置の内容及び当該措置による当該開示すべき重要な不備の是正の状況	（財務報告書等の訂正） **第二十条**　（略） （新設）
（新設）	

なお、経営成績等の状況の概要にはａに掲げる事項を、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容にはｂに掲げる事項を含めて記載すること。

ａ　（略）

ｂ　経営成績等の状況に関して、事業全体及び業務区分ごとに、経営者の視点による認識及び分析・検討内容を、報告書に記載した他の項目の内容及び認定区域整備計画及び事業計画の実施状況と関連付けて記載すること。

(5)～(10)　（略）

(11)　監査の状況

ａ　監査人監査の状況について、次のとおり記載すること。

(a)　（略）

(b)　当事業年度における提出会社の監査人の活動状況（会議体の開催頻度、主な検討事項及び個々の監査役の出席状況等）を記載すること。

ｂ　内部監査の状況等について、次のとおり記載すること。

(a)・(b)　（略）

(新設)

(12)・(13)　（略）

三　財務報告に係る内部統制の評価結果を訂正した経緯
四　当該訂正の対象となる財務報告に係る内部統制報告書に当該開示すべき重要な不備の記載がない理由
（四半期報告書に係る準用）
第二十五条　第十二条及び第十三条（第七号から第九号までを除く。）の規定は四半期報告書について、第十五条の規定は法第二十八条第十二項において準用する同条第七項の規定により提出する確認書について、第二十条第一項の規定は法第二十八条第十二項において準用する同条第十項のカジノ管理委員会規則・国土交通省令で定める事由について、それぞれ準用する。この場合において、第十三条中「公認会計士等監査報告書」とあるのは「第三十条第一項に規定する公認会計士等四半期レビュー報告書」と、「監査人財務監査報告」とあるのは「監査人四半期監査報告」と、同条第二号及び第三号中「個別財務諸表」とあるのは「四半期個別財務諸表」と、同条第二号中「連結財務諸表」とあるのは「四半期連結財務諸表」と読み替えるものとする。
（電子情報処理組織の使用による情報の提供）
第二十七条　（略）
2　（略）
3　法第二十八条第十四項の措置（以下この条において「措置」という。）は、第一項に規定する方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。）を使用する方法によらなければならない。
4　措置を講ずる場合には、当該措置の開始後五年を経過する日までの間（次項において「電子公告期間」という。）、継続して当該措置を講じなければならない。
5　（略）
（公認会計士等と認定設置運営事業者等との特別の利害関係）
第二十八条　法第二十八条第十五項に規定する公認会計士に係るカジノ管理委員会規則・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。
一～五　（略）
六　公認会計士若しくはその配偶者又は補助者が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第二条第八号に規定する持分法が適用される非連結子会社（同条第六号に規定する非連結子会社をいう。）又は関連会社（同条第七号に規定する関連会社をいう。）をいう。次項において同じ。）との間に公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号まで（補助者にあっては、同号を除く。）に掲げる関係を有する場合

（四半期報告書に係る準用）
第二十五条　第十二条及び第十三条（第七号から第九号までを除く。）の規定は四半期報告書について、第十五条の規定は法第二十八条第十二項において準用する同条第七項の規定により提出する確認書について、第二十条の規定は法第二十八条第十二項において準用する同条第十項のカジノ管理委員会規則・国土交通省令で定める事由について、それぞれ準用する。この場合において、第十三条中「公認会計士等監査報告書」とあるのは「第三十条第一項に規定する公認会計士等四半期レビュー報告書」と、「監査人財務監査報告」とあるのは「監査人四半期監査報告」と、同条第二号及び第三号中「個別財務諸表」とあるのは「四半期個別財務諸表」と、同条第二号中「連結財務諸表」とあるのは「四半期連結財務諸表」と読み替えるものとする。
（電子情報処理組織の使用による情報の提供）
第二十七条　（略）
2　（略）
3　法第二十八条第十四項の措置（以下この条において単に「措置」という。）は、第一項に規定する方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。）を使用する方法によらなければならない。
4　措置を講ずる場合には、当該措置の開始後三年を経過する日までの間（次項において「電子公告期間」という。）、継続して当該措置を講じなければならない。
5　（略）
（公認会計士等と認定設置運営事業者等との特別の利害関係）
第二十八条　法第二十八条第十五項に規定する公認会計士に係るカジノ管理委員会規則・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。
一～五　（略）
六　公認会計士、その配偶者又は補助者が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この号において「連結財務諸表規則」という。）第二条第八号及び四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号。以下この号において「四半期連結財務諸表規則」という。）第二条第十一号に規定する持分法が適用される非連結子会社（連結財務諸表規則第二条第六号及び四半期連結財務諸表規則第二条第九号に規定する非連結子会社をいう。）及び関連会社（連結財務諸表規則第二条第七号及び四半期連結財務諸表規則第二条第十号に規定する関連会社をいう。）をいう。次項において同じ。）との間に、公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号までに掲げる関係（補助者については同項第七号に掲げる関係を除く。）を有する場合

２　法第二十八条第十五項に規定する監査法人に係るカジノ管理委員会規則・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。

一　（略）

二　公認会計士法第三十四条の十一の二第一項又は第二項の規定により同法第二条第一項に規定する業務を行ってはならない場合

三・四　（略）

五　被監査会社についての監査証明に係る業務を執行する監査法人の社員の二親等以内の親族が、公認会計士法第二十四条第一項第一号又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号に掲げる関係を有する場合

六　監査法人が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に公認会計士法第三十四条の十一第一項第一号又は公認会計士法施行令第十五条第一号から第三号までに掲げる関係を有する場合

七　被監査会社についての監査証明に係る業務を執行する監査法人の社員若しくはその配偶者又は補助者が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号まで（補助者にあっては、同号を除く。）に掲げる関係を有する場合

八　監査法人の社員のうちに、被監査会社の持分法適用会社の取締役、執行役、監査役若しくは使用人である者がある場合又は被監査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間に公認会計士法施行令第十五条第五号に掲げる関係を有する者がある場合

九　監査法人の社員の半数以上の者が、本人又はその配偶者につき、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号までに掲げる関係を有する場合

（財務報告書等の監査証明の手続）

第三十条　法第二十八条第十五項前段の規定による財務報告書の監査証明は、財務報告書の監査を実施した公認会計士等が作成する公認会計士等監査報告書（以下「公認会計士等監査報告書」という。）により、四半期報告書の監査証明は、四半期報告書の監査（次項及び第三十五条において「四半期レビュー」という。）を実施した公認会計士等が作成する公認会計士等四半期レビュー報告書（以下「公認会計士等四半期レビュー報告書」という。）により、それぞれ行うものとする。

２　（略）

３　企業会計審議会により公表された次に掲げる監査に関する基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる監査に関する基準に該当するものとする。

一・二　（略）

三　期中レビュー基準

四　（略）

２　法第二十八条第十五項に規定する監査法人に係るカジノ管理委員会規則・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。

一　（略）

二　公認会計士法第三十四条の十一の二の規定により同法第二条第一項に規定する業務を行ってはならない場合

三・四　（略）

五　被監査会社についての監査証明に係る業務を執行する社員の二親等以内の親族が、公認会計士法第二十四条第一項第一号又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号に掲げる関係を有する場合

六　監査法人が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に、公認会計士法第三十四条の十一第一項第一号又は公認会計士法施行令第十五条第一号から第三号までに掲げる関係を有する場合

七　被監査会社についての監査証明に係る業務を執行する監査法人の社員、その配偶者又は補助者が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に、公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号までに掲げる関係（補助者については同項第七号に掲げる関係を除く。）を有する場合

八　監査法人の社員のうちに、被監査会社の持分法適用会社の取締役、執行役、監査役若しくは使用人である者がある場合又は被監査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間に、公認会計士法施行令第十五条第五号に掲げる関係を有する者がある場合

九　監査法人の社員の半数以上の者が、本人又は配偶者につき、被監査会社との間の公認会計士法施行令第十五条第七号に掲げる関係又は被監査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間の公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項若しくは公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号までに掲げる関係を有する場合

（財務報告書等の監査証明の手続）

第三十条　法第二十八条第十五項前段の規定による財務報告書の監査証明は、財務報告書の監査を実施した公認会計士等が作成する公認会計士等監査報告書（以下単に「公認会計士等監査報告書」という。）により、四半期報告書の監査証明は、四半期報告書の監査（次項及び第三十五条において「四半期レビュー」という。）を実施した公認会計士等が作成する公認会計士等四半期レビュー報告書（以下単に「公認会計士等四半期レビュー報告書」という。）により、それぞれ行うものとする。

２　（略）

３　企業会計審議会により公表された次に掲げる監査に関する基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる監査に関する基準に該当するものとする。

一・二　（略）

三　四半期レビュー基準

四　（略）

別表第一　勘定科目表（第五条第一項関係）

資産　（略）

負債　（略）

純資産　（略）

収益及び費用　（略）

備考

１　（略）

２　連結財務諸表及び四半期連結財務諸表における勘定科目は、この表に定めるもののほか、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第２編第２章から第３章の２までの規定に準じて設定する。

別記第三十二号様式（第八条第二項関係）

【表紙】

【提出書類】　財務報告書

【提出先】　カジノ管理委員会及び国土交通大臣

【提出日】　年　月　日

【事業年度】　第　期（自　年　月　日　至　年　月　日）

【名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

第１　（略）

第２【事業の状況】

１～４　（略）

５【重要な契約等】

６・７　（略）

第３・第４　（略）

第５【経理の状況】

１【連結財務諸表等】

⑴　（略）

⑵【その他】⒀

２【個別財務諸表等】

⑴【個別財務諸表】⒁

①～⑤　（略）

⑵　（略）

⑶【その他】⒂

（記載上の注意）

⑴　一般的事項

ａ　財務報告書の作成については、この様式の記載上の注意に定めるところによるものとし、この様式の記載上の注意に定めのない事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第５号）第３号様式に準じて記載すること。この場合にお

別表第一　勘定科目表（第五条第一項関係）

資産　（略）

負債　（略）

純資産　（略）

収益及び費用　（略）

備考

１　（略）

２　連結財務諸表及び四半期連結財務諸表における勘定科目は、この表に定めるもののほか、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第２章から第３章の２まで及び四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第２章から第３章の２までの規定に準じて設定する。

別記第三十二号様式（第八条第二項関係）

【表紙】

【提出書類】　財務報告書

【提出先】　カジノ管理委員会及び国土交通大臣

【提出日】　年　月　日

【事業年度】　第　期（自　年　月　日　至　年　月　日）

【名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

第１　（略）

第２【事業の状況】

１～４　（略）

５【経営上の重要な契約等】

６・７　（略）

第３・第４　（略）

第５【経理の状況】

１【連結財務諸表等】

⑴　（略）

⑵【その他】

２【個別財務諸表等】

⑴【個別財務諸表】⒀

①～⑤　（略）

⑵　（略）

⑶【その他】

（記載上の注意）

⑴　一般的事項

ａ　財務報告書の作成については、この様式の記載上の注意に定めるところによるものとし、この様式の記載上の注意に定めのない事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第５号）第３号様式に準じて記載すること。この場合にお

いて、財務報告書を提出する事業者（以下「提出会社」という。）は上場会社等（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の５第１項の表の第１号に規定する上場会社等をいう。）とみなす。

b　（略）

⑵～⑿　（略）

⒀　その他

提出会社が、当連結会計年度において四半期報告書を提出した場合には、当連結会計年度における各四半期連結会計期間（当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間を含む。以下⒀において同じ。）に係る１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額（各四半期連結累計期間に係る１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額に準じて算出したもの）について、各四半期連結会計期間の順に記載すること。

⒁　（略）

⒂　その他

提出会社が、四半期報告書を提出した場合であって、四半期連結財務諸表を作成していないときには、当事業年度における各四半期会計期間に係る１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額（各四半期累計期間に係る１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額に準じて算出したもの）について、各四半期会計期間の順に記載すること。

別記第三十五号様式（第二十一条第二項関係）

【表紙】

【提出書類】　四半期報告書

【提出先】　カジノ管理委員会及び国土交通大臣

【提出日】　年　月　日

【四半期会計期間】　第　期第　四半期（自　年　月　日　至　年　月　日）

【名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

第１【法人の概況】

１【主要な経営指標等の推移】⑵

２【事業の内容】⑶

第２【事業の状況】

１　（略）

２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】⑷

３【重要な契約等】

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

⑴～⑷　（略）

⑸【大株主の状況】⑸

（表　略）

⑹　（略）

２　（略）

いて、財務報告書を提出する事業者（以下「提出会社」という。）は上場会社等（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の４の７第１項に規定する上場会社等をいう。）とみなす。

b　（略）

⑵～⑿　（略）

（新設）

⒀　（略）

（新設）

別記第三十五号様式（第二十一条第二項関係）

【表紙】

【提出書類】　四半期報告書

【提出先】　カジノ管理委員会及び国土交通大臣

【提出日】　年　月　日

【四半期会計期間】　第　期第　四半期（自　年　月　日　至　年　月　日）

【名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

第１【法人の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

２【事業の内容】⑵

第２【事業の状況】

１　（略）

２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】⑶

３【経営上の重要な契約等】

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

⑴～⑷　（略）

⑸【大株主の状況】

（表　略）

⑹　（略）

２　（略）

第４【経理の状況】
１【四半期連結財務諸表等】
⑴【四半期連結財務諸表】⑹
①～③　（略）
⑵　（略）
２【四半期個別財務諸表等】
⑴【四半期個別財務諸表】⑺
①～④　（略）
⑵　（略）
（記載上の注意）
⑴　（略）
⑵　主要な経営指標等の推移
ａ　提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合において、第４【経理の状況】において当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を記載するときは、売上高、親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額及び１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額について、当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間に対応する前年の四半期連結会計期間（ｂにおいて「前年同四半期連結会計期間」という。）に係るものの括弧書きを併せて記載すること。
ｂ　提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合には、当四半期連結会計期間及び前年同四半期連結会計期間に係る１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額を記載すること。ただし、ａにおいて記載した場合はこの限りでない。
ｃ　提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合において、第４【経理の状況】において当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を記載するときは、売上高、四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額について、当四半期会計期間及び当四半期会計期間に対応する前年の四半期会計期間（ｄにおいて「前年同四半期会計期間」という。）に係るものの括弧書きを併せて記載すること。
ｄ　提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合には、当四半期会計期間及び前年同四半期会計期間に係る１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額を記載すること。ただし、ｃにおいて記載した場合はこの限りでない。
⑶　事業の内容
当四半期連結累計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合は、四半期累計期間。⑷ａ及びｃにおいて同じ。）において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。
なお、法第28条第２項の業務に係る経理を整理する区分（以下「業務区分」という。）ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載すること。

第４【経理の状況】
１【四半期連結財務諸表等】
⑴【四半期連結財務諸表】⑷
①～③　（略）
⑵　（略）
２【四半期個別財務諸表等】
⑴【四半期個別財務諸表】⑸
①～④　（略）
⑵　（略）
（記載上の注意）
⑴　（略）
（新設）
⑵　事業の内容
当四半期連結累計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合は、四半期累計期間。⑶ａ及びｃにおいて同じ。）において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。
なお、法第28条第２項の業務に係る経理を整理する区分（以下「業務区分」という。）ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載すること。

(4)　(略)	(3)　(略) (新設)
(5)　大株主の状況 当四半期会計期間が第２四半期会計期間（７月１日から９月30日までの期間をいう。）である場合について、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。	
(6)・(7)　(略)	(4)・(5)　(略)

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

（電子情報処理組織の使用による情報の提供に関する経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令（以下「新命令」という。）第二十七条第四項の規定は、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に特定複合観光施設区域整備法第二十八条第十四項の措置を講ずる場合について適用し、施行日前に同項の措置を講じている場合については、なお従前の例による。

（勘定科目に関する経過措置）

第三条　新命令別表第一の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る連結財務諸表及び四半期連結財務諸表については、なお従前の例による。

（財務報告書に関する経過措置）

第四条　第一条の規定による改正後の特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令別記第三十二号様式の規定は、令和六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務報告書について適用する。

２　新命令別記第三十二号様式の規定は、令和七年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る財務報告書については、なお従前の例による。

（四半期報告書に関する経過措置）

第五条　第二条の規定（特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令別記第三十五号様式の改正規定（「業営上の重要な契約等」を「重要な契約等」に改める部分を除く。）に限る。）による改正後の特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令別記第三十五号様式の規定は、令和六年四月一日以後に開始する事業年度に係る四半期報告書について適用し、同日前に開始した事業年度に係る四半期報告書については、なお従前の例による。

２　第二条の規定（特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令別記第三十五号様式の改正規定（「業営上の重要な契約等」を「重要な契約等」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令別記第三十五号様式の規定は、令和七年四月一日以後に開始する事業年度に係る四半期報告書について適用し、同日前に開始した事業年度に係る四半期報告書については、なお従前の例による。

○総務省令第二十二号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第四十八条の規定に基づき、地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

総務大臣　松本　剛明

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（休業補償又は予後補償を行わない場合） **第二十六条の三**　法第二十八条ただし書及び令第六条第三項の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 ［一　略］ 二　少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は同法第六十六条の規定による決定により少年院に収容されている場合	（休業補償又は予後補償を行わない場合） **第二十六条の三**　［同上］ ［一　同上］ 二　少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第六十六条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合

附　則

（届出等）

第五条の二　［略］

２　前項の届出をする場合であつて、基金が番号利用法第十九条第八号及び第二十二条第一項の規定により情報提供ネットワークシステムを経由して当該届出に係る情報の提供を受けることにより、当該届出に係る事実を確認することができるときは、前項に規定するその事実を明らかにすることができる書類を提出することを要しない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○総務省令第二十三号

放送法及び電波法の一部を改正する法律（令和五年法律第四十号）の施行に伴い、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）及び電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、並びにこれらの法律を実施するため、放送法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

総務大臣　松本　剛明

放送法施行規則等の一部を改正する省令

（放送法施行規則の一部改正）

第一条　放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第三章　略］	［第一章～第三章　同上］
第四章　基幹放送	第四章　基幹放送
［第一節　略］	［第一節　同上］
第二節　基幹放送事業者	第二節　基幹放送事業者
第一款　認定等（第六十一条―第八十一条の四）	第一款　認定等（第六十一条―第八十一条）
［第二款　略］	［第二款　同上］
［第三節　略］	［第三節　同上］
第三節の二　特定放送番組同一化実施方針の認定（第九十一条の五―第九十一条の十六）	第三節の二　経営基盤強化計画の認定（第九十一条の五―第九十一条の十六）
［第四節　略］	［第四節　同上］
第五節　基幹放送に用いる電気通信設備	第五節　基幹放送に用いる電気通信設備
［第一款　略］	［第一款　同上］
第二款　設備の運用に係る業務管理体制の整備（第百二十三条の三―第百二十三条の七）	第二款　設備の報告等（第百二十四条―第百二十七条）
第三款　設備等の報告等（第百二十四条―第百二十七条）	
［第六節　略］	［第六節　同上］
［第五章～第九章　略］	［第五章～第九章　同上］
附則	附則

附　則

（届出等）

第五条の二　［同上］

２　前項の届出をする場合であつて、基金が番号利用法第十九条第七号及び第二十二条第一項の規定により情報提供ネットワークシステムを経由して当該届出に係る情報の提供を受けることにより、当該届出に係る事実を確認することができるときは、前項に規定するその事実を明らかにすることができる書類を提出することを要しない。

（協会の子会社）

第十四条　法第二十条の二第一項に規定する総務省令で定めるものは、協会が他の会社等（会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、一般社団法人、一般財団法人その他これらに準ずる事業体をいう。以下同じ。）の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。

［２　略］

（出資の認可申請）

第十五条　法第二十条の二第一項、第二十二条又は第二十二条の二の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

［一～五　略］

２　前項の場合において、出資の相手方が基幹放送局提供子会社（法第二十条の二第三項に規定する基幹放送局提供子会社をいう。）、法第二十二条第三号に規定する事業を行う者又は関連事業持株会社（法第二十二条の二に規定する関連事業持株会社をいう。以下同じ。）であるときは、前項各号に掲げるもののほか、当該出資の相手方に係る次に掲げる書類を提出するものとする。

［一～四　略］

（添付書類等）

第六十五条　［略］

２　法第九十三条第三項の総務省令で定める書類は、別表第九号の様式による基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力があることを説明した書類及び別表第十号の様式による基幹放送の業務に用いられる設備等の工事に係る費用を説明した書類（地上基幹放送の場合に限る。）とする。

（認定の更新の申請）

第七十四条　［略］

２　［略］

［一　略］

二　前号に掲げる放送以外の基幹放送　別表第六号の様式（法第九十三条第二項第十一号イ及びロに掲げる事項に限る。）及び別表第七号の様式による書類

（放送事項等の変更）

第七十六条　法第九十七条第一項の規定により変更の許可を受けようとする者は、別表第十七号の様式の申請書に事業計画書、事業収支見積書及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力があることを説明した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

２　前項の事業計画書の様式は別表第七号に、事業収支見積書の様式は別表第八号に、基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力があることを説明した書類の様式は別表第九号にそれぞれ掲げるとおりとする。

３　法第九十七条第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次に掲げる場合とする。

［一　略］

二　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更及び当該電気通信設備の運用（当該電気通信設備を法第百十一条第一項又は第百二十一条第一項（特定地上基幹放送局（法第二条第二十二号に規定する特定地上基幹放送局をいう。以下同じ。）を用いて行われる地上基幹放送にあつては、法第百十一条第一項及び第百二十一条第一項）の基準のうち技術基準（法第百十一条第二項及び第百二十一条第二項に係るものに限る。）に適合させ、当該電気通信設備に

（協会の子会社）

第十四条　法第二十一条第一項に規定する総務省令で定めるものは、協会が他の会社等（会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、一般社団法人、一般財団法人その他これらに準ずる事業体をいう。以下同じ。）の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。

［２　同上］

（出資の認可申請）

第十五条　法第二十二条又は第二十二条の二の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

［一～五　同上］

２　前項の場合において、出資の相手方が法第二十二条第三号に規定する事業を行う者又は関連事業持株会社（法第二十二条の二に規定する関連事業持株会社をいう。以下同じ。）であるときは、同項各号に掲げるもののほか、当該出資の相手方に係る次に掲げる書類を提出するものとする。

［一～四　同上］

（添付書類等）

第六十五条　［同上］

２　法第九十三条第三項の総務省令で定める書類は、別表第九号の様式による基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力及び別表第十号の様式による基幹放送の業務に用いられる設備等の工事に係る費用（地上基幹放送の場合に限る。）とする。

（認定の更新の申請）

第七十四条　［同上］

２　［同上］

［一　同上］

二　前号に掲げる放送以外の基幹放送　別表第六号の様式（法第九十三条第二項第十号イ及びロに掲げる事項に限る。）及び別表第七号の様式による書類

（放送事項等の変更）

第七十六条　法第九十七条第一項の規定により変更の許可を受けようとする者は、別表第十七号の様式の申請書に事業計画書及び事業収支見積書を添えて、総務大臣に提出するものとする。

２　前項の事業計画書の様式は別表第七号に掲げるとおりとし、事業収支見積書の様式は別表第八号に掲げるとおりとする。

３　［同上］

［一　同上］

二　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更が別表第十八号に該当する場合

起因する放送の停止その他の重大な事故のうち人為によるものを生じさせないようにして行う運用（当該電気通信設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託する場合における委託先にあつては、当該一部を構成する設備に係る運用に限る。）をいう。以下「設備等維持業務」という。）を他人に委託する場合における当該電気通信設備の変更が別表第十八号に該当する場合

三　設備等維持業務の委託先の名称の変更の場合（委託先を変更する場合を除く。）

［4　略］

5　法第九十七条第二項第二号の総務省令で定める変更は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

［一～六　略］

［6・7　略］

（認定の承継の申請）

第七十八条　法第九十八条第二項の規定により認定基幹放送事業者の地位を承継しようとするとき又は同条第三項前段の規定により認可を受けようとするとき（合併又は分割による場合に限る。）は、別表第二十号の様式により、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。

［一～五　略］

六　承継に係る基幹放送の種類、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、基幹放送設備（法第九十三条第一項第三号に規定する基幹放送設備をいう。以下同じ。）の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び委託先の氏名又は名称、認定番号（法第九十八条第三項前段の場合にあつては、無線局の識別番号、種別及び免許の番号）並びに認定基幹放送事業者（同項前段の場合にあつては、特定地上基幹放送事業者）の商号又は名称

［七　略］

［2～5　略］

第七十九条　法第九十八条第二項の規定に基づき認定基幹放送事業者の地位を承継しようとするとき又は同条第三項後段の規定により認可を受けようとするとき（譲渡による場合に限る。）は、別表第二十一号の様式により、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。

［一・二　略］

三　事業の譲渡し（法第九十八条第三項後段（特定地上基幹放送局（法第二十条第一項第一号に規定する中継地上基幹放送局を除く。）の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。）の場合）又は譲受け（法第九十八条第二項及び第三項後段（特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を行う事業を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。）の場合）の理由

［四　略］

［新設］

［4　同上］

5　法第九十七条第二項ただし書の総務省令で定める変更は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

［一～六　同上］

［6・7　同上］

（認定の承継の申請）

第七十八条　［同上］

［一～五　同上］

六　承継に係る基幹放送の種類、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、認定番号（法第九十八条第三項前段の場合にあつては、無線局の識別番号、種別及び免許の番号）及び認定基幹放送事業者（同項前段の場合にあつては、特定地上基幹放送事業者）の商号又は名称

［七　同上］

［2～5　同上］

第七十九条　［同上］

［一・二　同上］

三　事業の譲渡し（法第九十八条第三項後段（特定地上基幹放送局（法第二条第二十二号に規定する特定地上基幹放送局をいう。以下同じ。）の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。）の場合）又は譲受け（同条第二項及び第三項後段（特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を行う事業を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。）の場合）の理由

［四　同上］

五　承継又は法第九十八条第三項後段の認可に係る基幹放送の種類、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び委託先の氏名又は名称、認定番号（同項後段の場合にあつては、無線局の識別番号、種別及び免許の番号）並びに認定基幹放送事業者（同項後段の場合にあつては、特定地上基幹放送事業者）の商号又は名称

［六　略］

［２～４　略］

（確認の申請）

第八十一条の三　法第百五条の二第二項の規定により確認を受けようとする者は、放送の種類ごと、放送対象地域ごと、かつ、放送系ごとに別表第二十一号の二の様式による申請書を総務大臣に提出するものとする。

２　前項の場合において、申請書に記載する内容の全部又は一部が申請者に属する特定地上基幹放送局のものと同一である場合であつて、当該特定地上基幹放送局に係る無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第四条に定める無線局事項書にその同一内容を記載したときは、その旨を記載して、当該同一内容の記載を省略することができる。

（確認の変更）

第八十一条の四　法第百五条の二第四項の規定により変更の確認を受けようとする者は、別表第二十一号の三の様式による申請書を総務大臣に提出するものとする。

２　法第百五条の二第四項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次に掲げる場合とする。

一　法第百五条の二第二項に規定する電気通信設備等の変更が別表第十八号に該当する場合

二　設備等維持業務の委託先の名称の変更の場合（委託先を変更する場合を除く。）

３　法第百五条の二第五項の規定による変更の届出は、別表第二十一号の四の様式により行うものとする。

（事業計画書の変更等）

第八十六条　［略］

［２・３　略］

４　認定基幹放送事業者は、基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力があることを説明した書類に変更があつたときは、別表第九号の様式に変更後の現状を記載し、変更箇所に※印を付し、余白に変更年月日を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

５　前項の規定により届け出なければならないとされる基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力があることを説明した書類について、次に掲げる場合には、認定基幹放送事業者は、同項の規定にかかわらず、その届出をすることを要しない。

一　第七十六条第一項の規定により基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力があることを説明した書類を総務大臣に提出した場合

二　設備等維持業務を確実に実施することができる体制のうち、組織全体の連絡系統に変更を来さない変更の場合

三　設備等維持業務を確実に実施するために整備している規程のうち、規程の概要に変更がない変更の場合

四　設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者の変更の場合

五　設備等維持業務に従事する者の氏名及び略歴を記載した場合における当該氏名及び略歴の変更その他特に軽微な変更であると認められる場合

五　承継又は法第九十八条第三項後段の認可に係る基幹放送の種類、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、認定番号（同項後段の場合にあつては、無線局の識別番号、種別及び免許の番号）及び認定基幹放送事業者（同項後段の場合にあつては、特定地上基幹放送事業者）の商号又は名称

［六　同上］

［２～４　同上］

［新設］

［新設］

（事業計画書の変更等）

第八十六条　［同上］

［２・３　同上］

［新設］

［新設］

（外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告）

第九十一条の二　法第百十六条の二の規定による報告は、別表第二十一号の五の様式により作成し、毎事業年度経過後三月以内に提出しなければならない。

第九十一条の四　法第百十六条の二第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合に変更がない場合であつて、別表第六号の注に基づき添付する議決権の総数又は議決権割合に関する事項の様式の内容に変更があつたときにおける当該変更内容（法第九十七条第二項の規定により変更の届出を行つているものを除く。）

［二　略］

（特定放送番組同一化実施方針の認定の申請）

第九十一条の五　法第百十六条の四第一項の規定により特定放送番組同一化実施方針の認定を受けようとする国内基幹放送事業者は、別表第二十一号の六の様式による申請書を総務大臣に提出するものとする。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　特定放送番組同一化（法第百十六条の四第一項に規定する特定放送番組同一化をいう。以下同じ。）の対象となる二以上の国内基幹放送に係る放送対象地域の自然的経済的社会的文化的諸事情が相互に相当程度共通していることを示す書類

［削る］

［削る］

二　法第百十六条の四第二項第二号に規定する地域性確保措置の内容が特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために適切なものであることを示す書類

［削る］

（外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告）

第九十一条の二　法第百十六条の二の規定による報告は、別表第二十一号の二の様式により作成し、毎事業年度経過後三月以内に提出しなければならない。

第九十一条の四　［同上］

一　外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合に変更がない場合であつて、別表第六号の注に基づき添付する議決権の総数又は外資議決権比率に関する事項の様式の内容に変更があつたときにおける当該変更内容（法第九十七条第二項の規定により変更の届出を行つているものを除く。）

［二　同上］

（経営基盤強化計画の認定の申請）

第九十一条の五　法第百十六条の四第一項の規定により経営基盤強化計画の認定を受けようとする国内基幹放送事業者は、別表第二十一号の三の様式による申請書を総務大臣に提出するものとする。

2　［同上］

一　経営基盤強化計画に係る経営基盤強化が、当該経営基盤強化計画を提出する国内基幹放送事業者が国内基幹放送（指定放送対象地域に係るものに限る。）の業務を維持するため最大限の努力をするものであることを示す書類

二　経営基盤強化計画に係る経営基盤強化を円滑かつ確実に実施する経営体制が確立されていることを示す書類

三　経営基盤強化計画に係る経営基盤強化の実施により従業員の地位が不当に害されるものではないことを証する書類

四　法第百十六条の七の規定による審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合にあつては、地域性確保措置（法第百十六条の四第二項第五号ロに規定する地域性確保措置をいう。）の内容が特定放送番組同一化（同号イに規定する特定放送番組同一化をいう。以下同じ。）の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために適切なものであることを示す書類

五　基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成二十七年総務省令第二十六号。以下「表現の自由享有基準」という。）第十条第一項の規定による特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合にあつては、次に定める書類

イ　表現の自由享有基準第十条第一項に規定する一の法人又は団体が同項に規定する国内基幹放送事業者に係る放送対象地域の全部又は一部と重複しない放送対象地域において国内基幹放送の業務を自ら行い、又は当該国内基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有する場合にあつては、第九十一条の七第二号に規定する地域性確保措置の内容が表現の自由享有基準第十条第二項に規定する特例役員兼任関係に係る国内基幹放送事業者のそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために適切なものであることを示す書類

ロ　表現の自由享有基準第十条第一項に規定する一の法人又は団体が同項に規定する国内基幹放送事業者に係る放送対象地域の全部又は一部と重複する放送対象地域において国内基幹放送の業務を自ら行い、又は当該国内基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有する場合にあつては、第九十一条の七第三号に規定する多元性・多様性確保措置の内容が当該重複する地域における多元的かつ多様な放送番組に対する需要を満たすために適切なものであることを示す書類

［削る］

［削る］

（同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合）

第九十一条の六　法第百十六条の四第一項の総務省令で定める割合は、特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送のそれぞれについて、当該国内基幹放送の放送時間の合計に対し、当該放送時間の合計から広告放送に係る放送時間を除いて得た放送時間未満の放送時間のうち、最も長い放送時間の占める割合とする。

2　法第百十六条の四第一項に定める放送時間の一部について同一の放送番組の放送を同時に行う場合において、二以上の国内基幹放送のそれぞれについて、当該国内基幹放送の放送時間の合計に対する当該同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合の計算に当たつては、第一号に掲げる放送時間を第二号に掲げる放送時間で除して行うものとする。

一　国内基幹放送の放送時間の合計から広告放送に係る放送時間を除いて得た放送時間のうち同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間

二　当該国内基幹放送の放送時間の合計

（特定放送番組同一化実施方針の記載事項）

第九十一条の七　法第百十六条の四第二項第三号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　特定放送番組同一化の内容

二　基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成二十七年総務省令第二十六号。第二百七条第五項において「表現の自由享有基準」という。）第十条第一項の規定による特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合にあつては、その旨及び同条第二項に規定する特例役員兼任関係の内容

［削る］

（特定放送番組同一化に係る放送対象地域の数の上限）

第九十一条の八　法第百十六条の四第三項第一号ニに規定する総務省令で定める数は、九とする。ただし、当該数に含まれる広域放送（別表第五号（注）八に規定する広域放送をいう。）に係る放送対象地域の数は、一を超えてはならない。

（不適法な申請書等）

第九十一条の九　［略］

（認定の拒否の通知）

第九十一条の十　［略］

（認定証の交付）

第九十一条の十一　総務大臣は、法第百十六条の四第一項の認定をしたときは、別表第二十一号の七の様式の認定証を交付する。

六　別表第二十一号の四の様式による事業計画書

七　別表第二十一号の五の様式による事業収支見積り

（同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合）

第九十一条の六　法第百十六条の四第二項第五号イの総務省令で定める割合は、百分の八十（特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送においてそれぞれの放送対象地域向けの災害に関する放送が行われる場合には、当該放送に係る放送時間の割合を除く。）とする。

［新設］

（経営基盤強化計画の記載事項）

第九十一条の七　法第百十六条の四第二項第六号に規定する総務省令で定める事項は、表現の自由享有基準第十条第一項の規定による特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合にあつては、その旨及び次に掲げる事項とする。

一　表現の自由享有基準第十条第二項に規定する特例役員兼任関係の内容

二　表現の自由享有基準第十条第一項に規定する一の法人又は団体が同項に規定する国内基幹放送事業者に係る放送対象地域の全部又は一部と重複しない放送対象地域において国内基幹放送の業務を自ら行い、又は当該国内基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有する場合にあつては、地域性確保措置（同条第二項に規定する特例役員兼任関係に係る国内基幹放送事業者のそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために講ずる措置をいう。）の内容

三　表現の自由享有基準第十条第一項に規定する一の法人又は団体が同項に規定する国内基幹放送事業者に係る放送対象地域の全部又は一部と重複する放送対象地域において国内基幹放送の業務を自ら行い、又は当該国内基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有する場合にあつては、多元性・多様性確保措置（当該重複する地域における多元的かつ多様な放送番組に対する需要を満たすために講ずる措置をいう。以下同じ。）の内容

［新設］

（不適法な申請書等）

第九十一条の八　［同上］

（認定の拒否の通知）

第九十一条の九　［同上］

（認定証の交付）

第九十一条の十　総務大臣は、法第百十六条の四第一項の認定をしたときは、別表第二十一号の六の様式の認定証を交付する。

（認定特定放送番組同一化実施方針の公表）

第九十一条の十二　法第百十六条の四第四項（法第百十六条の五第三項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一　略］

二　特定放送番組同一化実施方針に係る指定放送対象地域

［三　略］

［2　略］

（認定特定放送番組同一化実施方針の変更に係る認定の申請）

第九十一条の十三　法第百十六条の五第一項の規定に基づき特定放送番組同一化実施方針の変更の認定を受けようとする国内基幹放送事業者は、別表第二十一号の八の様式による申請書を総務大臣に提出するものとする。

2　前項の申請書には、認定特定放送番組同一化実施方針の写しを添付するものとする。

（認定証の交付）

第九十一条の十四　総務大臣は、法第百十六条の五第一項の変更の認定をしたときは、別表第二十一号の九の様式の認定証を交付する。

（軽微な変更）

第九十一条の十五　法第百十六条の五第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　認定特定放送番組同一化実施方針を提出した国内基幹放送事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更

［二　略］

2　法第百十六条の五第二項の規定による変更の届出は、別表第二十一号の十の様式により行うものとする。

［削る］

（認定特定放送番組同一化実施方針の認定の取消し）

第九十一条の十六　総務大臣は、法第百十六条の五第五項の規定により認定特定放送番組同一化実施方針の認定を取り消したときは、その理由を記載した文書を当該認定を取り消された国内基幹放送事業者に送付しなければならない。

2　総務大臣は、認定特定放送番組同一化実施方針の認定を取り消したときは、インターネットの利用その他の方法により、その取消しの日付及び当該認定を取り消された国内基幹放送事業者の名称を公表するものとする。

（兼業事業者の会計整理等）

第九十三条　法第百十九条の規定により、基幹放送局提供事業者であつて基幹放送事業者を兼ねるもの（以下「兼業事業者」という。）が行う会計の整理及びこれに基づき公表しなければならない事項は、次条から第百一条までに定めるところによる。

（認定経営基盤強化計画の公表）

第九十一条の十一　法第百十六条の四第四項（法第百十六条の五第三項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項（法第百十六条の七の規定による審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合以外の場合にあつては、第一号及び第二号）とする。

［一　同上］

二　経営基盤強化計画に係る指定放送対象地域

［三　同上］

［2　同上］

（認定経営基盤強化計画の変更に係る認定の申請）

第九十一条の十二　法第百十六条の五第一項の規定に基づき経営基盤強化計画の変更の認定を受けようとする国内基幹放送事業者は、別表第二十一号の七の様式による申請書を総務大臣に提出するものとする。

2　前項の申請書には、認定経営基盤強化計画の写しを添付するものとする。

（認定証の交付）

第九十一条の十三　総務大臣は、法第百十六条の五第一項の変更の認定をしたときは、別表第二十一号の八の様式の認定証を交付する。

（軽微な変更）

第九十一条の十四　［同上］

一　認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更

［二　同上］

2　法第百十六条の五第二項の規定による変更の届出は、別表第二十一号の九の様式により行うものとする。

（実施状況の報告）

第九十一条の十五　認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者は、認定経営基盤強化計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、当該事業年度終了後三月以内に、別表第二十一号の十の様式により、総務大臣に報告しなければならない。

（認定経営基盤強化計画の認定の取消し）

第九十一条の十六　総務大臣は、法第百十六条の五第五項の規定により認定経営基盤強化計画の認定を取り消したときは、その理由を記載した文書を当該認定を取り消された国内基幹放送事業者に送付しなければならない。

2　総務大臣は、認定経営基盤強化計画の認定を取り消したときは、インターネットの利用その他の方法により、その取消しの日付及び当該認定を取り消された国内基幹放送事業者の名称を公表するものとする。

（兼業事業者の会計整理等）

第九十三条　法第百十九条の規定により、基幹放送局提供事業者であつて認定基幹放送事業者又は特定地上基幹放送事業者を兼ねるもの（以下「兼業事業者」という。）が行う会計の整理及びこれに基づき公表しなければならない事項は、次条から第百一条までに定めるところによる。

（遵守義務）

第九十四条　兼業事業者は、次の各号に掲げる場合を除き、基幹放送局設備又は特定地上基幹放送局等設備（法第百十二条に規定する特定地上基幹放送局等設備をいう。以下同じ。）を基幹放送の業務の用に供する業務（以下「放送局設備等供給業務」という。）に関する会計を整理しなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

［一・二　略］

［２　略］

（会計単位の区分）

第九十六条　兼業事業者は、放送局設備等供給業務に関連する費用及び収益を、放送局設備等供給業務管理部門（当該兼業事業者の基幹放送局設備又は特定地上基幹放送局等設備（特定地上基幹放送局等設備にあつては、当該兼業事業者の基幹放送局設備に相当する部分に限る。以下同じ。）及びその管理運営（開発、計画、設置、運用、保守、撤去及びその他の活動並びにこれらに付随する活動をいう。以下同じ。）に必要な費用並びに当該基幹放送局設備又は特定地上基幹放送局等設備の提供に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。以下同じ。）と放送局設備等供給業務利用部門（基幹放送の業務に属する活動（当該兼業事業者の基幹放送局設備又は特定地上基幹放送局等設備及びその管理運営を除く。）に必要な費用及び当該活動に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。以下同じ。）とに適正に区分して整理しなければならない。

２　前項の場合において、基幹放送局設備又は特定地上基幹放送局等設備の利用に関する放送局設備等供給業務管理部門と放送局設備等供給業務利用部門との取引は、法第百十八条第一項の規定により届け出られた放送局設備供給役務の提供条件に記載された当該取引に適用することが相当と認められる料金の振替によつて整理しなければならない。

第五節　基幹放送に用いる電気通信設備

第一款　設備の損壊又は故障の対策

（適用の範囲）

第百二条　法第百十一条第一項の基準のうち技術基準（同条第二項第一号に係るものに限る。）及び法第百二十一条第一項の基準のうち技術基準（同条第二項第一号に係るものに限る。）は、この款の定めるところによる。

第二款　設備の運用に係る業務管理体制の整備

（適用の範囲）

第百二十三条の三　法第百十一条第一項の基準のうち設備等維持業務のための業務管理体制に関する基準（同条第二項第一号に係るものに限る。）及び法第百二十一条第一項の基準のうち設備等維持業務のための業務管理体制に関する基準（同条第二項第一号に係るものに限る。）はこの款の定めるところによる。

（実施体制）

第百二十三条の四　基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、設備等維持業務を確実に実施することができる体制を整備しなければならない。

（規程）

第百二十三条の五　基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、設備等維持業務を確実に実施するため、規程を定め、当該規程で定めるところにより、設備等維持業務を実施しなければならない。

（遵守義務）

第九十四条　兼業事業者は、次の各号に掲げる場合を除き、基幹放送局設備等（法第百十九条の基幹放送局設備等をいう。以下同じ。）を基幹放送の業務の用に供する業務（以下「放送局設備等供給業務」という。）に関する会計を整理しなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

［一・二　同上］

［２　同上］

（会計単位の区分）

第九十六条　兼業事業者は、放送局設備等供給業務に関連する費用及び収益を、放送局設備等供給業務管理部門（当該兼業事業者の基幹放送局設備等（当該基幹放送局設備等のうち、特定地上基幹放送局等設備（法第百十二条に規定する特定地上基幹放送局等設備をいう。以下同じ。）にあつては、当該兼業事業者の基幹放送局設備に相当する部分に限る。以下同じ。）及びその管理運営（開発、計画、設置、運用、保守、撤去及びその他の活動並びにこれらに付随する活動をいう。以下同じ。）に必要な費用並びに当該基幹放送局設備等の提供に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。以下同じ。）と放送局設備等供給業務利用部門（基幹放送の業務に属する活動（当該兼業事業者の基幹放送局設備等及びその管理運営を除く。）に必要な費用及び当該活動に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。以下同じ。）とに適正に区分して整理しなければならない。

２　前項の場合において、基幹放送局設備等の利用に関する放送局設備等供給業務管理部門と放送局設備等供給業務利用部門との取引は、法第百十八条第一項の規定により届け出られた放送局設備供給役務の提供条件に記載された当該取引に適用することが相当と認められる料金の振替によつて整理しなければならない。

第五節　［同上］

第一款　［同上］

（適用の範囲）

第百二条　法第百十一条第一項の技術基準（同条第二項第一号に係るものに限る。）及び法第百二十一条第一項の技術基準（同条第二項第一号に係るものに限る。）は、この款の定めるところによる。

［新設］

（実務経験等の能力）

第百二十三条の六　設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者及び設備等維持業務に従事する者は、当該設備等維持業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していなければならない。

（委託業務の的確な実施を確保するための措置）

第百二十三条の七　基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、設備等維持業務を他人に委託する場合には、当該設備等維持業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　設備等維持業務を確実に実施することができる能力を有する者に委託するための措置

二　委託先における設備等維持業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認することにより、委託先が当該設備等維持業務を確実に実施しているかを検証し、必要に応じ改善させることその他の委託先に対する必要かつ適切な監督を行うための措置

三　委託先が設備等維持業務を適切に行うことができない事態が生じた場合又は当該設備等維持業務の確実な運営を確保するため必要がある場合には、当該設備等維持業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

第三款　設備等の報告等

（放送の停止等の報告）

第百二十四条　法第百十三条及び第百二十二条の規定による報告をしようとする者は、報告を要する事由が発生した後速やかにその発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告するとともに、その詳細について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式の報告書を、報告を要する事由が発生した日から三十日以内に提出しなければならない。

一　認定基幹放送事業者の基幹放送設備等（法第百十一条第一項に規定する基幹放送設備等をいう。以下同じ。）　別表第二十四号の様式

二　特定地上基幹放送事業者の特定地上基幹放送局等設備等（法第百十二条に規定する特定地上基幹放送局等設備等をいう。以下同じ。）　別表第二十五号の様式

三　基幹放送局提供事業者の基幹放送局設備等（法第百二十一条第一項に規定する基幹放送局設備等をいう。以下同じ。）　別表第二十六号の様式

（報告を要する重大な事故）

第百二十五条　法第百十三条第一項の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送設備等に起因して基幹放送設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のものとする。

2　法第百十三条第二項の総務省令で定める重大な事故は、特定地上基幹放送局等設備等（特定地上基幹放送局の無線設備にあつては、基幹放送用周波数使用計画第二から第五までに定める周波数を使用するものに限る。以下この項において同じ。）に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、次の各号に掲げるものとする。

一　中継地上基幹放送局（法第二十条第一項第一号に規定する中継地上基幹放送局をいう。以下この条において同じ。）の無線設備（当該中継地上基幹放送局に係る中継回線設備を含む。以下この条において同じ。）に係る特定地上基幹放送局等設備等に起因して当該中継地上基幹放送局を用いて行われる放送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの

第二款　設備の報告等

（放送の停止等の報告）

第百二十四条　法第百十三条及び第百二十二条の規定による報告をしようとする者は、報告を要する事由が発生した後速やかにその発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告するとともに、その詳細について、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める様式の報告書を、報告を要する事由が発生した日から三十日以内に提出しなければならない。

一　認定基幹放送事業者の基幹放送設備（法第九十三条第一項第三号に規定する基幹放送設備をいう。以下同じ。）　別表第二十四号の様式

二　特定地上基幹放送事業者の特定地上基幹放送局等設備　別表第二十五号の様式

三　基幹放送局提供事業者の基幹放送局設備　別表第二十六号の様式

（報告を要する重大な事故）

第百二十五条　法第百十三条第一項の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送設備に起因して当該基幹放送設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のものとする。

2　法第百十三条第二項の総務省令で定める重大な事故は、特定地上基幹放送局等設備（特定地上基幹放送局の無線設備にあつては、基幹放送用周波数使用計画第二から第五までに定める周波数を使用するものに限る。以下この項において同じ。）に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、次の各号に掲げるものとする。

一　放送対象地域において自己に属する他の基幹放送局の放送番組を中継する方法のみにより放送を行う基幹放送局（以下この条において「中継局」という。）の無線設備（当該中継局に係る中継回線設備を含む。以下この条において同じ。）に起因して当該中継局を用いて行われる放送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの

二　特定地上基幹放送局等設備等（中継地上基幹放送局の無線設備を除く。）に起因して特定地上基幹放送局等設備を用いて行われる放送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のもの

3　法第百二十二条の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送局設備等（地上基幹放送局（地上基幹放送をする放送局をいう。次項において同じ。）の無線設備にあつては基幹放送用周波数使用計画第二から第五までに定める周波数を使用するもの、移動受信用地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送をする放送局をいう。）の無線設備にあつては、デジタル放送の標準方式第四章第一節に定める放送を行うものであつて空中線電力五〇〇ワットを超えるもの並びに同章第二節及び第三節に定める放送を行うものであつて空中線電力三ワット（非再生中継方式の放送局にあつては、空中線電力五〇ワット）を超えるものに限る。以下この項において同じ。）に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、次の各号に掲げるものとする。

一　中継地上基幹放送局の無線設備及びその運用のための業務管理体制（基幹放送局提供事業者が基幹放送局設備の一部を構成する設備（中継回線設備に限る。）の運用を他人に委託している場合にあつては、委託先における業務管理体制を含む。）に起因して当該中継地上基幹放送局を用いて行われる放送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの

二　基幹放送局設備等（中継地上基幹放送局の無線設備を除く。）に起因して基幹放送局設備を用いて行われる放送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のもの

4　前二項の規定にかかわらず、超短波放送に係る重大な事故は、次の各号に掲げるものとする。

一　法第百十三条第二項の総務省令で定める重大な事故は、特定地上基幹放送局等設備等（特定地上基幹放送局の無線設備にあつては、基幹放送用周波数使用計画第四に定める周波数を使用するものに限る。）に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のもの

二　法第百二十二条の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送局設備等（地上基幹放送局の無線設備にあつては、基幹放送用周波数使用計画第四に定める周波数を使用するものに限る。）に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のもの

5　前各項の規定にかかわらず、コミュニティ放送に係る重大な事故は、次の各号に掲げるものとする。

一　法第百十三条第一項の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送設備等に起因して基幹放送設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの

二　法第百十三条第二項の総務省令で定める重大な事故は、特定地上基幹放送局等設備等（中継地上基幹放送局の無線設備を除く。）に起因して特定地上基幹放送局等設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの

三　法第百二十二条の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送局設備等（中継地上基幹放送局の無線設備を除く。）に起因して基幹放送局設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの

［6　略］

二　特定地上基幹放送局等設備（中継局の無線設備を除く。）に起因して当該特定地上基幹放送局等設備を用いて行われる放送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のもの

3　法第百二十二条の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送局設備（地上基幹放送局（地上基幹放送をする放送局をいう。次項において同じ。）の無線設備にあつては基幹放送用周波数使用計画第二から第五までに定める周波数を使用するもの、移動受信用地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送をする放送局をいう。）の無線設備にあつては、デジタル放送の標準方式第四章第一節に定める放送を行うものであつて空中線電力五〇〇ワットを超えるもの並びに同章第二節及び第三節に定める放送を行うものであつて空中線電力三ワット（非再生中継方式の放送局にあつては、空中線電力五〇ワット）を超えるものに限る。以下この項において同じ。）に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、次の各号に掲げるものとする。

一　中継局の無線設備に起因して当該中継局を用いて行われる放送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの

二　基幹放送局設備（中継局の無線設備を除く。）に起因して当該基幹放送局設備を用いて行われる放送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のもの

4　前二項の規定にかかわらず、超短波放送に係る重大な事故は、次の各号に掲げるものとする。

一　法第百十三条第二項の総務省令で定める重大な事故は、特定地上基幹放送局等設備（特定地上基幹放送局の無線設備にあつては、基幹放送用周波数使用計画第四に定める周波数を使用するものに限る。）に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のもの

二　法第百二十二条の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送局設備（地上基幹放送局の無線設備にあつては、基幹放送用周波数使用計画第四に定める周波数を使用するものに限る。）に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のもの

5　［同上］

一　法第百十三条第一項の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送設備に起因して当該基幹放送設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの

二　法第百十三条第二項の総務省令で定める重大な事故は、特定地上基幹放送局等設備（中継局の無線設備を除く。）に起因して当該特定地上基幹放送局等設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの

三　法第百二十二条の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送局設備（中継局の無線設備を除く。）に起因して当該基幹放送局設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの

［6　同上］

（設備等に関する報告）

第百二十七条　認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、毎年六月末日までに、前年四月一日から当年三月三十一日までの基幹放送設備等、特定地上基幹放送局等設備等又は基幹放送局設備等の状況について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式の報告書（当該報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（法第八十四条の二に規定する電磁的記録をいう。）を含む。第百五十九条において同じ。）を総務大臣に提出しなければならない。

一　認定基幹放送事業者の基幹放送設備等　別表第二十八号の様式

二　特定地上基幹放送事業者の特定地上基幹放送局等設備等　別表第二十九号の様式

三　基幹放送局提供事業者の基幹放送局設備等　別表第三十号の様式

第二百三条の四　法第百六十一条の二第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合に変更がない場合であつて、別表第六十号の注に基づき添付する議決権の総数又は議決権割合に関する事項の様式の内容に変更があつたときにおける当該変更内容（法第百六十条第二号の規定により変更の届出を行つているものを除く。）

［二　略］

別表第六の一号（第64条関係）

地上基幹放送の業務認定申請書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号

住所

（ふりがな）

氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

法人番号

（注　1）

地上基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第２項の規定により申請します。

基幹放送の種類（注２）	
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称（注３）	
希望する放送対象地域	
希望する周波数	
業務開始の予定期日	
放送事項（注４）	

（設備に関する報告）

第百二十七条　認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、毎年六月末日までに、前年四月一日から当年三月三十一日までの基幹放送設備、特定地上基幹放送局等設備又は基幹放送局設備の状況について、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める様式の報告書（当該報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（法第八十四条の二に規定する電磁的記録をいう。）を含む。第百五十九条において同じ。）を総務大臣に提出しなければならない。

一　認定基幹放送事業者の基幹放送設備　別表第二十八号の様式

二　特定地上基幹放送事業者の特定地上基幹放送局等設備　別表第二十九号の様式

三　基幹放送局提供事業者の基幹放送局設備　別表第三十号の様式

第二百三条の四　［同上］

一　外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合に変更がない場合であつて、別表第六十号の注に基づき添付する議決権の総数又は外資議決権比率に関する事項の様式の内容に変更があつたときにおける当該変更内容（法第百六十条第二号の規定により変更の届出を行つているものを除く。）

［二　同上］

別表第六の一号（第64条関係）

地上基幹放送の業務認定申請書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号

住所

（ふりがな）

氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

法人番号

（注　1）

地上基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第２項の規定により申請します。

基幹放送の種類（注２）	
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称（注３）	
希望する放送対象地域	
希望する周波数	
業務開始の予定期日	
放送事項（注４）	

基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要並びに基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び委託先の氏名又は名称（注５）		
特定役員の氏名又は名称（注６）		
外国人等直接保有議決権割合（注７）		%
外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合(注７)		%
欠格事由の有無（注８）	国籍等（法第93条第１項第７号イからハまで）	□ 有　□ 無
	特定役員（同号ニ)(注９)	□ 有　□ 無
	議決権の割合（同号ニ及びホ）（注10)	□ 有　□ 無
	処分歴等（同号へからルまで）	□ 有　□ 無

［注１～注４　略］

注５　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要並びに基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び委託先の氏名又は名称の欄は、次により記載すること。

［(1)・(2)　略］

(3)　(1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」及び「中継回線設備」の法第111条第１項の基準のうち技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

［ア・イ　略］

(4)　(1)の概要図には、基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合にあつては、委託先の氏名又は名称、委託して行わせる設備の範囲及び業務の範囲を明確にして付記すること。

(5)　［略］

注６　法人又は団体の場合に限つて記載することとし、次に掲げる様式により記載すること。

ふりがな 氏名	住所	役名	特定役員への該当の有無	日本の国籍の有無	備考
			□有　□無	□有　□無	

［(注１）～（注６）　略］

（注７）　株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（現に有効なものに限る。）の写し）を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書（登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類）を添付すること。

基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要（注５）		
特定役員の氏名又は名称（注６）		
外国人等直接保有議決権割合（注７）		%
外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合(注７)		%
欠格事由の有無（注８）	国籍等（法第93条第１項第７号イからハまで）	□ 有　□ 無
	特定役員（同号ニ)(注９)	□ 有　□ 無
	議決権の割合（同号ニ及びホ）（注10)	□ 有　□ 無
	処分歴等（同号へからルまで）	□ 有　□ 無

［注１～注４　同左］

注５　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の欄は、次により記載すること。

［(1)・(2)　同左］

(3)　(1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」及び「中継回線設備」の法第111条第１項の技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

［ア・イ　同左］

［新設］

(4)　［同左］

注６　［同左］

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	特定役員への該当の有無	日本の国籍の有無	備考
				□有　□無	□有　□無	

［(注１）～（注６）　同左］

（注７）　株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（有効期間満了前のものに限る。）の写し）を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書（登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類）を添付すること。

注７　法人又は団体の場合に限つて記載することとし、小数点第３位を四捨五入し小数点第２位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20％未満である場合において、小数点第３位を四捨五入して20.00％となるときは四捨五入せず、割合が20％未満であることが分かる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：19.999456％の場合は19.9994％まで記載すること。）。コミュニティ放送に係る業務の認定の申請の場合は外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合の欄の記載を要しない。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

ア　議決権の総数

区　分			株式数(株)	議決権の数(個)
発行済株式(A)	無議決権株式(B)			
	議決権制限株式(C)			
	完全議決権株式	自己保有株式(D)		
		相互保有株式(E)		
		申請者（子会社を含む。）における株主の相互保有対象議決権の総数の４分の１以上の保有の有無		□有　□無
		特定外国株式(F)		
		その他(G)		
	単元未満株式(H)			
総数(I)				
備考	１単元の株式数			

［（注１）～（注５）　略］

（注６）　(E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第１項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第67条第１項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式（以下この別表において「相互保有株式」という。）について、申請者（申請者の子会社を含む。）における株主の同項に定める相互保有対象議決権の総数の４分の１以上の保有の有無を確認し該当する□にレ印を付けた上で、総数を記載すること。

［（注７）～（注10）　略］

（注11）　表に記載の内容を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。法人（表に記載の内容に関する事項の登記を要しない者を除く。）にあつては、登記事項証明書を添付すること。

［（注12）・（注13）　略］

注７　［同左］

ア　［同左］

区　分			株式数(株)	議決権の数(個)
発行済株式(A)	無議決権株式(B)			
	議決権制限株式(C)			
	完全議決権株式	自己保有株式(D)		
		相互保有株式(E)		
		特定外国株式等(F)		
		その他(G)		
	単元未満株式(H)			
総数(I)				
備考	１単元の株式数			

［（注１）～（注５）　同左］

（注６）　(E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第１項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第67条第１項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式（以下この別表において「相互保有株式」という。）について、総数を記載すること。

［（注７）～（注10）　同左］

（注11）　表に記載の内容を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

［（注12）・（注13）　同左］

イ　議決権割合に関する事項

(ｱ)　コミュニティ放送以外の地上基幹放送に係る申請の場合

［表略］

［(注１）～（注12）　略］

（注13）　(C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。法人（(C)及び(D)に関する事項の登記を要しない者を除く。）にあつては、登記事項証明書を添付すること。

(ｲ)　コミュニティ放送に係る申請の場合

［表略］

［(注１）～（注３）　略］

（注４）　(C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。法人（(C)及び(D)に関する事項の登記を要しない者を除く。）にあつては、登記事項証明書を添付すること。

［注８～注10　略］

別表第六の二号（第64条関係）

衛星基幹放送の業務認定申請書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
法人番号
（注　1）

衛星基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第２項の規定により申請します。

基幹放送の種類（注２）	
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称（注３）	
衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置（注４）	
希望する放送対象地域	
希望する周波数（注５）	

イ　外資議決権比率に関する事項

(ｱ)　［同左］

［表同左］

［(注１）～（注12）　同左］

（注13）　(C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

(ｲ)　［同左］

［表同左］

［(注１）～（注３）　同左］

（注４）　(C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

［注８～注10　同左］

別表第六の二号（第64条関係）

衛星基幹放送の業務認定申請書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
法人番号
（注　1）

衛星基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第２項の規定により申請します。

基幹放送の種類（注２）	
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称（注３）	
衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置（注４）	
希望する放送対象地域	
希望する周波数（注５）	

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

第明治二十五種郵便物認可　三年三月三十一日

業務開始の予定期日		
放送事項（注６）		
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要並びに基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び委託先の氏名又は名称（注７）		
特定役員の氏名又は名称（注８）		
外国人等直接保有議決権割合（注９）		%
欠格事由の有無（注10）	国籍等（法第93条第１項第７号イからハまで）	□ 有　□ 無
	特定役員（同号ニ）(注11)	□ 有　□ 無
	議決権の割合（同号ニ）(注12)	□ 有　□ 無
	処分歴等（同号ヘからルまで）	□ 有　□ 無

［注１～注６　略］

注７　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要並びに基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び委託先の氏名又は名称の欄は、次により記載すること。

［(1)・(2)　略］

(3)　(1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」、「中継回線設備」及び「地球局設備」の法第111条第１項の基準のうち技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

［ア・イ　略］

(4)　(1)の概要図には、基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合にあつては、委託先の氏名又は名称、委託して行わせる設備の範囲及び業務の範囲を明確にして付記すること。

(5)　［略］

注８　法人又は団体の場合に限つて記載することとし、次に掲げる様式により記載すること。

［表略］

［(注１）～（注６）　略］

（注７）　株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（現に有効なものに限る。）の写し）を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書（登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類）を添付すること。

業務開始の予定期日		
放送事項（注６）		
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要（注７）		
特定役員の氏名又は名称（注８）		
外国人等直接保有議決権割合（注９）		%
欠格事由の有無（注10）	国籍等（法第93条第１項第７号イからハまで）	□ 有　□ 無
	特定役員（同号ニ）(注11)	□ 有　□ 無
	議決権の割合（同号ニ）(注12)	□ 有　□ 無
	処分歴等（同号ヘからルまで）	□ 有　□ 無

［注１～注６　同左］

注７　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の欄は、次により記載すること。

［(1)・(2)　同左］

(3)　(1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」、「中継回線設備」及び「地球局設備」の法第111条第１項の技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

［ア・イ　同左］

［新設］

(4)　［同左］

注８　［同左］

［表同左］

［(注１）～（注６）　同左］

（注７）　株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（有効期間満了前のものに限る。）の写し）を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書（登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類）を添付すること。

注９　法人又は団体の場合に限つて記載することとし、小数点第３位を四捨五入し小数点第２位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20％未満である場合において、小数点第３位を四捨五入して20.00％となるときは四捨五入せず、割合が20％未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：19.999456％の場合は19.9994％まで記載すること。）。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

ア　議決権の総数

区　　分			株式数(株)	議決権の数(個)
発行済株式(A)	無議決権株式(B)			
	議決権制限株式(C)			
	完全議決権株式	自己保有株式(D)		
		相互保有株式(E)		
		申請者（子会社を含む。）における株主の相互保有対象議決権の総数の４分の１以上の保有の有無		□有　□無
		特定外国株式(F)		
		その他(G)		
	単元未満株式(H)			
総数(I)				
備考	１単元の株式数			

［(注１）～（注５）　略］

（注６）　(E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第１項及び会社法施行規則第67条第１項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式（以下この別表において「相互保有株式」という。）について、申請者（申請者の子会社を含む。）における株主の同項に定める相互保有対象議決権の総数の４分の１以上の保有の有無を確認し該当する□にレ印を付けた上で、総数を記載すること。

［(注７）～（注10）　略］

（注11）　表に記載の内容を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。法人（表に記載の内容に関する事項の登記を要しない者を除く。）にあつては、登記事項証明書を添付すること。

［(注12)・(注13)　略］

イ　議決権割合に関する事項

［表略］

［(注１）～（注８）　略］

（注９）　(C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。法人（(C)及び(D)に関する事項の登記を要しない者を除く。）にあつては、登記事項証明書を添付すること。

［注10～注12　略］

注９　［同左］

ア　［同左］

区　　分			株式数(株)	議決権の数(個)
発行済株式(A)	無議決権株式(B)			
	議決権制限株式(C)			
	完全議決権株式	自己保有株式(D)		
		相互保有株式(E)		
		特定外国株式(F)		
		その他(G)		
	単元未満株式(H)			
総数(I)				
備考	１単元の株式数			

［(注１）～（注５）　同左］

（注６）　(E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第１項及び会社法施行規則第67条第１項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式（以下この別表において「相互保有株式」という。）について、総数を記載すること。

［(注７）～（注10）　同左］

（注11）　表に記載の内容を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

［(注12)・(注13)　同左］

イ　外資議決権比率に関する事項

［表同左］

［(注１）～（注８）　同左］

（注９）　(C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

［注10～注12　同左］

別表第六の三号（第64条関係）

移動受信用地上基幹放送の業務認定申請書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
法人番号
（注　1）

移動受信用地上基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第２項の規定により申請します。

基幹放送の種類（注２）		
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称（注３）		
希望する放送対象地域		
希望する周波数（注４）		
業務開始の予定期日		
放送事項（注５）		
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要並びに基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び委託先の氏名又は名称（注６）		
特定役員の氏名又は名称（注７）		
外国人等直接保有議決権割合（注８）		%
欠格事由の有無（注９）	国籍等（法第93条第１項第７号イからハまで）	□ 有　□ 無
	特定役員（同号ニ）(注10)	□ 有　□ 無
	議決権の割合（同号ニ）(注11)	□ 有　□ 無
	処分歴等（同号へからルまで）	□ 有　□ 無

別表第六の三号（第64条関係）

移動受信用地上基幹放送の業務認定申請書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
法人番号
（注　1）

移動受信用地上基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第２項の規定により申請します。

基幹放送の種類（注２）		
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称（注３）		
希望する放送対象地域		
希望する周波数（注４）		
業務開始の予定期日		
放送事項（注５）		
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要（注６）		
特定役員の氏名又は名称（注７）		
外国人等直接保有議決権割合（注８）		%
欠格事由の有無（注９）	国籍等（法第93条第１項第７号イからハまで）	□ 有　□ 無
	特定役員（同号ニ）(注10)	□ 有　□ 無
	議決権の割合（同号ニ）(注11)	□ 有　□ 無
	処分歴等（同号へからルまで）	□ 有　□ 無

［注１～注５　略］

注６　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要並びに基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び委託先の氏名又は名称の欄は、次により記載すること。

［(1)・(2)　略］

(3)　(1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」又は「中継回線設備」の法第111条第１項の基準のうち技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

［ア・イ　略］

(4)　(1)の概要図には、基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合にあつては、委託先の氏名又は名称、委託して行わせる設備の範囲及び業務の範囲を明確にして付記すること。

(5)　［略］

注７　法人又は団体の場合に限つて記載することとし、次に掲げる様式により記載すること。

［表略］

［(注１）～（注６）　略］

（注７）　株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（現に有効なものに限る。）の写し）を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書（登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類）を添付すること。

注８　法人又は団体の場合に限つて記載することとし、小数点第３位を四捨五入し小数点第２位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20％未満である場合において、小数点第３位を四捨五入して20.00％となるときは四捨五入せず、割合が20％未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：19.999456％の場合は19.9994％まで記載すること。）。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

ア　議決権の総数

区　分			株式数(株)	議決権の数(個)
発行済株式(A)	無議決権株式(B)			
	議決権制限株式(C)			
	完全議決権株式	自己保有株式(D)		
		相互保有株式(E)		
		申請者（子会社を含む。）における株主の相互保有対象議決権の総数の４分の１以上の保有の有無		□有　□無
		特定外国株式(F)		
		その他(G)		
	単元未満株式(H)			
総数(I)				
備考	１単元の株式数			

［注１～注５　同左］

注６　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の欄は、次により記載すること。

［(1)・(2)　同左］

(3)　(1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」又は「中継回線設備」の法第111条第１項の技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

［ア・イ　同左］

［新設］

(4)　［同左］

注７　［同左］

［表同左］

［(注１）～（注６）　同左］

（注７）　株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（有効期間満了前のものに限る。）の写し）を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書（登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類）を添付すること。

注８　［同左］

ア　［同左］

区　分			株式数(株)	議決権の数(個)
発行済株式(A)	無議決権株式(B)			
	議決権制限株式(C)			
	完全議決権株式	自己保有株式(D)		
		相互保有株式(E)		
		特定外国株式(F)		
		その他(G)		
	単元未満株式(H)			
総数(I)				
備考	１単元の株式数			

［（注１）～（注５）　略］

（注６）　㈣の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第１項及び会社法施行規則第67条第１項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式（以下この別表において「相互保有株式」という。）について、申請者（申請者の子会社を含む。）における株主の同項に定める相互保有対象議決権の総数の４分の１以上の保有の有無を確認し該当する□にレ印を付けた上で、総数を記載すること。

［（注７）～（注10）　略］

（注11）　表に記載の内容を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。法人（表に記載の内容に関する事項の登記を要しない者を除く。）にあつては、登記事項証明書を添付すること。

［（注12）・（注13）　略］

イ　議決権割合に関する事項

［表略］

［（注１）～（注８）　略］

（注９）　㈫及び㈬を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。法人（㈫及び㈬に関する事項の登記を要しない者を除く。）にあつては、登記事項証明書を添付すること。

［注９～注11　略］

別表第七の一号（第65条第１項関係）

第１　地上基幹放送に係る事業計画書

［表略］

［注１　略］

注２　事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注１の表の区分に従つて該当する事項にレ印を付けること。

［⑴～⑸　略］

⑹　別紙⑹は、次の様式により記載すること。

［表略］

［（注１）～（注４）　略］

（注５）　兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なもの（代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員が一の法人又は団体の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員の地位を兼ねる場合及び複数の特定役員が一の法人又は団体の特定役員の地位を兼ねる場合における当該一の法人又は団体に係るものを含む。）を（注４）に準じて記載すること。

［（注６）・（注７）　略］

［⑺～⑮　略］

［（注１）～（注５）　同左］

（注６）　㈣の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第１項及び会社法施行規則第67条第１項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式（以下この別表において「相互保有株式」という。）について、総数を記載すること。

［（注７）～（注10）　同左］

（注11）　表に記載の内容を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

［（注12）・（注13）　同左］

イ　外資議決権比率に関する事項

［表同左］

［（注１）～（注８）　同左］

（注９）　㈫及び㈬を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

［注９～注11　同左］

別表第七の一号（第65条第１項関係）

第１　地上基幹放送に係る事業計画書

［表同左］

［注１　同左］

注２　［同左］

［⑴～⑸　同左］

⑹　［同左］

［表同左］

［（注１）～（注４）　同左］

（注５）　兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを（注４）に準じて記載すること。

［（注６）・（注７）　同左］

［⑺～⑮　同左］

別表第七の二号（第65条第１項関係）

第２　衛星基幹放送に係る事業計画書

［表略］

［注１　略］

注２　事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注１の表の区分に従つて該当する事項にレ印を付けること。

［⑴～⑸　略］

⑹　別紙⑹は、次の様式により記載すること。

［表略］

［（注１）～（注４）　略］

（注５）　兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なもの（代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員が一の法人又は団体の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員の地位を兼ねる場合及び複数の特定役員が一の法人又は団体の特定役員の地位を兼ねる場合における当該一の法人又は団体に係るものを含む。）を（注４）に準じて記載すること。

［（注６）・（注７）　略］

［⑺～⑮　略］

別表第七の三号（第65条第１項関係）

第３　移動受信用地上基幹放送に係る事業計画書

［表略］

［注１　略］

注２　事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注１の表の区分に従つて該当する事項にレ印を付けること。

［⑴～⑸　略］

⑹　別紙⑹は、次の様式により記載すること。

［表略］

［（注１）～（注４）　略］

（注５）　兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なもの（代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員が一の法人又は団体の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員の地位を兼ねる場合及び複数の特定役員が一の法人又は団体の特定役員の地位を兼ねる場合における当該一の法人又は団体に係るものを含む。）を（注４）に準じて記載すること。

［（注６）・（注７）　略］

［⑺～⑭　略］

別表第九号（第65条第２項関係）

基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

１　業務を確実に実施することができる体制

別表第七の二号（第65条第１項関係）

第２　衛星基幹放送に係る事業計画書

［表同左］

［注１　同左］

注２　［同左］

［⑴～⑸　同左］

⑹　［同左］

［表同左］

［（注１）～（注４）　同左］

（注５）　兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを（注４）に準じて記載すること。

［（注６）・（注７）　同左］

［⑺～⑮　同左］

別表第七の三号（第65条第１項関係）

第３　移動受信用地上基幹放送に係る事業計画書

［表同左］

［注１　同左］

注２　［同左］

［⑴～⑸　同左］

⑹　［同左］

［表同左］

［（注１）～（注４）　同左］

（注５）　兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを（注４）に準じて記載すること。

［（注６）・（注７）　同左］

［⑺～⑭　同左］

別表第九号（第65条第２項関係）

基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

１　業務を確実に実施することができる体制

２　業務を確実に実施するために整備している規程
３　業務に従事する者の実務経験等
４　委託業務の確実な実施を確保するための措置
注１　設備等維持業務を確実に実施することができる体制を記載すること。
注２　設備等維持業務を確実に実施するために整備している規程について、その名称と概要を記載すること。
注３　設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者の氏名、略歴等を記載すること。設備等維持業務に従事する者が当該設備等維持業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していることを証する書類を添付すること。
注４　設備等維持業務を他人に委託する場合には、第123条の７各号に規定する措置の内容を記載すること。
注５　［略］
注６　［略］

別表第十七号（第76条第１項関係）

第１　申請書

放送事項等変更許可申請書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
法人番号
（注　１）

放送事項等（注２）の変更の許可を受けたいので、放送法第97条第１項の規定により申請します。

変更事項（注２）			
変更前		変更後	

注１　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
注２　「放送事項」、「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」、「基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要」又は「設備等維持業務の委託先の氏名又は名称」のように記載すること。

［新設］
２　業務に従事する者の実務経験等
［新設］
注１　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を、法第111条第１項の技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務（以下この表において「設備維持業務」という。）を確実に実施することができる体制を記載すること。
［新設］
注２　設備維持業務に従事する者の実務経験等を記載すること。
［新設］
注３　［同左］
注４　［同左］

別表第十七号（第76条第１項関係）

第１　申請書

放送事項等変更許可申請書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

放送事項等（注１）の変更の許可を受けたいので、放送法第97条第１項の規定により申請します。

変更事項（注１）			
変更前		変更後	

［新設］
注１　「放送事項」又は「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」のように記載すること。

注３　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要に変更があつた場合には、基幹放送の業務認定申請書に準じ変更箇所が判るよう記載すること。

注４　［略］

注５　［略］

第２　［略］

別表第七の一号、別表第七の二号又は別表第七の三号、別表第八号及び別表第九号の様式のとおりとする。

別表第十八号（第76条第３項第２号、第81条の４第２項第１号関係）

許可及び確認を要しない電気通信設備の軽微な変更

許可及び確認を要しない基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の軽微な変更及び設備等維持業務を他人に委託する場合における電気通信設備の軽微な変更は、次に掲げる電気通信設備に係る変更とする。

電気通信設備	適用の条件
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の一部を構成する設備	次に掲げる条件に適合する場合に限る。 １　基幹放送の品質が適正であるようにすることを確保するために準拠する送信の標準方式に係る変更を伴わないこと。 ２　予備の装置の追加その他の当該電気通信設備が第４章第５節第１款に定める技術基準に引き続き適合することが明らかな変更であること。
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備	次に掲げる条件のいずれかに適合する場合に限る。 １　設備等維持業務の委託を解除し、当該設備等維持業務を基幹放送局の免許人自らが行う場合の変更であること。 ２　設備等維持業務の委託先に変更がない場合であつて、当該設備等維持業務を委託する電気通信設備の範囲を縮小する変更であること。 ３　予備の装置を追加する場合であつて、当該装置の設備等維持業務の委託先が主装置の設備等維持業務と同じ場合の変更であること。 ４　委託して行わせる設備等維持業務の範囲の変更であること。

注２　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要に変更があつた場合には、基幹放送の業務認定申請書に準じ変更箇所が判るよう記載すること。

注３　［同左］

注４　［同左］

第２　［同左］

別表第七の一号、別表第七の二号又は別表第七の三号及び別表第八号の様式のとおりとする。

別表第十八号（第76条第３項第２号関係）

許可を要しない電気通信設備の軽微な変更

許可を要しない基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の軽微な変更は、次に掲げる電気通信設備に係る変更とする。

電気通信設備	適用の条件
電気通信設備の現用機器の機能を代替することができる予備の機器に対し電力供給するための電源設備	当該電気通信設備の性能を低下させない変更であること。

別表第十九号（第76条第４項関係）

放送事項等の変更届出書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
法人番号
（注　1）

放送法第97条第２項の規定により、放送事項等（注２）の変更を届け出ます。

変更事項（注２）			
変更前	（注３）（注４）（注５）	変更後	（注３）（注４）（注５）

［注１　略］

注２　「氏名又は名称及び住所」、「基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又は当該免許を受けた者の氏名又は名称」、「放送事項」、「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」、「基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要」、「設備等維持業務の委託先の氏名又は名称」、「特定役員の氏名又は名称」、「外国人等直接保有議決権割合」又は「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」のように記載すること。

注３　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要に変更があつた場合には、基幹放送の業務認定申請書に準じ変更箇所が判るよう記載すること。

注４　特定役員の氏名又は名称の変更の場合は、変更内容を証するものとして、別表第六号の注に規定する様式を添付することとし、株式会社にあつては変更後の全ての役員、その他の法人又は団体にあつては変更後の全てのこれに準ずる者を記載すること。このとき、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、新たに選任された特定役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（現に有効なものに限る。）の写し）を添付し、法人にあつては登記事項証明書（登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類）を添付すること。

注５　外国人等直接保有議決権割合又は外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合の変更の場合は、変更内容を証するものとして、別表第六号の注に規定する様式を添付することとし、変更後の内容を記載すること。このとき、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該注において当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。法人（様式の内容に関する事項の登記を要しない者を除く。）にあつては、登記事項証明書を添付すること。

［注６・注７　略］

別表第十九号（第76条第４項関係）

放送事項等の変更届出書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
法人番号
（注　1）

放送法第97条第２項の規定により、放送事項等（注２）の変更を届け出ます。

変更事項（注２）			
変更前	（注３）（注４）（注５）	変更後	（注３）（注４）（注５）

［注１　同左］

注２　「氏名又は名称及び住所」、「基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又は当該免許を受けた者の氏名又は名称」、「放送事項」、「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」、「特定役員の氏名又は名称」、「外国人等直接保有議決権割合」又は「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」のように記載すること。

注３　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要に変更があつた場合には、基幹放送の業務認定申請書に準じ変更箇所が判るよう記載すること。

注４　特定役員の氏名又は名称の変更の場合は、変更内容を証するものとして、別表第六号の注に規定する様式を添付することとし、株式会社にあつては変更後の全ての役員、その他の法人又は団体にあつては変更後の全てのこれに準ずる者を記載すること。このとき、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、新たに選任された特定役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（有効期間満了前のものに限る。）の写し）を添付し、法人にあつては登記事項証明書（登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類）を添付すること。

注５　外国人等直接保有議決権割合又は外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合の変更の場合は、変更内容を証するものとして、別表第六号の注に規定する様式を添付することとし、変更後の内容を記載すること。このとき、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該注において当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。

［注６・注７　同左］

別表第二十号（第78条第１項関係）

第１　申請書

基幹放送の業務認定承継認可申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
法人番号
（注　　１）

放送法第98条第２項の規定により、認定基幹放送事業者の地位を承継したい（又は放送法第98条第３項前段の規定により認可を受けたい）ので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

１　合併又は分割当事者

（ふりがな） 商号（又は名称）	住所（本店又は主たる事務所の所在地）	（ふりがな） 代表者氏名（注２）

［２～５　略］

６　承継に係る基幹放送の種類、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要（基幹放送の業務認定申請書に準じ記載すること。）、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称、認定番号（又は無線局の識別信号、種別及び免許の番号）及び認定基幹放送事業者（又は特定地上基幹放送事業者）の商号又は名称

基幹放送の種類	基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要	設備等維持業務の委託先の氏名又は名称	認定番号（又は無線局の識別信号、種別及び免許の番号）	認定基幹放送事業者（又は特定地上基幹放送事業者）の商号又は名称

７　別表第六号の注に定める役員、議決権の総数及び議決権割合に関する事項の様式、別表第七号の様式による事業計画書、別表第八号の様式による事業収支見積り並びに別表第九号の様式による基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

［８　略］

［第２　略］

別表第二十号（第78条第１項関係）

第１　申請書

基幹放送の業務認定承継認可申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
法人番号
（注　　１）

放送法第98条第２項の規定により、認定基幹放送事業者の地位を承継したい（又は放送法第98条第３項前段の規定により認可を受けたい）ので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

１　合併又は分割当事者

（ふりがな） 商号（又は名称）	住所（本店又は主たる事務所の所在地）	（ふりがな） 代表者氏名（注２）

［２～５　同左］

６　承継に係る基幹放送の種類及び基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要（基幹放送の業務認定申請書に準じ記載すること。）、認定番号（又は無線局の識別信号、種別及び免許の番号）及び認定基幹放送事業者（又は特定地上基幹放送事業者）の商号又は名称

基幹放送の種類	基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要	認定番号（又は無線局の識別信号、種別及び免許の番号）	認定基幹放送事業者（又は特定地上基幹放送事業者）の商号又は名称

７　別表第六号の注に定める役員、議決権の総数及び外資議決権比率の様式、別表第七号の様式による事業計画書、別表第八号の様式による事業収支見積り並びに別表第九号の様式による基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

［８　同左］

［第２　同左］

別表第二十一号（第79条第１項関係）

第１　申請書

基幹放送の業務認定承継認可申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵　便　番　号
住　　所
（ふ り が な）
氏　　名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電　話　番　号
法　人　番　号
（注　　１）

放送法第98条第２項の規定により、認定基幹放送事業者の地位を承継したい（又は放送法第98条第３項後段の規定により認可を受けたい）ので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

［１～４　略］

５　承継（又は認可）に係る基幹放送の種類、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要（基幹放送の業務認定申請書に準じ記載すること。）、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称、認定番号（又は無線局の識別信号、種別及び免許の番号）及び認定基幹放送事業者（又は特定地上基幹放送事業者）の商号又は名称

基幹放送の種類	基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要	設備等維持業務の委託先の氏名又は名称	認定番号（又は無線局の識別信号、種別及び免許の番号）	認定基幹放送事業者（又は特定地上基幹放送事業者）の商号又は名称

６　別表第六号の注に定める役員、議決権の総数及び議決権割合に関する事項の様式、別表第七号の様式による事業計画書、別表第八号の様式による事業収支見積り並びに別表第九号の様式による基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

［７　略］

［第２　略］

別表第二十一号（第79条第１項関係）

第１　申請書

基幹放送の業務認定承継認可申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵　便　番　号
住　　所
（ふ り が な）
氏　　名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電　話　番　号
法　人　番　号
（注　　１）

放送法第98条第２項の規定により、認定基幹放送事業者の地位を承継したい（又は放送法第98条第３項後段の規定により認可を受けたい）ので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

［１～４　同左］

５　承継（又は認可）に係る基幹放送の種類及び基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要（基幹放送の業務認定申請書に準じ記載すること。）、認定番号（又は無線局の識別信号、種別及び免許の番号）及び認定基幹放送事業者（又は特定地上基幹放送事業者）の商号又は名称

基幹放送の種類	基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要	認定番号（又は無線局の識別信号、種別及び免許の番号）	認定基幹放送事業者（又は特定地上基幹放送事業者）の商号又は名称

６　別表第六号の注に定める役員、議決権の総数及び外資議決権比率の様式、別表第七号の様式による事業計画書、別表第八号の様式による事業収支見積り並びに別表第九号の様式による基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

［７　同左］

［第２　同左］

別表第二十一号の二（第81条の３第１項関係）

特定地上基幹放送事業者の特例に係る電気通信設備等の基準適合確認申請書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
法人番号
（注　1）

放送法第105条の２第１項に定める特定地上基幹放送事業者の特例について、同条第２項の規定による確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

確認に係る地上基幹放送の種類（注２）	
確認に係る地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局設備を提供する基幹放送局提供事業者の氏名又は名称（注３）	
確認に係る地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局設備の提供を受けて地上基幹放送の業務を開始する年月日（注４）	
確認に係る地上基幹放送の業務を行う放送対象地域	
確認に係る地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要（注５）	
確認に係る地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の運用のための業務管理体制（注６）	

注１　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注２　法第91条第１項の規定による基幹放送普及計画の「第３　基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」の「２　国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」に規定されている「基

［新設］

幹放送の区分」の各項目を記載すること（同項目に区分の規定がない場合には、同「１　総則」の⑶の基幹放送名を記載するとともに、「短波放送」のように記載すること。）。また、有料放送の場合にあつては、その旨も記載すること。

（記載例）

「地上基幹放送―テレビジョン放送―民間基幹放送事業者の放送―総合放送―広域放送」

注３　確認に係る地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局設備を提供する基幹放送局提供事業者が複数該当する場合は、全ての者の氏名又は名称を記載すること。

注４　基幹放送局提供事業者ごと又は基幹放送局設備ごとに地上基幹放送の業務を開始する年月日が異なる場合は、その別を明確にして全て記載すること。

注５　確認に係る地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の欄は、次により記載すること。

⑴　確認に係る地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要には、基幹放送が行われる過程における映像、音声、文字、データの流れが明確になるよう、演奏所から基幹放送局の送信設備の送信空中線までの範囲における全ての電気通信設備を明記した概要図を記載すること。

⑵　⑴の概要図には、確認に係る地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備のうち、当該業務に用いられる基幹放送設備に該当する設備の範囲を「番組送出設備」又は「中継回線設備」の別を明確にして付記すること。

⑶　⑴の概要図には、⑵の「番組送出設備」及び「中継回線設備」の法第111条第１項の基準のうち技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

ア　法第111条第２項第１号に規定する基幹放送設備の損壊又は故障により、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすることを確保するための措置に関する事項

イ　法第111条第２項第２号に規定する基幹放送設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすることを確保するために当該基幹放送設備が準拠する送信の標準方式の種類に関する事項

⑷　⑴の概要図には、基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合にあつては、委託先の氏名又は名称、委託して行わせる設備の範囲及び業務の範囲を明確にして付記すること。

⑸　⑴の概要図には、確認に係る地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局設備を提供する基幹放送局提供事業者の当該基幹放送局設備との間の分界点を明示すること。

⑹　⑴の概要図には、二以上の基幹放送局提供事業者がある場合には、各基幹放送局提供事業者の間の分界点を明示すること。

⑺　一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう電気通信設備の階層その他適宜の区分に分けて、別途記載すること。

⑻　記載する内容の全部又は一部が申請者に属する特定地上基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。）のものと同一である場合において、当該特定地上基幹放送局に係る無線局免許手続規則第４条に定める無線局事項書にその同一内容を記載したときは、当該同一内容について「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

注６　確認に係る地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の運用のための業務管理体制の欄は、次により記載すること。

⑴　設備等維持業務を確実に実施することができる体制を記載すること。

⑵　設備等維持業務を確実に実施するために整備している規程について、その名称と概要を記載すること。

⑶　設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者の氏名、略歴等を記載すること。設備等維持業務に従事する者が当該設備等維持業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していることを証する書類を添付すること。

⑷　基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合にあつては、第123条の７に規定する措置の内容を記載すること。

⑸　記載する内容の全部又は一部が申請者に属する特定地上基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。）のものと同一である場合において、当該特定地上基幹放送局に係る無線局免許手続規則第４条に定める無線局事項書にその同一内容を記載したときは、当該同一内容について「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

［新設］

別表第二十一号の三（第81条の４第１項関係）

特定地上基幹放送事業者の特例に係る電気通信設備等の基準適合変更確認申請書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
法人番号
（注　１）

放送法第105条の２第１項に定める特定地上基幹放送事業者の特例について、同条第４項の規定により電気通信設備等の変更を行いたいので、下記のとおり申請します。

記

変更事項			
変更前		変更後	

注１　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注２　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載の上、別紙を添付すること。

別表第二十一号の四（第81条の４第３項関係）

特定地上基幹放送事業者の特例に係る電気通信設備等の基準適合変更確認届出書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
法人番号
（注　1）

放送法第105条の２第１項に定める特定地上基幹放送事業者の特例について、同条第４項に掲げる事項に軽微な変更があつたので、同条第５項の規定により届け出ます。

変更事項			
変更前		変更後	

注１　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注２　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載の上、別紙を添付すること。

別表第二十一号の五（第91条の２関係）

外国人等による講決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告書

年　月　日

［略］

［表略］

［注１～注５　略］

別表第二十一号の六（第91条の５第１項関係）

特定放送番組同一化実施方針の認定申請書

年　月　日

総務大臣　殿

申請者
郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
法人番号
（注　1）

［新設］

別表第二十一号の二（第91条の２関係）

外国人等による講決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告書

年　月　日

［同左］

［表同左］

［注１～注５　同左］

別表第二十一号の三（第91条の５第１項関係）

経営基盤強化計画の認定申請書

年　月　日

総務大臣　殿

申請者
郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
法人番号
（注　1）

特定放送番組同一化実施方針の認定を受けたいので、放送法第116条の４第１項の規定により申請します。

１．特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送の区分
２．特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係る放送対象地域及びその数
３．法第116条の４第２項第２号に規定する地域性確保措置の内容
４．法第116条の４第１項に規定する特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送のそれぞれについて、１週間の放送時間の合計に対する同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合

５．特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送のそれぞれについて、当該国内基幹放送の放送時間の合計に対し、当該放送時間の合計から広告放送に係る放送時間を除いて得た放送時間未満の放送時間のうち、最も長い放送時間の占める割合
６．共同して審議機関を設置しようとする場合は、その旨及び設置の計画に関する事項
（特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合）
７．特例役員兼任関係の内容
［削る］
［削る］
［注１～注３　略］
注４　法第116条の４第２項第２号に規定する地域性確保措置の内容については、実施する措置の内容を記載すること。
注５　特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送のそれぞれについて、１週間の放送時間の合計に対する同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合及び当該１週間の放送時間の合計に対し、当該放送時間の合計から広告放送に係る放送時間を除いて得た放送時間未満の放送時間のうち、最も長い放送時間の占める割合については、広告放送以外の放送番組を全て同一にし、かつ、同時に放送することを示せば足りる。
［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

経営基盤強化計画の認定を受けたいので、放送法第116条の４第１項の規定により申請します。

１．経営基盤強化の実施期間
２．経営基盤強化による収益性の向上の程度
３．経営基盤強化の内容
４．経営基盤強化に伴う労務に関する事項

（審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合）
５．特定放送番組同一化の内容

６．法第116条の４第２項第５号ロに規定する地域性確保措置の内容
（特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合）
７．特例役員兼任関係の内容
８．放送法施行規則第91条の７第２号に規定する地域性確保措置の内容
９．多元性・多様性確保措置の内容
［注１～注３　同左］
注４　経営基盤強化の実施期間については、経営基盤強化計画の始期及び終期を記載すること。

注５　経営基盤強化による収益性の向上の程度については、実施期間中の各事業年度決算における計画値を記載すること。

注６　経営基盤強化の内容については、次の事項について記載すること。
⑴　経営基盤強化を実施する理由及び背景
⑵　実施する措置の内容
注７　経営基盤強化に伴う労務に関する事項については、次の事項について記載すること。
⑴　経営基盤強化計画の開始時期の役員及び従業員の数
⑵　経営基盤強化計画の終了時期の役員及び従業員の数
⑶　経営基盤強化計画の実施に伴う役員及び従業員の出向、嘱託等に係る計画
⑷　経営基盤強化計画の実施について行つた労働組合との協議に関する事項
（審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合）
注８　特定放送番組同一化の内容については、次の事項について記載すること。
⑴　特定放送番組同一化を行う期間
⑵　特定放送番組同一化の対象となる国内基幹放送に係る放送対象地域
⑶　特定放送番組同一化の対象となる国内基幹放送の１週間の放送時間の合計に対する同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合
⑷　特定放送番組同一化の計画に関する事項
⑸　共同して審議機関を設置しようとする場合は、その旨及び設置の計画に関する事項
注９　法第116条の４第２項第５号ロに規定する地域性確保措置の内容については、実施する措置の内容を記載すること。

（特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合）

注６　［略］

［削る］

［削る］

［削る］

（特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合）

注10　［同左］

注11　放送法施行規則第91条の４第２号に規定する地域性確保措置の内容については、実施する措置の内容を記載すること。

注12　多元性・多様性確保措置の内容については、実施する措置の内容を記載すること。

別表第二十一号の四（第91条の５第２項関係）

事　業　計　画　書

長辺

（別紙）

□⑴　資本又は出資の額

□⑵　主たる出資者及び議決権の数

□⑶　役員に関する事項

□⑷　将来の事業予定

□⑸　国内基幹放送の業務の認定又は特定地上基幹放送局の免許の期間における資産、負債及び収支の実績

短　　辺（日本産業規格Ａ列４番によること。）

注１　別紙について、別葉として提出すること。

注２　事業計画書の別紙記載等は、次によること。

⑴　別紙⑴は、次の様式により記載すること。

ア　株式会社の場合

資本又は出資の額	発行済株式の額及びその株式数	増資予定の期日、額及びその株式数	増資後の資本の額及びその株式数

イ　株式会社以外の者の場合は、上記の様式に準じて記載すること。

（注１）　法人の場合は、次の書類を添付すること。

㋐　定款又は寄附行為及び登記条項証明書

㋑　定款又は寄附行為に基幹放送の業務を行う事業を行うことについての定めがない場合は、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写し

（注２）　法人以外の者の場合は、（注１）に準ずる書類を添付すること。

⑵　別紙⑵は、次の様式により記載すること。

氏名又は名称	住　所	職　業	議決権の総数に対する議決権の比率(%)	備　考

（注１）　議決権の総数に対する議決権の比率が100分の１以上の者（株式会社にあつては株主、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員）について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載し、定款を提出すること。

（注２）　増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の１以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。

（注３）　法人又は団体にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

（注４）　住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

（注５）　職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何㈱㈹専務居（常）」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「㈹」の文字を、常勤の役員については役名の後に「（常）」の文字を付記すること。

（注６）　備考の欄は、次の事項を記載すること。

㈠　出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

㈡　日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨

㈢　出資の予定のものについてはその旨

⑶　別紙⑶は、次の様式により記載すること。

ふりがな 氏　　名	住所	役名	担当部門	兼職	特定役員への該当の有無	備考
					□　有　　□　無	

（注１）　株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。

（注２）　特定役員とは、表現の自由享有基準第２条第13号に規定する業務執行役員及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいう。

（注３）　住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村を記載すること。

（注４）　役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「㈹」の文字を、常勤の役員については役名の後に「（常）」の文字を付記すること。

（注５）　兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを（注４）に準じて記載すること。

（注６）　備考の欄は、次の事項を記載すること。

㈠　日本の国籍を有しない人であるとき又は兼職に係る法人若しくは団体が外国の法人若しくは団体であるときはその旨

㈡　予定のものについてはその旨

（注７）　株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか、役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

⑷　別紙⑸は、資産、負債及び収支の実績（当該申請が決算期の中途に行われる場合にのみ当該決算期の実績の概要を記載することとし、その他の場合には記載を要しない。）について記載すること（各事項の細目については、特に示すものを除くほか、事業計画書及び事業収支見積書の様式に準じて記載すること。）。

［削る］

別表第二十一号の五（第91条の５第２項関係）

第１　見積表

科　　目	（　）年度		（　）年度		（　）年度		（　）年度		（　）年度	
	事業収支	基幹放送の業務を行う事業の収支	事業収支	基幹放送の業務を行う事業の収支	事業収支	基幹放送の業務を行う事業の収支	事業収支	基幹放送の業務を行う事業の収支	事業収支	基幹放送の業務を行う事業の収支
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
１　売上高 放送料 有料放送料 放送番組制作料 放送番組売上料 その他 ２　売上原価 放送費 放送委託費 技術費 人件費 減価償却費 その他 ３　売上総利益（１－２） ４　販売費及び一般管理費 販売費 一般管理費 人件費 減価償却費 その他 ５　営業利益（３－４） ６　営業外収益 ７　営業外費用 ８　経常利益（５＋（６－７））										
備　　考										

注１　各年目は、事業者の決算年度ベースで経営基盤強化計画の実施期間分を記載すること（例えば、３月決算の事業者で、第１年目の基幹放送の業務を行う事業の開始が10月であれば、第１年目の「基幹放送の業務を行う事業の収支」は６ヶ月分である。）。

注２　事業収支の欄は、申請者が行う基幹放送の業務及び兼営する事業の収支を総合したものを記載すること。

注３　基幹放送の業務を行う事業の収支の欄は、兼営社にあつては、放送の種類ごとに各項目を区分して記載すること。この場合において、分計の考え方を適宜の様式により記載すること。

注４　備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置を記載すること。

注５　有料放送料の欄は、有料放送を行う基幹放送事業者の場合に限る。なお、有料放送の受信に関し、有料放送料以外の金銭を受信者に負担させる場合は、その金銭に係る収益及び費用について、適宜の科目を設けて記載すること。

注６　次の書類を添付すること。

ア　放送料金表

イ　有料放送料金表

ウ　最近の決算期における計算書類

エ　その他参考となる書類

第２　見積りの根拠

ア　収益

区　　分	１週間平均の回数	単　価	１週間平均の収入	１年間の収入
（記載例） 放送料 Ａタイム　30分 15分 Ｂタイム　30分 15分 Ａスポット Ｂスポット	回	千円	千円	千円

注１　第１の表の１の項の収益の科目ごとに、決算年度ベースの別に記載することとし、売上高のその他及び営業外収益の科目については適宜の様式により記載すること。ただし、各年度における科目ごとの算出方法が同一である場合は、その算出方法を適宜の様式により記載することにより、第２年目以降の収益の記載を省略することができる。

注２　有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、契約者数及び有料放送料金について、適宜の様式により決算年度ベースの別に記載すること。ただし、各年度における科目ごとの算出方法が同一である場合は、その算出方法を適宜の様式により記載することにより、第２年目以降の契約者数及び有料放送料金の記載を省略することができる。

注３　有料放送を行う場合における加入者数については、その見積りの根拠を、可能な限り詳細に記載すること。

イ　費用

科　　目	金　　額	根　　拠
	千円	

注　アの注に準じて記載すること。

別表第二十一号の六（第91条の10関係）

経営基盤強化計画認定証

認定の年月日	
認定の番号	
認定に係る経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者の名称	
備考	

年　　月　　日　　総　務　大　臣　　印

長辺　短　　辺　（日本産業規格Ａ列４番によること。）

別表第二十一号の七（第91条の12第１項関係）

経営基盤強化計画の変更認定申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

申　　請　　者
郵　便　番　号
住　　所
（ふ り が な）
氏　　名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電　話　番　号
法　人　番　号
（注　　1）

年　月　日付けで認定を受けた経営基盤強化計画について変更の認定を受けたいので、放送法第116条の５第１項の規定により申請します。

［表同左］

［注１～注４　同左］

別表第二十一号の七（第91条の11関係）

特定放送番組同一化実施方針認定証

認定の年月日	
認定の番号	
認定に係る特定放送番組同一化実施方針を提出した国内基幹放送事業者の名称	
備考	

年　　月　　日　　総　務　大　臣　　印

長辺　短　　辺　（日本産業規格Ａ列４番によること。）

別表第二十一号の八（第91条の13第１項関係）

特定放送番組同一化実施方針の変更認定申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

申　　請　　者
郵　便　番　号
住　　所
（ふ り が な）
氏　　名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電　話　番　号
法　人　番　号
（注　　1）

年　月　日付けで認定を受けた特定放送番組同一化実施方針について変更の認定を受けたいので、放送法第116条の５第１項の規定により申請します。

［表略］

［注１～注４　略］

別表第二十一号の八（第91条の13関係）

経営基盤強化計画変更認定証

変更の認定の年月日	
認定の番号	
変更の認定に係る経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者の名称	
備考	

年　月　日　　総務大臣　印

長辺　短辺（日本産業規格Ａ列４番によること。）

別表第二十一号の九（第91条の14第２項関係）

経営基盤強化計画の軽微な変更届出書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
法人番号
（注　1）

年　月　日付けで認定を受けた経営基盤強化計画について変更をしたので、放送法第116条の５第２項の規定により届け出ます。

［表同左］

［注１～注４　同左］

別表第二十一号の十（第91条の15関係）

認定経営基盤強化計画の実施状況報告書

年　月　日

総務大臣　殿

申請者
郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
法人番号
（注　1）

別表第二十一号の九（第91条の14関係）

特定放送番組同一化実施方針変更認定証

変更の認定の年月日	
認定の番号	
変更の認定に係る特定放送番組同一化実施方針を提出した国内基幹放送事業者の名称	
備考	

年　月　日　　総務大臣　印

長辺　短辺（日本産業規格Ａ列４番によること。）

別表第二十一号の十（第91条の15第２項関係）

特定放送番組同一化実施方針の軽微な変更届出書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
法人番号
（注　1）

年　月　日付けで認定を受けた特定放送番組同一化実施方針について変更をしたので、放送法第116条の５第２項の規定により届け出ます。

［表略］

［注１～注４　略］

［削る］

年　月　日付けで認定を受けた経営基盤強化計画の　　年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

１．経営基盤強化による収益性の向上の程度
２．経営基盤強化の実施状況
３．経営基盤強化に伴う労務に関する事項
（審議機関の設置等の特例の適用を受けた場合）
４．特定放送番組同一化の実施状況
５．法第116条の４第２項第５号ロに規定する地域性確保措置の実施状況
（特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けた場合）
６．特例役員兼任関係の実施状況
７．放送法施行規則第91条の７第２号に規定する地域性確保措置の実施状況
８．多元性・多様性確保措置の実施状況

注１　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
注２　共同で申請をした場合は、全ての国内基幹放送事業者について記載すること。
注３　この様式に使用する用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。
注４　経営基盤強化による収益性の向上の程度については、申請時における計画値及び当該事業年度における実績値を記載すること。
注５　経営基盤強化の実施状況については、当該事業年度に実施した経営基盤強化の内容について要約的に記載すること。
注６　経営基盤強化に伴う労務に関する事項については、次の事項について記載すること。
⑴　当該事業年度開始時期の役員及び従業員の数
⑵　当該事業年度末の役員及び従業員の数
⑶　当該事業年度中、経営基盤強化計画に伴い出向、嘱託等した役員及び従業員の数
（審議機関の設置等の特例の適用を受けた場合）
注７　特定放送番組同一化の実施状況については、次の事項について記載すること。
⑴　特定放送番組同一化に関する当該事業年度における実績
⑵　特定放送番組同一化の対象となつた国内基幹放送の１年間の放送時間の合計に対する同一の放送番組の放送を同時に行つた放送時間の割合
⑶　共同して審議機関を設置した場合は、当該事業年度における開催状況
注８　法第116条の４第２項第５号ロに規定する地域性確保措置の実施状況については、当該事業年度に実施した措置の内容を記載すること。
（特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けた場合）
注９　特例役員兼任関係の実施状況については、特例役員兼任関係に係る当該事業年度の実績について記載すること。
注10　放送法施行規則第91条の４第２号に規定する地域性確保措置の実施状況については、当該事業年度に実施した措置の内容を記載すること。
注11　多元性・多様性確保措置の実施状況については、当該事業年度に実施した措置の内容を記載すること。

別表第二十三号（第97条第１項関係）

損　益　計　算　書

会計単位名　放送局設備等供給業務管理部門

［表略］

会計単位名　放送局設備等供給業務利用部門

［表略］

［注１　略］

注２　「受取放送局設備供給役務利用料」の欄は、基幹放送事業者ごとに放送局設備供給役務の提供条件に定めた利用形態に応じた科目を設け、記載すること。

［注３・注４　略］

別表第二十四号（第124条関係）

重大な事故報告書（詳細）

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
認定番号

放送法第113条第１項の規定に基づき、重大な事故報告書を提出します。

発生年月日及び時刻		復旧年月日及び時刻	
発生場所			
事故の原因となつた基幹放送設備等の概要			
発生状況			
措置模様			
発生原因			
再発防止策			
利用者対応状況			

［注１　略］

注２　「事故の原因となつた基幹放送設備等の概要」の欄は、基幹放送設備の名称等を記載し、当該基幹放送設備の役割が分かる設備構成図等を添付すること。なお、人為要因が原因となつた場合は、当該基幹放送設備の名称等に加えて、原因となつた組織の名称等を記載し、当該組織の役割が分かる体制図等を添付すること。

［注３～注８　略］

別表第二十三号（第97条第１項関係）

損　益　計　算　書

［同左］

［表同左］

［同左］

［表同左］

［注１　同左］

注２　「受取放送局設備供給役務利用料」の欄は、認定基幹放送事業者ごとに放送局設備供給役務の提供条件に定めた利用形態に応じた科目を設け、記載すること。

［注３・注４　同左］

別表第二十四号（第124条関係）

重大な事故報告書（詳細）

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
認定番号

放送法第113条第１項の規定に基づき、重大な事故報告書を提出します。

発生年月日及び時刻		復旧年月日及び時刻	
発生場所			
事故の原因となつた基幹放送設備の概要			
発生状況			
措置模様			
発生原因			
再発防止策			
利用者対応状況			

［注１　同左］

注２　「事故の原因となつた基幹放送設備の概要」の欄は、当該設備の名称等を記載し、当該設備の役割が分かる設備構成図等を添付すること。

［注３～注８　同左］

別表第二十五号（第124条関係）

重大な事故報告書（詳細）

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
免許番号

放送法第113条第２項の規定に基づき、重大な事故報告書を提出します。

発生年月日及び時刻		復旧年月日及び時刻	
発生場所			
事故の原因となつた特定地上基幹放送局等設備等の概要			
発生状況			
措置模様			
発生原因			
再発防止策			
利用者対応状況			

［注１　略］

注２　「事故の原因となつた特定地上基幹放送局等設備等の概要」の欄は、特定地上基幹放送局等設備の名称等を記載し、当該特定地上基幹放送局等設備の役割が分かる設備構成図等を添付すること。なお、人為要因が原因となつた場合は、当該特定地上基幹放送局等設備の名称等に加えて、原因となつた組織の名称等を記載し、当該組織の役割が分かる体制図等を添付すること。

［注３～注８　略］

別表第二十六号（第124条関係）

重大な事故報告書（詳細）

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
免許番号

別表第二十五号（第124条関係）

重大な事故報告書（詳細）

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
免許番号

放送法第113条第２項の規定に基づき、重大な事故報告書を提出します。

発生年月日及び時刻		復旧年月日及び時刻	
発生場所			
事故の原因となつた特定地上基幹放送局等設備の概要			
発生状況			
措置模様			
発生原因			
再発防止策			
利用者対応状況			

［注１　同左］

注２　「事故の原因となつた特定地上基幹放送局等設備の概要」の欄は、当該設備の名称等を記載し、当該設備の役割が分かる設備構成図等を添付すること。

［注３～注８　同左］

別表第二十六号（第124条関係）

重大な事故報告書（詳細）

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
免許番号

放送法第122条の規定に基づき、重大な事故報告書を提出します。

発生年月日及び時刻		復旧年月日及び時刻	
発生場所			
事故の原因となつた基幹放送局設備等の概要			
発生状況			
措置模様			
発生原因			
再発防止策			
利用者対応状況			

［注１　略］

注２　「事故の原因となつた基幹放送局設備等の概要」の欄は、基幹放送局設備の名称等を記載し、当該基幹放送局設備の役割が分かる設備構成図等を添付すること。なお、人為要因が原因となつた場合は、当該基幹放送局設備の名称等に加えて、原因となつた組織の名称等を記載し、当該組織の役割が分かる体制図等を添付すること。

［注３～注８　略］

別表第二十七号（第126条関係）

１　放送法第115条第１項に基づく立入検査

（表）

［表略］

（裏）

放送法抜粋

第115条　総務大臣は、第111条第１項、第113条第１項及び前条第１項の規定の施行に必要な限度において、認定基幹放送事業者に対し、基幹放送設備等の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、基幹放送設備を設置する場所に立ち入り、当該基幹放送設備を検査させることができる。

２　（略）

３　前２項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

４　第１項及び第２項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第188条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

二　第115条第１項若しくは第２項、第124条第１項、第139条第１項又は第145条第４項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

［注　略］

放送法第122条の規定に基づき、重大な事故報告書を提出します。

発生年月日及び時刻		復旧年月日及び時刻	
発生場所			
事故の原因となつた基幹放送局設備の概要			
発生状況			
措置模様			
発生原因			
再発防止策			
利用者対応状況			

［注１　同左］

注２　「事故の原因となつた基幹放送局設備の概要」の欄は、当該設備の名称等を記載し、当該設備の役割が分かる設備構成図等を添付すること。

［注３～注８　同左］

別表第二十七号（第126条関係）

１　放送法第115条第１項に基づく立入検査

（表）

［表同左］

（裏）

放送法抜粋

第115条　総務大臣は、第111条第１項、第113条第１項及び前条第１項の規定の施行に必要な限度において、認定基幹放送事業者に対し、基幹放送設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該基幹放送設備を設置する場所に立ち入り、当該基幹放送設備を検査させることができる。

２　（略）

３　前２項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

４　第１項及び第２項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第188条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

二　第115条第１項若しくは第２項、第124条第１項、第139条第１項又は第145条第４項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

［注　同左］

２　放送法第115条第２項に基づく立入検査

（表）

［表略］

（裏）

放送法抜粋

第115条　（略）

２　総務大臣は、第112条、第113条第２項及び前条第２項の規定の施行に必要な限度において、特定地上基幹放送事業者に対し、特定地上基幹放送局等設備等の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定地上基幹放送局等設備を設置する場所に立ち入り、当該特定地上基幹放送局等設備を検査させることができる。

３　前２項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

４　第１項及び第２項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第188条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

二　第115条第１項若しくは第２項、第124条第１項、第139条第１項又は第145条第４項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

［注　略］

３　放送法第124条第１項に基づく立入検査

（表）

［表略］

（裏）

放送法抜粋

第124条　総務大臣は、前３条の規定の施行に必要な限度において、基幹放送局提供事業者に対し、基幹放送局設備等の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、基幹放送局設備を設置する場所に立ち入り、当該基幹放送局設備を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第188条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

二　第115条第１項若しくは第２項、第124条第１項、第139条第１項又は第145条第４項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

［注　略］

２　放送法第115条第２項に基づく立入検査

（表）

［表同左］

（裏）

放送法抜粋

第115条　（略）

２　総務大臣は、第112条、第113条第２項及び前条第２項の規定の施行に必要な限度において、特定地上基幹放送事業者に対し、特定地上基幹放送局等設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該特定地上基幹放送局等設備を設置する場所に立ち入り、当該特定地上基幹放送局等設備を検査させることができる。

３　前２項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

４　第１項及び第２項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第188条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

二　第115条第１項若しくは第２項、第124条第１項、第139条第１項又は第145条第４項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

［注　同左］

３　放送法第124条第１項に基づく立入検査

（表）

［表同左］

（裏）

放送法抜粋

第124条　総務大臣は、前３条の規定の施行に必要な限度において、基幹放送局提供事業者に対し、基幹放送局設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該基幹放送局設備を設置する場所に立ち入り、当該基幹放送局設備を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第188条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

二　第115条第１項若しくは第２項、第124条第１項、第139条第１項又は第145条第４項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

［注　同左］

別表第二十八号（第127条関係）

基幹放送設備等の状況報告書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
認定番号

放送法施行規則第127条の規定により、　年４月１日から　年３月31日までの基幹放送設備等の状況を、次のとおり報告します。

発生年月日（発生時刻）	復旧年月日（復旧時刻）	発生区分	発生原因	故障設備	措置模様	備考
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □サイバー事案　□人為要因 □その他				
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □サイバー事案　□人為要因 □その他				
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □サイバー事案　□人為要因 □その他				
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □サイバー事案　□人為要因 □その他				
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □サイバー事案　□人為要因 □その他				

［注１～注７　略］

別表第二十八号（第127条関係）

基幹放送設備の状況報告書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
認定番号

放送法施行規則第127条の規定により、　年４月１日から　年３月31日までの基幹放送設備の状況を、次のとおり報告します。

発生年月日（発生時刻）	復旧年月日（復旧時刻）	発生区分	発生原因	故障設備	措置模様	備考
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □サイバー事案　□その他				
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □サイバー事案　□その他				
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □サイバー事案　□その他				
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □サイバー事案　□その他				
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □サイバー事案　□その他				

［注１～注７　同左］

別表第二十九号（第127条関係）

特定地上基幹放送局等設備等の状況報告書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
免許番号　（親局の免許番号を記載すること。）

放送法施行規則第127条の規定により、　年４月１日から　年３月31日までの特定地上基幹放送局等設備等の状況を、次のとおり報告します。

発生年月日（発生時刻）	復旧年月日（復旧時刻）	発生区分	発生原因	故障設備	措置模様	影響があつた下位の放送局	備考
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □サイバー事案　□人為要因 □その他					
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □サイバー事案　□人為要因 □その他					
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □サイバー事案　□人為要因 □その他					
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □サイバー事案　□人為要因 □その他					
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □サイバー事案　□人為要因 □その他					

［注１～注８　略］

別表第二十九号（第127条関係）

特定地上基幹放送局等設備の状況報告書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
免許番号　（親局の免許番号を記載すること。）

放送法施行規則第127条の規定により、　年４月１日から　年３月31日までの特定地上基幹放送局等設備の状況を、次のとおり報告します。

発生年月日（発生時刻）	復旧年月日（復旧時刻）	発生区分	発生原因	故障設備	措置模様	影響があつた下位の放送局	備考
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □サイバー事案　□その他					
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □サイバー事案　□その他					
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □サイバー事案　□その他					
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □サイバー事案　□その他					
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □サイバー事案　□その他					

［注１～注８　同左］

別表第三十号（第127条関係）

基幹放送局設備等の状況報告書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
免許番号　（親局の免許番号を記載すること。）

放送法施行規則第127条の規定により、　年４月１日から　年３月31日までの基幹放送局設備等の状況を、次のとおり報告します。

発生年月日（発生時刻）	復旧年月日（復旧時刻）	発生区分	発生原因	故障設備	措置模様	影響があつた下位の放送局	備考
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □サイバー事案　□人為要因 □その他					
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □サイバー事案　□人為要因 □その他					
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □サイバー事案　□人為要因 □その他					
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □サイバー事案　□人為要因 □その他					
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □サイバー事案　□人為要因 □その他					

［注１～注８　略］

別表第三十号（第127条関係）

基幹放送局設備の状況報告書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
免許番号　（親局の免許番号を記載すること。）

放送法施行規則第127条の規定により、　年４月１日から　年３月31日までの基幹放送局設備の状況を、次のとおり報告します。

発生年月日（発生時刻）	復旧年月日（復旧時刻）	発生区分	発生原因	故障設備	措置模様	影響があつた下位の放送局	備考
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □サイバー事案　□その他					
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □サイバー事案　□その他					
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □サイバー事案　□その他					
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □サイバー事案　□その他					
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □サイバー事案　□その他					

［注１～注８　同左］

別表第四十七号（第158条関係）

（表）

［表略］

（裏）

放送法抜粋

第139条　総務大臣は、前３条の規定の施行に必要な限度において、登録一般放送事業者に対し、第126条第１項の登録に係る電気通信設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該電気通信設備を設置する場所に立ち入り、当該電気通信設備を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第188条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

二　第115条第１項若しくは第２項、第124条第１項、第139条第１項又は第145条第４項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

［注　略］

別表第五十二の一号（第171条関係）

（表）

［表略］

（裏）

放送法抜粋

第145条　（略）

２・３　（略）

４　総務大臣は、第１項の規定の施行に必要な限度において、一般放送事業者に対し、その業務の状況に関し報告を求め、又はその職員に、一般放送事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

５　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

６　第４項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第188条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

二　第115条第１項若しくは第２項、第124条第１項、第139条第１項又は第145条第４項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

［注　略］

別表第四十七号（第158条関係）

（表）

［表同左］

（裏）

放送法抜粋

第139条　総務大臣は、前３条の規定の施行に必要な限度において、登録一般放送事業者に対し、第126条第１項の登録に係る電気通信設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該電気通信設備を設置する場所に立ち入り、当該電気通信設備を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第188条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

二　第115条第１項若しくは第２項、第124条第１項、第139条第１項又は第145条第４項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

［注　同左］

別表第五十二の一号（第171条関係）

（表）

［表同左］

（裏）

放送法抜粋

第145条　（略）

２・３　（略）

４　総務大臣は、第１項の規定の施行に必要な限度において、一般放送事業者に対し、その業務の状況に関し報告を求め、又はその職員に、一般放送事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

５　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

６　第４項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第188条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

二　第115条第１項若しくは第２項、第124条第１項、第139条第１項又は第145条第４項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

［注　同左］

別表第五十二の二号（第171条関係）

（表）

［表略］

（裏）

放送法抜粋

第145条　一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて一般放送の業務を行う者に限る。第４項において同じ。）は、その設置に関し必要とされる道路法（昭和27年法律第180号）第32条第１項若しくは第３項（同法第91条第２項において準用する場合を含む。）の許可その他法令に基づく処分を受けないで設置されている有線電気通信設備又は所有者等の承諾を得ないで他人の土地若しくは電柱その他の工作物に設置されている有線電気通信設備を用いて一般放送をしてはならない。

２　総務大臣（小規模施設特定有線一般放送事業者に係るものにあつては、第133条第１項の規定による届出を受けた都道府県知事。次項及び第４項、第174条並びに第175条において同じ。）は、前項の規定の違反に係る有線電気通信設備の設置の状況等について、道路管理者（道路法第18条第１項に規定する道路管理者をいう。）その他の関係行政機関及びその他の関係者から資料の提供その他の協力を求めることができる。

３　総務大臣は、第１項の規定に違反する行為であつて道路法の違反に係るものについて第174条の規定による処分を行おうとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通知するものとする。この場合において、国土交通大臣は、総務大臣に対し、当該道路法の違反に関する意見を述べることができる。

４　総務大臣は、第１項の規定の施行に必要な限度において、一般放送事業者に対し、その業務の状況に関し報告を求め、又はその職員に、一般放送事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

５　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

６　第４項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第188条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　第115条第１項若しくは第２項、第124条第１項、第139条第１項又は第145条第４項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三・四　（略）

［注　略］

別表第六十号（第187条関係）

認定放送持株会社認定申請書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
法人番号
（注　1）

別表第五十二の二号（第171条関係）

（表）

［表同左］

（裏）

放送法抜粋

第145条　一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて一般放送の業務を行う者に限る。第４項において同じ。）は、その設置に関し必要とされる道路法（昭和27年法律第180号）第32条第１項若しくは第３項（同法第91条第２項において準用する場合を含む。）の許可その他法令に基づく処分を受けないで設置されている有線電気通信設備又は所有者等の承諾を得ないで他人の土地若しくは電柱その他の工作物に設置されている有線電気通信設備を用いて一般放送をしてはならない。

２　総務大臣（小規模施設特定有線一般放送事業者に係るものにあつては、第133条第１項の規定による届出を受けた都道府県知事。次項及び第４項、第174条並びに第175条において同じ。）は、前項の規定の違反に係る有線電気通信設備の設置の状況等について、道路管理者（道路法第18条第１項に規定する道路管理者をいう。）その他の関係行政機関及びその他の関係者から資料の提供その他の協力を求めることができる。

３　総務大臣は、第１項の規定に違反する行為であつて道路法の違反に係るものについて第174条の規定による処分を行おうとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通知するものとする。この場合において、国土交通大臣は、総務大臣に対し、当該道路法の違反に関する意見を述べることができる。

４　総務大臣は、第１項の規定の施行に必要な限度において、一般放送事業者に対し、その業務の状況に関し報告を求め、又はその職員に、一般放送事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

５　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

６　第４項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第188条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　第115条第１項若しくは第２項、第124条第１項、第139条第１項又は第145条第４項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三・四　（略）

［注　同左］

別表第六十号（第187条関係）

認定放送持株会社認定申請書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
法人番号
（注　1）

認定放送持株会社の認定を受けたいので、放送法第159条第３項の規定により申請します。

１　申請対象会社に関する事項

［表略］

［(注１)　略］

(注２)　次に掲げる様式により記載すること。

ふりがな 氏名	住所	役名	特定役員への該当の有無	日本の国籍の有無	備考
			□有　□無	□有　□無	

［注１～注５　略］

注６　特定役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（現に有効なものに限る。）の写し）を添付すること。また、登記事項証明書を添付すること。

(注３)　小数点第３位を四捨五入し小数点第２位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20％未満である場合において、小数点第３位を四捨五入して20.00％となるときは四捨五入せず、割合が20％未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：19.999456％の場合は19.9994％まで記載すること。）。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

ア　議決権の総数

区　分			株式数(株)	議決権の数(個)
発行済株式	無議決権株式(A)			
	議決権制限株式(B)			
	完全議決権株式	自己保有株式(C)		
		相互保有株式(D)		
		申請者（子会社を含む。）における株主の相互保有対象議決権の総数の４分の１以上の保有の有無		□有　□無
		特定外国株式等(E)		
		その他(F)		
	単元未満株式(G)			
総数(H)				
備考	１単元の株式数			

認定放送持株会社の認定を受けたいので、放送法第159条第３項の規定により申請します。

１　申請対象会社に関する事項

［表同左］

［(注１)　同左］

(注２)　［同左］

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	特定役員への該当の有無	日本の国籍の有無	備考
				□有　□無	□有　□無	

［注１～注５　同左］

注６　特定役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（有効期間満了前のものに限る。）の写し）を添付すること。また、登記事項証明書を添付すること。

(注３)　［同左］

ア　［同左］

区　分			株式数(株)	議決権の数(個)
発行済株式	無議決権株式(A)			
	議決権制限株式(B)			
	完全議決権株式	自己保有株式(C)		
		相互保有株式(D)		
		特定外国株式等(E)		
		その他(F)		
	単元未満株式(G)			
総数(H)				
備考	１単元の株式数			

［注１～注４　略］

注５　㈮の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第１項及び会社法施行規則第67条第１項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式（以下この別表において「相互保有株式」という。）について、申請者（子会社を含む。）における株主の同項に定める相互保有対象議決権の総数の４分の１以上の保有の有無を確認し該当する□にレ印を付けた上で、総数を記載すること。

［注６～注９　略］

注10　表に記載の内容を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。法人（表に記載の内容に関する事項の登記を要しない者を除く。）にあつては、登記事項証明書を添付すること。

［注11・注12　略］

イ　議決権割合に関する事項

［表略］

［注１～注10　略］

注11　㈭及び㈮を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。法人（㈭及び㈮に関する事項の登記を要しない者を除く。）にあつては、登記事項証明書を添付すること。

［（注４）～（注７）　略］

［２～６　略］

７　役員に関する事項

［表略］

［（注１）～（注３）　略］

（注４）　兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なもの（代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員が一の法人又は団体の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員の地位を兼ねる場合及び複数の特定役員が一の法人又は団体の特定役員の地位を兼ねる場合における当該一の法人又は団体に係るものを含む。）を（注３）に準じて記載すること。

［（注５）・（注６）　略］

［注　略］

（別紙）

［１～３　略］

［注　略］

［注１～注４　同左］

注５　㈮の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第１項及び会社法施行規則第67条第１項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式（以下この別表において「相互保有株式」という。）について、総数を記載すること。

［注６～注９　同左］

注10　表に記載の内容を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

［注11・注12　同左］

イ　外資議決権比率に関する事項

［表同左］

［注１～注10　同左］

注11　㈭及び㈮を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

［（注４）～（注７）　同左］

［２～６　同左］

７　役員に関する事項

［表同左］

［（注１）～（注３）　同左］

（注４）　兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを（注３）に準じて記載すること。

［（注５）・（注６）　同左］

［注　同左］

（別紙）

［１～３　同左］

［注　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（基幹放送局の開設の根本的基準の一部改正）

第二条　基幹放送局の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（国内放送を行う基幹放送局） **第三条**　国内放送（地上基幹放送に限る。以下同じ。）を行う基幹放送局は、次の各号（受信障害対策中継放送を行う基幹放送局にあっては、第一号及び第二号）の条件を満たすほか、当該基幹放送局が特定地上基幹放送局の場合にあつては、電波法第七条第二項第四号ハの規定により、特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局の場合にあつては、当該地上基幹放送局を用いて地上基幹放送の業務を行おうとする者が、同項第五号又は第六号ロの規定により、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十一条第一項の基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であることに適合しなければならない。 ［一～六　略］ ［２・３　略］	（国内放送を行う基幹放送局） **第三条**　国内放送（地上基幹放送に限る。以下同じ。）を行う基幹放送局は、次の各号（受信障害対策中継放送を行う基幹放送局にあっては、第一号及び第二号）の条件を満たすほか、当該基幹放送局が特定地上基幹放送局の場合にあつては、電波法第七条第二項第四号ハの規定により、特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局の場合にあつては、当該地上基幹放送局を用いて地上基幹放送の業務を行おうとする者が、同項第五号の規定により、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十一条第一項の基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であることに適合しなければならない。 ［一～六　同上］ ［２・３　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由亨有基準の特例に関する省令の一部改正）

第三条　基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由亨有基準の特例に関する省令（平成二十七年総務省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～三十七　略］ 三十八　認定特定放送番組同一化実施方針　法第百十六条の五第四項に規定する認定特定放送番組同一化実施方針をいう。 （認定特定放送番組同一化実施方針に従って特例役員兼任関係を有する場合の特例） **第十条**　一の法人又は団体が認定特定放送番組同一化実施方針を提出した国内基幹放送事業者（その国内基幹放送の業務に係る放送対象地域が法第百十六条の三第一項に規定する指定放送対象地域であるものに限る。）に対して当該認定特定放送番組同一化実施方針に従って特例役員兼任関係を有する場合における当該一の法人又は団体を第二条第十七号に規定する一の者とする申請者等に対する前二条の規定の適用については、当該特例役員兼任関係は、支配関係に該当しないものとみなす。 ［２　略］	（定義） **第二条**　［同上］ ［一～三十七　同上］ 三十八　認定経営基盤強化計画　法第百十六条の五第四項に規定する認定経営基盤強化計画をいう。 （認定経営基盤強化計画に従って特例役員兼任関係を有する場合の特例） **第十条**　一の法人又は団体が認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者（その国内基幹放送の業務に係る放送対象地域が法第百十六条の三第一項に規定する指定放送対象地域であるものに限る。）に対して当該認定経営基盤強化計画に従って特例役員兼任関係を有する場合における当該一の法人又は団体を第二条第十七号に規定する一の者とする申請者等に対する前二条の規定の適用については、当該特例役員兼任関係は、支配関係に該当しないものとみなす。 ［２　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（電波法施行規則の一部改正）

第四条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（公示する期間内に申請することを要しない無線局） **第六条の四**　［略］ 一　日本放送協会又は放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下単に「放送大学学園」という。）の基幹放送局（基幹放送を行う実用化試験局を含む。第七条、第八条及び第四十一条の二の六を除き、以下同じ。）であつて、中継地上基幹放送局（放送法第二十条第一項第一号に規定する中継地上基幹放送局をいう。以下この条において同じ。）以外のもの ［二～六　略］ 七　中継地上基幹放送局（第二号及び前三号に掲げるもの並びに総務大臣が別に告示するもの（再免許の申請に係るものを除く。）を除く。） ［八～十　略］ （適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとする基準） **第六条の四の二**　法第七条第二項第七号ハの適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 ［一～五　略］ （許可を要しない工事設計の変更等） **第十条**　［略］ ［2　略］ 3　法第九条第四項及び第十七条第一項の規定により変更の許可を要しない基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の軽微な変更及び当該電気通信設備の運用（当該電気通信設備を放送法第百十一条第一項又は第百二十一条第一項（特定地上基幹放送局を用いて行われる地上基幹放送にあつては、同法第百十一条第一項及び第百二十一条第一項）の基準のうち技術基準（同法第百十一条第二項及び第百二十一条第二項に係るものに限る。）に適合させ、当該電気通信設備に起因する放送の停止その他の重大な事故のうち人為によるものを生じさせないようにして行う運用（当該電気通信設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託する場合における委託先にあつては、当該一部を構成する設備に係る運用に限る。）をいう。以下「設備等維持業務」という。）を他人に委託する場合における当該電気通信設備の軽微な変更は、別表第一号の四のとおりとする。 4　法第九条第五項第二号及び第十七条第二項第二号の総務省令で定める特に軽微な変更は、設備等維持業務の委託先の名称の変更の場合（委託先を変更する場合を除く。）とする。 （公表する免許状記載事項等） **第十一条**　［略］ ［一・二　略］ 二の二　地上基幹放送の業務の用に供する無線局に係る基幹放送事業者の個人の氏名（法人又は団体の名称の一部として用いられているものを除く。） ［三　略］ ［2～8　略］	（公示する期間内に申請することを要しない無線局） **第六条の四**　［同上］ 一　日本放送協会又は放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下単に「放送大学学園」という。）の基幹放送局（基幹放送を行う実用化試験局を含む。第七条、第八条及び第四十一条の二の六を除き、以下同じ。）であつて、他の基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うもの以外のもの ［二～六　同上］ 七　同一人に属する他の基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う基幹放送局（第二号及び前三号に掲げるもの並びに総務大臣が別に告示するもの（再免許の申請に係るものを除く。）を除く。） ［八～十　同上］ （適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとする基準） **第六条の四の二**　法第七条第二項第六号ハの適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 ［一～五　同上］ （許可を要しない工事設計の変更等） **第十条**　［同上］ ［2　同上］ 3　法第九条第四項及び第十七条第一項の規定により変更の許可を要しない基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の軽微な変更は、別表第一号の四のとおりとする。 ［新設］ （公表する免許状記載事項等） **第十一条**　［同上］ ［一・二　同上］ 二の二　地上基幹放送の業務の用に供する無線局に係る認定基幹放送事業者の個人の氏名（法人又は団体の名称の一部として用いられているものを除く。） ［三　同上］ ［2～8　同上］

第四十二条の七　法第八十条の二の規定による報告は、別表第五号の四の様式により作成し、毎事業年度経過後三月以内に、当該様式による報告書一通及びその写し二通を当該報告を行う基幹放送局の免許人の放送対象地域を管轄する総合通信局長を経由して総務大臣に提出して行わなければならない。ただし、当該免許人の放送対象地域が二以上の総合通信局の管轄区域にわたる場合は、住所を管轄する総合通信局長を経由して総務大臣に提出して行わなければならない。

第四十二条の九　法第八十条の二第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　外国人等直接保有議決権割合（法第五条第四項第三号に規定する外国人等直接保有議決権割合をいう。以下同じ。）又は外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合（同号に規定する外国人等間接保有議決権割合をいう。）とを合計した割合（別表第五号の四において「外国人等保有議決権割合」という。）に変更がない場合であつて、免許規則別表第二号第１の注３１に基づき添付する議決権の総数又は議決権割合に関する事項の様式の内容に変更があつたときにおける当該変更内容（法第九条第五項又は法第十七条第二項の規定により変更の届出を行つているものを除く。）

［二　略］

（事業計画の変更等）

第四十三条の二　基幹放送局の免許人は、法第九条第五項又は第十七条第二項の規定により法第六条第二項第四号に規定する事業計画の変更を届け出るときは、別表第五号の六の様式により作成し、当該様式による届出書一通及びその写し一通を放送対象地域を管轄する総合通信局長を経由して総務大臣に提出して行わなければならない。ただし、放送対象地域が二以上の総合通信局の管轄区域にわたる場合は、住所を管轄する総合通信局長を経由して総務大臣に提出して行わなければならない。

［２～４　略］

５　基幹放送局の免許人は、基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力に変更があつたときは、免許規則第四条第二項に定める無線局事項書の様式に変更後の現状を記載し、変更箇所に※印を付し、余白に変更年月日を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

６　前項の規定により届け出なければならないとされる基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力について、次に掲げる場合には、基幹放送局の免許人は、同項の規定にかかわらず、その届出をすることを要しない。

一　免許規則第十二条第一項第三号の規定により無線局事項書を総務大臣に提出した場合（当該無線局事項書に基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力の変更後の現状を記載した場合に限る。）

二　設備等維持業務を確実に実施することができる体制のうち、組織全体の連絡系統に変更を来さない変更の場合

三　設備等維持業務を確実に実施するために整備している規程のうち、規程の概要に変更がない変更の場合

四　設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者の変更の場合

五　設備等維持業務に従事する者の氏名及び略歴を記載した場合における当該氏名及び略歴の変更その他特に軽微な変更であると認められるもの

第四十二条の七　法第八十条の二の規定による報告は、別表第五号の四の様式により作成し、毎事業年度経過後三月以内に、当該様式による報告書一通及びその写し二通を当該報告を行う基幹放送局の免許人の放送対象地域を管轄する総合通信局長を経由して総務大臣に提出して行わなければならない。

第四十二条の九　［同上］

一　外国人等直接保有議決権割合（法第五条第四項第三号に規定する外国人等直接保有議決権割合をいう。以下同じ。）又は外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合（同号に規定する外国人等間接保有議決権割合をいう。）とを合計した割合（別表第五号の四において「外国人等保有議決権割合」という。）に変更がない場合であつて、免許規則別表第二号第１の注３１に基づき添付する議決権の総数又は外資議決権比率に関する事項の様式の内容に変更があつたときにおける当該変更内容（法第九条第五項又は法第十七条第二項の規定により変更の届出を行つているものを除く。）

［二　同上］

（事業計画の変更等）

第四十三条の二　基幹放送局の免許人は、法第九条第五項又は法第十七条第二項の規定により法第六条第二項第四号に規定する事業計画の変更を届け出るときは、別表第五号の六の様式によつて行うものとする。

［２～４　同上］

［新設］

［新設］

別表第一号の四　許可を要しない電気通信設備の軽微な事項（第10条第３項関係）

変更の許可を要しない基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の軽微な変更及び設備等維持業務を他人に委託する場合における電気通信設備の軽微な変更は、次に掲げる電気通信設備に係る変更とする。

電気通信設備	適用の条件
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の一部を構成する設備	次に掲げる条件に適合する場合に限る。 1　基幹放送の品質が適正であるようにすることを確保するために準拠する送信の標準方式に係る変更を伴わないこと。 2　予備の装置の追加その他の当該電気通信設備が放送法施行規則第４章第５節第１款に定める技術基準に引き続き適合することが明らかな変更であること。
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の一部を構成する設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備	次に掲げる条件のいずれかに適合する場合に限る。 1　設備等維持業務の委託を解除し、当該設備等維持業務を基幹放送局の免許人自らが行う場合の変更であること。 2　設備等維持業務の委託先に変更がない場合であつて、当該設備等維持業務を委託する電気通信設備の範囲を縮小する変更であること。 3　予備の装置を追加する場合であつて、当該装置の設備等維持業務の委託先が主装置の設備等維持業務と同じ場合の変更であること。 4　委託して行わせる設備等維持業務の範囲の変更であること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第五条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（工事設計等の変更の申請及び届出） **第十二条**　次の各号に該当する場合は、申請書又は届出書に第四条第二項の表の上欄に掲げる無線局の区分に従い、同表の下欄に掲げる無線局事項書又は工事設計書を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。 ［一・二　略］ 三　法第九条第四項の規定により無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域若しくは無線設備の設置場所の変更、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備（無線設備を除く。）の運用（当該電気通信設備を	（工事設計等の変更の申請及び届出） **第十二条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　法第九条第四項の規定により無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域若しくは無線設備の設置場所の変更又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可を受けようとする場合

別表第一号の四　［同左］

変更の許可を要しない基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の軽微な事項は、次に掲げる電気通信設備に係る変更とする。

［同左］	［同左］
電気通信設備の現用機器の機能を代替することができる予備の機器に対し電力供給するための電源設備	当該電気通信設備の性能を低下させない変更であること。

放送法第百二十一条第一項（特定地上基幹放送局を用いて行われる地上基幹放送にあつては、同法第百十一条第一項及び第百二十一条第一項）の基準のうち技術基準（同法第百十一条第二項及び第百二十一条第二項に係るものに限る。）に適合させ、当該電気通信設備に起因する放送の停止その他の重大な事故のうち人為によるものを生じさせないようにして行う運用（当該電気通信設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託する場合における委託先にあつては、当該一部を構成する設備に係る運用に限る。）をいう。以下「設備等維持業務」という。）を他人に委託しようとする場合における当該電気通信設備の変更又は設備等維持業務の委託先の氏名若しくは名称の変更の許可を受けようとする場合

四　法第九条第五項の規定により届出をしようとする場合（事業計画の変更の届出をしようとする場合を除く。）

［五　略］

［2　略］

3　基幹放送局に係る第一項各号に掲げる場合（事業収支見積りの変更の届出をしようとする場合を除く。）において、その変更により当該基幹放送局の事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときは、第四条第二項に規定する様式に準じて記載した事業計画又は事業収支見積りを添付するものとする。ただし、協会及び学園の基幹放送局の場合は、事業収支見積りの提出を省略することができる。

［4・5　略］

（記載事項の省略）

第十五条　［略］

［2　略］

3‖　法第六条第一項第十号に規定する代表者の氏名又は名称及び法第五条第一項第一号から第三号までに掲げる者により占められる役員の割合並びに外国人等直接保有議決権割合は、同一人が開設する無線局である場合においては、一の無線局についてのみ記載し、他の無線局については、当該一の無線局の記載事項と同一である旨を記載して、その記載を省略することができる。

4‖　法第六条第二項に規定する事業計画及び事業収支見積り（協会及び学園の基幹放送局に係るものを除く。）並びに特定役員の氏名又は名称、外国人等直接保有議決権割合及び外国人等保有議決権割合は、同一人が開設する基幹放送局である場合においては、一の基幹放送局についてのみ記載し、他の基幹放送局については、当該一の基幹放送局の記載事項と同一である旨を記載して、その記載を省略することができる。

5‖　法第六条第二項に規定する放送区域、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備（無線設備を除く。以下同じ。）の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称は、同一人が開設する基幹放送局であつて、その無線設備の設置場所（人工衛星に開設するものにあつては、申請者の住所とする。）が同一の総合通信局の管轄区域内にあり、かつ、放送区域、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要又は当該設備等維持業務の委託先の氏名若しくは名称の内容の全部又は一部が同一である場合においては、一の基幹放送局についてのみ全部を記載し、他の基幹放送局については、当該一の基幹放送局の記載事項と同一の部分について、その旨を記載して、その全部又は一部の記載を省略することができる。

6‖　法第六条第二項に規定する放送区域、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要又は当該設備等維持業務の委託先の氏名若しくは名称は、超短波多重放送を行う基幹放送局の場合においては、その基幹放送局が無線設備を共用する超短波放送を行う基幹放送局の記載事項と同一である旨を記載して、その記載を省略することができる。

四　法第九条第五項の規定により届出をしようとする場合

［五　同上］

［2　同上］

3　基幹放送局に係る第一項各号に掲げる場合において、その変更により当該基幹放送局の事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときは、第四条第二項に規定する様式に準じて記載した事業計画又は事業収支見積りを添付するものとする。ただし、協会及び学園の基幹放送局の場合は、事業収支見積りの提出を省略することができる。

［4・5　同上］

（記載事項の省略）

第十五条　［同上］

［2　同上］

［新設］

［新設］

3‖　法第六条第二項に規定する事業計画、事業収支見積り（協会及び学園の基幹放送局に係るものを除く。以下この項において同じ。）、放送区域、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、特定役員の氏名又は名称、外国人等直接保有議決権割合及び外国人等保有議決権割合は、同一人が開設する基幹放送局であつて、その無線設備の設置場所（人工衛星に開設するものにあつては、申請者の住所とする。）が同一の総合通信局の管轄区域内にあり、かつ、事業計画、事業収支見積り、放送区域、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、特定役員の氏名若しくは名称、外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合の内容の全部又は一部が同一である場合においては、一の基幹放送局についてのみ全部を記載し、他の基幹放送局については、当該一の基幹放送局の記載事項と同一の部分について、その旨を記載して、その全部又は一部の記載を省略することができる。

4‖　法第六条第二項に規定する放送区域又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要は、超短波多重放送を行う基幹放送局の場合においては、その基幹放送局が無線設備を共用する超短波放送を行う基幹放送局の記載事項と同一である旨を記載して、その記載を省略することができる。

（添付書類等）

第十六条の二　［略］

［一～十　略］

十一　法人又は団体にあつては、法第六条第一項第十号に規定する代表者の氏名又は名称及び法第五条第一項第一号から第三号までに掲げる者により占められる役員の割合並びに外国人等直接保有議決権割合（法第五条第二項各号に掲げる無線局を除く。）

2　前項の場合において、再免許の申請が基幹放送局に関するものであるときは、同項の書類に記載すべき事項は、同項第一号から第四号まで及び第七号から第九号までに掲げる事項とする。

［一～五　略］

六　他人の地上基幹放送の業務の用に供する無線局のうち、一の放送系における地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第九十三条第一項の規定により一の認定を受けようとする者の当該業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては、当該認定を受けようとする一の者の氏名又は名称、特定地上基幹放送局の免許を受けて地上基幹放送の業務を行おうとする者の当該業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては、当該特定地上基幹放送局の免許を受けようとする一の者の氏名又は名称

七　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称

八　法第六条第二項第九号に規定する特定役員の氏名又は名称、外国人等直接保有議決権割合及び外国人等保有議決権割合

3　前項の場合において、同項第一号に規定する将来の事業計画、同項第四号に規定する放送区域又は同項第七号に規定する基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要又は当該設備等維持業務の委託先の氏名若しくは名称の全部又は一部が現に免許を受けている基幹放送局の事業計画、放送区域、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要又は当該設備等維持業務の委託先の氏名若しくは名称と同一であるときは、その旨を記載して、その全部又は一部の記載を省略することができる。

［4　略］

5　第十五条第三項の規定は、基幹放送局以外の無線局の再免許の場合に準用する。

6　第十五条第四項から第六項までの規定は、基幹放送局の再免許の場合に準用する。この場合において、第四項中「事業計画」とあるのは、「事業計画、第十六条の二第二項第五号に規定する事項」と読み替えるものとする。

7　［略］

（添付書類の提出の省略）

第十六条の三　地上一般放送局、簡易無線局、構内無線局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、固定局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、船舶局、遭難自動通報局、陸上移動局、航空機局、携帯局、船上通信局、移動局、無線標識局、無線航行移動局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、特定実験試験局、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の再免許を申請

（添付書類等）

第十六条の二　［同上］

［一～十　同上］

［新設］

［2　同上］

［一～五　同上］

六　一の放送系における地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第九十三条第一項の規定により一の認定を受けようとする者の当該業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては、当該認定を受けようとする一の者の氏名又は名称

七　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要

［新設］

3　前項の場合において、同項第一号に規定する将来の事業計画、同項第四号に規定する放送区域又は同項第七号に規定する基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の全部又は一部が現に免許を受けている基幹放送局の事業計画、放送区域又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要と同一であるときは、その旨を記載して、その全部又は一部の記載を省略することができる。

［4　同上］

［新設］

5　第十五条第三項及び第四項の規定は、基幹放送局の再免許の場合に準用する。この場合において、第三項中「事業計画」とあるのは、「事業計画、第十六条の二第二項第五号に規定する事項」と読み替えるものとする。

6　［同上］

（添付書類の提出の省略）

第十六条の三　地上一般放送局、簡易無線局、構内無線局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、固定局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、船舶局、遭難自動通報局、陸上移動局、航空機局、携帯局、船上通信局、移動局、無線標識局、無線航行移動局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、特定実験試験局、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の再免許を申請

しようとする場合であつて、その申請書の添付書類に記載することとなる内容（前条第一項第十一号に規定する事項を除く。）が、現に受けている免許に係る申請書の添付書類の内容（免許の有効期間中に変更があつた場合は、当該変更後のもの）と同一である場合は、同条の規定にかかわらず、第十六条に規定する申請書にその旨を記載して当該申請書に添付する書類の提出を省略することができる。

2　法第五条第二項各号に掲げる無線局（基幹放送局及び地上一般放送局を除く。）の再免許を申請しようとする場合であつて、その申請書の添付書類に記載することとなる内容（前条第一項第十一号に規定する事項に限る。）が、現に受けている免許に係る申請書の添付書類の内容（免許の有効期間中に変更があつた場合は、当該変更後のもの）と同一である場合は、前条の規定にかかわらず、第十六条に規定する申請書にその旨を記載して当該申請書に添付する書類の提出を省略することができる。

（免許の承継の申請）

第二十条の三　［略］

2　［略］

［一・二　略］

三　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

［3～9　略］

第二十条の三の二　法第二十条第三項、第四項後段（特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は第五項後段（地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者又は特定地上基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受ける部分に限る。以下この条において同じ。）（法第二十条第十項において準用する場合を含む。第七項において同じ。）の規定により無線局の免許人の地位の承継（承継したものとみなされる場合を含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

［一～五　略］

2　承継に係る無線局が基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）であるときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人について、前項各号のほか、申請書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一・二　略］

三　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

［3～8　略］

第二十条の三の三　法第二十条第四項後段（特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は法第二十条第五項前段（他人の地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務を行う事

しようとする場合であつて、その申請書の添付書類に記載することとなる内容が、現に受けている免許に係る申請書の添付書類の内容（免許の有効期間中に変更があつた場合は、当該変更後のもの）と同一である場合は、前条の規定にかかわらず、第十六条に規定する申請書にその旨を記載して当該申請書に添付する書類の提出を省略することができる。

［新設］

（免許の承継の申請）

第二十条の三　［同上］

2　［同上］

［一・二　同上］

三　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

［3～9　同上］

第二十条の三の二　法第二十条第三項、第四項後段（特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は第五項後段（地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者が当該地上基幹放送局を譲り受ける部分に限る。以下この条において同じ。）（法第二十条第十項において準用する場合を含む。第七項において同じ。）の規定により無線局の免許人の地位の承継（承継したものとみなされる場合を含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

［一～五　同上］

2　［同上］

［一・二　同上］

三　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

［3～8　同上］

第二十条の三の三　法第二十条第四項後段（特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は法第二十条第五項前段（他人の地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務を行う事

業を譲り受ける場合に係る部分に限る。以下この条において同じ。）（法第二十条第十項において準用する場合を含む。第六項において同じ。）の規定により、総務大臣の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

［一～五　略］

六　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

［2～7　略］

（無線局の変更の申請等）

第二十五条　第十二条の規定は、法第十七条の規定による許可の申請若しくは届出（事業計画の変更の届出を除く。）又は法第十九条の規定による指定の変更の申請を行う場合に準用する。

［2～6　略］

7　第十五条の二の二第一項及び第二項の規定は、法第十七条の規定による許可の申請若しくは届出（事業計画の変更を除く。）、法第十九条の規定による指定の変更の申請又は施行規則第四十三条第一項、第二項若しくは第三項の規定による届出を行う場合に準用する。

8　前項の規定にかかわらず、同一人に属する二以上の基幹放送局の法第十七条第二項の規定による事業収支見積り、特定役員の氏名又は名称、外国人等直接保有議決権割合及び外国人等保有議決権割合の変更の届出は、その届出を同時に行う場合に限り、デジタル放送又はそれ以外の基幹放送の区分ごと及び基幹放送の種類ごと（デジタル放送を行う場合を除く。）の同時に届出しようとする無線局の種別及び局数並びに一の基幹放送局の識別信号及び免許の番号を明示した一の届出書及び当該一の基幹放送局に係る無線局事項書をその届出をする免許人の放送対象地域を管轄する総合通信局長（当該免許人の放送対象地域が二以上の総合通信局の管轄区域にわたる場合にあつては住所を管轄する総合通信局長）に提出することによつて行うことができる。

別表第二号第１　基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。）の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［１枚目　略］

２枚目

15　無線局の区別			
16　設置場所	設置場所の区別コード	都道府県―市区町村コード	住所
無線設備の設置場所			

業を譲り受ける場合に係る部分に限る。以下この条において同じ。）（法第二十条第十項において準用する場合を含む。第六項において同じ。）の規定により、総務大臣の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

［一～五　同上］

六　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

［2～7　同上］

（無線局の変更の申請等）

第二十五条　第十二条の規定は、法第十七条の規定による許可の申請若しくは届出又は法第十九条の規定による指定の変更の申請を行う場合に準用する。

［2～6　同上］

7　第十五条の二の二第一項及び第二項の規定は、法第十七条の規定による許可の申請若しくは届出、法第十九条の規定による指定の変更の申請又は施行規則第四十三条第一項、第二項若しくは第三項の規定による届出を行う場合に準用する。

［新設］

別表第二号第１　［同左］

［１枚目　同左］

２枚目

15　［同左］			
16［同左］	［同左］	［同左］	［同左］

	17　無線設備の工事費	
	18　認定又は確認を受けようとする者の氏名又は名称	法人又は団体 フリガナ 代表者氏名 フリガナ
長	19　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要並びに電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び委託先の氏名又は名称	
	20　放送法第２条第24号の基幹放送局設備の範囲	
辺	21　基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力	
	22　事業計画等	（別紙） □(1)　経営形態及び資本又は出資の額 □(2)　事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法 □(3)　主たる出資者及びその議決権の数 □(4)　10分の１を超える議決権を有する者に関する事項 □(5)　10分の１を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は３分の１を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項 □(6)　役員に関する事項 □(7)　放送番組の編集の基準 □(8)　放送番組の編集に関する基本計画

	17　［同左］	
	18　認定を受けようとする者の氏名又は名称	法人又は団体 フリガナ 代表者氏名 フリガナ
長	19　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要	
	20　［同左］	
辺	21　［同左］	
	22　［同左］	［同左］

	□(9)　週間放送番組の編集に関する事項 □(10)　放送番組の審議機関に関する事項 □(11)　放送番組の編集の機構及び考査に関する事項 □(12)　災害放送に関する事項 □(13)　試験、研究又は調査の方法及び具体的計画 □(14)　試験の方法及び具体的計画 □(15)　放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要 □(16)　将来の事業予定 □(17)　事業収支見積り □(18)　放送番組の主たる利用見込者 □(19)　免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績
23　備考	

短　　辺（日本産業規格Ａ列４番）

［３～６枚目　略］

［注１　略］

区　別	記　載　す　る　欄	備　　考
１　免許の申請の場合	2　3　4　5　6　7　8　9　10　11（注１）　12　13　14　15　16　17　18（注２）　19　20(注２)　21　22　23　24　25　26　27　28　29　30（注３）　31（注３）　32（注３）　33　34　35（注４）	（注１）　特定地上基幹放送局等の場合に限る。 （注２）　特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局又は特定地上基幹放送試験局以外の地上基幹放送試験局の場合に限る。 （注３）　基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。 （注４）　受信障害対策中継放送若しくはコミュニティ放送を行う地上基幹放送局以外の地上基幹放送局又は地上基幹放送試験局の場合に限る。
２　変更の申請又は届出を行う場合	１（注１）　2　3　4　5　6　7　12（注１）　13　14　15(注２)　24（注３）　26（注４）　28（注５）　30（注６） 当該変更に係る記載欄	（注１）　予備免許中の変更を除く。 （注２）　16の欄から23の欄までに変更がある場合に限る。

23　［同左］	

短　　辺（日本産業規格Ａ列４番）

［３～６枚目　同左］

［注１　同左］

区　別	記　載　す　る　欄	備　　考
１　［同左］	［同左］	［同左］
２　［同左］	［同左］	（注１）　予備免許中の変更を除く。 （注２）　16の欄から23の欄までに変更がある場合に限る。

		（注３）　25の欄に変更がある場合に限る。 （注４）　27の欄に変更がある場合に限る。 （注５）　29の欄に変更がある場合に限る。 （注６）　31の欄から35の欄までに変更がある場合に限る。
３　再免許の申請の場合	１　２　３　４　５　６　７　10 11（注１）　12　13　14　15　16 18（注２）　19　20（注２）　21 22　23　24　25　26　27　28　29 30（注３）　31（注３）　32（注３） 33　34　35（注４）	（注１）　特定地上基幹放送局等の場合に限る。 （注２）　特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局又は特定地上基幹放送試験局以外の地上基幹放送試験局の場合に限る。 （注３）　基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。 （注４）　受信障害対策中継放送若しくはコミュニティ放送を行う地上基幹放送局以外の地上基幹放送局又は地上基幹放送試験局の場合に限る。

［２～18　略］

19　18の欄は、一の放送系における地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第93条第１項の規定により一の認定を受けようとする者又は同法第105条の２第２項の規定により確認を受けようとする者の氏名又は名称（申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。）を記載すること。ただし、移動受信用地上基幹放送の業務の用に供する場合は記載を要しない。

20　19の欄は、次により記載すること。

［(1)・(2)　略］

		（注３）　25の欄に変更がある場合に限る。 （注４）　27の欄に変更がある場合に限る。 （注５）　29の欄に変更がある場合に限る。 （注６）　31の欄又は32の欄に変更がある場合に限る。
３　［同左］	［同左］	［同左］

［２～18　同左］

19　18の欄は、一の放送系における地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第93条第１項の規定により一の認定を受けようとする者の氏名又は名称（申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。）を記載すること。ただし、移動受信用地上基幹放送の業務の用に供する場合は記載を要しない。

20　［同左］

［(1)・(2)　同左］

⑶　⑴の概要図には、⑵の「番組送出設備」、「中継回線設備」及び「放送局の送信設備」の放送法第121条第１項（特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、同法第111条第１項及び第121条第１項）の基準のうち技術基準（同法第111条第２項及び第121条第２項に係るものに限る。）への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

［ア・イ　略］

⑷　⑴の概要図には、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合にあつては、委託先の氏名又は名称、委託して行わせる設備の範囲及び業務の範囲を明確にして付記すること。

⑸　［略］

⑹　［略］

21　20の欄は、次により記載すること。

⑴　19の欄の概要図で示した設備のうち、地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局設備に該当する設備として、基幹放送局の無線設備及び放送法施行規則第３条第１号に規定する番組送出設備（中継回線設備を含む。）の全部又は一部を記載するとともに、放送法第２条第24号に規定する基幹放送局提供事業者とそれ以外の者との間の分界点を明確にして付記すること。

［⑵　略］

22　21の欄は、次により記載すること。

⑴　設備等維持業務を確実に実施することができる体制を記載すること。

⑵　設備等維持業務を確実に実施するために整備している規程について、その名称と概要を記載すること。

⑶　設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者の氏名、略歴等を記載すること。設備等維持業務に従事する者が当該設備等維持業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していることを証する書類を添付すること。

⑷　設備等維持業務を他人に委託する場合には、放送法施行規則第123条の７に規定する措置の内容を記載すること。

⑸　［略］

⑹　［略］

23　22の欄は、事業計画等の欄の事項について、次の表の区別に従い、「別紙⑴～⑼、⒀～⒃に記載のとおり」のように記載し、（別紙）の該当する□にレ印を付け、別紙を別葉として提出すること。ただし、同表の右欄の注により当該別紙の提出を省略する場合は、「事業計画等の欄の記載は、何基幹放送局に同じ」、「事業計画等の欄の記載は、別紙⑺に記載のとおり、別紙⑴～⑹、⑻～⑽、⒀～⒃については何基幹放送局に同じ」のように23の欄に記載すること。

区　別	提出する別紙	備　　考
１　免許の申請の場合	⑴　（注１）（注２）（注５）（注10） ⑵　（注１）（注２）（注３） ⑶　（注１）（注２）（注３）（注10） ⑷　（注１）（注２）（注３）（注10）（注12）	（注１）　当該別紙に記載する内容の全部が同一の免許人に属する他の基幹放送局のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。

⑶　⑴の概要図には、⑵の「番組送出設備」、「中継回線設備」及び「放送局の送信設備」の放送法第121条第１項（特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、放送法第111条第１項及び第121条第１項）の技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

［ア・イ　同左］

［新設］

⑷　［同左］

⑸　［同左］

21　［同左］

⑴　19の欄の概要図で示した設備のうち、地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局設備に該当する設備として、基幹放送局の無線設備及び放送法施行規則第３条第１号に規定する番組送出設備（中継回線設備を含む。）の全部又は一部を記載すること。

［⑵　同左］

22　［同左］

⑴　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備について、放送法第121条第１項（特定地上基幹放送局を用いて行われる地上基幹放送にあつては、同法第111条第１項及び第121条第１項）の技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務（以下この別表において「設備維持業務」という。）を確実に実施することができる体制を記載すること。

［新設］

⑵　設備維持業務に従事する者の実務経験等を記載すること。

［新設］

⑶　［同左］

⑷　［同左］

23　［同左］

区　別	提出する別紙	備　　考
１　［同左］	［同左］	（注１）　当該別紙に記載する内容の全部が同一の免許人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。以下この表において

		(5)　(注１)(注２)(注３)(注10)(注12) (6)　(注１)(注２)(注10) (7)　(注１)(注３)(注６)(注７)(注10)(注12) (8)　(注１)(注６)(注７)(注10)(注12) (9)　(注１)(注10)(注12) (10)　(注１)(注３)(注６)(注７)(注10)(注12) (11)　(注１)(注４)(注７)(注10)(注12) (12)　(注１)(注３)(注10)(注12) (13)　(注１)(注８) (14)　(注１)(注９) (15)　(注１)(注２)(注３)(注７)(注10)(注11) (16)　(注１)(注２)(注３)(注７)(注10)(注11) (17)　(注１)(注２)(注３) (18)　(注１)(注２)(注３)(注７)(注10)(注12)	(注２)　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注３)　学園の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注４)　学園の基幹放送局の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。 (注５)　学園の基幹放送局の場合は、経営形態については記載を要しない。 (注６)　専門放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注７)　臨時目的放送を専ら行う基幹放送局（当該放送の電波に重畳して多重放送を行う基幹放送局を含む。以下この表において同じ。）の場合は、提出を要しない。 (注８)　地上基幹放送試験局の場合に限る。 (注９)　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。 (注10)　受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注11)　コミュニティ放送を行う基幹放送局（当該放送の電波に重畳して多重放送を行う基幹放送局を含む。以下この表において同じ。）の場合は、提出を要しない。 (注12)　特定地上基幹放送局等の場合に限る。				
	2　変更の申請又は届出を行う場合	(1)　(注１)(注２)(注６)(注９) (2)　(注１)(注２)(注６) (3)　(注１)(注２)(注６)(注９) (4)　(注１)(注２)(注６)(注９)(注11)	(注１)　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注２)　学園の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注３)　学園の基幹放送局の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。		2　［同左］	［同左］	［同左］

同じ。）のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。
(注２)　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。
(注３)　学園の基幹放送局の場合は、提出を要しない。
(注４)　学園の基幹放送局の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。
(注５)　学園の基幹放送局の場合は、経営形態については記載を要しない。
(注６)　専門放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
(注７)　臨時目的放送を専ら行う基幹放送局（当該放送の電波に重畳して多重放送を行う基幹放送局を含む。以下この表において同じ。）の場合は、提出を要しない。
(注８)　地上基幹放送試験局の場合に限る。
(注９)　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。
(注10)　受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
(注11)　コミュニティ放送を行う基幹放送局（当該放送の電波に重畳して多重放送を行う基幹放送局を含む。以下この表において同じ。）の場合は、提出を要しない。
(注12)　特定地上基幹放送局等の場合に限る。

		⑸　（注１）（注２）（注６）（注９）（注11） ⑹　（注１）（注６）（注９） ⑺　（注２）（注４）（注５）（注６）（注９）（注11） ⑻　（注４）（注５）（注６）（注９）（注11） ⑼　（注６）（注９）（注11） ⑽　（注２）（注４）（注５）（注６）（注９）（注11） ⑾　（注２）（注５）（注９）（注11） ⑿　（注２）（注９）（注11） ⒀　（注３）（注７） ⒁　（注３）（注８） ⒂　（注１）（注２）（注５）（注６）（注９）（注10） ⒃　（注１）（注２）（注５）（注６）（注９）（注10） ⒄　（注１）（注２）（注６）（注９）	（注４）　専門放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。 （注５）　臨時目的放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。 （注６）　当該変更により事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときに限る。 （注７）　地上基幹放送試験局の場合に限る。 （注８）　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。 （注９）　受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。 （注10）　コミュニティ放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。 （注11）　特定地上基幹放送局等の場合に限る。			
	3　再免許の申請の場合	⑴　（注１）（注２）（注５）（注10） ⑶　（注１）（注２）（注３）（注10） ⑷　（注１）（注２）（注３）（注10）（注12） ⑸　（注１）（注２）（注３）（注10）（注12） ⑹　（注１）（注２）（注10） ⑺　（注１）（注３）（注６）（注７）（注10）（注12） ⑻　（注１）（注６）（注７）（注10）（注12） ⑼　（注１）（注10）（注12） ⑽　（注１）（注３）（注６）（注７）（注10）（注12）	（注１）　当該別紙に記載する内容の全部が現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一である場合又は同一の免許人に属する他の基幹放送局のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。 （注２）　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 （注３）　学園の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 （注４）　学園の基幹放送局の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。	3　［同左］	［同左］	［同左］

	⑾　（注１）（注４）（注10）（注12） ⑿　（注１）（注３）（注10）（注12） ⒀　（注１）（注８） ⒁　（注１）（注９） ⒂　（注１）（注２）（注３）（注10）（注11） ⒃　（注１）（注２）（注３）（注10）（注11） ⒄　（注１）（注２）（注３） ⒆　（注１）	（注５）　学園の基幹放送局の場合は、経営形態については記載を要しない。 （注６）　専門放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。 （注７）　放送法施行令第８条の規定により提出済みの場合は、提出を省略することができる。 （注８）　地上基幹放送試験局の場合に限る。 （注９）　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。 （注10）　受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。 （注11）　コミュニティ放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。 （注12）　特定地上基幹放送局等の場合に限る。

［⑴～⑸　略］

⑹　別紙⑹は、次の様式により記載すること。

［表略］

［（注１）～（注４）　略］

（注５）　兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なもの（代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員が一の法人又は団体の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員の地位を兼ねる場合及び複数の特定役員が一の法人又は団体の特定役員の地位を兼ねる場合における当該一の法人又は団体に係るものを含む。）を（注４）に準じて記載すること。

［（注６）・（注７）　略］

［⑺～⒅　略］

［24～29　略］

30　33の欄は、次により記載すること。

⑴　法人又は団体の場合に限つて記載することとし、次に掲げる様式により記載すること。ただし、受信障害対策中継放送を行う無線局の申請の場合にあつては、当該様式を用いず、33の欄に外国人等により占められる役員の割合を記載し、移動受信用地上基幹放送を行う無線局の申請の場合にあつては、33の欄に外国人等により占められる役員の割合を記載すること。この場合において、小数点第３位を四捨五入して小数点第２位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が３分の１未満である場合において、小数点第３位を四捨五入して33.33％となり、四捨五入前の割合が３分の１未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、割合が３分の１未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：33.33321％の場合は33.3332％まで記載すること。）。

［表略］

［（注１）～（注６）　略］

［⑴～⑸　同左］

⑹　［同左］

［表同左］

［（注１）～（注４）　同左］

（注５）　兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについては、その代表的なものを（注４）に準じて記載すること。

［（注６）・（注７）　同左］

［⑺～⒅　同左］

［24～29　同左］

30　［同左］

⑴　法人又は団体の場合に限つて記載することとし、次に掲げる様式により記載すること。ただし、受信障害対策中継放送を行う無線局の申請の場合にあつては、当該様式を用いず、33の欄に外国人等により占められる役員の割合を記載すること。この場合において、小数点第３位を四捨五入して小数点第２位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が３分の１未満である場合において、小数点第３位を四捨五入して33.33％となり、四捨五入前の割合が３分の１未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、割合が３分の１未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：33.33321％の場合は33.3332％まで記載すること。）。

［表同左］

［（注１）～（注６）　同左］

（注７）　株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（現に有効なものに限る。）の写し）を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書（登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類）を添付すること。

⑵　記載する内容の全部が同一の免許人に属する他の基幹放送局のものと同一の場合であつて、当該他の基幹放送局についてその全部を記載しているときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

31　34及び35の欄は、次により記載すること。

⑴　法人又は団体の場合に限つて記載することとし、小数点第３位を四捨五入して小数点第２位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20％未満である場合において、小数点第３位を四捨五入して20.00％となるときは、四捨五入せず、割合が20％未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：19.999456％の場合は19.9994％まで記載すること。）。受信障害対策中継放送を行う無線局の申請の場合にあつては、当該様式を用いず、34の欄に外国人等直接保有議決権割合を記載し、移動受信用地上基幹放送を行う無線局の申請の場合にあつては、34の欄に外国人等直接保有議決権割合を記載すること。ただし、四捨五入前の数値が３分の１未満である場合において、小数点第３位を四捨五入とし小数点第２位まで記載して33.33％となるときは四捨五入をせず、３分の１未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：33.33321％の場合は33.3332％まで記載すること。）。

ア　議決権の総数

区　　分			株式数(株)	議決権の数(個)
発行済株式(A)	無議決権株式(B)			
	議決権制限株式(C)			
	完全議決権株式	自己保有株式(D)		
		相互保有株式(E)		
		申請者（子会社を含む。）における株主の相互保有対象議決権の総数の４分の１以上の保有の有無		□有　□無
		特定外国株式(F)		
		その他(G)		
	単元未満株式(H)			
総数(I)				
備考	１単元の株式数			

（注７）　株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（有効期間満了前のものに限る。）の写し）を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書（登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類）を添付すること。

⑵　記載する内容の全部が同一の免許人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。）のものと同一の場合であつて、当該他の基幹放送局についてその全部を記載しているときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

31　［同左］

⑴　法人又は団体の場合に限つて記載することとし、小数点第３位を四捨五入して小数点第２位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20％未満である場合において、小数点第３位を四捨五入して20.00％となるときは、四捨五入せず、割合が20％未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：19.999456％の場合は19.9994％まで記載すること。）。受信障害対策中継放送を行う無線局の申請の場合にあつては、当該様式を用いず、34の欄に外国人等直接保有議決権割合を記載すること。ただし、四捨五入前の数値が３分の１未満である場合において、小数点第３位を四捨五入とし小数点第２位まで記載して33.33％となるときは四捨五入をせず、３分の１未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：33.33321％の場合は33.3332％まで記載すること。）。

ア　［同左］

区　　分			株式数(株)	議決権の数(個)
発行済株式(A)	無議決権株式(B)			
	議決権制限株式(C)			
	完全議決権株式	自己保有株式(D)		
		相互保有株式(E)		
		特定外国株式等(F)		
		その他(G)		
	単元未満株式(H)			
総数(I)				
備考	１単元の株式数			

［(注１）～（注５）　略］

（注６）　(E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第１項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第67条第１項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式（以下この別表において「相互保有株式」という。）について、申請者（申請者の子会社を含む。）における株主の同項に定める相互保有対象議決権の総数の４分の１以上の保有の有無を確認し該当する□にレ印を付けた上で、総数を記載すること。

［(注７）～（注10）　略］

（注11）　表に記載の内容を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。法人（表に記載の内容に関する事項の登記を要しない者を除く。）にあつては、登記事項証明書を添付すること。

［(注12)・(注13)　略］

イ　議決権割合に関する事項

(ｱ)　コミュニティ放送を行う基幹放送局以外の地上基幹放送局に係る申請の場合

［表略］

［(注１）～（注12）　略］

（注13）　(C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。法人（(C)及び(D)に関する事項の登記を要しない者を除く。）にあつては、登記事項証明書を添付すること。

(ｲ)　コミュニティ放送を行う基幹放送局に係る申請の場合

［表略］

［(注１）～（注３）　略］

（注４）　(C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。法人（(C)及び(D)に関する事項の登記を要しない者を除く。）にあつては、登記事項証明書を添付すること。

⑵　記載する内容の全部が同一の免許人に属する他の基幹放送局のものと同一の場合であつて、当該他の基幹放送局についてその全部を記載しているときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

［32～34　略］

別表第二号第２　地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［略］

［１枚目～３枚目　略］

［注１～20　略］

［(注１）～（注５）　同左］

（注６）　(E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第１項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第67条第１項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式（以下この別表において「相互保有株式」という。）について、総数を記載すること。

［(注７）～（注10）　同左］

（注11）　表に記載の内容を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

［(注12)・(注13)　同左］

イ　外資議決権比率に関する事項

(ｱ)　［同左］

［表同左］

［(注１）～（注12）　同左］

（注13）　(C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

(ｲ)　［同左］

［表同左］

［(注１）～（注３）　同左］

（注４）　(C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

⑵　記載する内容の全部が同一の免許人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。）のものと同一の場合であつて、当該他の基幹放送局についてその全部を記載しているときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

［32～34　同左］

別表第二号第２　［同左］

［同左］

［１枚目～３枚目　同左］

［注１～20　同左］

21　21の欄は、法第５条第２項各号のいずれにも該当しない場合に限り記載することとし、(別紙）の該当する□にレ印を付けて、別紙を別葉として提出すること。なお、申請者が国、地方公共団体（当該地方公共団体の執行機関並びに当該地方公共団体が設置する小学校、中学校及び高等学校を含む。)、独立行政法人その他これらに準ずる議決権が存しない法人若しくは団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、本欄への記載及び別紙の提出を要しない。また、同一人が開設する無線局である場合においては、一の無線局についてのみ記載し、他の無線局については、当該一の無線局の記載事項と同一である旨を記載して、その記載を省略することができる。

［(1)・(2)　略］

［22～25　略］

別表第二号第５　衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局（以下この別表において「衛星基幹放送局等」という。)、人工衛星局及び宇宙局の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係)(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、宇宙物体に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と､「宇宙局」とあるのは「人工衛星以外の宇宙物体に開設する実験試験局」と読み替える。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と読み替える。

［１枚目・２枚目　略］

３枚目

32　無線局の区別	
33　放送区域等	
34　無線設備の工事費	
35　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要並びに電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び委託先の氏名又は名称	

21　21の欄は、法第５条第２項各号のいずれにも該当しない場合に限り記載することとし、(別紙）の該当する□にレ印を付けて、別紙を別葉として提出すること。なお、申請者が国、地方公共団体（当該地方公共団体の執行機関並びに当該地方公共団体が設置する小学校、中学校及び高等学校を含む。)、独立行政法人その他の議決権が存しない法人若しくは団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、本欄への記載及び別紙の提出を要しない。

［(1)・(2)　同左］

［22～25　同左］

別表第二号第５　［同左］

［同左］

［同左］

［１枚目・２枚目　同左］

３枚目

32　［同左］	
33　［同左］	
34　［同左］	
35　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要	

長	36　放送法第２条第24号の基幹放送局設備の範囲	
	37　基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力	
辺	38　事業計画等	（別紙） □⑴　経営形態及び資本又は出資の額 □⑵　事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法 □⑶　主たる出資者及びその議決権の数 □⑷　役員に関する事項 □⑸　試験、研究又は調査の方法及び具体的計画 □⑹　試験の方法及び具体的計画 □⑺　放送局設備供給役務の提供を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要 □⑻　将来の事業予定 □⑼　事業収支見積り □⑽　免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績
	39　外国人等により占められる役員の割合	％
	40　外国人等直接保有議決権割合	％

短　　辺（日本産業規格Ａ列４番）

［注１　略］

区　別	記　載　す　る　欄	備　　考
１　免許の申請の場合	２　３　４　５　６　７　８　９　10　11　12（注１）　13(注１)　14　15　16　17　18　19　20　21　22　23　24　25　26　27　28　29　30（注１）　31　32　33(注２)　34（注２）　35（注２）　36（注２）　37（注２）　38（注２）　39　40	（注１）　衛星基幹放送局等の場合は、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。 （注２）　衛星基幹放送局等の場合に限る。
２　変更の申請又は届出を行う場合	１（注１）　２　３　４　５　６　７　14　17（注２）　18(注２)　32（注３）　38（注４） 当該変更に係る記載欄	（注１）　予備免許中の変更を除く。 （注２）　18の欄から31の欄までに変更がある場合に限る。

長	36　［同左］	
	37　［同左］	
辺	38　［同左］	［同左］
	39　［同左］	％
	40　［同左］	％

短　　辺（日本産業規格Ａ列４番）

［注１　同左］

区　別	記　載　す　る　欄	備　　考
１　［同左］	［同左］	［同左］
２　［同左］	［同左］	（注１）　予備免許中の変更を除く。 （注２）　18の欄から31の欄までに変更がある場合に限る。

		（注３）　33の欄から40の欄までに変更がある場合に限る。 （注４）　衛星基幹放送局等の場合は、当該変更により事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときに限る。
3　再免許の申請の場合	1　2　3　4　5　6　7　8　11（注１）　12（注２）　13(注２)　14　15　16　17　18(注１)　19　20　21（注１）　22(注１)　23（注１）　24（注１）　25　26　27（注１）　28（注１）　29　30（注２）　31　32　33(注１)　35（注１）　36（注１）　37(注１)　38（注１）　39　40	（注１）　衛星基幹放送局等の場合に限る。 （注２）　衛星基幹放送局等の場合で、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。

［２～34　略］

35　35の欄は、衛星基幹放送局等に限り記載することとし、次により記載すること。

［(1)・(2)　略］

(3)　(1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」、「中継回線設備」、「地球局設備」及び「放送局の送信設備」の放送法第121条第１項の基準のうち技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

［ア・イ　略］

(4)　(1)の概要図には、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合にあつては、委託先の氏名又は名称、委託して行わせる設備の範囲及び業務の範囲を明確にして付記すること。

(5)　［略］

(6)　再免許の申請の場合であつて、記載する内容が現に免許を受けている当該衛星基幹放送局等のものと同一であるときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

36　36の欄は、衛星基幹放送局等に限り記載することとし、次により記載すること。

(1)　35の欄の設備概要図で示した設備のうち、衛星基幹放送の業務の用に供する基幹放送局設備に該当する設備として、基幹放送局の無線設備及び放送法施行規則第３条第２号に規定する地球局設備を記載すること。

(2)　再免許の申請の場合であつて、記載する内容が現に免許を受けている当該衛星基幹放送局等のものと同一であるときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

37　37の欄は、衛星基幹放送局等に限り記載することとし、次により記載すること。

(1)　設備等維持業務を確実に実施することができる体制を記載すること。

		（注３）　33の欄から38の欄までに変更がある場合に限る。 （注４）　衛星基幹放送局等の場合は、当該変更により事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときに限る。
3　［同左］	［同左］	［同左］

［２～34　同左］

35　［同左］

［(1)・(2)　同左］

(3)　(1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」、「中継回線設備」、「地球局設備」及び「放送局の送信設備」の放送法第121条第１項の技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

［ア・イ　同左］

［新設］

(4)　［同左］

［新設］

36　36の欄は、衛星基幹放送局等に限り記載することとし、35の欄の設備概要図で示した設備のうち、衛星基幹放送の業務の用に供する基幹放送局設備に該当する設備として、基幹放送局の無線設備及び放送法施行規則第３条第２号に規定する地球局設備を記載すること。

［新設］

［新設］

37　［同左］

(1)　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を、放送法第121条第１項の技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務（以下「設備維持業務」という。）を確実に実施することができる体制を記載すること。

⑵　設備等維持業務を確実に実施するために整備している規程について、その名称と概要を記載すること。

⑶　設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者の氏名、略歴等を記載すること。設備等維持業務に従事する者が当該設備等維持業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していることを証する書類を添付すること。

⑷　設備等維持業務を他人に委託する場合には、放送法施行規則第123条の７に規定する措置の内容を記載すること。

⑸　［略］

⑹　記載する内容の全部又は一部が同一の免許人に属する他の衛星基幹放送局等のものと同一である場合において、当該他の衛星基幹放送局等についてその全部を記載したとき又は再免許の申請の場合であつて、記載する内容が現に免許を受けている当該衛星基幹放送局等のものと同一であるときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

38　38の欄は、衛星基幹放送局等に限り記載することとし、事業計画等の欄の事項について、次の表の区別に従い（別紙）の該当する□にレ印を付けて、別紙を別葉として提出すること。ただし、同表の右欄の注により当該別紙の提出を省略する場合は、「何基幹放送局に同じ」、「別紙⑺に記載のとおり、別紙⑴～⑹、⑻～⑽については何基幹放送局に同じ」のように記載すること。

区　別	提出する別紙	備　　考
1　免許の申請の場合	⑴　（注１）（注２） ⑵　（注１）（注２） ⑶　（注１）（注２） ⑷　（注１）（注２） ⑸　（注１）（注３） ⑹　（注１）（注４） ⑺　（注１）（注２） ⑻　（注１）（注２） ⑼　（注１）（注２）	（注１）　当該別紙に記載する内容の全部が同一人に属する他の基幹放送局のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略すること。 （注２）　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 （注３）　衛星基幹放送試験局の場合に限る。 （注４）　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。
2　変更の申請又は届出を行う場合	⑴　（注１）（注２） ⑵　（注１）（注２） ⑶　（注１）（注２） ⑷　（注１）（注２） ⑸　（注３）	（注１）　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 （注２）　当該変更により事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときに限る。

［新設］

⑵　設備維持業務に従事する者の実務経験等を記載すること。

［新設］

⑶　［同左］

［新設］

38　［同左］

区　別	提出する別紙	備　　考
1　［同左］	［同左］	（注１）　当該別紙に記載する内容の全部が同一人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。以下この表において同じ。）のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略すること。 （注２）　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 （注３）　衛星基幹放送試験局の場合に限る。 （注４）　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。
2　［同左］	［同左］	［同左］

	⑹　（注４） ⑺　（注１）（注２） ⑻　（注１）（注２） ⑼　（注１）（注２）	（注３）　衛星基幹放送試験局の場合に限る。 （注４）　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。
３　再免許の申請の場合	⑴　（注１）（注２） ⑶　（注１）（注２） ⑷　（注１）（注２） ⑸　（注１）（注３） ⑹　（注１）（注４） ⑺　（注１）（注２） ⑻　（注１）（注２） ⑼　（注１）（注２） ⑽　（注１）	（注１）　当該別紙に記載する内容の全部が、現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一である場合又は同一人に属する他の基幹放送局のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。 （注２）　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 （注３）　衛星基幹放送試験局の場合に限る。 （注４）　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。

39　38の欄の（別紙）は、次によること。

［⑴～⑶　略］

⑷　別紙⑷は、次の様式により記載すること。

［表略］

［（注１）～（注３）　略］

（注４）　兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なもの（代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員が一の法人又は団体の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員の地位を兼ねる場合及び複数の特定役員が一の法人又は団体の特定役員の地位を兼ねる場合における当該一の法人又は団体に係るものを含む。）を（注３）に準じて記載すること。

［（注５）・（注６）　略］

［⑸～⑼　略］

40　39の欄は、法人又は団体の場合に限つて記載することとし、次によること。また、同一人が開設する無線局である場合においては、一の無線局についてのみ記載し、他の無線局については、当該一の無線局の記載事項と同一である旨を記載して、その記載を省略することができる。

⑴　衛星基幹放送局等

小数点第３位を四捨五入して小数点第２位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が３分の１未満である場合において、小数点第３位を四捨五入して33.33％となり、四捨五入する前の割合が３分の１未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、

３　［同左］	［同左］	［同左］

39　［同左］

［⑴～⑶　同左］

⑷　［同左］

［表同左］

［（注１）～（注３）　同左］

（注４）　兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについては、その代表的なものを（注３）に準じて記載すること。

［（注５）・（注６）　同左］

［⑸～⑼　同左］

40　39の欄は、法人又は団体の場合に限つて記載することとし、次によること。

⑴　［同左］

［同左］

割合が３分の１未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：33.33321％の場合は33.3332％まで記載すること。）。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

フリガナ 氏　名	住　所	役　名	日本の国籍の有無	備　考
			□有　□無	

［(注１）～（注５）　略］

（注６）　株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、日本の国籍を有する役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（現に有効なものに限る。）の写し）を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書（登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類）を添付すること。

［(2)　略］

41　40の欄は、法人又は団体の場合に限つて記載することとし、次によること。また、同一人が開設する無線局である場合においては、一の無線局についてのみ記載し、他の無線局については、当該一の無線局の記載事項と同一である旨を記載して、その記載を省略することができる。

(1)　衛星基幹放送局等

小数点第３位を四捨五入して小数点第２位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が３分の１未満である場合において、小数点第３位を四捨五入して33.33％となり、四捨五入する前の割合が３分の１未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、割合が３分の１未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：33.33321％の場合は33.3332％まで記載すること。）。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

ア　議決権の総数

区　分			株式数(株)	議決権の数(個)
発行済株式(A)	無議決権株式(B)			
	議決権制限株式(C)			
	完全議決権株式	自己保有株式(D)		
		相互保有株式(E)		
		申請者（子会社を含む。）における株主の相互保有対象議決権の総数の４分の１以上の保有の有無		□有　□無
		特定外国株式(F)		
		その他(G)		
	単元未満株式(H)			
総数(I)				
備考	１単元の株式数			

フリガナ 氏　名	住　所	役　名	担当部門	日本の国籍の有無	備　考
				□有　□無	

［(注１）～（注５）　同左］

（注６）　株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、日本の国籍を有する役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（有効期間満了前のものに限る。）の写し）を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書（登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類）を添付すること。

［(2)　同左］

41　40の欄は、法人又は団体の場合に限つて記載することとし、次によること。

(1)　［同左］

［同左］

ア　［同左］

区　分			株式数(株)	議決権の数(個)
発行済株式(A)	無議決権株式(B)			
	議決権制限株式(C)			
	完全議決権株式	自己保有株式(D)		
		相互保有株式(E)		
		特定外国株式(F)		
		その他(G)		
	単元未満株式(H)			
総数(I)				
備考	１単元の株式数			

［(注１）～（注５）　略］

（注６）　(E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第１項及び会社法施行規則第67条第１項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式（以下この別表において「相互保有株式」という。）について、申請者（申請者の子会社を含む。）における株主の同項に定める相互保有対象議決権の総数の４分の１以上の保有の有無を確認し該当する□にレ印を付けた上で、総数を記載すること。

［(注７）～（注10）　略］

（注11）　表に記載の内容を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。法人（表に記載の内容に関する事項の登記を要しない者を除く。）にあつては、登記事項証明書を添付すること。

［(注12)・(注13)　略］

イ　議決権割合に関する事項

［表略］

［(注１）～（注８）　略］

（注９）　(C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。法人（(C)及び(D)に関する事項の登記を要しない者を除く。）にあつては、登記事項証明書を添付すること。

⑵　人工衛星局及び宇宙局

法第５条第２項各号のいずれにも該当しない場合に限り記載すること。なお、申請者が国、地方公共団体（当該地方公共団体の執行機関並びに当該地方公共団体が設置する小学校、中学校及び高等学校を含む。）、独立行政法人その他これらに準ずる議決権が存しない法人若しくは団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、本欄への記載及び別紙の提出を要しない。また、同一人が開設する無線局である場合においては、一の無線局についてのみ記載し、他の無線局については、当該一の無線局の記載事項と同一である旨を記載して、その記載を省略することができる。

［ア　略］

［42～44　略］

別表第四号　無線局の変更等申請書及び変更届出書の様式（第12条第２項及び第25条第１項関係）

（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［略］

記

［１・２　略］

３　［略］

［注１～３　略］

［(注１）～（注５）　同左］

（注６）　(E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第１項及び会社法施行規則第67条第１項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式（以下この別表において「相互保有株式」という。）について、総数を記載すること。

［(注７）～（注10）　同左］

（注11）　表に記載の内容を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

［(注12)・(注13)　同左］

イ　外資議決権比率に関する事項

［表同左］

［(注１）～（注８）　同左］

（注９）　(C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

⑵　［同左］

法第５条第２項各号のいずれにも該当しない場合に限り記載すること。なお、申請者が国、地方公共団体（当該地方公共団体の執行機関並びに当該地方公共団体が設置する小学校、中学校及び高等学校を含む。）、独立行政法人その他の議決権が存しない法人若しくは団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、本欄への記載及び別紙の提出を要しない。

［ア　同左］

［42～44　同左］

別表第四号　無線局の変更等申請書及び変更届出書の様式（第12条第２項及び第25条第１項関係）

（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［同左］

記

［１・２　同左］

３　［同左］

［注１～３　同左］

４　２の欄は、次によること。

⑴　①の欄は、第２条第１項に掲げる無線局の種別を記載し、第25条第７項において準用する第15条の２の２第１項又は第２項の規定並びに第25条第８項の規定により一括して申請（届出）する場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、第２条第５項第４号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。

［⑵～⑷　略］

［５～７　略］

別表第五号　無線局の免許承継申請書（届出書）の様式（第20条の２第２項、第20条の３第３項、第20条の３の２第３項及び第20条の３の３第２項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線局免許承継申請書（届出書）

年　　月　　日

総務大臣　殿（注１）

□電波法第20条第１項、第７項若しくは第８項又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したので、同条第９項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。（無線局免許手続規則第20条の２に関する手続）

□電波法第20条第２項、第４項（分割に係る部分に限る。）若しくは第５項（合併に係る部分に限る。）又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第20条の３に関する手続）

□電波法第20条第３項、第４項後段（特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。）若しくは第５項後段（地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者又は特定地上基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受ける場合に係る部分に限る。）又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第20条の３の２に関する手続）

□電波法第20条第４項後段（特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うとする場合に係る部分に限る。）若しくは第５項前段（他人の地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務を行う事業を譲り受ける場合に係る部分に限る。）又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第20条の３の３に関する手続）

（注２）

４　２の欄は、次によること。

⑴　①の欄は、第２条第１項に掲げる無線局の種別を記載し、第25条第７項において準用する第15条の２の２第１項又は第２項の規定により一括して申請（届出）する場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、第２条第５項第４号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。

［⑵～⑷　同左］

［５～７　同左］

別表第五号　［同左］

無線局免許承継申請書（届出書）

年　　月　　日

総務大臣　殿（注１）

□電波法第20条第１項、第７項若しくは第８項又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したので、同条第９項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。（無線局免許手続規則第20条の２に関する手続）

□電波法第20条第２項、第４項（分割に係る部分に限る。）若しくは第５項（合併に係る部分に限る。）又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第20条の３に関する手続）

□電波法第20条第３項、第４項後段（特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。）若しくは第５項後段（地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者が当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受ける場合に係る部分に限る。）又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第20条の３の２に関する手続）

□電波法第20条第４項後段（特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うとする場合に係る部分に限る。）若しくは第５項前段（他の地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務を行う事業を譲り受ける場合に係る部分に限る。）又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第20条の３の３に関する手続）

（注２）

記

［１～３　略］

４　各手続に係る個別事項（注２）（注６）

□無線局免許手続規則第20条の３に関する手続

［①～⑦　略］

⑧　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注７）

□無線局免許手続規則第20条の３の２に関する手続

［①～⑥　略］

⑦　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注７）

□無線局免許手続規則第20条の３の３に関する手続

［①～⑤　略］

⑥　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（注７）

［５　略］

６　申請（届出）の内容に関する連絡先

［表略］

［注１～４　略］

５　３の欄は、次によること。

［⑴　略］

⑵　基幹放送をする無線局以外の無線局のうち、法第５条第２項各号のいずれにも該当しないものについては、外国性の有無の欄への記載に加えて、次の様式を別葉として提出すること。なお、申請者が国、地方公共団体（当該地方公共団体の執行機関並びに当該地方公共団体が設置する小学校、中学校及び高等学校を含む。）、独立行政法人その他これらに準ずる議決権が存しない法人若しくは団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、本欄への記載及び別紙の提出を要しない。また、同一人が開設する無線局である場合においては、一の無線局についてのみ記載し、他の無線局については、当該一の無線局の記載事項と同一である旨を記載して、その記載を省略することができる。

［ア～ウ　略］

記

［１～３　同左］

４　［同左］

□無線局免許手続規則第20条の３に関する手続

［①～⑦　同左］

⑧　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注７）

□無線局免許手続規則第20条の３の２に関する手続

［①～⑥　同左］

⑦　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注７）

□無線局免許手続規則第20条の３の３に関する手続

［①～⑤　同左］

⑥　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（注７）

［５　同左］

６　［同左］

［表同左］

［注１～４　同左］

５　［同左］

［⑴　同左］

⑵　基幹放送をする無線局以外の無線局のうち、法第５条第２項各号のいずれにも該当しないものについては、外国性の有無の欄への記載に加えて、次の様式を別葉として提出すること。なお、申請者が国、地方公共団体（当該地方公共団体の執行機関並びに当該地方公共団体が設置する小学校、中学校及び高等学校を含む。）、独立行政法人その他の議決権が存しない法人若しくは団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、本欄への記載及び別紙の提出を要しない。

［ア～ウ　同左］

⑶　基幹放送をする無線局については、外国性の有無の欄又は一部の基幹放送をする無線局の欠格事由の欄への記載に加えて、次の様式を別葉として提出すること（法人又は団体の場合に限り、受信障害対策中継放送を行う無線局に係る申請の場合を除く。）。

ア　議決権の総数

区　　分			株式数(株)	議決権の数(個)
発行済株式(A)	無議決権株式(B)			
	議決権制限株式(C)			
	完全議決権株式	自己保有株式(D)		
		相互保有株式(E)		
		申請者（子会社を含む。）における株主の相互保有対象議決権の総数の４分の１以上の保有の有無		□有　□無
		特定外国株式(F)		
		その他(G)		
	単元未満株式(H)			
総数(I)				
備考	１単元の株式数			

［（注１）～（注５）　略］

（注６）　(E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第１項及び会社法施行規則第67条第１項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式（以下この別表において「相互保有株式」という。）について、申請者（申請者の子会社を含む。）における株主の同項に定める相互保有対象議決権の総数の４分の１以上の保有の有無を確認し該当する□にレ印を付けた上で、総数を記載すること。

［（注７）～（注10）　略］

（注11）　表に記載の内容を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。法人（表に記載の内容に関する事項の登記を要しない者を除く。）にあつては、登記事項証明書を添付すること。

［（注12）・（注13）　略］

イ　議決権割合に関する事項

㋐　コミュニティ放送を行う基幹放送局以外の地上基幹放送局に係る申請の場合

［表略］

［（注１）～（注12）　略］

（注13）　(C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。法人（(C)及び(D)に関する事項の登記を要しない者を除く。）にあつては、登記事項証明書を添付すること。

⑶　［同左］

ア　［同左］

区　　分			株式数(株)	議決権の数(個)
発行済株式(A)	無議決権株式(B)			
	議決権制限株式(C)			
	完全議決権株式	自己保有株式(D)		
		相互保有株式(E)		
		特定外国株式等(F)		
		その他(G)		
	単元未満株式(H)			
総数(I)				
備考	１単元の株式数			

［（注１）～（注５）　同左］

（注６）　(E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第１項及び会社法施行規則第67条第１項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式（以下この別表において「相互保有株式」という。）について、総数を記載すること。

［（注７）～（注10）　同左］

（注11）　表に記載の内容を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

［（注12）・（注13）　同左］

イ　外資議決権比率に関する事項

㋐　［同左］

［表同左］

［（注１）～（注12）　同左］

（注13）　(C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

(イ)　衛星基幹放送、移動受信用地上基幹放送又はコミュニティ放送を行う基幹放送局に係る申請の場合

［表略］

［(注１)～(注８)　略］

(注９)　(C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。法人（(C)及び(D)に関する事項の登記を要しない者を除く。）にあつては、登記事項証明書を添付すること。

ウ　役員に関する事項

(ア)　地上基幹放送局の場合

［表略］

［(注１)～(注６)　略］

(注７)　株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（現に有効なものに限る。）の写し）を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書（登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類）を添付すること。

(イ)　衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局の場合

［表略］

［(注１)～(注５)　略］

(注６)　株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、日本の国籍を有する役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（現に有効なものに限る。）の写し）を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書（登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類）を添付すること。

［６～９　略］

別表第八号　特定基地局の開設計画の認定申請書の様式（第25条の４第４項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［略］

［１～５　略］

［注１～４　略］

５　３の欄は、法人又は団体の場合に限つて記載することとし、小数点第３位を四捨五入して小数点第２位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が３分の１未満である場合において、小数点第３位を四捨五入して33.33％となり、四捨五入する前の割合が３分の１未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、割合が３分の１未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：33.33321％の場合は33.3332％まで記載すること。）。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

［表略］

［(注１)～(注５)　略］

(注６)　株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、日本の国籍を有する役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（現に有効なものに限る。）の写し）を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書を添付すること。

(イ)　［同左］

［表同左］

［(注１)～(注８)　同左］

(注９)　(C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

ウ　［同左］

(ア)　［同左］

［表同左］

［(注１)～(注６)　同左］

(注７)　株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（有効期間満了前のものに限る。）の写し）を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書（登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類）を添付すること。

(イ)　［同左］

［表同左］

［(注１)～(注５)　同左］

(注６)　株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、日本の国籍を有する役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（有効期間満了前のものに限る。）の写し）を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書（登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類）を添付すること。

［６～９　同左］

別表第八号　［同左］

［同左］

［１～５　同左］

［注１～４　同左］

５　［同左］

［表同左］

［(注１)～(注５)　略］

(注６)　株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、日本の国籍を有する役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（有効期間満了前のものに限る。）の写し）を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書を添付すること。

6　４の欄は、法人又は団体の場合に限つて記載することとし、小数点第３位を四捨五入して小数点第２位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が３分の１未満である場合において、小数点第３位を四捨五入して33.33％となり、四捨五入する前の割合が３分の１未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、割合が３分の１未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：33.33321％の場合は33.3332％まで記載すること。）。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

ア　議決権の総数

区　　分			株式数(株)	議決権の数(個)
発行済株式(A)	無議決権株式(B)			
	議決権制限株式(C)			
	完全議決権株式	自己保有株式(D)		
		相互保有株式(E)		
		申請者（子会社を含む。）における株主の相互保有対象議決権の総数の４分の１以上の保有の有無		□有　□無
		その他(F)		
	単元未満株式(G)			
総数(H)				
備考	１単元の株式数			

［（注１）～（注５）　略］

（注６）　(E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第１項及び会社法施行規則第67条第１項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式（以下この別表において「相互保有株式」という。）について、申請者（申請者の子会社を含む。）における株主の同項に定める相互保有対象議決権の総数の４分の１以上の保有の有無を確認し該当する□にレ印を付けた上で、総数を記載すること。

［（注７）～（注９）　略］

（注10）　表に記載の内容を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。法人（表に記載の内容に関する事項の登記を要しない者を除く。）にあつては、登記事項証明書を添付すること。

［（注11）・（注12）　略］

イ　議決権比率に関する事項

［表略］

［（注１）～（注８）　略］

6　［同左］

ア　［同左］

区　　分			株式数(株)	議決権の数(個)
発行済株式(A)	無議決権株式(B)			
	議決権制限株式(C)			
	完全議決権株式	自己保有株式(D)		
		相互保有株式(E)		
		その他(F)		
	単元未満株式(G)			
総数(H)				
備考	１単元の株式数			

［（注１）～（注５）　同左］

（注６）　(E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第１項及び会社法施行規則第67条第１項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式（以下この別表において「相互保有株式」という。）について、総数を記載すること。

［（注７）～（注９）　同左］

（注10）　表に記載の内容を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

［（注11）・（注12）　同左］

イ　外資議決権比率に関する事項

［表同左］

［（注１）～（注８）　同左］

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（注９）　(C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。法人（(C)及び(D)に関する事項の登記を要しない者を除く。）については、登記事項証明書を添付すること。	（注９）　(C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条　改正法附則第三条の規定による届出は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める様式（各別表の注記に係る様式及び書類を含む。以下この条において同じ。）により行うものとする。

一　放送法第九十三条第一項の認定を受けている者　第一条の規定による改正後の放送法施行規則（次条において「新施行規則」という。）別表第六号の様式（改正法第一条の規定による改正後の放送法第九十三条第二項第九号に掲げる事項に限る。）

二　基幹放送局の免許を受けている者　第五条の規定による改正後の無線局免許手続規則別表第二号の様式（改正法第二条の規定による改正後の電波法第六条第二項第六号に掲げる事項のうち、同法第五条第四項に規定する基幹放送の業務に用いられる電気通信設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。）の一部を構成する設備（電波法第二条第四号に規定する無線設備を除く。）の運用を他人に委託し、又は委託しようとする場合における当該設備の概要及び委託先の氏名又は名称に限る。）

２　前項の場合において、同項第一号に掲げる者にあっては、同項に定める様式一通及びその写し一通を総務大臣に、同項第二号に掲げる者にあっては、同項に定める様式一通及びその写し二通を所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を経由して総務大臣にそれぞれ提出しなければならない。

３　総務大臣は、前項の様式を受理したときは、その写し一通について提出書類の写しであることを証明して提出した者に返すものとする。

（立入検査をする職員の身分を示す証明書に関する経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の放送法施行規則別表第二十七号、第四十七号、第五十二の一号及び第五十二の二号の様式により交付されている証明書は、それぞれ新施行規則別表第二十七号、第四十七号、第五十二の一号及び第五十二の二号の様式により交付された証明書とみなす。

○総務省令第二十四号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第五項第一号及び地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第十五条第一項第一号イの規定に基づき、地方債に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

総務大臣　松本　剛明

地方債に関する省令の一部を改正する省令

地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（建設改良費に準ずる経費）	（建設改良費に準ずる経費）
第十二条　［略］	**第十二条**　［同上］
［一～三　略］	［一～三　同上］
四　次に掲げる経費であって当該経費の財源に充てるために起こした地方債の償還年限が建設改良費の財源に充てるために起こした地方債又は負担金に係る施設の耐用年数の範囲内であるもの	四　建設改良費の財源に充てるために起こした地方債の元金償還金（公共的団体等が建設した供用開始後の施設に係る負担金（割賦支払の方法によるものに限る。）のうち元金償還金に準ずる経費を含む。）（当該元金償還金の財源に充てるために起こした地方債の償還年限が建設改良費の財源に充てるために起こした地方債又は負担金に係る施設の耐用年数の範囲内であるものに係るものに限る。）
イ　供用開始後の施設に係る地方債の元金償還金（公共的団体等が建設した供用開始後の施設に係る負担金（割賦支払の方法によるものに限る。）のうち元金償還金に準ずる経費を含む。ロにおいて同じ。）と当該施設の減価償却費相当額との差額に相当する経費	
ロ　建設改良費の財源に充てるために起こした地方債の元金償還金（イに掲げるものを除く。）	
［五・六　略］	［五・六　同上］

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

改正後	改正前
附　則 （建設改良費に準ずる経費に関する経過措置） **第八条**　［略］ ［一　略］ 二　令和十年度までの間における地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条第二項に規定する財務規定等の適用に要する経費（令和十一年四月一日までに同項に規定する財務規定等を適用した場合には、その適用した日の属する年度から当該年度の翌々年度までの間における会計処理及び財務諸表の作成等に要する経費を含む。） 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	附　則 （建設改良費に準ずる経費に関する経過措置） **第八条**　［同上］ ［一　同上］ 二　令和六年四月一日までの間における地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条第二項に規定する財務規定等の適用に要する経費

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○総務省令第二十五号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の規定に基づき、消防法施行規則及び排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

総務大臣　松本　剛明

消防法施行規則及び排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令

（消防法施行規則の一部改正）

第一条　消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章・第一章の二　略］ 第二章　消防用設備等又は特殊消防用設備等 ［第一節　略］ 第二節　設置及び維持の技術上の基準 第一款　通則（第五条の二・第五条の三） 第一款の二　消火設備に関する基準（第五条の四―第二十二条） ［第二款～第六款　略］ ［第二章の二～第七章　略］ 附則	目次 ［第一章・第一章の二　同上］ 第二章　［同上］ ［第一節　同上］ 第二節　［同上］ 第一款　消火設備に関する基準（第五条の二―第二十二条） ［第二款～第六款　同上］ ［第二章の二～第七章　同上］ 附則

（防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる者）

第二条　令第三条第一項第一号ニに掲げる防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

［一～五　略］

六　建築主事、建築副主事（一級建築士試験に合格した者に限る。）又は一級建築士の資格を有する者で、一年以上防火管理の実務経験を有するもの

［七・八　略］

（防火対象物の点検及び報告）

第四条の二の四　［略］

［２・３　略］

４　法第八条の二の二第一項に規定する防火対象物点検資格者（以下「防火対象物点検資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者で、防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であって、法人で総務大臣が登録するもの（以下この条及び次条において「登録講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項及び次条第二項において「免状」という。）の交付を受けている者とする。

［一～四　略］

五　建築基準法第五条第三項に規定する一級建築基準適合判定資格者検定に合格した者で、建築主事又は確認検査員として二年以上の実務の経験を有するもの

［六～十五　略］

［５　略］

（防火対象物の点検基準）

第四条の二の六　［略］

２　法第八条の二の二第一項の防火対象物であって、次に掲げる防火対象物又はその部分については、前項の規定のうち、同項第一号から第三号までの規定（第三号に掲げるものにあっては、前項第一号から第四号までの規定）以外の規定を適用しないものとする。

［一　略］

（防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる者）

第二条　［同上］

［一～五　同上］

六　建築主事又は一級建築士の資格を有する者で、一年以上防火管理の実務経験を有するもの

［七・八　同上］

（防火対象物の点検及び報告）

第四条の二の四　［同上］

［２・３　同上］

４　［同上］

［一～四　同上］

五　建築基準法第五条第一項に規定する建築基準適合判定資格者検定に合格した者で、建築主事又は確認検査員として二年以上の実務の経験を有するもの

［六～十五　同上］

［５　同上］

（防火対象物の点検基準）

第四条の二の六　［同上］

２　法第八条の二の二第一項の防火対象物であつて、次に掲げる防火対象物又はその部分については、前項の規定のうち、同項第一号から第三号までの規定以外の規定を適用しないものとする。

［一　同上］

二　令第八条第一号に掲げる部分で区画されている場合において、その区画された部分が令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されていない場合における当該区画された部分

三　令第八条第二号に掲げる部分で区画されている場合において、その区画された部分が令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されていない場合における当該区画された部分

四　［略］

（防火対象物点検の表示）

第四条の二の七　法第八条の二の二第二項の表示は、同条第一項の防火対象物が次の各号に掲げる要件を満たしていない場合は付することができない。

［一　略］

二　前条に規定する基準に適合していること。

［2・3　略］

（防火対象物点検の特例）

第四条の二の八　法第八条の二の三第一項第三号の総務省令で定める基準は、同条第二項に規定する消防長又は消防署長の検査において、次の各号に掲げる要件を満たしていることとする。

一　第四条の二の六に規定する基準に適合していること。

［二～四　略］

［2～7　略］

第一款　通則

（開口部のない耐火構造の壁等）

第五条の二　令第八条第一号に掲げる開口部のない耐火構造（建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）の床又は壁（以下この条において「耐火構造の壁等」という。）は、次のとおりとする。

一　耐火構造の壁等は、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造その他これらに類する堅ろうで、かつ、容易に変更できない構造であること。

二　耐火構造の壁等は、建築基準法施行令第百七条第一号の表の規定にかかわらず、同号に規定する通常の火災による火熱が二時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

二　開口部のない耐火構造（建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）の床又は壁で区画されている場合において、その区画された部分が令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されていない場合における当該区画された部分

［新設］

三　［同上］

（防火対象物点検の表示）

第四条の二の七　［同上］

［一　同上］

二　前条第一項に掲げる基準（同条第二項の規定が適用される場合にあつては、同条第一項第一号から第三号までに掲げる基準。次条において同じ。）に適合していること。

［2・3　同上］

（防火対象物点検の特例）

第四条の二の八　［同上］

一　第四条の二の六第一項に規定する基準に適合していること。

［二～四　同上］

［2～7　同上］

［新設］

三　耐火構造の壁等の両端又は上端は、防火対象物の外壁又は屋根から五十センチメートル以上突き出していること。ただし、耐火構造の壁等及びこれに接する外壁又は屋根の幅三・六メートル以上の部分を耐火構造とし、かつ、当該耐火構造の部分が次に掲げるいずれかの要件を満たすものである場合は、この限りでない。

イ　開口部が設けられていないこと。

ロ　開口部に防火戸（建築基準法第二条第九号の二ロに規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）が設けられており、かつ、耐火構造の壁等を隔てた開口部相互間の距離が九十センチメートル以上離れていること。

四　耐火構造の壁等は、配管を貫通させないこと。ただし、配管及び当該配管が貫通する部分（以下この号において「貫通部」という。）が次に掲げる基準に適合する場合は、この限りでない。

イ　配管の用途は、原則として給排水管であること。

ロ　配管の呼び径は、二百ミリメートル以下であること。

ハ　貫通部の内部の断面積が、直径三百ミリメートルの円の面積以下であること。

ニ　貫通部を二以上設ける場合にあっては、当該貫通部相互間の距離は、当該貫通部のうち直径が大きい貫通部の直径の長さ（当該直径が二百ミリメートル以下の場合にあっては、二百ミリメートル）以上とすること。

ホ　配管と貫通部の隙間を不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）により埋める方法その他これに類する方法により、火災時に生ずる煙を有効に遮ること。

ヘ　配管及び貫通部は、耐火構造の壁等と一体として第二号に規定する性能を有すること。

ト　配管には、その表面に可燃物が接触しないような措置を講じること。ただし、当該配管に可燃物が接触しても発火するおそれがないと認められる場合は、この限りでない。

（防火上有効な措置等）

第五条の三　令第八条第二号の総務省令で定める防火設備は、防火戸とする。

2　令第八条第二号の防火上有効な措置として総務省令で定める措置は、次の各号に掲げる壁等（床、壁その他の建築物の部分又は防火戸をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合させるために必要な措置とする。

一　渡り廊下又は建築基準法施行令第百二十八条の七第二項に規定する火災の発生のおそれの少ないものとして国土交通大臣が定める室（廊下、階段その他の通路、便所その他これらに類するものに限る。）を構成する壁等（建築基準法第二十一条第三項、同法第二十七条第四項

（同法第八十七条第三項において準用する場合を含む。）又は同法第六十一条第二項の規定の適用がある防火対象物の壁等に限る。以下この号及び次号において「渡り廊下等の壁等」という。）次に掲げる基準

イ　渡り廊下等の壁等のうち防火戸は、閉鎖した場合に防火上支障のない遮煙性能を有するものであること。

ロ　渡り廊下等の壁等により区画された部分のそれぞれの避難階以外の階に、避難階又は地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。以下「直通階段」という。）が設けられていること。

二　渡り廊下等の壁等に類するものとして消防庁長官が定める壁等　消防庁長官が定める基準

第一款の二　［略］

（防火上有効な措置）

第五条の四　［略］

（避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階）

第五条の五　［略］

（大型消火器以外の消火器具の設置）

第六条　［略］

２　前項の規定の適用については、同項の表中の面積の数値は、特定主要構造部（建築基準法第二条第九号の二イに規定する特定主要構造部をいう。以下同じ。）を耐火構造とし、かつ、壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを難燃材料（建築基準法施行令第一条第六号に規定する難燃材料をいう。以下同じ。）でした防火対象物にあっては、当該数値の二倍の数値とする。

［３～７　略］

（屋内消火栓設備に関する基準の細目）

第十二条　屋内消火栓設備（令第十一条第三項第二号イ又はロに掲げる技術上の基準に従い設置するものを除く。以下この項において同じ。）の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

［一～三の二　略］

四　屋内消火栓設備の非常電源は、非常電源専用受電設備、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備（法第十七条の二の五第二項第四号に規定する特定防火対象物（以下「特定防火対象物」という。）で、延べ面積が千平方メートル以上のもの（第十三条第一項第二号に規定

第一款　［同上］

（防火上有効な措置）

第五条の二　［同上］

（避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階）

第五条の三　［同上］

（大型消火器以外の消火器具の設置）

第六条　［同上］

２　前項の規定の適用については、同項の表中の面積の数値は、主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを難燃材料（建築基準法施行令第一条第六号に規定する難燃材料をいう。以下同じ。）でした防火対象物にあつては、当該数値の二倍の数値とする。

［３～７　同上］

（屋内消火栓設備に関する基準の細目）

第十二条　［同上］

［一～三の二　同上］

四　［同上］

する小規模特定用途複合防火対象物を除く。）にあつては、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備）によるものとし、次のイからホまでに定めるところによること。

イ　非常電源専用受電設備は、次の(イ)から(ト)までに定めるところによること。

［(イ)～(ハ)　略］

(ニ)　高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備にあっては、不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた専用の室に設けること。ただし、次の(1)又は(2)に該当する場合は、この限りでない。

［(1)　略］

(2)　屋外又は特定主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設ける場合において、隣接する建築物若しくは工作物（以下「建築物等」という。）から三メートル以上の距離を有するとき又は当該受電設備から三メートル未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸が設けられているとき

(ホ)　低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤又は分電盤は、消防庁長官が定める基準に適合する第一種配電盤又は第一種分電盤を用いること。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場所に設ける場合には、第一種配電盤又は第一種分電盤以外の配電盤又は分電盤を、次の(3)に掲げる場所に設ける場合には、消防庁長官が定める基準に適合する第二種配電盤又は第二種分電盤を用いることができる。

［(1)　略］

(2)　屋外又は特定主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上（隣接する建築物等から三メートル以上の距離を有する場合又は当該受電設備から三メートル未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸が設けられている場合に限る。）

［(3)　略］

［(ヘ)・(ト)　略］

［ロ～ホ　略］

［五～九　略］

［2・3　略］

イ　［同上］

［(イ)～(ハ)　同上］

(ニ)　高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備にあつては、不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸（建築基準法第二条第九号の二ロに規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）を設けた専用の室に設けること。ただし、次の(1)又は(2)に該当する場合は、この限りでない。

［(1)　同上］

(2)　屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設ける場合において、隣接する建築物若しくは工作物（以下「建築物等」という。）から三メートル以上の距離を有するとき又は当該受電設備から三メートル未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸が設けられているとき

(ホ)　［同上］

［(1)　同上］

(2)　屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上（隣接する建築物等から三メートル以上の距離を有する場合又は当該受電設備から三メートル未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸が設けられている場合に限る。）

［(3)　同上］

［(ヘ)・(ト)　同上］

［ロ～ホ　同上］

［五～九　同上］

［2・3　同上］

（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等）

第十三条　［略］

2　令第十二条第一項第三号、第四号及び第十号から第十二号までの総務省令で定める部分は、特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物（令別表第一(二)項、(四)項及び(五)項ロに掲げる防火対象物並びに同表(十六)項に掲げる防火対象物で同表(二)項、(四)項又は(五)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。）の階（地階及び無窓階を除く。）の部分で、次に掲げるものとする。

［一・二　略］

3　令第十二条第二項第一号の総務省令で定める部分は、次の各号に掲げる部分以外の部分とする。

［一～十の二　略］

十一　特定主要構造部を耐火構造とした令第十二条第一項第三号及び第十一号の防火対象物（令別表第一(二)項、(四)項及び(十六)項イに掲げるものに限る。）、同条第一項第四号及び第十号の防火対象物並びに同項第十二号の防火対象物（令別表第一(十六)項ロに掲げるものに限る。）の階（地階又は無窓階を除く。）の部分（令別表第一(五)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分を除く。）で、前項第一号（令第十二条第一項第三号の防火対象物（令別表第一(十六)項イに掲げるものに限る。）のうち、同表(一)項から(六)項まで又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存しない十階以下の階に適用する場合にあっては、前項第一号ニ中「二百平方メートル」とあるのは、「四百平方メートル」と読み替えるものとする。）又は第二号に該当するもの

十二　特定主要構造部を耐火構造とした令別表第一(十六)項イに掲げる防火対象物（地階を除く階数が十一以上のものを除く。）の階（地階及び無窓階を除く。）の同表(七)項、(八)項、(九)項ロ又は(十)項から(十五)項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分のうち、これらの用途に供される部分以外の部分と耐火構造の壁及び床で区画された部分で、次のイ及びロに該当するもの

［イ・ロ　略］

（ラック式倉庫等に設けるスプリンクラーヘッド等）

第十三条の五　［略］

［2～8　略］

（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等）

第十三条　［同上］

2　令第十二条第一項第三号、第四号及び第十号から第十二号までの総務省令で定める部分は、主要構造部を耐火構造とした防火対象物（令別表第一(二)項、(四)項及び(五)項ロに掲げる防火対象物並びに同表(十六)項に掲げる防火対象物で同表(二)項、(四)項又は(五)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。）の階（地階及び無窓階を除く。）の部分で、次に掲げるものとする。

［一・二　同上］

3　［同上］

［一～十の二　同上］

十一　主要構造部を耐火構造とした令第十二条第一項第三号及び第十一号の防火対象物（令別表第一(二)項、(四)項及び(十六)項イに掲げるものに限る。）、同条第一項第四号及び第十号の防火対象物並びに同項第十二号の防火対象物（令別表第一(十六)項ロに掲げるものに限る。）の階（地階又は無窓階を除く。）の部分（令別表第一(五)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分を除く。）で、前項第一号（令第十二条第一項第三号の防火対象物（令別表第一(十六)項イに掲げるものに限る。）のうち、同表(一)項から(六)項まで又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存しない十階以下の階に適用する場合にあっては、前項第一号ニ中「二百平方メートル」とあるのは、「四百平方メートル」と読み替えるものとする。）又は第二号に該当するもの

十二　主要構造部を耐火構造とした令別表第一(十六)項イに掲げる防火対象物（地階を除く階数が十一以上のものを除く。）の階（地階及び無窓階を除く。）の同表(七)項、(八)項、(九)項ロ又は(十)項から(十五)項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分のうち、これらの用途に供される部分以外の部分と耐火構造の壁及び床で区画された部分で、次のイ及びロに該当するもの

［イ・ロ　同上］

（ラック式倉庫等に設けるスプリンクラーヘッド等）

第十三条の五　［同上］

［2～8　同上］

9　令第十二条第一項第七号の防火対象物には、前項に規定するスプリンクラーヘッドのうち、標準型ヘッドにあつては次に定めるところにより、放水型ヘッド等にあつては前条第三項の規定の例により、設けなければならない。

［一　略］

二　スプリンクラーヘッドは、天井の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める距離となるように設けること。

防火対象物の部分		水平距離
厨房その他火気を使用する設備又は器具を設置する部分		一・七メートル（高感度型ヘッドにあつては、第十三条の二第三項の規定の例により算出した距離（同項中Xの値は、〇・七五とする。）以下
その他の部分	特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物以外のもの	二・一メートル（高感度型ヘッドにあつては、第十三条の二第三項の規定の例により算出した距離（同項中Xの値は、〇・九とする。）以下
	特定主要構造部を耐火構造としたもの	二・三メートル（高感度型ヘッドにあつては、第十三条の二第三項の規定の例により算出した距離（同項中Xの値は、一とする。）以下

（自動火災報知設備の感知器等）

第二十三条　［略］

［2・3　略］

4　自動火災報知設備の感知器の設置は、次に定めるところによらなければならない。

［一・二　略］

三　差動式スポット型、定温式スポット型又は補償式スポット型その他の熱複合式スポット型の感知器は、次に定めるところによること。

［イ　略］

ロ　感知器は、感知区域（それぞれ壁又は取付け面から〇・四メートル（差動式分布型感知器又は煙感知器を設ける場合にあつては〇・六メートル）以上突出したはり等によつて区画された部分をいう。以下同じ。）ごとに、感知器の種別及び取付け面の高さに応じて次の

9　［同上］

［一　同上］

二　スプリンクラーヘッドは、天井の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める距離となるように設けること。

防火対象物の部分		水平距離
厨房その他火気を使用する設備又は器具を設置する部分		一・七メートル（高感度型ヘッドにあつては、第十三条の二第三項の規定の例により算出した距離（同項中Xの値は、〇・七五とする。）以下
その他の部分	主要構造部を耐火構造とした防火対象物以外のもの	二・一メートル（高感度型ヘッドにあつては、第十三条の二第三項の規定の例により算出した距離（同項中Xの値は、〇・九とする。）以下
	主要構造部を耐火構造としたもの	二・三メートル（高感度型ヘッドにあつては、第十三条の二第三項の規定の例により算出した距離（同項中Xの値は、一とする。）以下

（自動火災報知設備の感知器等）

第二十三条　［同上］

［2・3　同上］

4　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

［イ　同上］

ロ　感知器は、感知区域（それぞれ壁又は取付け面から〇・四メートル（差動式分布型感知器又は煙感知器を設ける場合にあつては〇・六メートル）以上突出したはり等によつて区画された部分をいう。以下同じ。）ごとに、感知器の種別及び取付け面の高さに応じて次の

表で定める床面積（多信号感知器にあつては、その有する種別に応じて定める床面積のうち最も大きい床面積。第四号の三及び第七号において同じ。）につき一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。

取付け面の高さ	感知器の種別					
	差動式スポット型		補償式スポット型		定温式スポット型	
	一種	二種	一種	二種	特種	一種	二種
四メートル未満	特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分	九十平方メートル	七十平方メートル	九十平方メートル	七十平方メートル	七十平方メートル	六十平方メートル	二十平方メートル
	その他の構造の防火対象物又はその部分	五十平方メートル	四十平方メートル	五十平方メートル	四十平方メートル	四十平方メートル	三十平方メートル	十五平方メートル
四メートル以上八メートル未満	特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分	四十五平方メートル	三十五平方メートル	四十五平方メートル	三十五平方メートル	三十五平方メートル	三十平方メートル	
	その他の構造の防火対象物又はその部分	三十平方メートル	二十五平方メートル	三十平方メートル	二十五平方メートル	二十五平方メートル	十五平方メートル	

四　差動式分布型感知器（空気管式のもの）は、次に定めるところによること。

［イ・ロ　略］

ハ　感知器は、感知区域の取付け面の各辺から一・五メートル以内の位置に設け、かつ、相対する感知器の相互間隔が、特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分にあつては九メートル以下、その他の構造の防火対象物又はその部分にあつては六メートル以下となるように設けること。ただし、感知区域の規模又は形状により有効に火災の発生を感知することができるときは、この限りでない。

［ニ・ホ　略］

四の二　差動式分布型感知器（熱電対式のもの）は、次に定めるところによること。

［イ　略］

表で定める床面積（多信号感知器にあつては、その有する種別に応じて定める床面積のうち最も大きい床面積。第四号の三及び第七号において同じ。）につき一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。

取付け面の高さ	感知器の種別					
	差動式スポット型		補償式スポット型		定温式スポット型	
	一種	二種	一種	二種	特種	一種	二種
四メートル未満	主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分	九十平方メートル	七十平方メートル	九十平方メートル	七十平方メートル	七十平方メートル	六十平方メートル	二十平方メートル
	その他の構造の防火対象物又はその部分	五十平方メートル	四十平方メートル	五十平方メートル	四十平方メートル	四十平方メートル	三十平方メートル	十五平方メートル
四メートル以上八メートル未満	主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分	四十五平方メートル	三十五平方メートル	四十五平方メートル	三十五平方メートル	三十五平方メートル	三十平方メートル	
	その他の構造の防火対象物又はその部分	三十平方メートル	二十五平方メートル	三十平方メートル	二十五平方メートル	二十五平方メートル	十五平方メートル	

四　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　感知器は、感知区域の取付け面の各辺から一・五メートル以内の位置に設け、かつ、相対する感知器の相互間隔が、主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分にあつては九メートル以下、その他の構造の防火対象物又はその部分にあつては六メートル以下となるように設けること。ただし、感知区域の規模又は形状により有効に火災の発生を感知することができるときは、この限りでない。

［ニ・ホ　同上］

四の二　［同上］

［イ　同上］

ロ　感知器は、感知区域ごとに、その床面積が、七十二平方メートル（特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物にあっては、八十八平方メートル）以下の場合にあっては四個以上、七十二平方メートル（特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物にあっては、八十八平方メートル）を超える場合にあっては四個に十八平方メートル（特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物にあっては、二十二平方メートル）までを増すごとに一個を加えた個数以上の熱電対部を火災を有効に感知するように設けること。

［ハ・ニ　略］

四の三　差動式分布型感知器（熱半導体式のもの）は、次に定めるところによること。

［イ　略］

ロ　感知器は、感知区域ごとに、その床面積が、感知器の種別及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床面積の二倍の床面積以下の場合にあっては二個（取付け面の高さが八メートル未満で、当該表で定める床面積以下の場合にあっては、一個）以上、当該表で定める床面積の二倍の床面積を超える場合にあっては二個に当該表で定める床面積までを増すごとに一個を加えた個数以上の感熱部を火災を有効に感知するように設けること。

取付け面の高さ	感知器の種別	一種	二種
八メートル未満	特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分	平方メートル 六十五	平方メートル 三十六
	その他の構造の防火対象物又はその部分	四十	二十三
八メートル以上十五メートル未満	特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分	五十	
	その他の構造の防火対象物又はその部分	三十	

［ハ・ニ　略］

五　定温式感知線型感知器は、次に定めるところによること。

［イ　略］

ロ　感知器は、感知区域ごとに、その床面積が、七十二平方メートル（主要構造部を耐火構造とした防火対象物にあつては、八十八平方メートル）以下の場合にあつては四個以上、七十二平方メートル（主要構造部を耐火構造とした防火対象物にあつては、八十八平方メートル）を超える場合にあつては四個に十八平方メートル（主要構造部を耐火構造とした防火対象物にあつては、二十二平方メートル）までを増すごとに一個を加えた個数以上の熱電対部を火災を有効に感知するように設けること。

［ハ・ニ　同上］

四の三　［同上］

［イ　同上］

ロ　感知器は、感知区域ごとに、その床面積が、感知器の種別及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床面積の二倍の床面積以下の場合にあつては二個（取付け面の高さが八メートル未満で、当該表で定める床面積以下の場合にあつては、一個）以上、当該表で定める床面積の二倍の床面積を超える場合にあつては二個に当該表で定める床面積までを増すごとに一個を加えた個数以上の感熱部を火災を有効に感知するように設けること。

取付け面の高さ	感知器の種別	一種	二種
八メートル未満	主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分	平方メートル 六十五	平方メートル 三十六
	その他の構造の防火対象物又はその部分	四十	二十三
八メートル以上十五メートル未満	主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分	五十	
	その他の構造の防火対象物又はその部分	三十	

［ハ・ニ　同上］

五　［同上］

［イ　同上］

ロ　感知器は、感知区域ごとに取付け面の各部分から感知器のいずれかの部分までの水平距離が、特種又は一種の感知器にあつては三メートル（主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分にあつては、四・五メートル）以下、二種の感知器にあつては一メートル（主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分にあつては、三メートル）以下となるように設けること。

［六～九　同上］

［5～9　略］

（避難器具の設置個数の減免）

第二十六条　令第二十五条第一項各号に掲げる防火対象物の階が次に該当するときは、当該階に設置する避難器具の個数は、令第二十五条第二項第一号本文中「百人」を「二百人」に、「二百人」を「四百人」に、「三百人」を「六百人」に読み替えて算出して得た数以上とする。

一　主要構造部を耐火構造としたものであること。

二　避難階又は地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。以下「直通階段」という。）で、避難階段又は特別避難階段が二以上設けられていること。

［2　同上］

3　令第二十五条第一項各号に掲げる防火対象物で主要構造部を耐火構造としたものに次に該当する渡り廊下が設けられている場合は、当該渡り廊下が設けられている階に設置する避難器具の個数は、令第二十五条第二項第一号本文又は前二項の規定により算出して得た数から当該渡り廊下の数に二を乗じた数を引いた数以上とすることができる。この場合において、前項後段の規定を準用する。

［一～三　同上］

4　令第二十五条第一項各号に掲げる防火対象物で主要構造部を耐火構造としたものに避難橋を次に該当する屋上広場に設けた場合において、当該直下階から当該屋上広場に通じる避難階段又は特別避難階段が二以上設けられているときは、当該直下階に設置する避難器具の個数は、令第二十五条第二項第一号本文又は前三項の規定により算出して得た数から当該避難橋の数に二を乗じた数を引いた数以上とすることができる。この場合において、第二項後段の規定を準用する。

［一～三　同上］

ロ　感知器は、感知区域ごとに取付け面の各部分から感知器のいずれかの部分までの水平距離が、特種又は一種の感知器にあつては三メートル（特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分にあつては、四・五メートル）以下、二種の感知器にあつては一メートル（特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分にあつては、三メートル）以下となるように設けること。

［六～九　略］

［5～9　略］

（避難器具の設置個数の減免）

第二十六条　令第二十五条第一項各号に掲げる防火対象物の階が次に該当するときは、当該階に設置する避難器具の個数は、令第二十五条第二項第一号本文中「百人」を「二百人」に、「二百人」を「四百人」に、「三百人」を「六百人」に読み替えて算出して得た数以上とする。

一　特定主要構造部を耐火構造としたものであること。

二　直通階段を避難階段又は特別避難階段としたものが二以上設けられていること。

［2　略］

3　令第二十五条第一項各号に掲げる防火対象物で特定主要構造部を耐火構造としたものに次に該当する渡り廊下が設けられている場合は、当該渡り廊下が設けられている階に設置する避難器具の個数は、令第二十五条第二項第一号本文又は前二項の規定により算出して得た数から当該渡り廊下の数に二を乗じた数を引いた数以上とすることができる。この場合において、前項後段の規定を準用する。

［一～三　略］

4　令第二十五条第一項各号に掲げる防火対象物で特定主要構造部を耐火構造としたものに避難橋を次に該当する屋上広場に設けた場合において、当該直下階から当該屋上広場に通じる避難階段又は特別避難階段が二以上設けられているときは、当該直下階に設置する避難器具の個数は、令第二十五条第二項第一号本文又は前三項の規定により算出して得た数から当該避難橋の数に二を乗じた数を引いた数以上とすることができる。この場合において、第二項後段の規定を準用する。

［一～三　略］

5　令第二十五条第一項各号に掲げる防火対象物の階が次の各号のいずれかに該当するときには、当該階に避難器具を設置しないことができる。

一　令別表第一(一)項から(八)項までに掲げる防火対象物にあつては次のイからヘまでに、同表(九)項から(十一)項までに掲げる防火対象物にあつては次のイ、ニ、ホ及びヘに、同表(十二)項及び(十五)項に掲げる防火対象物にあつては次のイ、ホ及びヘに該当すること。

イ　特定主要構造部を耐火構造としたものであること。

［ロ～ヘ　略］

二　次のイ及びロに該当すること。

イ　特定主要構造部を耐火構造としたものであること。

［ロ　略］

三　次のイからニまでに該当すること。

イ　特定主要構造部を耐火構造としたものであること。

［ロ～ニ　略］

［6　略］

7　令第二十五条第一項第三号及び第四号に掲げる防火対象物の階（令別表第一(一)項及び(四)項に掲げる防火対象物の階を除く。）が、特定主要構造部を耐火構造とした建築物の次の各号に該当する屋上広場の直下階であり、かつ、当該階から当該屋上広場に通ずる避難階段又は特別避難階段が二以上設けられている場合には、当該階には避難器具を設置しないことができる。

［一～三　略］

（誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分）

第二十八条の二　［略］

2　令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、通路誘導灯については、次の各号に定める部分とする。

［一～四　略］

五　令別表第一(一)項から(十六の三)項までに掲げる防火対象物の階段又は傾斜路のうち、建築基準法施行令第百二十六条の四第一項に規定する非常用の照明装置（次条において「非常用の照明装置」という。）（消防庁長官が定める要件に該当する防火対象物の乗降場（地階にあるものに限る。）に通ずる階段及び傾斜路並びに直通階段に設けるもの（消防庁長官が定めるところにより蓄光式誘導標識が設けられている防火対象物又はその部分に設けられているものを除く。）にあつては、六十分間作動できる容量以上のものに限る。）が設けられているもの

［3　略］

5　［同上］

一　［同上］

イ　主要構造部を耐火構造としたものであること。

［ロ～ヘ　同上］

二　［同上］

イ　主要構造部を耐火構造としたものであること。

［ロ　同上］

三　［同上］

イ　主要構造部を耐火構造としたものであること。

［ロ～ニ　同上］

［6　同上］

7　令第二十五条第一項第三号及び第四号に掲げる防火対象物の階（令別表第一(一)項及び(四)項に掲げる防火対象物の階を除く。）が、主要構造部を耐火構造とした建築物の次の各号に該当する屋上広場の直下階であり、かつ、当該階から当該屋上広場に通ずる避難階段又は特別避難階段が二以上設けられている場合には、当該階には避難器具を設置しないことができる。

［一～三　同上］

（誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分）

第二十八条の二　［同上］

2　［同上］

［一～四　同上］

五　令別表第一(一)項から(十六の三)項までに掲げる防火対象物の階段又は傾斜路のうち、建築基準法施行令第百二十六条の四に規定する非常用の照明装置（次条において「非常用の照明装置」という。）（消防庁長官が定める要件に該当する防火対象物の乗降場（地階にあるものに限る。）に通ずる階段及び傾斜路並びに直通階段に設けるもの（消防庁長官が定めるところにより蓄光式誘導標識が設けられている防火対象物又はその部分に設けられているものを除く。）にあつては、六十分間作動できる容量以上のものに限る。）が設けられているもの

［3　同上］

（連結散水設備の散水ヘツドを設ける部分）

第三十条の二　令第二十八条の二第二項第一号の総務省令で定める部分は、次の各号に掲げる部分以外の部分とする。

一　特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖の防火戸で区画された部分で、当該部分の床面積が五十平方メートル以下のもの

［二　略］

三　特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖の特定防火設備である防火戸で区画された部分で、エレベーターの機械室、機械換気設備の機械室その他これらに類する室又は通信機器室、電子計算機器室その他これらに類する室の用途に供されるもの

［四・五　略］

（消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告）

第三十一条の六　［略］

［2～6　略］

7　法第十七条の三の三に規定する総務省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者で、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であって、消防庁長官の登録を受けた法人（以下この条及び第三十一条の七において「登録講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項及び第三十一条の七第二項において「免状」という。）の交付を受けている者（次項及び第三十一条の七第二項において「消防設備点検資格者」という。）とする。

［一～三　略］

四　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第十二条第二項に規定する政令で定める資格（同条第一項の水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者

［五～十　略］

［8　略］

（防災管理者として必要な学識経験を有すると認められる者）

第五十一条の五　令第四十七条第一項第四号に掲げる防災管理者として必要な学識経験を有すると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

［一～五　略］

（連結散水設備の散水ヘツドを設ける部分）

第三十条の二　［同上］

一　主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖の防火戸で区画された部分で、当該部分の床面積が五十平方メートル以下のもの

［二　同上］

三　主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖の特定防火設備である防火戸で区画された部分で、エレベーターの機械室、機械換気設備の機械室その他これらに類する室又は通信機器室、電子計算機器室その他これらに類する室の用途に供されるもの

［四・五　同上］

（消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告）

第三十一条の六　［同上］

［2～6　同上］

7　［同上］

［一～三　同上］

四　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第十二条及び水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）第四条に規定する水道布設工事監督者の資格を有する者

［五～十　同上］

［8　同上］

（防災管理者として必要な学識経験を有すると認められる者）

第五十一条の五　［同上］

［一～五　同上］

六　建築主事、建築副主事（一級建築士試験に合格した者に限る。）又は一級建築士の資格を有する者で、一年以上の防火管理の実務経験及び一年以上の防災管理の実務経験を有するもの

［七・八　略］

（防災管理点検の表示）

第五十一条の十五　第四条の二の七第一項及び第二項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第二項の表示について、第四条の二の七第三項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第二項の総務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条の二の七第一項及び第二項中「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」と、同条第一項柱書き中「同条第一項」とあるのは「法第三十六条第一項」と、同項第一号中「第四条の二の四第一項」とあるのは「第五十一条の十二第二項において準用する第四条の二の四第一項」と、同項第二号中「前条に規定する基準」とあるのは「第五十一条の十四に掲げる基準」と、同条第二項中「別表第一」とあるのは「別表第五」と、同条第三項第二号中「法第八条の二の二第一項の権原を有する者の氏名」とあるのは「法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第一項の権原を有する者の氏名」と、同項第三号中「防火対象物点検資格者」とあるのは「防災管理点検資格者」と読み替えるものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正）

第二条　排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十一年総務省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（排煙設備に代えて用いることができる加圧防排煙設備） **第二条**　次の各号に適合する防火対象物又はその部分において、令第二十八条の規定により設置し、及び維持しなければならない排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等は、加圧防排煙設備（消防隊による活動を支援するために、火災が発生した場合に生ずる煙を有効に排除し、かつ、給気により加圧することによって、当該活動の拠点となる室への煙の侵入を防ぐことのできる設備であって、排煙口、給気口、給気機等により構成されるものをいう。以下同じ。）とする。 ［一　略］	（排煙設備に代えて用いることができる加圧防排煙設備） **第二条**　［同上］ ［一　同上］

二　特定主要構造部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第二条第九号の二イに規定する特定主要構造部をいう。）が、耐火構造（同条第七号に規定する耐火構造をいう。）であること。 ［三・四　略］ ［２・３　略］	二　主要構造部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第二条第五号に規定する主要構造部をいう。）が、耐火構造（同条第七号に規定する耐火構造をいう。）であること。 ［三・四　同上］ ［２・３　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物で、消防法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第七号）による改正前の消防法施行令第八条の規定の適用を受けていたものについては、この省令による改正後の消防法施行規則第五条の二の規定は、適用しない。

○総務省令第二十六号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）第五条ただし書の規定に基づき、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

総務大臣　松本　剛明

非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令の一部を改正する省令

非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成十八年総務省令第百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（損害補償のうち休業補償を行わない場合） **第一条**　非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下「令」という。）第五条ただし書の総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。 ［一　略］ 二　少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は同法第六十六条の規定による決定により少年院に収容されている場合	（損害補償のうち休業補償を行わない場合） **第一条**　［同上］ ［一　同上］ 二　少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第六十六条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○総務省令第二十七号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和六年厚生労働省令第四号）の施行に伴い、及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）別表第九号の規定に基づき、地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

総務大臣　松本　剛明

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令（平成二十九年総務省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
（法別表第九号の総務省令で定める事務） **第九条**　法別表第九号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～四十四　略］ ［削る］ ［削る］ ［削る］ ［削る］	（法別表第九号の総務省令で定める事務） **第九条**　法別表第九号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～四十四　同上］ 四十五　国民健康保険法施行規則附則第三条第一項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 四十六　国民健康保険法施行規則附則第五条第一項若しくは第三項の規定による届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査又は同条第四項の規定による確認 四十七　国民健康保険法施行規則附則第六条第一項若しくは第二項の規定による届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査又は同条第三項の規定による確認 四十八　国民健康保険法施行規則附則第七条第一項の規定による被保険者証の交付又は同条第二項の規定による被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡し
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○総務省令第二十八号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第三十八条の二第三項並びに第百四十四条の三十三第一項第二号及び第三号並びに地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十七条第二項の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

総務大臣　松本　剛明

地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令

（地方公務員等共済組合法施行規則の一部改正）

第一条　地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務） **第二条の十**　［略］ 2　法第百四十四条の三十三第一項第二号の総務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。 ［一・二　略］ 三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第三十条の三第一号から第五号まで及び第七号から第十号までに規定する事務 3　法第百四十四条の三十三第一項第三号の総務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。 ［一・二　略］ 三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）第三十一条の二の二各号に規定する事務 （法第三十八条の二第三項に規定する総務省令で定める事業） **第十一条の七の二**　法第三十八条の二第三項に規定する総務省令で定める事業は、次のとおりとする。 ［一・二　略］ 三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号の規定により組合及び市町村連合会が同法第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムを使用するために必要となる情報システムの開発及び運用に関する事業 ［四～八　略］	（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務） **第二条の十**　［同上］ ［2　同上］ ［一・二　同上］ 三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第三十条の二第一号から第五号まで及び第七号から第十号までに規定する事務 ［3　同上］ ［一・二　同上］ 三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）第三十一条の二各号に規定する事務 （法第三十八条の二第三項に規定する総務省令で定める事業） **第十一条の七の二**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第七号の規定により組合及び市町村連合会が同法第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムを使用するために必要となる情報システムの開発及び運用に関する事業 ［四～八　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （令和六年度の地方公共団体の負担金） **第二条**　地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十七条第二項に規定する総務省令で定める金額のうち、地方公共団体が令和六年度において負担すべき金額は、令和六年四月一日における当該地方公共団体の議会の議員の改正法附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会（以下「存続共済会」という。）の定款で定める標準報酬月額に同日における当該地方公共団体の議会の議員の数を乗じて得た金額に相当する金額に次の各号に掲げる地方公共団体の議会の議員の区分に従い、当該各号に掲げる率を乗じて得た金額に十二を乗じて得た金額に相当する金額とする。 一　都道府県の議会の議員　百分の十六・三 二　市（特別区を含む。）の議会の議員　百分の二十九・三 三　町村の議会の議員　百分の二十九・三 2　前項の場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に掲げる日における地方公共団体の議会の議員の数を令和六年四月一日における当該地方公共団体の議会の議員の数とみなす。 一　地方公共団体の議会の議員が、令和六年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の議員の任期満了により退職し、同年四月一日において在職していないとき　当該任期満了の日 二　地方公共団体の議会の議員が、令和六年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の解散により、又は選挙無効の決定、裁決若しくは判決が確定したことにより退職し、同年四月一日において在職していないとき　当該退職の日 三　令和六年四月一日までに市町村の廃置分合が行われ、同月二日以後に新たに設置された市町村の議会の議員の一般選挙が行われたとき　当該市町村の議会の議員の一般選挙の日 四　令和六年四月一日までに市町村の廃置分合又は境界変更の処分が行われ、同月二日以後に当該廃置分合又は境界変更の処分に伴い行われる市町村の議会の議員の増員選挙が行われたとき　当該市町村の議会の議員の増員選挙の日	**附　則** （令和五年度の地方公共団体の負担金） **第二条**　地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十七条第二項に規定する総務省令で定める金額のうち、地方公共団体が令和五年度において負担すべき金額は、令和五年四月一日における当該地方公共団体の議会の議員の改正法附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会（以下「存続共済会」という。）の定款で定める標準報酬月額に同日における当該地方公共団体の議会の議員の数を乗じて得た金額に相当する金額に次の各号に掲げる地方公共団体の議会の議員の区分に従い、当該各号に掲げる率を乗じて得た金額に十二を乗じて得た金額に相当する金額とする。 一　都道府県の議会の議員　百分の十八・三 二　市（特別区を含む。）の議会の議員　百分の三十一・五 三　町村の議会の議員　百分の三十一・五 2　前項の場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に掲げる日における地方公共団体の議会の議員の数を令和五年四月一日における当該地方公共団体の議会の議員の数とみなす。 一　地方公共団体の議会の議員が、令和五年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の議員の任期満了により退職し、同年四月一日において在職していないとき　当該任期満了の日 二　地方公共団体の議会の議員が、令和五年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の解散により、又は選挙無効の決定、裁決若しくは判決が確定したことにより退職し、同年四月一日において在職していないとき　当該退職の日 三　令和五年四月一日までに市町村の廃置分合が行われ、同月二日以後に新たに設置された市町村の議会の議員の一般選挙が行われたとき　当該市町村の議会の議員の一般選挙の日 四　令和五年四月一日までに市町村の廃置分合又は境界変更の処分が行われ、同月二日以後に当該廃置分合又は境界変更の処分に伴い行われる市町村の議会の議員の増員選挙が行われたとき　当該市町村の議会の議員の増員選挙の日

3　前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額については、次の表の上欄に掲げる金額をそれぞれ同表の下欄に掲げる月の二十日までに、存続共済会に払い込まなければならない。

前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の五に相当する金額	令和六年五月
前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の二に相当する金額	令和六年八月
前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の二に相当する金額	令和六年十一月
前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額から、当該金額のうち当該年度において既に払込みをした金額を控除した金額	令和七年二月

備考　表中の［　］の記載は注記である。

3　前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額については、次の表の上欄に掲げる金額をそれぞれ同表の下欄に掲げる月の二十日までに、存続共済会に払い込まなければならない。

［同上］	令和五年五月
［同上］	令和五年八月
［同上］	令和五年十一月
［同上］	令和六年二月

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○総務省令第二十九号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

総務大臣　松本　剛明

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（サイバーセキュリティ・情報化推進室及び企画官）

第四条　企画課に、サイバーセキュリティ・情報化推進室及び企画官二人を置く。

２　サイバーセキュリティ・情報化推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　総務省の所掌事務に関する政策のうち、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第二十二条第二項第一号及び第六十一条第六項において同じ。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する政策の企画及び立案に関する総合調整に関すること。

［二　略］

［３・４　略］

（企画官）

第十八条の三　政策評価課に、企画官二人を置く。

［２　略］

（公営企業経営室及び準公営企業室）

第三十一条　公営企業課に、公営企業経営室及び準公営企業室を置く。

２　公営企業経営室は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～七　略］

八　水道事業等に係る公営企業型地方独立行政法人に関すること。

［３　略］

４　準公営企業室は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～七　略］

八　その他事業に係る公営企業型地方独立行政法人に関すること。

［５　略］

（研究推進室及び革新的情報通信技術開発推進室並びに企画官、技術企画調整官及びイノベーション推進官）

第三十七条　技術政策課に、研究推進室及び革新的情報通信技術開発推進室並びに企画官、技術企画調整官及びイノベーション推進官それぞれ一人を置く。

［２～５　略］

６　企画官は、命を受けて、技術政策課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。

７　［略］

８　［略］

改正前

（サイバーセキュリティ・情報化推進室及び企画官）

第四条　［同上］

２　［同上］

一　総務省の所掌事務に関する政策のうち、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下この号、第二十二条第二項第一号及び第六十一条第六項において同じ。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する政策の企画及び立案に関する総合調整に関すること。

［二　同上］

［３・４　同上］

（企画官）

第十八条の三　政策評価課に、企画官三人を置く。

［２　同上］

（公営企業経営室及び準公営企業室）

第三十一条　［同上］

２　［同上］

［一～七　同上］

［新設］

［３　同上］

４　［同上］

［一～七　同上］

［新設］

［５　同上］

（研究推進室及び革新的情報通信技術開発推進室並びに技術企画調整官及びイノベーション推進官）

第三十七条　技術政策課に、研究推進室及び革新的情報通信技術開発推進室並びに技術企画調整官及びイノベーション推進官それぞれ一人を置く。

［２～５　同上］

［新設］

６　［同上］

７　［同上］

（企画官及び外資規制審査官）

第四十八条　放送政策課に、企画官及び外資規制審査官それぞれ一人を置く。

［２　略］

３　外資規制審査官は、命を受けて、放送に係る無線局免許等関係事務（無線局の免許又は登録をする事務をいう。以下同じ。）に関することのうち特定事項を処理する。

（国際放送推進室及び地域放送推進室並びに技術企画官）

第五十一条　衛星・地域放送課に、国際放送推進室及び地域放送推進室並びに技術企画官一人を置く。

２　国際放送推進室は、衛星・地域放送課の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国際放送に係る無線局免許等関係事務に関すること。

［二～四　略］

［３～６　略］

（検査監理室及び貯金保険室並びに地域貢献推進官）

第五十三条　企画課に、検査監理室及び貯金保険室並びに地域貢献推進官一人を置く。

［２～６　略］

７　地域貢献推進官は、命を受けて、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

（情報利用企画室並びに調査官及び統計データ二次的利用推進企画官）

第六十九条　統計情報利用推進課に、情報利用企画室並びに調査官及び統計データ二次的利用推進企画官それぞれ一人を置く。

２　情報利用企画室は、統計の利用に必要な情報の収集及び提供に関する事務のうち、提供の方法の高度化及び地理情報に係るものに関する事務をつかさどる。

３　情報利用企画室に、室長を置く。

４　［略］

５　［略］

（調査官及び首席統計情報官）

第七十一条　調査企画課に、調査官及び首席統計情報官それぞれ一人を置く。

［削る］

（企画官及び外資規制審査官）

第四十八条　［同上］

［２　同上］

３　外資規制審査官は、命を受けて、放送に係る無線局免許等関係事務に関することのうち特定事項を処理する。

（国際放送推進室及び地域放送推進室並びに技術企画官）

第五十一条　［同上］

２　［同上］

一　国際放送に係る無線局免許等関係事務（無線局の免許又は登録をする事務をいう。以下同じ。）に関すること。

［二～四　同上］

［３～６　同上］

（検査監理室及び貯金保険室）

第五十三条　企画課に、検査監理室及び貯金保険室を置く。

［２～６　同上］

［新設］

（調査官及び統計データ二次的利用推進企画官）

第六十九条　統計情報利用推進課に、調査官及び統計データ二次的利用推進企画官それぞれ一人を置く。

［新設］

［新設］

２　［同上］

３　［同上］

（地理情報室並びに調査官及び首席統計情報官）

第七十一条　調査企画課に、地理情報室並びに調査官及び首席統計情報官それぞれ一人を置く。

２　地理情報室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　統計調査に関する地理情報の整備及び利用に関すること。

二　小地域区分に係る二次的統計の作成に関すること。

［削る］

２　［略］

３　［略］

（企画官等）

第七十五条　本省に、企画官三人、調査官六人、国際研修協力官一人、国際統計交渉官一人、恩給経理官一人、恩給審査官一人、恩給審理官一人、恩給相談官一人、恩給支給官一人及び情報処理調整官一人を置く。

［２・３　略］

４　調査官のうち三人は、命を受けて、統計審査官の職務のうち重要事項についての調査、企画及び立案を助ける。

５　調査官のうち二人は、命を受けて、恩給管理官の職務のうち重要事項についての調査を助ける。

［６～13　略］

（企画官）

第七十六条　本省に、企画官二人を置く。

［２　略］

（情報通信政策研究所に置く部等）

第百八十六条　情報通信政策研究所に、次の二部及び総合企画推進官一人を置く。

総務・研修部
調査研究部

（総務・研修部の所掌事務）

第百八十七条　総務・研修部は、情報通信政策研究所の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十一　略］

十二　研修の計画及び実施に関すること。

［十三　略］

十四　研修を受けるため情報通信政策研究所に入所する者（第百九十条第五号において「研修生」という。）の規律及び試験に関すること。

［十五　略］

３　地理情報室に、室長を置く。

４　［同上］

５　［同上］

（企画官等）

第七十五条　［同上］

［２・３　同上］

４　調査官のうち二人は、命を受けて、統計審査官の職務のうち重要事項についての調査、企画及び立案を助ける。

５　調査官のうち三人は、命を受けて、恩給管理官の職務のうち重要事項についての調査を助ける。

［６～13　同上］

（企画官）

第七十六条　本省に、企画官一人を置く。

［２　同上］

（情報通信政策研究所に置く部）

第百八十六条　情報通信政策研究所に、次の三部を置く。

総務部
調査研究部
研修部

（総務部の所掌事務）

第百八十七条　総務部は、情報通信政策研究所の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十一　同上］

十二　研修の計画に関すること（研修部の所掌に属するものを除く。）。

［十三　同上］

十四　研修を受けるため情報通信政策研究所に入所する者（以下この号及び第百九十条第四号において「研修生」という。）の規律及び試験に関すること。

［十五　同上］

（総務・研修部に置く課等）

第百八十八条　総務・研修部に、次の二課及び研修管理官一人を置く。

総務課

企画課

（総務課の所掌事務）

第百八十九条　総務課は、情報通信政策研究所の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～五　略］

六　総合調整に関すること（企画課の所掌に属するものを除く。）。

［七～九　略］

十　行政財産及び物品の管理に関すること（企画課の所掌に属するものを除く。）。

［十一～十三　略］

（企画課の所掌事務）

第百九十条　企画課は、情報通信政策研究所の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一　総合調整に関すること（政策の企画及び立案に関するものに限る。）。

二　［略］

三　研修の計画に関すること（研修管理官の所掌に属するものを除く。）。

四　［略］

五　［略］

（研修管理官の職務）

第百九十一条　研修管理官は、命を受けて、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する事務に従事するため必要な研修の計画の作成及び実施その他の研修に関する事務を行う。

（総合企画推進官の職務）

第百九十三条　総合企画推進官は、命を受けて、情報通信政策研究所の所掌事務のうち重要事項についての調査、企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

（研究部に置く課）

第二百二条　研究部に、次の二課を置く。

研究開発課

統計作成支援課

（研究開発課の所掌事務）

第二百三条　研究開発課は、統計研究研修所の所掌事務に関し、統計技術の研究に関する事務（統計作成支援課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（総務部に置く課）

第百八十八条　総務部に、次の二課を置く。

総務課

教務課

（総務課の所掌事務）

第百八十九条　［同上］

［一～五　同上］

六　総合調整に関すること。

［七～九　同上］

十　行政財産及び物品の管理に関すること（教務課の所掌に属するものを除く。）。

［十一～十三　同上］

（教務課の所掌事務）

第百九十条　教務課は、情報通信政策研究所の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

［新設］

一　［同上］

二　研修の計画に関すること（研修部の所掌に属するものを除く。）。

三　［同上］

四　［同上］

第百九十一条　削除

（研修部の所掌事務）

第百九十三条　研修部は、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する事務に従事するため必要な研修の計画の作成及び実施をつかさどる。

（研究部に置く課）

第二百二条　研究部に、次の二課を置く。

研究開発課

統計技術向上支援課

（研究開発課の所掌事務）

第二百三条　研究開発課は、統計研究研修所の所掌事務に関し、統計技術の研究に関する事務（統計技術向上支援課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（統計作成支援課の所掌事務）

第二百四条　統計作成支援課は、統計研究研修所の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

［一・二　略］

（統計技術向上支援課の所掌事務）

第二百四条　統計技術向上支援課は、統計研究研修所の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

［一・二　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十八条の三第一項の改正規定は、令和六年七月一日から施行する。

○総務省令第三十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

総務大臣　松本　剛明

総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令

総務省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府・郵政省・自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後

別表（第八条関係）

補助金等の名称等	処分を制限する財産の名称		処分制限期間（年）
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
［略］	［略］	［略］	［略］
マイナンバーカード交付事業費補助金 マイナンバーカード交付事務費補助金 ［略］	［略］	［略］	［略］
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金			

改　正　前

別表（第八条関係）

補助金等の名称等	処分を制限する財産の名称		処分制限期間（年）
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
個人番号カード交付事業費補助金 個人番号カード交付事務費補助金 ［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金			

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、令和五年度に取得した財産からこれを適用する。

○総務省令第三十一号

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和五年法律第八十七号）の施行に伴い、電気通信事業法第百十六条の五の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

総務大臣　松本　剛明

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（帳簿） **第四十条の八の十三**　法第百十六条の五の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。 ［一・二　略］ 三　国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第十八条第八項の規定により読み替えて適用する法第百十六条の二第二項第三号の業務に係る次に掲げる事項（国立研究開発法人情報通信研究機構法第十八条第六項第二号の委託業務を行う場合に限る。） イ　国立研究開発法人情報通信研究機構から通信履歴等の電磁的記録の提供を受けた日時 ロ　イの通信履歴等の電磁的記録の項目 ハ　イの通信履歴等の電磁的記録を証拠として行う通知の通知先の電気通信事業者の氏名又は名称 ニ　ハの通知を行つた日 ［2・3　略］	（帳簿） **第四十条の八の十三**　［同上］ ［一・二　同上］ ［新設］ ［2・3　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 この省令は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号）の施行の日から施行する。ただし、電気通信事業法施行規則第三十二条第一項第五号及び様式第二十三の改正規定は、公布の日から施行する。	**附　則** （施行期日） 1　この省令は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、電気通信事業法施行規則第三十二条第一項第五号及び様式第二十三の改正規定は、公布の日から施行する。 （認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務に係る読替え） 2　改正法第一条の規定による改正後の電気通信事業法第百十六条の二第二項に規定する認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が、改正法第二条の規定による改正後の国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）附則第八条第七項により読み替えて適用する改正法第一条の規定による改正後の電気通信事業法第百十六条の二第二項第三号の業務を行う場合における次の表の上欄に掲げる電気通信事業法施行規則の規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十条の八の八第一項	二　法第百十六条の二第二項第二号の業務に係る次に掲げる事項 イ　提供を受けた通信履歴の電磁的記録の提供元の電気通信事業者の氏名又は名称 ロ　イの通信履歴の電磁的記録の提供を受けた日時 ハ　イの通信履歴の電磁的記録の項目 ニ　イの通信履歴の電磁的記録を用いた調査及び研究の概要	二　法第百十六条の二第二項第二号の業務に係る次に掲げる事項 イ　提供を受けた通信履歴の電磁的記録の提供元の電気通信事業者の氏名又は名称 ロ　イの通信履歴の電磁的記録の提供を受けた日時 ハ　イの通信履歴の電磁的記録の項目 ニ　イの通信履歴の電磁的記録を用いた調査及び研究の概要 ホ　ニの調査及び研究の成果の普及の概要

ホ　ニの調査及び研究の成果の普及の概要

三　国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）附則第八条第七項の規定により読み替えて適用する法第百十六条の二第二項第三号の業務に係る次に掲げる事項

イ　国立研究開発法人情報通信研究機構から通信履歴等の電磁的記録の提供を受けた日時

ロ　イの通信履歴等の電磁的記録の項目

ハ　イの通信履歴等の電磁的記録を証拠として行う通知の通知先の電気通信事業者の氏名又は名称

ニ　ハの通知を行つた日

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○総務省令第三十二号

地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）の規定に基づき、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

総務大臣　松本　剛明

地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（平成二十年総務省令第八十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第四条**　［略］ ［２～９　略］	（定義） **第四条**　［同上］ ［２～９　同上］

10　前項及び第五条において「資金」とは、現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金及び電子決済手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項第一号から第三号までに掲げるものをいい、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）第三十条第一項第五号に規定する外国電子決済手段に該当するものにあっては同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者が取り扱うものに限る。）を含む。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。）の額の合計額をいう。

［11～38　略］

（監査報告書等の記載事項）

第二十六条　前条第一項の監査報告書又は中間監査報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、会計監査人が作成の年月日を付して署名しなければならない。この場合において、当該監査報告書又は中間監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が署名しなければならない。ただし、指定証明（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。以下同じ。）又は特定証明（同法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。以下同じ。）であるときは、当該指定証明に係る指定社員（同法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。以下同じ。）又は当該特定証明に係る指定有限責任社員（同法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。以下同じ。）である業務執行社員が作成の年月日を付して署名しなければならない。

一　監査報告書　次に掲げる事項

［イ　略］

ロ　イ⑵の意見の根拠

［ハ・ニ　略］

ホ　ニの意見の根拠

［ヘ～リ　略］

ヌ　監査を実施した公認会計士（公認会計士法第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人（これらの者と同一のネットワーク（共通の名称を用いるなどしてその業務を行う公認会計士若しくは監査法人又は公認会計士法施行規則（平成十九年内閣府令第八十一号）第三十九条第一号トに規定する外国監査事務所等を含めて構成される組織をいう。）に属する者を含む。）が機構から受け取った、又は受け取るべき報酬に関する事項

ル　［略］

10　この省令において「資金」とは、現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金を含む。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。）の合計額をいう。

［11～38　同上］

（監査報告書等の記載事項）

第二十六条　［同上］

一　［同上］

［イ　同上］

ロ　イ⑵に掲げる意見の根拠

［ハ・ニ　同上］

ホ　ニに掲げる意見の根拠

［ヘ～リ　同上］

［新設］

ヌ　［同上］

二　中間監査報告書　次に掲げる事項

［イ　略］

ロ　イ(2)の意見の根拠

［ハ～ト　略］

2　第一項第一号イ(2)の意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

［一～三　略］

3　第一項第一号ロの意見の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。

［一・二　略］

三　第一項第一号イ(2)の意見が前項第二号に掲げる意見の区分である場合には、次のイ又はロに掲げる事項

［イ・ロ　略］

四　第一項第一号イ(2)の意見が前項第三号に掲げる意見の区分である場合には、監査の対象となった財務諸表が不適正である理由

4　第一項第一号へのその他の記載内容（法第三十六条第二項の規定により提出される事業報告書の記載内容並びに同条第三項の規定により作成される説明書類のうち財務諸表及び監査報告書以外の記載内容をいう。以下この項において同じ。）に関する事項は、次に掲げる事項について記載するものとする。

［一～五　略］

5　第一項第一号トの追記情報は、会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象その他の事項であって、監査を実施した会計監査人が強調し、又は説明することが適当と判断した事項についてそれぞれ区分して記載するものとする。

6　第一項第一号チの理事長及び監事の責任は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める事項を記載するものとする。

［一・二　略］

7　第一項第一号リの監査を実施した会計監査人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

［一～八　略］

二　中間監査報告書　次に掲げる事項

［イ　略］

ロ　イ(2)に掲げる意見の根拠

［ハ～ト　同上］

2　第一項第一号イ(2)に掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

［一～三　同上］

3　第一項第一号ロに掲げる意見の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。

［一・二　同上］

三　第一項第一号イ(2)に掲げる意見が前項第二号に掲げる意見の区分である場合には、次のイ又はロに掲げる事項

［イ・ロ　同上］

四　第一項第一号イ(2)に掲げる意見が前項第三号に掲げる意見の区分である場合には、監査の対象となった財務諸表が不適正である理由

4　第一項第一号へに掲げるその他の記載内容（法第三十六条第二項の規定により提出される事業報告書の記載内容並びに同条第三項の規定により作成される説明書類のうち財務諸表及び監査報告書以外の記載内容をいう。以下この項において同じ。）に関する事項は、次に掲げる事項について記載するものとする。

［一～五　同上］

5　第一項第一号へに掲げる追記情報は、会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象その他の事項であって、監査を実施した会計監査人が強調し、又は説明することが適当と判断した事項についてそれぞれ区分して記載するものとする。

6　第一項第一号トに掲げる理事長及び監事の責任は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める事項を記載するものとする。

［一・二　同上］

7　第一項第一号チに掲げる監査を実施した会計監査人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

［一～八　同上］

8　第一項第二号イ(2)の意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

［一～三　略］

9　第一項第二号ロの意見の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。

［一・二　略］

三　第一項第二号イ(2)の意見が前項第二号に掲げる意見の区分である場合には、次のイ又はロに掲げる事項

［イ・ロ　略］

四　第一項第二号イ(2)の意見が前項第三号に掲げる意見の区分である場合には、中間監査の対象となった中間財務諸表が有用な情報を表示していない理由

10　第一項第二号ニの追記情報は、会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等その他の事項であって、中間監査を実施した会計監査人が強調し、又は説明することが適当と判断した事項についてそれぞれ区分して記載するものとする。

11　第一項第二号ホの理事長及び監事の責任は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める事項を記載するものとする。

［一・二　略］

12　第一項第二号への中間監査を実施した会計監査人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

［一～八　略］

［13　略］

様式第三号

［略］

第１［略］

第２【事業の状況】

［１～４　略］

５【重要な契約等】

［第３～第６　略］

（記載上の注意）　［略］

8　第一項第二号イ(2)に掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

［一～三　同上］

9　第一項第二号ロに掲げる意見の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。

［一・二　同上］

三　第一項第二号イ(2)に掲げる意見が前項第二号に掲げる意見の区分である場合には、次のイ又はロに掲げる事項

［イ・ロ　同上］

四　第一項第二号イ(2)に掲げる意見が前項第三号に掲げる意見の区分である場合には、中間監査の対象となった中間財務諸表が有用な情報を表示していない理由

10　第一項第二号ニに掲げる追記情報は、会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等その他の事項であつて、中間監査を実施した会計監査人が強調し、又は説明することが適当と判断した事項についてそれぞれ区分して記載するものとする。

11　第一項第二号ホに掲げる理事長及び監事の責任は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める事項を記載するものとする。

［一・二　同上］

12　第一項第二号へに掲げる中間監査を実施した会計監査人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

［一～八　同上］

［13　同上］

様式第三号

［同左］

第１［同左］

第２【事業の状況】

［１～４　同左］

５【経営上の重要な契約等】

［第３～第６　同左］

（記載上の注意）　［同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（以下「新省令」という。）第四条の規定は、令和六年三月三十一日に終了する事業年度に係る財務諸表から適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

第三条　新省令第二十六条の規定は、令和六年三月三十一日に終了する事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下この条において「財務諸表等」という。）の監査証明から適用し、同日前に終了する事業年度に係る財務諸表等の監査証明については、なお従前の例による。

第四条　新省令様式第三号は、令和七年三月三十一日に終了する事業年度に係る法第三十六条第三項に規定する説明資料（以下この条において「説明資料」という。）について適用し、同日前に終了する事業年度に係る説明資料については、なお従前の例による。

○総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第一号

地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）第十四条の規定に基づき、地域伝統芸能等を活用した行事等に係る支援事業実施機関に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

総務大臣　松本　剛明
文部科学大臣　盛山　正仁
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

地域伝統芸能等を活用した行事等に係る支援事業実施機関に関する省令の一部を改正する省令

地域伝統芸能等を活用した行事等に係る支援事業実施機関に関する省令（平成四年文部省、農林水産省、通商産業省、運輸省、令第一号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（身分証明書の様式）

第五条　法第十二条第二項の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第５条関係）

（第１面）

第　　号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職　　名
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日生

写
真

年　　月　　日交付
年　　月　　日限り有効

発　行　者　　印

（第２面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法　令　の　条　項	該当の有無

（備考）１　この証明書は、用紙１枚で作成することとする。

２　法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。

３　該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。

４　記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第２面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。

５　裏面には、参照条文を記載することができる。

６　この証明書の記載事項については、必要に応じて英文を併記の上、発行することができる。

○法務省令第十三号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三第四号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

法務大臣　小泉　龍司

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（中長期在留者に当たらない者）	（中長期在留者に当たらない者）
第十九条の五　法第十九条の三第四号に規定する法務省令で定める者は、次に掲げるとおりとする。	**第十九条の五**　法第十九条の三第四号に規定する法務省令で定める者は、次に掲げるとおりとする。
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　特定活動の在留資格を決定された者であつて、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体との雇用契約に基づいて、本邦において情報通信技術を用いて当該団体の外国にある事業所における業務に従事する活動又は外国にある者に対し、情報通信技術を用いて役務を有償で提供し、若しくは物品等を販売等する活動（本邦に入国しなければ提供又は販売等できないものを除く。）を特に指定されたもの	［号を加える。］
四　特定活動の在留資格を決定された者であつて、前号に規定する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動を特に指定されたもの	［号を加える。］
備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和六年三月三十一日から施行する。

○法務省・国土交通省令第一号

積立式宅地建物販売業法施行令（昭和四十六年政令第三百四十五号）第十四条の規定に基づき、積立式宅地建物販売業者営業保証金規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

法務大臣　小泉　龍司
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

積立式宅地建物販売業者営業保証金規則の一部を改正する省令

積立式宅地建物販売業者営業保証金規則（昭和四十六年法務省建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（公告） **第十条**　法第三十一条第三項の規定による公告は、国土交通大臣がする場合にあつては、インターネットの利用その他の適切な方法により行うほか、その旨を官報に掲載して行うものとし、都道府県知事がする場合にあつては、当該都道府県知事が定める方法によつて行うものとする。	（公告） **第十条**　法第三十一条第三項の規定による公告は、国土交通大臣がする場合にあつては、積立式宅地建物販売業者の主たる事務所の存する都道府県の掲示場に掲示するとともに、その旨を官報に掲載して行なうものとし、都道府県知事がする場合にあつては、当該都道府県知事が定める方法によつて行なうものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○外務省令第三号

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）第二章から第四章、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行令（令和四年政令第二百五十四号）第一条第一項第二号及び関係法令の規定に基づき、外務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

外務大臣　上川　陽子

外務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和五年外務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（趣旨） **第一条**　外務省の所管する法令に係る歳入等の納付を、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（以下「法」という。）に基づき情報通信技術を利用する方法により行わせる場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。	（趣旨） **第一条**　外務省の所管する法令に係る歳入等の納付を、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（以下「法」という。）第四条の規定に基づき情報通信技術を利用して指定納付受託者に委託して納付する方法により行わせる場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。

〔削除〕

（法第三条の主務省令で定める歳入等の納付）

第二条　法第三条の主務省令で定める歳入等の納付は、別表に掲げる歳入等の納付とする。

（法第四条の主務省令で定める歳入等の納付）

第三条　法第四条の主務省令で定める歳入等の納付は、次に掲げる歳入等の納付とする。

一　旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条の規定による手数料

二　旅券法第二十条の二の規定による手数料（この場合において、当該手数料は、旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第五条第四項の規定により、同項に定める額を邦貨をもって納付するものとする。）

三　領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条の規定による手数料（この場合において、当該手数料は、同条第五項の規定により、同条第六項に定める額を邦貨をもって納付するものとする。）

（情報通信技術を利用して自ら納付した場合の在外公館の手続等）

第四条　第二条に定める方法により歳入等を納付しようとする者（以下「納入者」という。）がこれを納付した場合には、納入者は、在外公館における収入官吏及び出納員（以下「在外公館の収入官吏等」という。）に対し、納入者が当該歳入等の払込みを依頼した銀行その他の金融機関又は当該金融機関が通知した情報に基づいて発行した払込みの事実を確認する書面（納付金額、納付年月日、振込先口座及び振込人の氏名（これに相当するものを含む。）が記載された書面をいう。）を提出するものとする。

この場合において納入者は、当該書面に代えて、同書面に記載された情報が記録された電磁的記録を提出する（電子メール等の電磁的方法によって提出する場合を含む）こともできる。なお、電磁的方法によって提出した場合には、在外公館の使用する電子計算機に備え付けられたファイルへの記録がされた時に、在外公館の収入官吏等に到達したものとみなす。

2　在外公館の収入官吏等は、前項により納入者から提出された書面の情報と別表の銀行が在外公館の収入官吏等に通知する当該払込みに係る情報とを照合し、一致することを確認した場合には、納入者が在外公館の窓口で現金により納付した場合に準じ収納に必要な処理をするものとする。なお、在外公館の収入官吏等が領収を証する書類を電磁的記録で作成する場合は、記名押印に代えて電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項の電子署名をいう。）を行うものとする。

（定義）

第二条　この省令で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

〔新設〕

（法第四条の主務省令で定める歳入等の納付）

第三条　法第四条の主務省令で定める歳入等の納付は、次に掲げる歳入等の納付とする。

一　旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条の規定による手数料

二　旅券法第二十条の二の規定による手数料（この場合において、当該手数料は、旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第五条第四項の規定により、同項に定める額を邦貨をもって納付するものとする。）

三　領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条の規定による手数料（この場合において、当該手数料は、同条第五項の規定により、同条第六項に定める額を邦貨をもって納付するものとする。）

〔新設〕

３　在外公館の収入官吏等は、前項の照合の結果納付金額に誤りがあるときは、当該誤りの内容を在外公館の歳入徴収官に報告し、当該報告を受けた在外公館の歳入徴収官は、歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）第七条第一項又は第三項に基づき、直ちに当該誤りの増加額又は減少額の調査決定を行うとともに、増加額の徴収又は減少額の還付のため必要な処理を行うものとする。この場合において、在外公館の歳入徴収官が徴収のため増加額に相当する金額について調査決定をしたときは、反対給付の際に、納入者に対し、歳入徴収官事務規程第十条に基づく口頭による納入の告知により当該増加額に係る債権が発生すると同時に、在外公館の収入官吏等に当該増加額を納付させるものとする。

（指定納付受託者に対する納付の委託の方法）

第五条　法第五条第一号イの主務省令で定める事項は、歳入等の納付の通知に記載された番号その他の当該歳入等を特定するに足りる情報とする。

２　法第五条第一号ロの主務省令で定める事項は、当該納付をしようとする者のクレジットカード等（それを提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務の提供の事業を営む者から有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号をいう。以下この項において同じ。）の番号及び有効期限その他の当該クレジットカード等を使用する方法による決済に関し必要な事項とする。

（納付受託の通知の方法）

第六条　指定納付受託者は、法第五条第一号に規定する方法による委託を受けた場合には、法第六条第一項の規定により、電子情報処理組織を使用する方法（外務省を通じて通知する方法を含む。）により通知しなければならない。

（指定納付受託者の報告事項）

第七条　法第六条第二項第三号の主務省令で定める事項は、同項第一号に規定する期間において受けた法第五条の規定による委託に係る歳入等の納付年月日とする。

（指定納付受託者の納付に係る納付期日）

第八条　法第六条第三項の主務省令で定める日は、指定納付受託者が法第五条の規定により委託を受けた日の翌日から起算して十一取引日（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十五条第一項に規定する休日以外の日をいう。以下この条において同じ。）を経過した最初の取引日（災害その他やむを得ない理由によりその日までに納付することができないと外務大臣が認める場合には、その承認する日。）とする。

（指定納付受託者に対する納付の委託の方法）

第四条　法第五条第一号イの主務省令で定める事項は、歳入等の納付の通知に記載された番号その他の当該歳入等を特定するに足りる情報とする。

２　法第五条第一号ロの主務省令で定める事項は、当該納付をしようとする者のクレジットカード等（それを提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務の提供の事業を営む者から有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号をいう。以下この項において同じ。）の番号及び有効期限その他の当該クレジットカード等を使用する方法による決済に関し必要な事項とする。

（納付受託の通知の方法）

第五条　指定納付受託者は、法第五条第一号に規定する方法による委託を受けた場合には、法第六条第一項の規定により、電子情報処理組織を使用する方法（外務省を通じて通知する方法を含む。）により通知しなければならない。

（指定納付受託者の報告事項）

第六条　法第六条第二項第三号の主務省令で定める事項は、同項第一号に規定する期間において受けた法第五条の規定による委託に係る歳入等の納付年月日とする。

（指定納付受託者の納付に係る納付期日）

第七条　法第六条第三項の主務省令で定める日は、指定納付受託者が法第五条の規定により委託を受けた日の翌日から起算して十一取引日（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十五条第一項に規定する休日以外の日をいう。以下この条において同じ。）を経過した最初の取引日（災害その他やむを得ない理由によりその日までに納付することができないと外務大臣が認める場合には、その承認する日。）とする。

（指定納付受託者の基準）

第九条　情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行令（次条第二項において「令」という。）第一条第一項第二号の主務省令で定める基準は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であることとする。

一　債務超過の状態にないこと。

二　委託を受ける歳入等に係る納付事務を適切かつ確実に実施するのに必要な資力を有すること。

三　納付事務において取り扱う割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第三十五条の十六第一項に規定するクレジットカード番号等について、同項に規定する措置を講ずることができると認められる者であること。

四　納付事務において取り扱う個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下この号において同じ。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることができると認められる者であること。

五　納付事務に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保のために必要な措置を講ずることができると認められる者であること。

六　法第八条第五項に基づき納付事務の一部を第三者に委託する場合において、委託先に対する指導その他の委託した納付事務の適切かつ確実な実施を確保するために必要な措置を講ずることができると認められる者であること。

七　公租公課又は公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。）の納付若しくは収納に関する事務処理又はこれに準ずる事務処理について相当の実績を有すること。

（指定納付受託者の指定の手続）

第十条　法第八条第一項の規定により指定納付受託者の指定を受けようとする者は、その名称、住所又は事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号（同項に規定する法人番号を有しない者にあっては、その名称及び住所又は事務所の所在地。）並びに委託を受ける歳入等の種類を記載した申請書を外務大臣に提出しなければならない。

（指定納付受託者の基準）

第八条　情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行令（次条第二項において「令」という。）第一条第一項第二号の主務省令で定める基準は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であることとする。

一　債務超過の状態にないこと。

二　委託を受ける歳入等に係る納付事務を適切かつ確実に実施するのに必要な資力を有すること。

三　納付事務において取り扱う割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第三十五条の十六第一項に規定するクレジットカード番号等について、同項に規定する措置を講ずることができると認められる者であること。

四　納付事務において取り扱う個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下この号において同じ。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることができると認められる者であること。

五　納付事務に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保のために必要な措置を講ずることができると認められる者であること。

六　法第八条第五項に基づき納付事務の一部を第三者に委託する場合において、委託先に対する指導その他の委託した納付事務の適切かつ確実な実施を確保するために必要な措置を講ずることができると認められる者であること。

七　公租公課又は公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。）の納付若しくは収納に関する事務処理又はこれに準ずる事務処理について相当の実績を有すること。

（指定納付受託者の指定の手続）

第九条　法第八条第一項の規定により指定納付受託者の指定を受けようとする者は、その名称、住所又は事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号（同項に規定する法人番号を有しない者にあっては、その名称及び住所又は事務所の所在地。）並びに委託を受ける歳入等の種類を記載した申請書を外務大臣に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、申請者の定款の謄本、登記事項証明書並びに申請日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告又はこれらに準ずるものその他申請者が令第一条第一項に規定する要件に該当することを証する書面（以下この項において「定款等」という。）を添付しなければならない。ただし、外務大臣が、インターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合をその使用に係る電子計算機に入力することによって、自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）に記録されている情報のうち定款等の内容を閲覧し、かつ、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができる場合については、この限りでない。

３　外務大臣は、法第八条第一項の申請があった場合において、その申請につき指定をしたときはその旨を、指定をしないこととしたときはその旨及びその理由を当該申請をした者に通知しなければならない。

（指定納付受託者の指定に係る公示事項）

第十一条　法第八条第二項の主務省令で定める事項は、外務大臣が同条第一項の規定による指定をした日及び納付事務の開始の日とする。

（指定納付受託者の名称等の変更の届出）

第十二条　指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、法第八条第三項の規定により、変更しようとする日の前日から起算して六十日前の日又はその変更を決定した日の翌日から起算して十四日後の日のいずれか早い日までに、その旨を記載した届出書を外務大臣に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、申請者の定款の謄本、登記事項証明書並びに申請日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告又はこれらに準ずるものその他申請者が令第一条第一項に規定する要件に該当することを証する書面（以下この項において「定款等」という。）を添付しなければならない。ただし、外務大臣が、インターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合をその使用に係る電子計算機に入力することによって、自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）に記録されている情報のうち定款等の内容を閲覧し、かつ、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができる場合については、この限りでない。

３　外務大臣は、法第八条第一項の申請があった場合において、その申請につき指定をしたときはその旨を、指定をしないこととしたときはその旨及びその理由を当該申請をした者に通知しなければならない。

（指定納付受託者の指定に係る公示事項）

第十条　法第八条第二項の主務省令で定める事項は、外務大臣が同条第一項の規定による指定をした日及び納付事務の開始の日とする。

（指定納付受託者の名称等の変更の届出）

第十一条　指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、法第八条第三項の規定により、変更しようとする日の前日から起算して六十日前の日又はその変更を決定した日の翌日から起算して十四日後の日のいずれか早い日までに、その旨を記載した届出書を外務大臣に提出しなければならない。

（帳簿の書式等）

第十三条　法第九条の帳簿の様式は、別記様式とする。

２　指定納付受託者は、前項の帳簿を、最終の記載の日から五年間保存しなければならない。

３　民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下この条において「電子文書法」という。）第三条第一項の主務省令で定める保存（電子文書法第二条第五号に規定する保存をいう。以下この項から第五項までにおいて同じ。）は、法第九条の規定に基づく書面の保存とする。

４　民間事業者等（電子文書法第二条第一号に規定する民間事業者等をいう。以下この項、第五項及び第七項において同じ。）が、電子文書法第三条第一項の規定に基づき、前項に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一　作成（電子文書法第二条第六号に規定する作成をいう。次項から第七項までにおいて同じ。）された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次号及び第七項において同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法

二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法

（帳簿の書式等）

第十二条　法第九条の帳簿の様式は、別記様式とする。

２　指定納付受託者は、前項の帳簿を、最終の記載の日から五年間保存しなければならない。

３　民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下この条において「電子文書法」という。）第三条第一項の主務省令で定める保存（電子文書法第二条第五号に規定する保存をいう。以下この項から第五項までにおいて同じ。）は、法第九条の規定に基づく書面の保存とする。

４　民間事業者等（電子文書法第二条第一号に規定する民間事業者等をいう。以下この項、第五項及び第七項において同じ。）が、電子文書法第三条第一項の規定に基づき、前項に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一　作成（電子文書法第二条第六号に規定する作成をいう。次項から第七項までにおいて同じ。）された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次号及び第七項において同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法

二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法

５　民間事業者等が、前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できる措置を講じなければならない。

６　電子文書法第四条第一項の主務省令で定める作成は、法第九条の規定に基づく書面の作成とする。

７　民間事業者等が、電子文書法第四条第一項の規定に基づき、前項に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

（指定納付受託者に対する報告の徴収）

第十四条　外務大臣は、指定納付受託者に対し、法第十条第一項の報告を求めるときは、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示するものとする。

（指定納付受託者の指定取消の通知）

第十五条　外務大臣は、法第十一条第一項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けた者に通知しなければならない。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

５　民間事業者等が、前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できる措置を講じなければならない。

６　電子文書法第四条第一項の主務省令で定める作成は、法第九条の規定に基づく書面の作成とする。

７　民間事業者等が、電子文書法第四条第一項の規定に基づき、前項に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

（指定納付受託者に対する報告の徴収）

第十三条　外務大臣は、指定納付受託者に対し、法第十条第一項の報告を求めるときは、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示するものとする。

（指定納付受託者の指定取消の通知）

第十四条　外務大臣は、法第十一条第一項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けた者に通知しなければならない。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

別表（第二条関係）

項名	
一	歳入
	第三条各号に掲げる歳入等であって、在外公館長が、特別保管口座（出納官吏事務規程（昭和二十二年九月二十七日大蔵省令第九十五号）第三条の規定により出納官吏がその手許に保管する現金を自己の責任をもって確実な銀行に預け入れる場合に使用する口座をいう。）を納付先として指定し、又は当該特別保管口座を納入者に通知して当該口座に当該歳入金を払い込ませる歳入

○財務省令第八号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十三条の規定に基づき、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく森林環境税に係る徴収金の納付手続の特例に関する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

財務大臣　鈴木　俊一

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく森林環境税に係る徴収金の納付手続の特例に関する省令

歳入徴収官及び歳入徴収官代理は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第八条第二項又は第三項の規定により森林環境税に係る徴収金として払い込まれた額又は徴収した額を都道府県が国に払い込む場合は、別紙書式の納付書により納付させるものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

別紙書式

第一片

納付書・領収証書

国庫金　森林環境税

令和　年度　内閣府、総務省及び財務省所管

交付税及び譲与税配付金特別会計（番　号）

（取扱庁名（番　号））

区分	金額											
	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
納付額 ①												
還付額 ②												
還付金等返納額 ③												
前月調整後不足額 ④												
払込額・不足額 ⑤（①−②+③−④）												
納付金額												

（住所）

（氏名）

殿

上記金額を領収しました。

（領収日付等）

納付目的　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第８条第２項及び第３項に基づく森林環境税に係る徴収金払込金

納付期限　令和　年　月　日

納付場所　日本銀行本店・支店・代理店又は歳入代理店

注意

1　この納付書は、３枚１組となっていますから、３枚とも納付場所に提出してください。

2　納付金額を納付するときは、納付者の住所及び氏名並びに納付金額を明瞭に記入し、納付場所に提出してください。

第一一片

領収控

国庫金

森林環境税

（住所）

（氏名）

殿

令和　　年度

内閣府、総務省及び財務省所管

交付税及び譲与税配付金特別会計（番　　号）

（取扱庁名（番　　号））

納付金額の計算	区　分	金　額
	納　付　額 ①	千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
	還　付　額 ②	
	還付金等返納額 ③	
	前月調整後不足額 ④	
	払込額・不足額 ⑤（①－②＋③－④）	
納付金額		千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

納付目的

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第８条第２項及び第３項に基づく森林環境税に係る徴収金払込金

納付期限

令和　　年　　月　　日

納付場所

日本銀行本店・支店・代理店又は歳入代理店

上記金額を領収しました。

（領収日付等）

第三片

領収済通知書

国庫金

森林環境税

あて先

（歳入徴収官、歳入徴収官代理、分任歳入徴収官又は分任歳入徴収官代理官職氏名並びに所属庁名及び所在地）

（住所）

（氏名）

殿

令和　　年度

内閣府、総務省及び財務省所管

交付税及び譲与税配付金特別会計（番　　号）

（取扱庁名（番　　号））

納付金額の計算	区分	金額
	納付額 ①	
	還付額 ②	
	還付金等返納額 ③	
	前月調整後不足額 ④	
	払込額・不足額 ⑤（①－②＋③－④）	
納付金額		

（金額欄：千　百　十　億　千　百　十　万　千　百　十　円）

納付目的

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第８条第２項及び第３項に基づく森林環境税に係る徴収金払込金

納付期限

令和　　年　　月　　日

納付場所

日本銀行本店・支店・代理店又は歳入代理店

上記金額を領収しました。

（領収日付等）

備考

1　用紙の大きさは、各片ともおおむね縦11cm、横21cmとすること。

2　各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）については、複写により記入するものとする。

3　取扱庁名欄の番号は、日本銀行国庫金取扱規程（昭和22年大蔵省令第93号）第86条の2の規定又は歳入徴収官事務規程等の一部を改正する省令（昭和40年大蔵省令第67号）附則第4項の規定により日本銀行から通知を受けた歳入徴収官ごとの取扱庁番号を付するものとする。

4　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

○財務省令第九号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十三条の規定に基づき、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律に基づく特別法人事業税の納付手続の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

財務大臣　鈴木　俊一

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律に基づく特別法人事業税の納付手続の特例に関する省令の一部を改正する省令

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律に基づく特別法人事業税の納付手続の特例に関する省令（令和元年財務省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律に基づく特別法人事業税に係る徴収金の納付手続の特例に関する省令	特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律に基づく特別法人事業税の納付手続の特例に関する省令
歳入徴収官及び歳入徴収官代理は、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）第十条第三項の規定により、都道府県が特別法人事業税に係る徴収金として納付された額を国に払い込む場合は、別紙書式の納付書により納付させるものとする。	歳入徴収官及び歳入徴収官代理は、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）第十条第三項の規定により、都道府県が特別法人事業税として納付された額を国に払い込む場合は、別紙書式の納付書により納付させるものとする。
別紙書式	別紙書式

第二片

領収控

国庫金　特別法人事業税

（住所）

（氏名）

殿

令和　年度　内閣府、総務省及び財務省所管

交付税及び譲与税配付金特別会計（番　号）

（取扱庁名（番　号））

区分	金額
納付額 ①	
還付額 ②	
還付金等返納額 ③	
前月調整後不足額 ④	
払込額・不足額 ⑤（①－②＋③－④）	

納付金額

納付目的
特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第１０条第３項に基づく特別法人事業税に係る徴収金払込金

納付期限
令和　年　月　日

納付場所
日本銀行本店・支店・代理店又は歳入代理店

上記金額を領収しました。
（領収日付等）

第三片

領収済通知書

国庫金　特別法人事業税

あて先（歳入徴収官、歳入徴収官代理、分任歳入徴収官又は分任歳入徴収官代理官職氏名並びに所属庁名及び所在地）

（住所）

（氏名）

殿

令和　年度　内閣府、総務省及び財務省所管

交付税及び譲与税配付金特別会計（番　号）

（取扱庁名（番　号））

区分	金額
納付額 ①	
還付額 ②	
還付金等返納額 ③	
前月調整後不足額 ④	
払込額・不足額 ⑤（①－②＋③－④）	

納付金額

納付目的
特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第１０条第３項に基づく特別法人事業税に係る徴収金払込金

納付期限
令和　年　月　日

納付場所
日本銀行本店・支店・代理店又は歳入代理店

上記金額を領収しました。
（領収日付等）

備考

1　用紙の大きさは、各片ともおおむね縦11cm、横21cmとすること。

2　各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）については、複写により記入するものとする。

3　取扱庁名欄の番号は、日本銀行国庫金取扱規程（昭和22年大蔵省令第93号）第86条の2の規定又は歳入徴収官事務規程等の一部を改正する省令（昭和40年大蔵省令第67号）附則第4項の規定により日本銀行から通知を受けた歳入徴収官ごとの取扱庁番号を付するものとする。

4　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

第二片

領収控

国庫金　特別法人事業税

（住所）

（氏名）

殿

令和　年度　内閣府、総務省及び財務省所管

交付税及び譲与税配付金特別会計（番　号）

（取扱庁名（番　号））

区分	金額
納付額 ①	
還付額 ②	
還付金等返納額 ③	
前月調整後不足額 ④	
払込額・不足額 ⑤（①－②＋③－④）	

納付金額

納付目的
特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第１０条第３項に基づく特別法人事業税支払金

納付期限
令和　年　月　日

納付場所
日本銀行本店・支店・代理店又は歳入代理店

上記金額を領収しました。
（領収日付等）

第三片

領収済通知書

国庫金　特別法人事業税

あて先（歳入徴収官、歳入徴収官代理、分任歳入徴収官又は分任歳入徴収官代理官職氏名並びに所属庁名及び所在地）

（住所）

（氏名）

殿

令和　年度　内閣府、総務省及び財務省所管

交付税及び譲与税配付金特別会計（番　号）

（取扱庁名（番　号））

区分	金額
納付額 ①	
還付額 ②	
還付金等返納額 ③	
前月調整後不足額 ④	
払込額・不足額 ⑤（①－②＋③－④）	

納付金額

納付目的
特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第１０条第３項に基づく特別法人事業税支払金

納付期限
令和　年　月　日

納付場所
日本銀行本店・支店・代理店又は歳入代理店

上記金額を領収しました。
（領収日付等）

備考

1　用紙の大きさは、各片ともおおむね縦11cm、横21cmとすること。

2　各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）については、複写により記入するものとする。

3　取扱庁名欄の番号は、日本銀行国庫金取扱規程（昭和22年大蔵省令第93号）第86条の2の規定又は歳入徴収官事務規程等の一部を改正する省令（昭和40年大蔵省令第67号）附則第4項の規定により日本銀行から通知を受けた歳入徴収官ごとの取扱庁番号を付するものとする。

4　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

附　則

21　この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

○財務省令第十号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十三号）の一部の施行に伴い、及び予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十三条の規定に基づき、支出負担行為等取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

財務大臣　鈴木　俊一

支出負担行為等取扱規則の一部を改正する省令

支出負担行為等取扱規則（昭和二十七年大蔵省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表甲号 ［本表　略］ 備考　本表区分の主な内訳を示せば、次の通りである。		**別表甲号** ［本表　同上］ 備考　［同上］	
区分	内訳	区分	内訳
1　俸給手当の類	議員歳費・議員秘書手当・職員俸給・扶養手当・地域手当・管理職手当・初任給調整手当・通勤手当・特殊勤務手当・特地勤務手当・宿日直手当・期末手当・勤勉手当・寒冷地手当・住居手当・単身赴任手当・管理職員特別勤務手当・広域異動手当・専門スタッフ職調整手当・本府省業務調整手当・在宅勤務等手当・超過勤務手当・委員手当・非常勤職員手当・休職者給与・児童手当 ［以下略］	［同上］	議員歳費・議員秘書手当・職員俸給・扶養手当・地域手当・管理職手当・初任給調整手当・通勤手当・特殊勤務手当・特地勤務手当・宿日直手当・期末手当・勤勉手当・奨励手当・寒冷地手当・住居手当・広域異動手当・専門スタッフ職調整手当・本府省業務調整手当・超過勤務手当・委員手当・常勤職員給与・非常勤職員手当・休職者給与・児童手当・外国人留学生給与 ［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。			

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、令第二号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第二項第二号ハ及び第十三条第二項第二号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　**齋**藤　健
環境大臣　伊藤**信**太郎

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第三（第十条関係）

特定分別基準適合物	業種	率
第四条第一号に規定する分別基準適合物	［略］	［略］
	別表第二の一の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の一〇
	［略］	［略］
	別表第二の一の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の三〇
	［略］	［略］
	別表第二の一の項の下欄のヘに掲げる業種	一〇〇分の一五
第四条第二号に規定する分別基準適合物	別表第二の二の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の五
	［略］	［略］
	別表第二の二の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の二五
	別表第二の二の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の二〇

改正前

別表第三（第十条関係）

特定分別基準適合物	業種	率
第四条第一号に規定する分別基準適合物	［略］	［略］
	別表第二の一の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の五
	［略］	［略］
	別表第二の一の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の二五
	［略］	［略］
	別表第二の一の項の下欄のヘに掲げる業種	一〇〇分の一〇
第四条第二号に規定する分別基準適合物	別表第二の二の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の〇
	［略］	［略］
	別表第二の二の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の三五
	別表第二の二の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の一五

別表第二の二の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の五		
別表第二の二の項の下欄のヘに掲げる業種	一〇〇分の二五		
第四条第三号に規定する分別基準適合物	［略］	［略］	
別表第二の三の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の三五		
別表第二の三の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の一〇		
別表第二の三の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の五		
別表第二の三の項の下欄のヘに掲げる業種	一〇〇分の一〇		
別表第二の四の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の二〇	第四条第四号に規定する分別基準適合物	［略］
［略］	［略］		
別表第二の四の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の一五		
別表第二の四の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の三五		
別表第二の四の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の二〇		

別表第二の二の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の一〇		
別表第二の二の項の下欄のヘに掲げる業種	一〇〇分の三〇		
第四条第三号に規定する分別基準適合物	［略］	［略］	
別表第二の三の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の三〇		
別表第二の三の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の二五		
別表第二の三の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の一五		
別表第二の三の項の下欄のヘに掲げる業種	一〇〇分の五		
別表第二の四の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の一五	第四条第四号に規定する分別基準適合物	［略］
［略］	［略］		
別表第二の四の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の一〇		
別表第二の四の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の四五		
別表第二の四の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の二五		

第四条第五号に規定する分別基準適合物	第四条第六号に規定する分別基準適合物
［略］	［略］
別表第二の五の項の下欄のロに掲げる業種	別表第二の六の項の下欄のロに掲げる業種
一〇〇分の五	一〇〇分の一〇
［略］	［略］
［略］	［略］
別表第二の六の項の下欄のへに掲げる業種	別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種
一〇〇分の一〇	一〇〇分の一五
［略］	［略］

別表第三の二（第十一条の三関係）

特定分別基準適合物	率
第四条第四号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の三〇
第四条第六号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の三〇

第四条第五号に規定する分別基準適合物	第四条第六号に規定する分別基準適合物
［略］	［略］
別表第二の五の項の下欄のロに掲げる業種	別表第二の六の項の下欄のロに掲げる業種
一〇〇分の一〇	一〇〇分の一五
［略］	［略］
［略］	［略］
別表第二の六の項の下欄のへに掲げる業種	別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種
一〇〇分の五	一〇〇分の二〇
［略］	［略］

別表第三の二（第十一条の三関係）

特定分別基準適合物	率
第四条第四号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の三五
第四条第六号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の二五

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、令第三号
環境省

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
環境大臣　伊藤信太郎

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法 2　［略］	（電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 2　［略］

（電磁的記録による作成）

第六条　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省・国土交通省令第一号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項及び第五十条の規定に基づき、独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

財務大臣　鈴木　俊一

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令（平成十九年財務省・国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（区分経理等） **第十条**　機構は、次の各号に掲げる勘定においては、内訳として、当該各号に定める業務に係る経理単位に区分するものとする。 一　法第十七条第一号に掲げる業務に係る勘定 イ　法第十三条第一項第一号及び第二項第一号の業務並びにこれらに附帯する業務 ロ　法第十三条第一項第二号の業務及び同項第三号の業務（特定貸付債権に係るものに限る。）並びにこれらに附帯する業務 二　法第十七条第四号に掲げる業務に係る勘定 イ　法第十三条第一項第四号から第十号まで並びに第二項第二号から第四号まで及び第七号の業務並びにこれらに附帯する業務 ロ　イに掲げる業務以外の業務	（区分経理等） **第十条**　機構は、次の各号に掲げる勘定においては、内訳として、当該各号に定める業務に係る経理単位に区分するものとする。 一　法第十七条第一号に掲げる業務に係る勘定 イ　法第十三条第一項第一号及び第二項第一号の業務並びにこれらに附帯する業務 ロ　法第十三条第一項第二号の業務及び同項第三号の業務（特定貸付債権に係るものに限る。）並びにこれらに附帯する業務 二　法第十七条第四号に掲げる業務に係る勘定 イ　法第十三条第一項第四号から第十号まで並びに第二項第二号から第四号まで及び第七号の業務並びにこれらに附帯する業務 ロ　イに掲げる業務以外の業務

２　機構は、前項の規定により区分して経理する場合において、機構の運営に必要な経費については、前項第一号イ又はロの一方の業務に係る経理単位から他の一方の業務に係る経理単位に繰り入れることができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第八号

私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第五十五条第一項、私立学校教職員共済法第三十四条の二第二項において準用する健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百五十二条の三第二項及び第百五十二条の四並びに私立学校教職員共済法第四十五条第二項、第四十七条及び第四十七条の三第二項の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

文部科学大臣　盛山　正仁

私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令

私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第三章　［略］	第一章～第三章　［同上］
第四章　費用の負担（第三十四条―第三十五条の四）	第四章　掛金等（第三十四条―第三十五条の二）
第五章～第七章　［略］	第五章～第七章　［同上］
附則	附則
（高齢任意加入被保険者の資格取得の申出等）	（高齢任意加入被保険者の資格取得の申出等）
第三条の七　［略］	**第三条の七**　［同上］
２　前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。	２　前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一・二　［略］	一・二　［同上］
三　国民年金法附則第九条第一項に規定する合算対象期間（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第八条第五項（同項第三号から第四号の二まで及び第六号から第七号の二までを除く。）の規定により合算対象期間に算入される期間を含む。）を有する者にあつては、当該期間を明らかにすることができる書類	三　国民年金法附則第七条第一項に規定する合算対象期間（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第八条第五項（同項第三号から第四号の二まで及び第六号から第七号の二までを除く。）の規定により合算対象期間に算入される期間を含む。）を有する者にあつては、当該期間を明らかにすることができる書類
四　［略］	四　［同上］
４　［略］	４　［同上］

（療養の給付等）

第四条の二　法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一項の利用者証明用電子証明書を送信する方法その他の文部科学省令で定める方法は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法とする。

2　法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一項の文部科学省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　加入者証を提出する方法

二　処方箋を提出する方法（法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一項各号に掲げる薬局から療養を受けようとする場合に限る。）

三　保険医療機関等（法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（法第二十五条において準用する組合法第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）が、過去に取得した療養又は指定訪問看護（法第二十五条において準用する組合法第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護をいう。以下この号及び第五条第八項において同じ。）を受けようとする者の加入者の資格に係る情報（短期給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）を用いて、事業団に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、あらかじめ照会を行い、事業団から回答を受けて取得した直近の当該情報を確認する方法（当該者が当該保険医療機関等から療養（居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護又は居宅における薬学的管理及び指導に限る。）を受けようとする場合又は当該指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けようとする場合であつて、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から電子資格確認（法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一項に規定する電子資格確認をいう。）による確認を受けてから継続的な療養又は指定訪問看護を受けているときに限る。）

3　法第二十五条において準用する組合法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける加入者が、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に加入者証又は処方箋を提出する方法により加入者であることの確認を受けるときは、加入者証又は処方箋に高齢受給者証を添えて

（療養の給付等）

第四条の二　法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一項及び第五十六条の二第一項に規定する文部科学省令で定める方法は、加入者証を、同法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関若しくは薬局又は指定訪問看護事業者（法第二十五条において準用する組合法第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）に提出する方法とする。ただし、当該薬局において、処方箋の提出により加入者であることの確認を行う場合には、当該薬局に処方箋を提出する方法とする。

［項を加える。］

2　法第二十五条において準用する組合法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける加入者が、同条第一項各号に掲げる医療機関若しくは薬局（以下「保険医療機関等」という。）又は指定訪問看護事業者に加入者証又は処方箋を提出する方法により加入者であることの

提出するものとする。ただし、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、当該加入者が法第二十五条において準用する組合法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受けることの確認を行うことができるときは、この限りでない。

4　［略］

（特定疾病に係る療養の認定）

第四条の九の三　［略］

2・3　［略］

4　認定を受け、保険医療機関等から施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第九項に規定する療養を受けようとする者が、第四条の二第二項第一号又は第二号に掲げる方法により加入者であることの確認を受けるとき（第五条第八項において準用する第四条の二第二項第一号又は第二号に掲げる方法により被扶養者であることの確認を受けるときを含む。）は、特定疾病療養受療証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。

5　［略］

（限度額適用の認定等）

第四条の十一の二　［略］

2～4　［略］

5　第一項の規定による認定を受け、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとする者は、第四条の二第二項第一号又は第二号に掲げる方法により加入者であることの確認を受ける場合（第五条第八項において準用する第四条の二第二項第一号又は第二号に掲げる方法により被扶養者であることの確認を受けるときを含む。）において、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から第一項の規定による認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。

6　［略］

（限度額適用・標準負担額減額の認定等）

第四条の十三　［略］

2～4　［略］

確認を受けるときは、加入者証又は処方箋に高齢受給者証を添えて提出するものとする。ただし、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、当該加入者が法第二十五条において準用する組合法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受けることの確認を行うことができるときは、この限りでない。

3　［同上］

（特定疾病に係る療養の認定）

第四条の九の三　［同上］

2・3　［同上］

4　認定を受け、保険医療機関等から施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第九項に規定する療養を受けようとする者が、第四条の二第一項に規定する方法により加入者であることの確認を受けるとき（第五条第八項において準用する第四条の二第一項に規定する方法により被扶養者であることの確認を受けるときを含む。）は、特定疾病療養受療証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。

5　［同上］

（限度額適用の認定等）

第四条の十一の二　［同上］

2～4　［同上］

5　第一項の規定による認定を受け、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとする者は、第四条の二第一項に規定する方法により加入者であることの確認を受ける場合（第五条第八項において準用する第四条の二第一項に規定する方法により被扶養者であることの確認を受けるときを含む。）において、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から第一項の規定による認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。

6　［同上］

（限度額適用・標準負担額減額の認定等）

第四条の十三　［同上］

2～4　［同上］

5　認定を受け、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとする者は、第四条の二第二項第一号又は第二号に掲げる方法により加入者であることの確認を受ける場合（第五条第八項において準用する第四条の二第二項第一号又は第二号に掲げる方法により被扶養者であることの確認を受けるときを含む。）において、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。

6　［略］

第四章　費用の負担

（出産育児交付調整金額）

第三十五条の三　当該年度の前々年度の概算出産育児交付金の額（法第三十四条の二第二項において準用する健康保険法第百五十二条の四に規定する概算出産育児交付金の額をいう。次項において同じ。）が同年度の確定出産育児交付金の額（法第三十四条の二第二項において準用する健康保険法第百五十二条の五に規定する確定出産育児交付金の額をいう。次項において同じ。）を超える場合における出産育児交付調整金額（法第三十四条の二第二項において準用する健康保険法第百五十二条の三第二項に規定する出産育児交付調整金額をいう。次項において同じ。）は、その超える額に出産育児交付算定率（健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百三十四条の三に規定する出産育児交付算定率をいう。次項において同じ。）を乗じて得た額とする。

2　当該年度の前々年度の概算出産育児交付金の額が同年度の確定出産育児交付金の額に満たない場合における出産育児交付調整金額は、その満たない額に出産育児交付算定率を乗じて得た額とする。

（出産費及び家族出産費の支給に要する費用の見込額の算定方法）

第三十五条の四　法第三十四条の二第二項において準用する健康保険法第百五十二条の四に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用の見込額は、第一号に掲げる額に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一　当該年度の前々年度における出産費及び家族出産費の支給に要した費用の額（法第三十四条の二第一項の政令で定める金額に係る部分に限る。）

二　健康保険法施行規則第百三十四条の四第一項第二号に掲げる率

三　健康保険法施行規則第百三十四条の四第一項第三号に掲げる率

5　認定を受け、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとする者は、第四条の二第一項に規定する方法により加入者であることの確認を受ける場合（第五条第八項において準用する第四条の二第一項に規定する方法により被扶養者であることの確認を受けるときを含む。）において、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。

6　［同上］

第四章　掛金等

［条を加える。］

［条を加える。］

（加入者等記号・番号等の利用制限等）

第三十七条の四　［略］

２　法第四十五条第二項の文部科学省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一～四　［略］

五　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第十条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者又は同法第三十四条第一項に規定する認定仮名加工医療情報作成事業者が、それぞれ同法第二条第六項に規定する匿名加工医療情報作成事業又は同条第七項に規定する仮名加工医療情報作成事業を行う場合

五の二　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第二条第五項に規定する医療情報取扱事業者が、同法第五十二条第一項各号又は第五十七条第一項各号に掲げる事項について通知を受けた本人に係る同法第二条第一項に規定する医療情報を取得する場合

六～十一　［略］

（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務）

第三十九条の二　［略］

２・３　［略］

４　法第四十七条の三第二項の文部科学省令で定めるものは、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項の規定による給付又は支給を行う国とする。

（老齢厚生年金の請求等）

第四十二条　老齢厚生年金（事業団が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第三十条から第三十五条の四まで及び第四十条の二（同令第三十条第一項第三号ロ、第五号及び第六号、第二項第三号の三及び第四号の三並びに第三項、第三十条の三、第三十条の五の二第二項第二号から第五号まで、第三十条の六、第三十一条の二第二項、第三十五条の三第三項第二号から第四号まで並びに第四十条の二第六項を除く。以下「老齢厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、

（加入者等記号・番号等の利用制限等）

第三十七条の四　［同上］

２　法第四十五条第二項の文部科学省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一～四　［同上］

五　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第九条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者が、同法第二条第四項に規定する匿名加工医療情報作成事業を行う場合

［号を加える。］

六～十一　［同上］

（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務）

第三十九条の二　［同上］

２・３　［同上］

４　法第四十七条の三第二項の文部科学省令で定めるものは、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関とする。

（老齢厚生年金の請求等）

第四十二条　老齢厚生年金（事業団が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第三十条から第三十五条の四まで及び第四十条の二（同令第三十条第一項第三号ロ、第五号及び第六号、第二項第三号の三及び第四号の三並びに第三項、第三十条の三、第三十条の五の二第二項第二号から第五号まで、第三十条の六、第三十一条の二第二項、第三十五条の三第三項第二号から第四号まで並びに第四十条の二第六項を除く。以下「老齢厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、

老齢厚生年金請求等規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とするほか、老齢厚生年金請求等規定のうち次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［略］	［略］	［略］
第三十条第二項第三号	共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者	第一号厚生年金被保険者期間、国民年金の被保険者期間（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者としての国民年金の被保険者期間を除く。）又は合算対象期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の組合員
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

（障害厚生年金及び障害手当金の請求等）

第四十三条　障害厚生年金及び障害手当金（事業団が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第四十四条から第五十一条の四まで及び第五十六条の二（同令第四十四条第一項第三号イ及びロ、第四十七条の二第一項第四号ロ及びハ、第四十七条の二の二第三項及び第四項、第四十八条の二並びに第五十六条の二第六項を除く。以下「障害厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、障害厚生年金請求等規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とするほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［略］	［略］	［略］
第四十四条第二項第三号	共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者	第一号厚生年金被保険者期間、国民年金の被保険者期間（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者としての国民年金の被保険者期間を除く。以下同じ。）又は合算

老齢厚生年金請求等規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とするほか、老齢厚生年金請求等規定のうち次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［同上］	［同上］	［同上］
第三十条第二項第三号	共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者	第一号厚生年金被保険者期間、第三十条の二第二項第三号に規定する国民年金の被保険者期間又は合算対象期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の組合員
［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］

（障害厚生年金及び障害手当金の請求等）

第四十三条　障害厚生年金及び障害手当金（事業団が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第四十四条から第五十一条の四まで及び第五十六条の二（同令第四十四条第一項第三号イ及びロ、第四十七条の二第一項第四号ロ及びハ、第四十七条の二の二第三項及び第四項、第四十八条の二並びに第五十六条の二第六項を除く。以下「障害厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、障害厚生年金請求等規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とするほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［同上］	［同上］	［同上］
第四十四条第二項第三号	共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者	第一号厚生年金被保険者期間、第三十条の二第二項第三号に規定する国民年金の被保険者期間又は合算対象期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の組合員

	対象期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の組合員
［略］	［略］
［略］	［略］
第四十七条の二第二項第一号	共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者
［略］	［略］
［略］	［略］
第五十条の二第二項第二号	共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者
［略］	［略］

	第一号厚生年金被保険者期間、国民年金の被保険者期間又は合算対象期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の組合員
［略］	［略］
［略］	［略］
第四十七条の二第二項第一号	第一号厚生年金被保険者期間、国民年金の被保険者期間又は合算対象期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の組合員
［略］	［略］
［略］	［略］
第五十条の二第二項第二号	第一号厚生年金被保険者期間、国民年金の被保険者期間又は合算対象期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の組合員
［略］	［略］

2　［略］

（遺族厚生年金の請求等）

第四十四条　遺族厚生年金（事業団が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第六十条から第六十八条の三まで、第七十条の二及び第七十三条の二（同令第六十条第一項第三号ロ、同項第六号、第三項第十号及び第十一号並びに第五項、第六十二条の二第三項、第六十七条の二並びに第七十三条の二第六項を除く。以下「遺族厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、遺族厚生年金請求等規定中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第四号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とするほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

	［同上］
［同上］	［同上］
［同上］	［同上］
第四十七条の二第二項第一号	共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者
［同上］	［同上］
［同上］	［同上］
第五十条の二第二項第二号	共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者
［同上］	［同上］

	［同上］
［同上］	［同上］
［同上］	［同上］
第四十七条の二第二項第一号	共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者
［同上］	［同上］
［同上］	［同上］
第五十条の二第二項第二号	共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者
［同上］	［同上］

	第一号厚生年金被保険者期間、第三十条の二第二項第三号に規定する国民年金の被保険者期間又は合算対象期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の組合員
［同上］	［同上］
［同上］	［同上］
第四十七条の二第二項第一号	第一号厚生年金被保険者期間、第三十条の二第二項第三号に規定する国民年金の被保険者期間又は合算対象期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の組合員
［同上］	［同上］
［同上］	［同上］
第五十条の二第二項第二号	第一号厚生年金被保険者期間、第三十条の二第二項第三号に規定する国民年金の被保険者期間又は合算対象期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の組合員
［同上］	［同上］

2　［同上］

（遺族厚生年金の請求等）

第四十四条　遺族厚生年金（事業団が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第六十条から第六十八条の三まで、第七十条の二及び第七十三条の二（同令第六十条第一項第三号ロ、同項第六号、第三項第十号及び第十一号並びに第五項、第六十二条の二第三項、第六十七条の二並びに第七十三条の二第六項を除く。以下「遺族厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、遺族厚生年金請求等規定中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第四号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とするほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［略］	［略］	［略］	
第六十条第三項第九号の二	共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者	第一号厚生年金被保険者期間、国民年金の被保険者期間（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者としての国民年金の被保険者期間を除く。）又は合算対象期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の組合員	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］

2　［略］

［同上］	［同上］	［同上］	
第六十条第三項第九号の二	共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者	第一号厚生年金被保険者期間、第三十条の二第二項第三号に規定する国民年金の被保険者期間又は合算対象期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の組合員	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

2　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○文部科学省令第九号

国立大学法人法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十八号）の施行に伴い、並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第十一条第六項、第二十一条の九第二項、第二十三条、第三十三条の四第一項、第二項第五号、第三項、第四項第三号及び第五号（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）並びに第五項、同法第三十五条の二において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第二項、第三十九条第一項及び第五十条並びに国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第二十七条の規定に基づき、国立大学法人法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

文部科学大臣　盛山　正仁

国立大学法人法施行規則等の一部を改正する省令

（国立大学法人法施行規則の一部改正）

第一条　国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（監査報告の作成）

第一条の二　［略］

２　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号並びに第五項第三号及び第四号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一　当該国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）の役員、運営方針委員及び職員

二・三　［略］

３・４　［略］

５　監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二　［略］

三　国立大学法人等の役員及び運営方針委員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他当該国立大学法人等の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四　国立大学法人等の役員及び運営方針委員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

五・六　［略］

（監事の調査の対象となる書類）

第一条の三　法第十一条第八項及び第二十五条第六項に規定する文部科学省令で定める書類は、法、準用通則法（法第三十五条の二において準用する独立行政法人通則法をいう。以下同じ。）、国立大学法人法施行令及びこの省令の規定に基づき文部科学大臣に提出する書類とする。

（準特定国立大学法人の承認の公表）

第一条の六　法第二十一条の九第二項に規定する文部科学省令で定める事項は、当該承認をした年月日とする。

（出資の認可の申請）

第二条　［略］

２・３　［略］

４　第一項及び第二項の規定は、指定国立大学法人が法第三十四条の二第二項（法第三十四条の六第二項において準用する場合を含む。）の認可を受けようとするときについて準用する。

改正前

（監査報告の作成）

第一条の二　［同上］

２　［同上］

一　当該国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）の役員及び職員

二・三　［同上］

３・４　［同上］

５　監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二　［同上］

三　国立大学法人等の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他当該国立大学法人等の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四　国立大学法人等の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

五・六　［同上］

（監事の調査の対象となる書類）

第一条の三　法第十一条第八項及び第二十五条第六項に規定する文部科学省令で定める書類は、法、準用通則法（法第三十五条において準用する独立行政法人通則法をいう。以下同じ。）、国立大学法人法施行令及びこの省令の規定に基づき文部科学大臣に提出する書類とする。

［条を加える。］

（出資の認可の申請）

第二条　［同上］

２・３　［同上］

４　第一項及び第二項の規定は、指定国立大学法人が法第三十四条の五第二項（法第三十四条の九第二項において準用する場合を含む。）の認可を受けようとするときについて準用する。

（国立大学の附属の学校）

第四条　法第二十三条の規定により別表第二の上欄に掲げる国立大学に附属して設置される幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園（以下「附属学校」という。）は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

２・３　［略］

（土地等の貸付けの認可の申請）

第九条の二　国立大学法人等は、法第三十三条の三の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一～三　［略］

２　［略］

（貸付計画の認可の申請）

第九条の三　国立大学法人等は、法第三十三条の四第一項の規定による認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に、当該認可に係る貸付計画を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

２　法第三十三条の四第二項第五号の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　当該国立大学法人等が行う法第三十三条の四第二項第一号の土地等の貸付けの方法及び期間

二　その他文部科学大臣が必要と認める事項

３　法第三十三条の四第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　法第三十三条の四第二項第一号の土地等の貸付けに関する規程

二　前号の土地等の配置及び規模を示す図面

三　第一号の土地等の貸付けに係る契約の契約書案

四　その他文部科学大臣が必要と認める書類

４　法第三十三条の四第四項第三号（同条第六項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める基準は、同条第二項第三号の対価の算定方法が、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　貸付けを行う土地等の周辺地域の土地等の賃料の水準を参酌すること。

二　必要に応じて対価の見直しを行うこととしていること。

（国立大学の附属の学校）

第四条　法第二十三条の規定により別表第二の上欄に掲げる国立大学に附属して設置される幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、及び特別支援学校（以下「附属学校」という。）は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

２・３　［同上］

（土地等の貸付けの認可の申請）

第九条の二　国立大学法人等は、法第三十四条の二の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一～三　［同上］

２　［同上］

［条を加える。］

5　法第三十三条の四第四項第五号（同条第六項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める基準は、同条第二項第四号の方法及び体制が、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　土地等の貸付けの相手方を適切に選定し、貸付けが過度の期間とならないことその他の国立大学法人等が土地等の貸付けを行うに当たり必要な内容の契約を当該相手方と締結することとしていること。

二　土地等の貸付けに係る契約の履行の状況を確認し、法令又は契約に違反する場合には、必要な措置を講ずることとしていること。

6　国立大学法人等は法第三十三条の四第五項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該認可に係る貸付計画を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更の理由

（余裕金の運用の認定の申請）

第九条の四　国立大学法人等は、法第三十三条の五第一項の認定を受けようとするときは、同条第二項に規定する運用（次項及び次条（第五号を除く。）において「運用」という。）を行う体制に関する事項その他文部科学大臣が必要と認める事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

2　［略］

（業務上の余裕金の要件）

第九条の五　法第三十三条の五第二項の文部科学省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当すること（これらに該当する余裕金の運用により生ずる利子その他の運用利益金を原資とする部分であることを含む。）とする。

一～三　［略］

四　当該国立大学法人等の法第二十二条第一項第六号から第九号まで、第二十九条第一項第五号から第八号まで又は第三十四条の二第一項（法第三十四条の六第二項において準用する場合を含む。）に規定する出資に対する配当金を原資とする部分であること。

五　［略］

（余裕金の運用の認定の申請）

第九条の三　国立大学法人等は、法第三十四条の三第一項の認定を受けようとするときは、同条第二項に規定する運用（次項及び次条（第五号を除く。）において「運用」という。）を行う体制に関する事項その他文部科学大臣が必要と認める事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

2　［同上］

（業務上の余裕金の要件）

第九条の四　法第三十四条の三第二項の文部科学省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当すること（これらに該当する余裕金の運用により生ずる利子その他の運用利益金を原資とする部分であることを含む。）とする。

一～三　［同上］

四　当該国立大学法人等の法第二十二条第一項第六号から第九号まで、第二十九条第一項第五号から第八号まで又は第三十四条の五第一項（法第三十四条の九第二項において準用する場合を含む。）に規定する出資に対する配当金を原資とする部分であること。

五　［同上］

（指定国立大学法人の指定の公表）

第九条の六　法第三十四条第三項（法第三十四条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、次に掲げる事項について行わなければならない。

一　法第三十四条第一項の規定による指定（以下この項において「指定」という。）を受けた指定国立大学法人の名称

二・三　［略］

２　［略］

（業務方法書に記載すべき事項）

第十一条　［略］

一　法第二十二条第一項第六号から第九号まで、第二十九条第一項第五号から第八号まで又は第三十四条の二第一項（法第三十四条の六第二項において準用する場合を含む。）に規定する出資の方法に関する基本的事項

二～四　［略］

（大学運営基金の会計処理）

第十四条の四　運営方針会議を置く国立大学法人が、当該国立大学法人に設置される資金運用を管理する委員会において決議される方針に基づき、業務上の余裕金（法第三十三条の五第二項の要件に該当するものに限る。以下この項において同じ。）を同項の規定により運用する場合には、業務上の余裕金に相当する収益のうちから当該運用に充てるものとして組み入れた金額を大学運営基金の科目により資本剰余金に組み入れるものとする。

２　準用通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同項の規定による繰越欠損金がある場合には、大学運営基金の全部又は一部を取り崩して補てんするものとする。

（事業報告書の作成）

第十五条の二　［略］

２　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　国立大学法人等に関する基礎的な情報

イ～ニ　［略］

ホ　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴並びに運営方針委員の氏名、任期及び経歴

ヘ～チ　［略］

二～五　［略］

（指定国立大学法人の指定の公表）

第九条の五　法第三十四条の四第三項（法第三十四条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、次に掲げる事項について行わなければならない。

一　法第三十四条の四第一項の規定による指定（以下この項において「指定」という。）を受けた指定国立大学法人の名称

二・三　［同上］

２　［同上］

（業務方法書に記載すべき事項）

第十一条　［同上］

一　法第二十二条第一項第六号から第九号まで、第二十九条第一項第五号から第八号まで又は第三十四条の五第一項（法第三十四条の九第二項において準用する場合を含む。）に規定する出資の方法に関する基本的事項

二～四　［同上］

［条を加える。］

（事業報告書の作成）

第十五条の二　［同上］

２　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　国立大学法人等に関する基礎的な情報

イ～ニ　［同上］

ホ　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

ヘ～チ　［同上］

二～五　［同上］

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（会計監査報告の作成）

第十六条の四　［略］

２　会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一　当該国立大学法人等の役員（監事を除く。）、運営方針委員及び職員

二・三　［略］

３・４　［略］

（償還計画の認可の申請）

第二十二条　国立大学法人等は、法第三十三条の二の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、事業年度の開始後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。

（他の省令の準用）

第二十六条　次の省令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。

一　［略］

［号を削る。］

二　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三条の二第一項、第三条の三第一項及び第四十三条

三　生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十条第三項、第十条の七及び第十四条第一項

四～六　［略］

七　保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和三十二年厚生省令第十三号）第三条第一項第一号及び第六条第一項第一号

（会計監査報告の作成）

第十六条の四　［同上］

２　会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一　当該国立大学法人等の役員（監事を除く。）及び職員

二・三　［同上］

３・４　［同上］

（償還計画の認可の申請）

第二十二条　国立大学法人等は、法第三十四条の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、事業年度の開始後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。

（他の省令の準用）

第二十六条　次の省令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。

一　［同上］

二　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第十四条

三　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三条の二第一項及び第四十三条

四　生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十条第三項及び第十四条第一項

五～七　［同上］

八　保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和三十二年厚生省令第十三号）第一条第一号及び第一条の三第一号

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

［号を削る。］

八　［略］

九　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百二十六条第一項及び第百四十条の十五第一項

［略］

2　［略］

別表第二（第四条関係）

国立大学	附属学校
［略］	［略］
東京大学	教育学部附属中等教育学校
東京科学大学	附属科学技術高等学校
［略］	［略］
東京芸術大学	音楽学部附属音楽高等学校
［略］	［略］
奈良教育大学	附属小学校、附属中学校、附属幼保連携型認定こども園
［略］	［略］
広島大学	附属幼稚園、附属小学校、附属東雲小学校、附属三原小学校、附属中学校、附属東雲中学校、附属三原中学校、附属福山中学校、附属高等学校、附属福山高等学校
［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正）

第二条　文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成十五年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条及び第十五条第一項中「第三十四条の二」を「第三十三条の三」に改める。

（国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「国立大学法人法第三十五条」を「国立大学法人法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十八号）第一条の規定による改正前の国立大学法人法第三十五条」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条中国立大学法人法施行規則第一条の二の改正規定、第一条の六及び第十四条の四を加える改正規定並びに第十五条の二第二項第一号ホ、第十六条の四第二項第一号並びに別表第二東京大学の項、東京芸術大学の項及び東京工業大学の項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の国立大学法人法施行規則第十四条の四の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後終了する事業年度から適用する。

九　母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）第十二条

十　［同上］

十一　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百二十六条第一項

2　［同上］

別表第二（第四条関係）

国立大学	附属学校
［同上］	［同上］
東京大学	教育学部附属中等教育学校
［同上］	［同上］
東京芸術大学	音楽学部附属音楽高等学校
東京工業大学	附属科学技術高等学校
［同上］	［同上］
奈良教育大学	附属幼稚園、附属小学校、附属中学校
［同上］	［同上］
広島大学	附属幼稚園、附属三原幼稚園、附属小学校、附属東雲小学校、附属三原小学校、附属中学校、附属東雲中学校、附属三原中学校、附属福山中学校、附属高等学校、附属福山高等学校
［同上］	［同上］

○文部科学省令第十号

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）第一条第四号、第六号、第八号、第十号、第十二号、第十四号、第十六号及び第十八号並びにへき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）第五条の二及び第五条の三の規定に基づき、義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則及びへき地教育振興法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日　　文部科学大臣　盛山　正仁

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則及びへき地教育振興法施行規則の一部を改正する省令

（義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部改正）

第一条　義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則（平成十六年文部科学省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「をいう。」の下に「次条及び附則第五条において同じ。」を加え、「の数」を「の実数」に改め、同条第二項を削り、附則に次の見出し及び三条を加える。

（都道府県教員基礎給料月額等の算定に関する暫定措置）

第四条　当分の間、第二条から第五条までの規定に基づき都道府県教員基礎給料月額等を算定するに当たっては、一般教職員に係る別表第一から別表第十二までの月額の欄に掲げる額は、当該一般教職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日以後、当該一般教職員に適用される別表の当該一般教職員の経験年数に応ずる同表の月額の欄に掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。ただし、地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二項の規定により同法第二十八条の二第一項の異動期間（同法第二十八条の五第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された一般教職員及び臨時的に任用された一般教職員その他の法律により任期を定めて任用された一般教職員については、この限りでない。

第五条　他の職への降任等（地方公務員法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をいう。以下この条において同じ。）をされ、又は同法第二十八条の五第三項若しくは第四項の規定により同法第二十八条の二第一項の異動期間（同法第二十八条の五第三項若しくは第四項の規定により延長された期間を含む。）を延長された特定管理監督職群（同法第二十八条の五第三項の特定管理監督職群をいう。以下この条において同じ。）の他の管理監督職（同法第二十八条の二第一項の管理監督職をいう。以下この条において同じ。）に降任若しくは転任をされた一般教職員については、第二条から第五条までの規定に基づき都道府県教員基礎給料月額等を算定するに当たっては、他の職への降任等又は特定管理監督職群の他の管理監督職への降任若しくは転任（以下この条及び次条において「一般教職員降任等」という。）をされた日（一般教職員降任等を二回以上された一般教職員については、最初に一般教職員降任等をされた日。次条において同じ。）の前日に当該一般教職員について適用すべき別表を適用するものとする。

第六条　特別支援学校の小学部又は中学部の一般教職員降任等をされた都道府県及び市町村の設置する小学校等又は指定都市の設置する小学校等の一般教職員については、前条の規定にかかわらず、一般教職員降任等をされた日の前日に都道府県及び市町村の設置する小学校等又は指定都市の設置する小学校等の一般教職員になったものとした場合に同日において当該一般教職員について適用すべき別表を適用するものとする。

2　都道府県及び市町村の設置する小学校等又は指定都市の設置する小学校等の一般教職員から一般教職員降任等をされた特別支援学校の小学部又は中学部の一般教職員については、前条の規定にかかわらず、一般教職員降任等をされた日の前日に特別支援学校の小学部又は中学部の一般教職員になったものとした場合に同日において当該一般教職員について適用すべき別表を適用するものとする。

別表第一から別表第十二までを次のように改める。

別表第一（第二条、附則第三条関係）

経験年数	月額
	円
18年未満	377,200
18年以上	384,100
19年以上	390,600
20年以上	396,300
21年以上	402,100
22年以上	406,500
23年以上	411,800
24年以上	417,300
25年以上	422,000
26年以上	426,800
27年以上	431,900
28年以上	436,900
29年以上	444,500
30年以上	446,600
31年以上	449,700
暫定再任用職員	406,600

別表第二（第二条、附則第三条関係）

経験年数	月額
	円
8年未満	293,800
8年以上	304,300
9年以上	308,800
10年以上	318,300
11年以上	327,200
12年以上	338,100
13年以上	344,000
14年以上	351,500
15年以上	358,800
16年以上	365,500
9年未満	
10年未満	
11年未満	
12年未満	
13年未満	
14年未満	
15年未満	
16年未満	
17年未満	

17年以上	18年未満	371,800
18年以上	19年未満	378,200
19年以上	20年未満	384,000
20年以上	21年未満	389,100
21年以上	22年未満	394,100
22年以上	23年未満	397,900
23年以上	24年未満	403,100
24年以上	25年未満	407,100
25年以上	26年未満	412,200
26年以上	27年未満	415,600
27年以上	28年未満	418,100
28年以上	29年未満	420,200
29年以上	30年未満	421,700
30年以上	32年未満	426,700
32年以上	33年未満	428,800
33年以上	34年未満	429,900
34年以上		431,800
暫定再任用職員		325,500

別表第三（第二条、第三条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
８年未満		278,500
８年以上	９年未満	288,300
９年以上	10年未満	292,400
10年以上	11年未満	301,400
11年以上	12年未満	310,500
12年以上	13年未満	321,500
13年以上	14年未満	328,600
14年以上	15年未満	336,400
15年以上	16年未満	343,800
16年以上	17年未満	351,000
17年以上	18年未満	357,100
18年以上	19年未満	363,300
19年以上	20年未満	369,200
20年以上	21年未満	373,900
21年以上	22年未満	378,200
22年以上	23年未満	381,800
23年以上	24年未満	386,200
24年以上	25年未満	389,800
25年以上	26年未満	394,200
26年以上	27年未満	397,400
27年以上	28年未満	400,100
28年以上	29年未満	402,600
29年以上	30年未満	404,500
30年以上	32年未満	409,400
32年以上	33年未満	410,400
33年以上	34年未満	411,700
34年以上	36年未満	413,200
36年以上	37年未満	413,900
37年以上		414,500
暫定再任用職員		299,100

別表第四（第二条、第三条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
１年未満		223,200
１年以上	２年未満	229,400
２年以上	３年未満	234,000
３年以上	４年未満	241,900
４年以上	５年未満	248,700
５年以上	６年未満	258,700
６年以上	７年未満	268,400
７年以上	８年未満	270,600
８年以上	９年未満	279,700
９年以上	10年未満	283,400
10年以上	11年未満	292,000
11年以上	12年未満	301,300
12年以上	13年未満	312,400
13年以上	14年未満	320,700
14年以上	15年未満	328,700
15年以上	16年未満	336,300
16年以上	17年未満	344,000
17年以上	18年未満	349,800
18年以上	19年未満	355,800
19年以上	20年未満	361,800
20年以上	21年未満	366,100
21年以上	22年未満	369,700
22年以上	23年未満	373,100
23年以上	24年未満	376,700

24年以上	25年未満	379,900
25年以上	26年未満	383,600
26年以上	27年未満	386,700
27年以上	28年未満	389,600
28年以上	29年未満	392,400
29年以上	30年未満	394,800
30年以上	33年未満	399,500
33年以上	34年未満	401,000
34年以上	36年未満	402,000
36年以上	37年未満	403,400
37年以上		404,700
暫定再任用職員		272,100

別表第五（第二条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
１年未満		219,600
１年以上	２年未満	225,200
２年以上	３年未満	229,300
３年以上	４年未満	236,400
４年以上	５年未満	241,800
５年以上	６年未満	247,600
６年以上	７年未満	252,200
７年以上	８年未満	257,200
８年以上	９年未満	260,700
９年以上	10年未満	264,800
10年以上	11年未満	268,100
11年以上	12年未満	270,900
12年以上	13年未満	274,900
13年以上	14年未満	279,700
14年以上	15年未満	283,200
15年以上	16年未満	286,700
16年以上	17年未満	289,400
17年以上	18年未満	292,300
18年以上	19年未満	294,600
19年以上	20年未満	297,000
20年以上	21年未満	299,500
21年以上	22年未満	300,800
22年以上	23年未満	301,800
23年以上	24年未満	302,600
24年以上	25年未満	303,400
25年以上	26年未満	304,300
26年以上	27年未満	305,300
27年以上	28年未満	305,400
28年以上	30年未満	305,700
30年以上	32年未満	305,900
32年以上		306,000
暫定再任用職員		226,200

別表第六（第三条、第五条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
１年未満		185,400
１年以上	２年未満	200,500
２年以上	３年未満	206,900
３年以上	４年未満	209,700
４年以上	５年未満	215,700
５年以上	６年未満	221,100
６年以上	７年未満	225,500
７年以上	８年未満	230,000
８年以上	９年未満	234,900
９年以上	10年未満	239,800
10年以上	11年未満	243,900
11年以上	12年未満	257,600
12年以上	13年未満	262,700
13年以上	14年未満	268,000
14年以上	15年未満	273,200
15年以上	16年未満	278,900
16年以上	17年未満	284,800
17年以上	18年未満	290,800
18年以上	19年未満	307,800
19年以上	20年未満	314,500
20年以上	21年未満	320,200
21年以上	22年未満	325,200
22年以上	23年未満	328,900
23年以上	24年未満	332,500
24年以上	25年未満	359,900
25年以上	26年未満	363,900
26年以上	27年未満	368,000
27年以上	28年未満	371,200
28年以上	29年未満	374,200

29年以上	30年未満	387,100
30年以上	31年未満	392,600
31年以上	32年未満	396,200
32年以上	33年未満	399,600
33年以上	34年未満	402,000
34年以上	35年未満	404,500
35年以上		406,000
暫定再任用職員		248,400

別表第七（第四条、第五条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
１年未満		169,600
１年以上	２年未満	174,600
２年以上	３年未満	180,200
３年以上	４年未満	186,600
４年以上	５年未満	194,700
５年以上	６年未満	201,000
６年以上	７年未満	207,400
７年以上	８年未満	212,200
８年以上	９年未満	216,600
９年以上	10年未満	226,100
10年以上	11年未満	232,200
11年以上	12年未満	237,500
12年以上	13年未満	243,400
13年以上	14年未満	257,000
14年以上	15年未満	262,100
15年以上	16年未満	267,000
16年以上	17年未満	272,100
17年以上	18年未満	278,400
18年以上	19年未満	284,800
19年以上	20年未満	290,400
20年以上	21年未満	302,300
21年以上	22年未満	308,300
22年以上	23年未満	313,800
23年以上	24年未満	319,900
24年以上	25年未満	325,000
25年以上	26年未満	328,600
26年以上	27年未満	353,200
27年以上	28年未満	358,100
28年以上	29年未満	361,500
29年以上	30年未満	364,500
30年以上	31年未満	366,900
31年以上	32年未満	378,500
32年以上	33年未満	381,100
33年以上	34年未満	383,300
34年以上	35年未満	385,800
35年以上	36年未満	388,000
36年以上	37年未満	389,900
37年以上		403,600
暫定再任用職員		253,200

別表第八（第五条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
18年未満		382,700
18年以上	19年未満	390,900
19年以上	20年未満	398,600
20年以上	21年未満	405,800
21年以上	22年未満	412,200
22年以上	23年未満	417,900
23年以上	24年未満	424,000
24年以上	25年未満	430,500
25年以上	26年未満	437,300
26年以上	27年未満	442,800
27年以上	28年未満	450,700
28年以上	29年未満	461,000
29年以上	30年未満	466,600
30年以上		473,200
暫定再任用職員		416,600

別表第九（第五条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
11年未満		319,400
11年以上	12年未満	328,400
12年以上	13年未満	339,200
13年以上	14年未満	345,100
14年以上	15年未満	352,700
15年以上	16年未満	360,000

16年以上	17年未満	367,800
17年以上	18年未満	374,200
18年以上	19年未満	382,100
19年以上	20年未満	389,000
20年以上	21年未満	395,200
21年以上	22年未満	401,300
22年以上	23年未満	406,100
23年以上	24年未満	411,700
24年以上	25年未満	417,300
25年以上	26年未満	422,400
26年以上	27年未満	428,400
27年以上	28年未満	434,600
28年以上	29年未満	440,400
29年以上	30年未満	449,300
30年以上	31年未満	453,100
31年以上	32年未満	458,700
32年以上		458,800
暫定再任用職員		332,200

別表第十（第五条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
11年未満		302,400
11年以上	12年未満	311,400
12年以上	13年未満	322,400
13年以上	14年未満	329,600
14年以上	15年未満	337,400
15年以上	16年未満	344,600
16年以上	17年未満	352,600
17年以上	18年未満	359,300
18年以上	19年未満	367,000
19年以上	20年未満	374,000
20年以上	21年未満	379,900
21年以上	22年未満	385,400
22年以上	23年未満	389,800
23年以上	24年未満	395,200
24年以上	25年未満	399,900
25年以上	26年未満	404,400
26年以上	27年未満	409,000
27年以上	28年未満	413,100
28年以上	29年未満	417,000
29年以上	30年未満	422,300
30年以上	31年未満	426,800
31年以上	33年未満	429,600
33年以上	34年未満	430,400
34年以上	36年未満	430,900
36年以上	37年未満	431,400
37年以上		431,900
暫定再任用職員		304,000

別表第十一（第五条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
１年未満		224,000
１年以上	２年未満	230,000
２年以上	３年未満	234,500
３年以上	４年未満	242,500
４年以上	５年未満	249,300
５年以上	６年未満	259,400
６年以上	７年未満	269,200
７年以上	８年未満	271,500
８年以上	９年未満	280,500
９年以上	10年未満	284,300
10年以上	11年未満	293,000
11年以上	12年未満	302,100
12年以上	13年未満	313,300
13年以上	14年未満	321,700
14年以上	15年未満	329,800
15年以上	16年未満	336,900
16年以上	17年未満	345,000
17年以上	18年未満	352,000
18年以上	19年未満	359,600
19年以上	20年未満	366,600
20年以上	21年未満	372,200
21年以上	22年未満	377,100
22年以上	23年未満	381,100
23年以上	24年未満	386,300
24年以上	25年未満	390,100
25年以上	26年未満	394,000
26年以上	27年未満	397,300
27年以上	28年未満	399,300

28年以上	29年未満	401,200
29年以上	30年未満	402,900
30年以上	33年未満	408,000
33年以上	34年未満	409,600
34年以上	36年未満	410,600
36年以上	37年未満	411,700
37年以上		412,700
暫定再任用職員		275,300

別表第十二（第五条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
１年未満	２年未満	220,100
１年以上	２年未満	225,700
２年以上	３年未満	229,900
３年以上	４年未満	237,300
４年以上	５年未満	243,500
５年以上	６年未満	249,600
６年以上	８年未満	255,000
８年以上	９年未満	258,400
９年以上	10年未満	262,400
10年以上	11年未満	266,700
11年以上	12年未満	270,300
12年以上	13年未満	275,900
13年以上	14年未満	280,900
14年以上	15年未満	285,300
15年以上	16年未満	289,500
16年以上	17年未満	294,500
17年以上	18年未満	299,400
18年以上	19年未満	303,900
19年以上	20年未満	306,800
20年以上	21年未満	309,600
21年以上	22年未満	316,400
22年以上	23年未満	320,100
23年以上	24年未満	322,300
24年以上	25年未満	323,900
25年以上	26年未満	325,200
26年以上	27年未満	326,900
27年以上	28年未満	327,700
28年以上	29年未満	328,700

29年以上	30年未満	330,300
30年以上	31年未満	330,800
31年以上	32年未満	331,200
32年以上	33年未満	332,900
33年以上	36年未満	334,200
36年以上	37年未満	335,200
37年以上		335,900
暫定再任用職員		235,000

（くき地教育振興法施行規則の一部改正）

第二条　くき地教育振興法施行規則（昭和三十四年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一条を加える。

（指定の見直しに伴うくき地手当等の支給に関する暫定措置）

第二条　当分の間、特定日（一般職の職員の給与に関する法律附則第八項に規定する年齢を基準として条例で定める年齢に教職員が達した日後における最初の四月一日をいい、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項又は第二項の規定により同法第二十八条の二第一項の異動期間（同法第二十八の五第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第二十八条の二第一項の管理監督職を占める教職員については、同法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた日をいう。以下この条において同じ。）が施行日以後である教職員（特定日が施行日の翌日以後となる教職員については、特定日の前日において第十三条第二項の規定に基づくくき地手当の支給を受けている者に限る。）についての特定日以後の第十三条第二項の規定の適用については、同項中「くき地手当の月額（以下この項において「施行日以後のくき地手当の月額」という。）」とあるのは「くき地手当の月額」と、「施行日以後のくき地手当の月額が当該教職員に係る施行日前のくき地手当の月額」とあるのは「附則第二条第一項の特定日以後のくき地手当の月額が当該教職員に係る施行日前のくき地手当の月額（施行日の前日以前に他の職への降任等（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をいう。以下この条において同じ。）をされた教職員については、当該他の職への降任等の日の前日におけるくき地手当の月額又は施行日前のくき地手当の月額のいずれか多い額。以下この項において同じ。）の算定の基礎として用いられた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額を基礎として算定した額」と、「当該施行日前のくき地手当の月額」とあるのは「当該施行日前のくき地手当の月額の算定の基礎として用いられた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額を基礎として算定した額」とする。

２　当分の間、特定日が施行日以後である教職員についての特定日以後の第十三条第三項の規定の適用については、同項中「施行日の前日における給料」とあるのは、「施行日の前日（施行日の前日以前に他の職への降任等をされた教職員については、当該他の職への降任等の日の前日）における給料の月額に百分の七十を乗じて得た額」とする。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条中義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則別表第一から別表第十二までの改正規定は、公布の日から施行し、令和五年度分の教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担金から適用する。

○文部科学省令第十一号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百十条第三項（同法第百二十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

文部科学大臣　盛山　正仁

学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令

学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目） **第一条**　学校教育法（以下「法」という。）第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　大学評価基準において、次に掲げる事項に係る項目が定められていること。 イ　継続的な研究成果の創出のための環境整備 ロ　学修成果の適切な把握及び評価 三～六　［略］ 2・3　［略］	（法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目） **第一条**　学校教育法（以下「法」という。）第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。 一　［同上］ ［号を加える。］ 二～五　［同上］ 2・3　［同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○文部科学省令第十二号

国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十二条第三項の規定に基づき、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

文部科学大臣　盛山　正仁

国立大学等の授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令

国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成十六年文部科学省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（授業料、入学料及び検定料の標準額等） **第二条**　国立大学及び国立大学に附属して設置される学校（次条第一項に規定するものを除く。）の授業料（幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）及び幼保連携型認定こども園にあっては、保育料。以下同じ。）の年額（乗船実習科（大学の教育研究組織であって、商船に関する学部の課程を履修した者で海技士の免許を受けようとするものに対し、乗船実習を行うものをいう。以下同じ。）にあっては、授業料の総額。以下同じ。）、入学料（幼稚園及び幼保連携型認定こども園にあっては、入園料。以下同じ。）及び入学等に係る検定料は、次の表の第一欄に掲げる学	（授業料、入学料及び検定料の標準額等） **第二条**　国立大学及び国立大学に附属して設置される学校（次条第一項に規定するものを除く。）の授業料（幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）にあっては、保育料。以下同じ。）の年額（乗船実習科（大学の教育研究組織であって、商船に関する学部の課程を履修した者で海技士の免許を受けようとするものに対し、乗船実習を行うものをいう。以下同じ。）にあっては、授業料の総額。以下同じ。）、入学料（幼稚園にあっては、入園料。以下同じ。）及び入学等に係る検定料は、次の表の第一欄に掲げる学校等の区分に応じ、授業料の年額にあっては同表の第二欄に

校等の区分に応じ、授業料の年額にあっては同表の第二欄に掲げる額を、入学料にあっては同表第三欄に掲げる額を、検定料にあっては同表第四欄に掲げる額をそれぞれ標準として、国立大学法人が定める。ただし、特別支援学校の幼稚部の入学等に係る検定料は、これを徴収しないものとする。

区分	授業料の年額	入学料	検定料
［略］	［略］	［略］	［略］
特別支援学校の高等部（専攻科を含む。以下同じ。）	四、八〇〇円	二、〇〇〇円	二、五〇〇円
幼保連携型認定こども園	七三、二〇〇円（満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した園児（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十九条第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（以下「保育を必要とする者」という。）に限る。）の授業料の年額については四一二、七〇〇円、満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある園児（保育を必要とする者に限る。）の授業料の年額については四七二、七〇〇円）	三一、三〇〇円	一、六〇〇円
［略］	［略］	［略］	［略］

掲げる額を、入学料にあっては同表第三欄に掲げる額を、検定料にあっては同表第四欄に掲げる額をそれぞれ標準として、国立大学法人が定める。ただし、特別支援学校の幼稚部の入学等に係る検定料は、これを徴収しないものとする。

区分	授業料の年額	入学料	検定料
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
特別支援学校の高等部（専攻科を含む。以下同じ。）	四、八〇〇円	二、〇〇〇円	二、五〇〇円
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

（二段階選抜等に係る検定料の標準額）

第四条　［略］

２　幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園において、抽選による選考等を行い、その合格者に限り試験、健康診断、書面その他による選考等（以下この項において「試験等」という。）を行う場合に係る検定料は、第二条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、抽選による選考等にあっては同表の中欄に掲げる額を、試験等にあっては同表の下欄に掲げる額をそれぞれ標準として、国立大学法人が定める。

区分	抽選による選考等	試験等
［略］	［略］	［略］
特別支援学校の高等部	七〇〇円	一、八〇〇円
幼保連携型認定こども園	七〇〇円	九〇〇円

（外国人留学生の授業料等の特例）

第十一条　国立大学法人は、当該国立大学法人が設置する大学又は専修学校（専門課程に限る。）における外国人留学生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の四の表の留学の在留資格をもって在留する者をいう。以下この条において同じ。）の受入れのための環境の整備その他の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、第二条第一項若しくは第三項又は第四条第一項及び前条の規定にかかわらず、外国人留学生の授業料の年額、入学料又は入学等に係る検定料を定めることができる。

（海外分校に係る授業料等の特例）

第十二条　国立大学法人は、外国に国立大学の学部、学科又は研究科（以下この条において「学部等」という。）を設ける場合は、第二条第一項若しくは第三項又は第四条第一項及び第十条の規定にかかわらず、当該学部等が所在する外国の他の大学の授業料その他の事情を考慮して、国立大学の授業料の年額、入学料又は入学等に係る検定料（いずれも当該学部等に係るものに限る。）を定めることができる。

第十三条・第十四条　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○文部科学省・厚生労働省令第一号

言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第四十一条の規定に基づき、言語聴覚士学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三

（二段階選抜等に係る検定料の標準額）

第四条　［同上］

２　幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において、抽選による選考等を行い、その合格者に限り試験、健康診断、書面その他による選考等（以下この項において「試験等」という。）を行う場合に係る検定料は、第二条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、抽選による選考等にあっては同表の中欄に掲げる額を、試験等にあっては同表の下欄に掲げる額をそれぞれ標準として、国立大学法人が定める。

区分	抽選による選考等	試験等
［同上］	［同上］	［同上］
特別支援学校の高等部	七〇〇円	一、八〇〇円

［条を加える。］

［条を加える。］

第十一条・第十二条　［同上］

言語聴覚士学校養成所指定規則の一部を改正する省令

言語聴覚士学校養成所指定規則（平成十年文部省厚生省令第二号。以下「指定規則」という。）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（学校及び養成所の指定基準） **第四条**　法第三十三条第一号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　別表第一に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち六人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあっては、一学級増すごとに三を加えた数）以上は医師、歯科医師、言語聴覚士又はこれと同等以上の学識経験を有する者（以下「医師等」という。）である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあっては四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあっては、一学級増すごとに一を加えた数）、その翌年度にあっては五人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあっては、一学級増すごとに二を加えた数）とすることができる。 五　専任教員のうち少なくとも四人は、言語聴覚士であること。ただし、言語聴覚士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあっては二人、その翌年度にあっては三人とすることができる。 六　言語聴覚士である専任教員は、次に掲げる要件のいずれかを満たす者であること。 イ　法第二条に規定する業務（以下「言語聴覚士の業務」という。）を五年以上業として行った者であって、厚生労働大臣の指定する講習会を修了したものであること。 ロ　言語聴覚士の業務を五年以上業として行った者であって、学校教育法に基づく大学において教育学に関する科目を四単位以上修め、当該大学を卒業したものであること。 ハ　言語聴覚士の業務を三年以上業として行った者であって、学校教育法に基づく大学院において教育学に関する科目を四単位以上修め、当該大学院の課程を修了したものであること。 七～十四　（略） 2　法第三十三条第二号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　別表第二に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあっては、一学級増すごとに一を加えた数）以上は医師等である専任教員であること。 五　専任教員のうち少なくとも二人は、言語聴覚士であること。ただし、言語聴覚士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあっては一人とすることができる。 六　前項第六号から第十四号までに該当するものであること。 3　法第三十三条第三号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。 一・二　（略）	（学校及び養成所の指定基準） **第四条**　法第三十三条第一号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　別表第一に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち五人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあっては、一学級増すごとに三を加えた数）以上は医師、歯科医師、言語聴覚士又はこれと同等以上の学識経験を有する者（以下「医師等」という。）である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあっては三人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあっては、一学級増すごとに一を加えた数）、その翌年度にあっては四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあっては、一学級増すごとに二を加えた数）とすることができる。 五　専任教員のうち少なくとも三人は、免許を受けた後法第二条に規定する業務を五年以上業として行った言語聴覚士（以下「業務経験五年以上の言語聴覚士」という。）であること。ただし、業務経験五年以上の言語聴覚士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあっては一人、その翌年度にあっては二人とすることができる。 （新設） 六～十三　（略） 2　法第三十三条第二号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　別表第二に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち三人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあっては、一学級増すごとに一を加えた数）以上は医師等である専任教員であること。 五　専任教員のうち少なくとも一人は、業務経験五年以上の言語聴覚士であること。 六　前項第六号から第十三号までに該当するものであること。 3　法第三十三条第三号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。 一・二　（略）

三　別表第二に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち五人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあっては、一学級増すごとに二を加えた数）以上は医師等である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあっては四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあっては、一学級増すごとに一を加えた数）とすることができる。

四　専任教員のうち少なくとも三人は、言語聴覚士であること。ただし、言語聴覚士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあっては二人とすることができる。

五　第一項第六号から第十四号まで、及び前項第三号に該当するものであること。

4　法第三十三条第五号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。

一　（略）

二　第一項第六号から第十四号まで、第二項第三号及び前項第二号から第四号までに該当するものであること。

附　則

この省令は、法の施行の日（平成十年九月一日）から施行する。

（削る）

別表第一（第四条関係）

教育内容	単位数	備考
基礎分野		
科学的思考の基礎		
人間と生活		
社会の理解		
言語聴覚療法の基盤	二十	（削る）
専門基礎分野		
人体のしくみ・疾病と治療	十五	医用画像の評価、救急救命の基礎的知識を含む。

三　別表第二に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあっては、一学級増すごとに二を加えた数）以上は医師等である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあっては三人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあっては、一学級増すごとに一を加えた数）とすることができる。

四　専任教員のうち少なくとも二人は、業務経験五年以上の言語聴覚士であること。ただし、業務経験五年以上の言語聴覚士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあっては一人とすることができる。

五　第一項第六号から第十三号まで、及び前項第三号に該当するものであること。

4　法第三十三条第五号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。

一　（略）

二　第一項第六号から第十三号まで、第二項第三号及び前項第二号から第四号までに該当するものであること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、法の施行の日（平成十年九月一日）から施行する。

（学校又は養成所の指定基準の経過的特例）

2　第四条第一項第五号、第二項第五号及び第三項第四号の規定の適用については、平成十二年三月三十一日までの間においては、第四条第一項第五号本文中「免許を受けた後法第二条に規定する業務を五年以上業として行った言語聴覚士（以下「業務経験五年以上の言語聴覚士」という。）」とあるのは「適法に法第二条に規定する業務を五年以上業として行った者」と、同条第一項第五号ただし書、第二項第五号及び第三項第四号中「業務経験五年以上の言語聴覚士」とあるのは「適法に法第二条に規定する業務を五年以上業として行った者」とし、平成十二年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間においては、同条第一項第五号本文中「免許を受けた後法第二条に規定する業務を五年以上業として行った言語聴覚士（以下「業務経験五年以上の言語聴覚士」という。）」とあるのは「適法に法第二条に規定する業務を五年以上業として行い、かつ、言語聴覚士の免許を受けている者」と、同条第一項第五号ただし書、第二項第五号及び第三項第四号中「業務経験五年以上の言語聴覚士」とあるのは「適法に法第二条に規定する業務を五年以上業として行い、かつ、言語聴覚士の免許を受けている者」とする。

別表第一（第四条関係）

教育内容	単位数	備考
基礎分野		
人文科学二科目	二	
社会科学二科目	二	
自然科学二科目	二	一科目は統計学とすること。
外国語	四	
保健体育	二	
専門基礎分野		
基礎医学	三	医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。

（削る）	（削る）	（削る）	
（削る）	（削る）	（削る）	
（削る）	（削る）	（削る）	
心の働き	（削る）	（削る）	
言語とコミュニケーション	（削る）	（削る）	
（削る）	（削る）	（削る）	
（削る）	（削る）	（削る）	
社会保障・教育とリハビリテーション	一	（削る）	
専門分野	言語聴覚障害学総論	二	
	言語聴覚療法管理学	二	
	失語・高次脳機能障害学	六	
	言語発達障害学	六	（削る）
	発声発語・摂食嚥下障害学	九	（削る）
	聴覚障害学	七	（削る）
	地域言語聴覚療法学	二	
	臨床実習	十五	実習時間の三分の二以上は医療提供施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の二第二項に規定する医療提供施設（薬局及び助産所を除く。）をいう。以下同じ。）において行うこと。また、医療提供施設において行う実習のうち八単位以上は病院又は診療所において行うこと。
（削る）		（削る）	（削る）
合　計		百一	

備考　一・二　（略）

三　複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習十五単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十六単位以上（うち基礎分野二十単位以上、専門基礎分野三十二単位以上及び専門分野三十四単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

臨床医学		六	内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。
臨床歯科医学		一	口腔外科学を含む。
音声・言語・聴覚医学		三	神経系の構造、機能及び病態を含む。
心理学		七	心理測定法を含む。
言語学		二	
音声学		二	聴覚心理学を含む。
音響学		二	
言語発達学		一	社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。
社会福祉・教育		二	
専門分野	言語聴覚障害学総論	四	
	（新設）		
	失語・高次脳機能障害学	六	
	言語発達障害学	六	脳性麻痺及び学習障害を含む。
	発声発語・嚥下障害学	九	吃音を含む。
	聴覚障害学	七	聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む。
	（新設）		
	臨床実習	十二	実習時間の三分の二以上は病院又は診療所において行うこと。
選択必修分野		八	専門基礎分野又は専門分野を中心として講義又は実習を行うこと。
合　計		九十三	

備考　一・二　（略）

三　複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習十二単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十一単位以上（うち基礎分野十二単位以上、専門基礎分野二十九単位以上、専門分野三十二単位以上及び選択必修分野八単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

四　臨床実習のうち、一単位は学校又は養成所において、技能修得到達度評価（医療提供施設における臨床実習を実施する前に、医療提供施設における臨床実習を行うために必要な技能及び態度が修得されていることを確認するための実技試験及び指導並びに医療提供施設における臨床実習を実施した後に、医療提供施設における臨床実習において修得すべき技能及び態度が修得されていることを確認するための実技試験及び指導をいう。別表第二備考第四号において同じ。）を行うものとする。

五　（略）

別表第二（第四条関係）

教育内容		単位数	備考
専門基礎分野	人体のしくみ・疾病と治療	十五	医用画像の評価、救急救命の基礎的知識を含む。
	（削る）	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）	（削る）
	心の働き		
	言語とコミュニケーション	九	
	（削る）	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）	（削る）
	社会保障・教育とリハビリテーション	一	
	（削る）	（削る）	（削る）
専門分野	言語聴覚障害学総論	二	
	言語聴覚療法管理学	二	
	失語・高次脳機能障害学	六	
	言語発達障害学	六	（削る）
	発声発語・摂食嚥下障害学	九	（削る）
	聴覚障害学	七	（削る）
	地域言語聴覚療法学	二	
	臨床実習	十五	実習時間の三分の二以上は医療提供施設において行うこと。また、医療提供施設において行う実習のうち八単位以上は病院又は診療所において行うこと。
合計		八十一	

（新設）

四　（略）

別表第二（第四条関係）

教育内容		単位数	備考
専門基礎分野	基礎医学	三	医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。
	臨床医学	六	内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。
	臨床歯科医学	一	口腔外科学を含む。
	音声・言語・聴覚医学	三	神経系の構造、機能及び病態を含む。
	心理学	七	心理測定法を含む。
	言語学	二	
	音声学	二	聴覚心理学を含む。
	音響学	二	
	言語発達学	一	
	社会福祉・教育	二	社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。
専門分野	言語聴覚障害学総論	四	
	（新設）	（新設）	
	失語・高次脳機能障害学	六	脳性麻痺及び学習障害を含む。
	言語発達障害学	六	
	発声発語・嚥下障害学	九	吃音を含む。
	聴覚障害学	七	聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む。
	（新設）	（新設）	
	臨床実習	十二	実習時間の三分の二以上は病院又は診療所において行うこと。
合計		七十三	

改正後	改正前
備考　一・二　（略） 三　複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習十五単位以上及び臨床実習以外の教育内容六十六単位以上（うち専門基礎分野三十二単位以上及び専門分野三十四単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。 四　臨床実習のうち、一単位は学校又は養成所において、技能修得到達度評価を行うものとする。	備考　一・二　（略） 三　複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習十二単位以上及び臨床実習以外の教育内容六十一単位以上（うち専門基礎分野二十九単位以上及び専門分野三十二単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。 （新設）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、この省令による改正後の指定規則（以下「新指定規則」という。）第四条第一項第四号及び第五号、第二項第四号及び第五号並びに第三項第三号及び第四号の規定は、令和九年四月一日から、新指定規則第四条第一項第六号から第十四号まで、第二項第六号、第三項第五号及び第四項第二号の規定は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）において現に言語聴覚士法（以下「法」という。）第三十三条第一号の指定を受けている学校又は言語聴覚士養成所（以下「養成所」という。）において言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、施行日から起算して三年を経過する日までの間は、新指定規則第四条第一項第三号及び別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2　令和八年四月一日までに法第三十三条第二号の指定を受けている学校又は養成所において言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、施行日から起算して三年を経過する日までの間は、新指定規則第四条第二項第三号及び別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3　令和七年四月一日までに法第三十三条第三号又は第五号の指定を受けている学校又は養成所において言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、施行日から起算して三年を経過する日までの間は、新指定規則第四条第三項第五号（同条第二項第三号に係る部分に限る。）又は第四項第二号（同条第二項第三号に係る部分に限る。）及び別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第三条　施行日から起算して二年を経過する日までの間、法第三十三条第二号の指定を受けようとする者に係る新指定規則第四条第二項第三号及び別表第二の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

2　施行日から起算して一年を経過する日までの間、法第三十三条第三号又は第五号の指定を受けようとする者に係る新指定規則第四条第三項第五号（同条第二項第三号に係る部分に限る。）又は第四項第二号（同条第二項第三号に係る部分に限る。）及び別表第二の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

第四条　新指定規則第四条第一項第六号の規定の施行の日から起算して一年を経過する日までの間、指定規則第四条第一項第五号中「免許を受けた後法第二条に規定する業務を五年以上業として行った言語聴覚士（以下「業務経験五年以上の言語聴覚士」という。）」とあるのは「次号に規定する要件を満たす言語聴覚士（以下「要件該当言語聴覚士」という。）」と、同号並びに同条第二項第五号及び第三項第四号中「業務経験五年以上の言語聴覚士」とあるのは「要件該当言語聴覚士」とする。

第五条　厚生労働大臣は、新規則第四条第一項第六号の規定の施行の日前においても、同号イに規定する講習会の指定をすることができる。

○厚生労働省令第五十九号

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九十六条第二項及び医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十三条第一項の規定に基づき、事業附属寄宿舎規程及び医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣　武見　敬三

事業附属寄宿舎規程及び医療法施行規則の一部を改正する省令

（事業附属寄宿舎規程の一部改正）

第一条　事業附属寄宿舎規程（昭和二十二年労働省令第七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第九条　（略） ②　建物が、次の各号のいずれにも該当する場合は、前項の規定にかかわらず、寝室を建物の三階以上に設けることができる。 一　特定主要構造部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二イに規定する特定主要構造部をいう。以下この号及び次条において同じ。）が、建築基準法施行令（昭	**第九条**　（略） ②　建物が、次の各号のいずれにも該当する場合は、前項の規定にかかわらず、寝室を建物の三階以上に設けることができる。 一　主要構造部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第五号に規定する主要構造部をいう。以下この号において同じ。）が、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三

和二十五年政令第三百三十八号）第百十条各号に掲げる技術的基準のいずれかに適合するもので、特定主要構造部に係る同法第二十七条第一項に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

二　（略）

第十条　建物の一むねの建築延べ面積が千平方メートルを超える場合においては、防火上有効な構造の防火壁によつて区画し、且つ、各区画の延べ面積を千平方メートル以内としなければならない。但し、建物の特定主要構造部が耐火構造（建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）であり又は同条第五号に規定する主要構造部が同条第九号に規定する不燃材料で造られている場合においては、この限りでない。

（医療法施行規則の一部改正）

第二条　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第十六条　法第二十三条第一項の規定による病院又は診療所の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、第九号及び第十一号の規定は、患者を入院させるための施設を有しない診療所又は九人以下の患者を入院させるための施設を有する診療所（療養病床を有する診療所を除く。）には適用しない。	**第十六条**　法第二十三条第一項の規定による病院又は診療所の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、第九号及び第十一号の規定は、患者を入院させるための施設を有しない診療所又は九人以下の患者を入院させるための施設を有する診療所（療養病床を有する診療所を除く。）には適用しない。
一　（略）	一　（略）
二　病室は、地階又は第三階以上の階には設けないこと。ただし、第三十条の十二第一項に規定する放射線治療病室にあつては、地階に、特定主要構造部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二イに規定する特定主要構造部をいう。以下この条及び次条第一項第一号において同じ。）を耐火構造（同法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）とする場合は、第三階以上に設けることができる。	二　病室は、地階又は第三階以上の階には設けないこと。ただし、第三十条の十二第一項に規定する放射線治療病室にあつては、地階に、主要構造部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第五号に規定する主要構造部をいう。以下同じ。）を耐火構造（建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）とする場合は、第三階以上に設けることができる。
二の二～七　（略）	二の二～七　（略）
八　第二階以上の階に病室を有するものにあつては、患者の使用する屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、患者の使用するエレベーターが設置されているもの又は第二階以上の各階における病室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（特定主要構造部が耐火構造であるか、又は主要構造部（建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部をいう。以下同じ。）が不燃材料（同条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で造られている建築物にあつては百平方メートル）以下のものについては、患者の使用する屋内の直通階段を一とすることができる。	八　第二階以上の階に病室を有するものにあつては、患者の使用する屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、患者の使用するエレベーターが設置されているもの又は第二階以上の各階における病室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で造られている建築物にあつては百平方メートル）以下のものについては、患者の使用する屋内の直通階段を一とすることができる。
九～十六　（略）	九～十六　（略）
2　（略）	2　（略）

第十七条　法第二十三条第一項の規定による助産所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一　入所室は、地階又は第三階以上の階には設けないこと。ただし、特定主要構造部を耐火構造とする場合は、第三階以上に設けることができる。

二～七　（略）

２　（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第六十号

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の施行に伴い、並びに社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第七条第四号及び精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第七条第四号の規定に基づき、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣　武見　敬三

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第三条第一項第九号ハの厚生労働省令で定める者） **第二十三条の六**　（略） ２　（略） ３　第一項第九号の「前各号に規定する教育施設に準ずる教育施設」とは、次に掲げる教育施設とする。 一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十三条第三項第二号に規定する学校その他の施設及び同法第十八条の六第一号に規定する保育士を養成する学校その他の施設 二～三十四　（略） （令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付） **第九十八条**　令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一　児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十第三項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給 二～十一　（略） （令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） **第百六条**　令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が保険医療機関等から受ける療養については、次のとおりとする。 一　児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十第三項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給 二～八　（略） ２　（略）	（法第三条第一項第九号ハの厚生労働省令で定める者） **第二十三条の六**　（略） ２　（略） ３　第一項第九号の「前各号に規定する教育施設に準ずる教育施設」とは、次に掲げる教育施設とする。 一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十三条第三項第一号に規定する学校その他の施設及び同法第十八条の六第一号に規定する保育士を養成する学校その他の施設 二～三十四　（略） （令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付） **第九十八条**　令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一　児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十第二項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給 二～十一　（略） （令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） **第百六条**　令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が保険医療機関等から受ける療養については、次のとおりとする。 一　児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十第二項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給 二～八　（略） ２　（略）

（令第四十三条第七項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）

第百七条　令第四十三条第七項において読み替えて準用する法第百十条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一　児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第三項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給

二～十　（略）

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付）	（令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付）
第八十六条　令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。	**第八十六条**　令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。
一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第三項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給	一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給
二～十二　（略）	二～十二　（略）
（令第十条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）	（令第十条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）
第九十六条　令第十条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が保険医療機関等から受ける療養については、次のとおりとする。	**第九十六条**　令第十条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が保険医療機関等から受ける療養については、次のとおりとする。
一　児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第三項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給	一　児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給
二～八　（略）	二～八　（略）
2　（略）	2　（略）
（令第十条第七項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）	（令第十条第七項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）
第九十七条　令第十条第七項において読み替えて準用する法第七十六条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。	**第九十七条**　令第十条第七項において読み替えて準用する法第七十六条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。
一　児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第三項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給	一　児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給
二～十　（略）	二～十　（略）

（社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程の一部改正）

第三条　社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程（昭和二十三年厚生省令第五十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第四条　審査委員会は、前条の審査をするときは、次の表の上欄に掲げる診療報酬請求書について、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定、契約又は法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付を行う者の定めるところに基づき、診療報酬請求の適否を審査するものとする。	**第四条**　審査委員会は、前条の審査をするときは、次の表の上欄に掲げる診療報酬請求書について、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定、契約又は法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付を行う者の定めるところに基づき、診療報酬請求の適否を審査するものとする。
（略）　（略）　（略）　二	（略）　（略）　（略）　二
（略）　（略）　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十二条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十八条第三項及び第四項（同法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十二条（同法第七十二条において準用する場合を含む。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の十二（同法第二十一条の二、第二十一条の五の三十及び第二十四条の二十一（同法第二十四条の二十四第三項において適用する場合を含む。）並びに母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十条第七項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十四条、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第四十一条（同法第四十四条の三の二第二項（同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）及び第五十条の三第二項において準用する場合を含む。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十九条の八、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十四、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第十四条（同法第二十条第三項及び同法附則第十一項において準用する場合を含む。）、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第八十三条、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第十二条、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五	（略）　（略）　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十二条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十八条第三項及び第四項（同法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十二条（同法第七十二条において準用する場合を含む。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の十二（同法第二十一条の二、第二十一条の五の三十及び第二十四条の二十一（同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。）並びに母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十条第七項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十四条、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第四十一条（同法第四十四条の三の二第二項（同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）及び第五十条の三第二項において準用する場合を含む。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十九条の八、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十四、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第十四条（同法第二十条第三項及び同法附則第十一項において準用する場合を含む。）、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第八十三条、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第十二条、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第四条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第十二条第五号ハに規定する厚生労働省令で定める者） **第九条の六**　（略） ２　（略） ３　第一項第九号に規定する「前各号に規定する教育施設に準ずる教育施設」とは、次の各号に掲げる教育施設とする。 一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十三条第三項第二号に規定する学校その他の施設及び同法第十八条の六第一号に規定する保育士を養成する学校その他の施設 二～三十四　（略）	（法第十二条第五号ハに規定する厚生労働省令で定める者） **第九条の六**　（略） ２　（略） ３　第一項第九号に規定する「前各号に規定する教育施設に準ずる教育施設」とは、次の各号に掲げる教育施設とする。 一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十三条第三項第一号に規定する学校その他の施設及び同法第十八条の六第一号に規定する保育士を養成する学校その他の施設 二～三十四　（略）

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第五条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第九条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） **第五条の五**　法第九条第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第三項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給 二～十二　（略） （令第二十九条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付） **第二十七条の十二**　令第二十九条の二第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一　児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第三項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給 二～十一　（略）	（法第九条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） **第五条の五**　法第九条第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給 二～十二　（略） （令第二十九条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付） **第二十七条の十二**　令第二十九条の二第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一　児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給 二～十一　（略）

十号）第五条第二項及び第三項又は特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十二条第三項及び第四項若しくは第十三条第二項及び第三項

（令第二十九条の四第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）

第二十七条の十五　令第二十九条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者が保険医療機関等について受ける療養については、次のとおりとする。

一　児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第三項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給

二～八　（略）

2　（略）

（国民年金法施行規則の一部改正）

第六条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令第六条の六第十号及び第十一条の八第十号に規定する厚生労働省令で定める教育施設） **第七十七条の六**　令第六条の六第十号及び第十一条の八第十号に規定する厚生労働省令で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。 一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十三条第三項第二号に規定する学校その他の施設及び同法第十八条の六第一号に規定する保育士を養成する学校その他の施設 二～三十四　（略）	（令第六条の六第十号及び第十一条の八第十号に規定する厚生労働省令で定める教育施設） **第七十七条の六**　令第六条の六第十号及び第十一条の八第十号に規定する厚生労働省令で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。 一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十三条第三項第一号に規定する学校その他の施設及び同法第十八条の六第一号に規定する保育士を養成する学校その他の施設 二～三十四　（略）

（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正）

第七条　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定施設の範囲） **第二条**　法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。 一　（略） 二　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター及び障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う施設 三～十四　（略）	（指定施設の範囲） **第二条**　法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。 一　（略） 二　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う施設 三～十四　（略）

（介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成四年労働省令第十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（介護関係業務の範囲を定める福祉サービス又は保健医療サービス） **第一条**　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号。以下「法」という。）第二条第一項の厚生労働省令で定める福祉サービス又は保健医療サービスは、次の各号に掲げるものとする。 一～四十一　（略）	（介護関係業務の範囲を定める福祉サービス又は保健医療サービス） **第一条**　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号。以下「法」という。）第二条第一項の厚生労働省令で定める福祉サービス又は保健医療サービスは、次の各号に掲げるものとする。 一～四十一　（略）

四十二　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援を行う施設又は第七条第二項に規定する指定発達支援医療機関（次号において「指定発達支援医療機関」という。）において行われる入浴、排せつ、食事等の介護

四十三～五十三　（略）

（精神保健福祉士法施行規則の一部改正）

第九条　精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定施設の範囲） **第二条**　法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業を行う施設、児童自立生活援助事業を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター又は里親支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。） 五～十五　（略）	（指定施設の範囲） **第二条**　法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する障害児通所支援事業（医療型児童発達支援を除く。）若しくは障害児相談支援事業を行う施設、児童自立生活援助事業を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。） 五～十五　（略）

（介護保険法施行規則の一部改正）

第十条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第六十九条の二第一項の厚生労働省令で定める実務の経験） **第百十三条の二**　法第六十九条の二第一項の厚生労働省令で定める実務の経験は、第一号及び第二号の期間が通算して五年以上であることとする。 一　（略） 二　イ又はロに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務その他これに準ずる業務に従事した期間 イ　（略） ロ　特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する計画相談支援、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援、生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者	（法第六十九条の二第一項の厚生労働省令で定める実務の経験） **第百十三条の二**　法第六十九条の二第一項の厚生労働省令で定める実務の経験は、第一号及び第二号の期間が通算して五年以上であることとする。 一　（略） 二　イ又はロに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務その他これに準ずる業務に従事した期間 イ　（略） ロ　特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する計画相談支援、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援、生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者

（施行法第十一条第一項に規定する厚生労働省令で定めるもの等）

第百七十条　（略）

２　施行法第十一条第一項の特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる施設に入所し、又は入院している者とする。

一　（略）

二　児童福祉法第六条の二の二第三項の内閣総理大臣が指定する医療機関（当該指定に係る治療等を行う病床に限る。）

三～九　（略）

（健康増進法施行規則の一部改正）

第十一条　健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正前	改正後
（施行法第十一条第一項に規定する厚生労働省令で定めるもの等） **第百七十条**　（略） ２　施行法第十一条第一項の特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる施設に入所し、又は入院している者とする。 一　（略） 二　児童福祉法第六条の二の二第三項の内閣総理大臣が指定する医療機関（当該指定に係る治療等を行う病床に限る。） 三～九　（略）	（施行法第十一条第一項に規定する厚生労働省令で定めるもの等） **第百七十条**　（略） ２　施行法第十一条第一項の特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる施設に入所し、又は入院している者とする。 一　（略） 二　児童福祉法第七条第二項の内閣総理大臣が指定する医療機関（当該指定に係る治療等を行う病床に限る。） 三～九　（略）
（令第三条第九号の厚生労働省令で定める教育施設） **第十四条**　令第三条第九号の厚生労働省令で定める教育施設は、次のとおりとする。 一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十三条第三項第一号に規定する児童福祉司又は児童福祉施設の職員を養成する施設及び同法第十八条の六第一号に規定する保育士を養成する施設 二～二十六　（略）	（令第三条第九号の厚生労働省令で定める教育施設） **第十四条**　令第三条第九号の厚生労働省令で定める教育施設は、次のとおりとする。 一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十三条第三項第二号に規定する児童福祉司又は児童福祉施設の職員を養成する施設及び同法第十八条の六第一号に規定する保育士を養成する施設 二～二十六　（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第六十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の四十五第一項及び第百十五条の四十六第六項の規定に基づき、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日　　厚生労働大臣　武見　敬三

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令

（介護保険法施行規則の一部改正）

第一条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第百十五条の四十五第一項の厚生労働省令で定める基準） **第百四十条の六十二の三**　（略） ２　法第百十五条の四十五第一項第一号イからニまでの厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 一～三　（略） 三の二　次条第三号に該当する被保険者に対して第一号事業（同号に規定するものに限る。以下この号において同じ。）を提供するときは、次に掲げる基準を満たすこと。 イ　第一号事業の提供を適切に行うため、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び法第百十五条の四十八第一項に規定する会議と密接に連携し、当該被保険者の心身の状況等の把握に努めること。	（法第百十五条の四十五第一項の厚生労働省令で定める基準） **第百四十条の六十二の三**　（略） ２　法第百十五条の四十五第一項第一号イからニまでの厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 一～三　（略） （新設）

ロ　現に第一号事業の提供を行っているときに当該被保険者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講ずる旨及びその実施方法を定めていること。

四～七　（略）

3　（略）

（法第百十五条の四十五第一項第一号の厚生労働省令で定める被保険者）

第百四十条の六十二の四　法第百十五条の四十五第一項第一号の厚生労働省令で定める被保険者は、次のいずれかに該当する被保険者とする。

一・二　（略）

三　居宅要介護被保険者であって、要介護認定を受ける日以前に前二号のいずれかに該当し、次に掲げる事業のサービスを受けていたもののうち、要介護認定を受けた日以後も継続的にこれらの事業のサービスを受けるもの（市町村が必要と認める者に限る。）

イ　法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（以下「第一号訪問事業」という。）のうち、第百四十条の六十三の六第一号の基準に従い行うもの及び三月以上六月以下の期間を定めて保健医療に関する専門的な知識を有する者により提供されるもの（要介護状態等となることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止のための効果が高いものに限る。ロにおいて同じ。）を除いたもの

ロ　第一号通所事業のうち、第百四十条の六十三の六第一号の基準に従い行うもの及び三月以上六月以下の期間を定めて保健医療に関する専門的な知識を有する者により提供されるものを除いたもの

ハ　法第百十五条の四十五第一項第一号ハに規定する第一号生活支援事業

（法第百十五条の四十五第一項第一号イ及びロの厚生労働省令で定める期間）

第百四十条の六十二の五　法第百十五条の四十五第一項第一号イの厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に掲げる期間とする。

一　介護予防サービス計画又は第一号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画を定め、かつ、当該計画において第一号訪問事業に係るサービスの利用期間を定めた場合　当該計画において定められる第一号訪問事業に係るサービスの利用期間又は当該計画を定めた日から居宅要支援被保険者等でなくなる日までの期間のいずれか短い期間

二　（略）

2・3　（略）

四～七　（略）

3　（略）

（法第百十五条の四十五第一項第一号の厚生労働省令で定める被保険者）

第百四十条の六十二の四　法第百十五条の四十五第一項第一号の厚生労働省令で定める被保険者は、次のいずれかに該当する被保険者とする。

一・二　（略）

三　居宅要介護被保険者であって、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービス（以下この号において「要介護認定によるサービス」という。）を受ける日以前に前二号のいずれかに該当し、第一号事業（前条第一項第二号の規定により市町村が補助するものに限る。以下この号において同じ。）のサービスを受けていたもののうち、要介護認定によるサービスを受けた日以後も継続的に第一号事業のサービスを受けるもの（市町村が必要と認める者に限る。）

（新設）

（新設）

（法第百十五条の四十五第一項第一号イ及びロの厚生労働省令で定める期間）

第百四十条の六十二の五　法第百十五条の四十五第一項第一号イの厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に掲げる期間とする。

一　介護予防サービス計画又は第一号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画を定め、かつ、当該計画において法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（以下「第一号訪問事業」という。）に係るサービスの利用期間を定めた場合　当該計画において定められる第一号訪問事業に係るサービスの利用期間又は当該計画を定めた日から居宅要支援被保険者等でなくなる日までの期間のいずれか短い期間

二　（略）

2・3　（略）

（法第百十五条の四十六第六項の厚生労働省令で定める基準）

第百四十条の六十六　法第百十五条の四十六第六項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一　法第百十五条の四十六第五項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準　次のイからハまでに掲げる基準

イ　一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね三千人以上六千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（地域包括支援センター運営協議会（指定居宅サービス事業者等（法第二十二条第三項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。）又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第一号被保険者若しくは第二号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市町村が適当と認める者により構成されるものをいう。以下同じ。）が第一号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。ロにおいて同じ。）は、原則として次のとおりとすること。

(1)～(3)　（略）

ロ　イの規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第一号被保険者の数について、おおむね三千人以上六千人未満ごとにイの(1)から(3)までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれイの基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、イの(1)から(3)までのいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の上欄に掲げる担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによることができる。

(1)　（略）

(2)　市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する合併市町村又は地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合であって、イの基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

(3)　（略）

二　（略）

（法第百十五条の四十六第六項の厚生労働省令で定める基準）

第百四十条の六十六　法第百十五条の四十六第六項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一　法第百十五条の四十六第五項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準　次のイ及びロに掲げる基準

イ　一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね三千人以上六千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。

(1)～(3)　（略）

（新設）

ロ　イの規定にかかわらず、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の上欄に掲げる担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによることができる。

(1)　（略）

(2)　市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する合併市町村又は地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合であって、イの基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会（指定居宅サービス事業者等（法第二十二条第三項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。）又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第一号被保険者若しくは第二号被保険者の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市町村が適当と認める者により構成されるものをいう。以下同じ。）において認められた場合

(3)　（略）

二　（略）

様式第一号の二の二を次のように改める。

様式第一号の二の二（第八十三条の六関係）

（表　面）

介護保険負担限度額認定証

交付年月日　令和　年　月　日

被保険者	番号	
	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	明治・大正・昭和　年　月　日
	適用年月日	令和　年　月　日から
	有効期限	令和　年　月　日まで
食費の負担限度額		（介護予防）短期入所生活（療養）介護　円 その他のサービス　円
居住費又は滞在費の負担限度額		ユニット型個室　円 ユニット型個室的多床室　円 従来型個室（特養等）　円 従来型個室（老健・医療院等）　円 多床室　円
保険者番号並びに保険者の名称及び印		

（裏　面）

注意事項

一　この証によって指定介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護（この証の表面において「特養等」という。）並びに介護保健施設サービス、介護医療院サービス、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（この証の表面において「老健・医療院等」という。）を利用する際に食事の提供を受け、又は居住若しくは滞在する場合には、この証の表面に記載する負担限度額が支払いの上限となります。

二　前号に規定するサービスを利用するときは、被保険者証とともに必ずこの証を特定介護保険施設等の窓口に提出してください。

三　被保険者の資格がなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき又は負担限度額認定証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

四　この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。

五　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備考

1　この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。

2　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。

（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正）

第二条　指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定介護予防支援の業務の委託） **第十二条**　地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第百十五条の二十三第三項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 一　委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第百四十条の六十六第一号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 二～四　（略）	（指定介護予防支援の業務の委託） **第十二条**　地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第百十五条の二十三第三項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 一　委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第百四十条の六十六第一号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 二～四　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、介護保険法第百十五条の四十六第五項に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間における当該市町村に係る第一条の規定による改正後の介護保険法施行規則第百四十条の六十六第一号の基準については、なお従前の例による。

第三条　第一条の規定による改正前の介護保険法施行規則様式第一号の二の二による介護保険負担限度額認定証は、当分の間、同条の規定による改正後の同令様式第一号の二の二による介護保険負担限度額認定証に代えて使用することができる。

（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二号中「新算定省令」を「算定省令」に改める。

○厚生労働省令第六十二号

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第六条の六第十号及び第十一条の八第十号、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第一項第九号ハ並びに厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第十二条第五号ハの規定に基づき、国民年金法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣　武見　敬三

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令

（国民年金法施行規則の一部改正）

第一条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令第六条の六第十号及び第十一条の八第十号に規定する厚生労働省令で定める教育施設） **第七十七条の六**　令第六条の六第十号及び第十一条の八第十号に規定する厚生労働省令で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。 一～二十五の二　（略）	（令第六条の六第十号及び第十一条の八第十号に規定する厚生労働省令で定める教育施設） **第七十七条の六**　令第六条の六第十号及び第十一条の八第十号に規定する厚生労働省令で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。 一～二十五の二　（略）

二十五の三　日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第三条第一項に規定する認定日本語教育機関（認定日本語教育機関認定基準（令和五年文部科学省令第四十号）第十七条第一項本文に規定する課程に限る。）

二十六～三十四　（略）

（健康保険法施行規則の一部改正）

第二条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第三条第一項第九号ハの厚生労働省令で定める者）	（法第三条第一項第九号ハの厚生労働省令で定める者）
第二十三条の六　（略）	**第二十三条の六**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　第一項第九号の「前各号に規定する教育施設に準ずる教育施設」とは、次に掲げる教育施設とする。	3　第一項第九号の「前各号に規定する教育施設に準ずる教育施設」とは、次に掲げる教育施設とする。
一～二十五の二　（略）	一～二十五の二　（略）
二十五の三　日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第三条第一項に規定する認定日本語教育機関（認定日本語教育機関認定基準（令和五年文部科学省令第四十号）第十七条第一項本文に規定する課程に限る。）	（新設）
二十六～三十四　（略）	二十六～三十四　（略）

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第三条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第十二条第五号ハに規定する厚生労働省令で定める者）	（法第十二条第五号ハに規定する厚生労働省令で定める者）
第九条の六　（略）	**第九条の六**　（略）
2　（略）	2　（略）

3　第一項第九号に規定する「前各号に規定する教育施設に準ずる教育施設」とは、次の各号に掲げる教育施設とする。	3　第一項第九号に規定する「前各号に規定する教育施設に準ずる教育施設」とは、次の各号に掲げる教育施設とする。
一～二十五の二　（略）	一～二十五の二　（略）
二十五の三　日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第三条第一項に規定する認定日本語教育機関（認定日本語教育機関認定基準（令和五年文部科学省令第四十号）第十七条第一項本文に規定する課程に限る。）	（新設）
二十六～三十四　（略）	二十六～三十四　（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第六十三号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第一条第一項、第二条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第一号イ及び第五条第八項の規定に基づき、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣　武見　敬三

国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
（組合調整対象収入額）	（組合調整対象収入額）
第十四条　組合調整対象収入額は、次に掲げる額の合計額とする。	**第十四条**　組合調整対象収入額は、次に掲げる額の合計額とする。
一　イ及びロに掲げる額の合算額	一　イ及びロに掲げる額の合算額
イ　次の式により算定した額（銭未満は四捨五入するものとする。）に、当該組合の当該年度の各月末における被保険者数の合計数を十二で除して得た数の見込数（以下「平均組合被保険者見込数」という。）を乗じて得た額	イ　次の式により算定した額（銭未満は四捨五入するものとする。）に、当該組合の当該年度の各月末における被保険者数の合計数を十二で除して得た数の見込数（以下「平均組合被保険者見込数」という。）を乗じて得た額
組合調整対象需要額（後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）／当該組合の平均被保険者見込数 × 0.4323 ＋ 1,858.00円	組合調整対象需要額（後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）／当該組合の平均被保険者見込数 × 0.4335 ＋ 1,869.00円
ロ　当該組合の当該年度の五月一日における被保険者に係る当該年度の前年の地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同項各号及び同条第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額の見込額（第	ロ　当該組合の当該年度の五月一日における被保険者に係る当該年度の前年の地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同項各号及び同条第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額の見込額（第

二号ロ及び第三号ロにおいて「前年度所得見込額」という。）に、次の式により算定した率（小数点以下第六位未満は四捨五入するものとする。）を乗じて得た額

組合調整対象需要額（後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）／当該組合の平均被保険者見込数 × 0.0000002132 ＋ 0.006102

二　イ及びロに掲げる額の合算額

イ　二万三千五百七十一円九十九銭に当該組合の平均組合被保険者見込数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

ロ　〇・〇一三九二一に当該組合の当該年度の五月一日における被保険者に係る前年度所得見込額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

三　イ及びロに掲げる額の合算額

イ　二万八千六百五十一円八十三銭に当該組合の当該年度の各月末における介護保険法第九条第二号に規定する被保険者の数の合計数を十二で除して得た数の見込数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

ロ　〇・〇一二四五六に当該組合の当該年度の五月一日における介護保険法第九条第二号に規定する被保険者に係る前年度所得見込額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

附　則

（令和五年度における別表第二に定める率の特例）

第二条　令和五年度においては、特例措置対象被保険者（法第四十二条第一項第三号に掲げる場合に該当する者であつて、平成二十六年三月三十一日以前に七十歳に達したものをいう。次条において同じ。）に対する別表第二の規定の適用については、同表当該対象被保険者が法第四十二条第一項第三号に掲げる場合に該当する者である場合における費用の額に乗ずべき調整率の欄中「1.0000」、「0.9779」、「0.9480」、「0.9180」及び「0.8804」とあるのは、それぞれ「―」、「―」、「1.0000」、「0.9687」及び「0.9295」とする。

（令和五年度における別表第三に定める率の特例）

第二条の二　令和五年度においては、特例措置対象被保険者に対する別表第三の規定の適用については、同表当該対象被保険者が法第四十二条第一項第三号に掲げる場合に該当する者である場合における費用の額に乗ずべき調整率の欄中「1.0000」、「0.9480」及び「0.8804」とあるのは、それぞれ「―」、「1.0000」及び「0.9295」とする。

二号ロ及び第三号ロにおいて「前年度所得見込額」という。）に、次の式により算定した率（小数点以下第六位未満は四捨五入するものとする。）を乗じて得た額

組合調整対象需要額（後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）／当該組合の平均被保険者見込数 × 0.0000002125 ＋ 0.006143

二　イ及びロに掲げる額の合算額

イ　二万二千六十八円四十一銭に当該組合の平均組合被保険者見込数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

ロ　〇・〇一三〇一九に当該組合の当該年度の五月一日における被保険者に係る前年度所得見込額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

三　イ及びロに掲げる額の合算額

イ　二万七千七百九十七円三十七銭に当該組合の当該年度の各月末における介護保険法第九条第二号に規定する被保険者の数の合計数を十二で除して得た数の見込数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

ロ　〇・〇一二一八一に当該組合の当該年度の五月一日における介護保険法第九条第二号に規定する被保険者に係る前年度所得見込額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

附　則

（令和四年度における別表第二に定める率の特例）

第二条　令和四年度においては、特例措置対象被保険者（法第四十二条第一項第三号に掲げる場合に該当する者であつて、平成二十六年三月三十一日以前に七十歳に達したものをいう。次条において同じ。）に対する別表第二の規定の適用については、同表当該対象被保険者が法第四十二条第一項第三号に掲げる場合に該当する者である場合における費用の額に乗ずべき調整率の欄中「1.0000」、「0.9779」、「0.9480」、「0.9180」及び「0.8804」とあるのは、それぞれ「―」、「―」、「1.0000」、「0.9687」及び「0.9295」とする。

（令和四年度における別表第三に定める率の特例）

第二条の二　令和四年度においては、特例措置対象被保険者に対する別表第三の規定の適用については、同表当該対象被保険者が法第四十二条第一項第三号に掲げる場合に該当する者である場合における費用の額に乗ずべき調整率の欄中「1.0000」、「0.9480」及び「0.8804」とあるのは、それぞれ「―」、「1.0000」及び「0.9295」とする。

別表第一及び別表第一の二を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

被保険者数		基本額	地域差加算額							寒冷地加算額			
			地域手当1級地	地域手当2級地	地域手当3級地	地域手当4級地	地域手当5級地	地域手当6級地	地域手当7級地	1級地	2級地	3級地	4級地
人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	500	1,076,887	257,655	224,764	210,692	145,062	139,763	15,881	11,646	37,769	34,055	30,907	19,796
501	700	1,251,603	299,458	261,230	244,875	168,597	162,439	18,458	13,536	43,894	39,579	35,920	23,008
701	900	1,372,076	328,283	286,374	268,446	184,825	178,075	20,236	14,839	48,121	43,390	39,377	25,224
901	1,100	1,493,463	357,325	311,709	292,193	201,177	193,829	22,025	16,151	52,380	47,228	42,861	27,457
1,101	1,300	1,681,602	402,339	350,977	329,003	226,521	218,247	24,800	18,186	58,981	53,183	48,264	30,915
1,301	1,500	1,845,196	441,480	385,121	361,010	248,558	239,478	27,212	19,956	64,717	58,354	52,957	33,922
1,501	1,700	1,993,016	476,848	415,973	389,931	268,470	258,663	29,393	21,554	69,903	63,029	57,203	36,642
1,701	1,900	2,132,718	510,275	445,133	417,264	287,289	276,794	31,453	23,065	74,807	67,446	61,212	39,211
1,901	2,100	2,287,622	547,336	477,464	447,571	308,155	296,899	33,738	24,742	80,241	72,350	65,658	42,060
2,101	2,300	2,445,512	585,113	510,417	478,462	329,424	317,391	36,066	26,448	85,778	77,344	70,189	44,961
2,301	2,500	2,622,218	627,392	547,297	513,033	353,227	340,325	38,671	28,358	91,977	82,932	75,264	48,213
2,501	2,700	2,790,322	667,612	582,384	545,923	375,871	362,142	41,152	30,178	97,875	88,248	80,089	51,303
2,701	2,900	2,959,401	708,065	617,673	579,003	398,648	384,085	43,644	32,005	103,806	93,597	84,940	54,413
2,901	3,100	3,118,484	746,128	650,878	610,128	420,078	404,732	45,990	33,727	109,386	98,627	89,509	57,338
3,101	3,300	3,282,868	785,458	685,186	642,289	442,220	426,066	48,415	35,504	115,150	103,828	94,226	60,360
3,301	3,500	3,452,310	825,999	720,552	675,439	465,046	448,059	50,914	37,337	121,097	109,187	99,090	63,474
3,501	4,000	3,852,256	921,691	804,026	753,689	518,921	499,966	56,812	41,663	135,127	121,838	110,571	70,829
4,001	4,500	4,278,837	1,023,753	893,061	837,150	576,383	555,330	63,103	46,276	150,091	135,330	122,816	78,674
4,501	5,000	4,677,360	1,119,105	976,239	915,120	630,066	607,051	68,981	50,586	164,070	147,933	134,254	86,002
5,001	5,500	5,066,153	1,212,126	1,057,386	991,186	682,438	657,511	74,714	54,791	177,709	160,233	145,415	93,150
5,501	6,000	5,444,814	1,302,726	1,136,419	1,065,272	733,446	706,655	80,299	58,885	190,993	172,209	156,284	100,113
6,001	6,500	5,772,365	1,381,094	1,204,783	1,129,355	777,570	749,166	85,129	62,429	202,484	182,569	165,688	106,136
6,501	7,000	6,100,547	1,459,616	1,273,281	1,193,564	821,777	791,759	89,970	65,977	213,995	192,948	175,108	112,171
7,001	7,500	6,388,431	1,528,495	1,333,366	1,249,889	860,557	829,123	94,216	69,091	224,095	202,054	183,370	117,464
7,501	8,000	6,637,080	1,587,987	1,385,263	1,298,536	894,051	861,394	97,882	71,780	232,815	209,919	190,507	122,037
8,001	8,500	6,956,164	1,664,331	1,451,862	1,360,965	937,033	902,806	102,588	75,230	244,011	220,014	199,667	127,905
8,501	9,000	7,235,556	1,731,177	1,510,174	1,415,628	974,670	939,066	106,708	78,253	253,809	228,851	207,686	133,041
9,001	9,500	7,492,100	1,792,558	1,563,720	1,465,821	1,009,227	972,361	110,491	81,026	262,811	236,962	215,050	137,759
9,501	10,000	7,740,950	1,852,098	1,615,659	1,514,507	1,042,749	1,004,660	114,162	83,719	271,539	244,834	222,194	142,336
10,001	10,500	7,979,777	1,909,240	1,665,505	1,561,233	1,074,920	1,035,655	117,683	86,302	279,918	252,387	229,050	146,726

別表第一（第二条関係）

被保険者数		基本額	地域差加算額							寒冷地加算額			
			地域手当1級地	地域手当2級地	地域手当3級地	地域手当4級地	地域手当5級地	地域手当6級地	地域手当7級地	1級地	2級地	3級地	4級地
人	人		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10,501 －	11,000	8,196,968	1,961,204	1,710,837	1,603,727	1,104,176	1,063,843	120,886	88,650	287,535	259,259	235,286	150,721
11,001 －	11,500	8,450,634	2,021,897	1,763,782	1,653,357	1,138,347	1,096,765	124,628	91,393	296,435	267,280	242,564	155,384
11,501 －	12,000	8,693,491	2,080,004	1,814,469	1,700,871	1,171,060	1,128,284	128,209	94,020	304,955	274,962	249,539	159,851
12,001 －	12,500	8,917,964	2,133,710	1,861,320	1,744,788	1,201,298	1,157,417	131,520	96,448	312,829	282,063	255,981	163,978
12,501 －	13,000	9,174,195	2,195,016	1,914,799	1,794,920	1,235,815	1,190,672	135,299	99,220	321,815	290,167	263,334	168,691
13,001 －	13,500	9,417,031	2,253,117	1,965,484	1,842,431	1,268,526	1,222,189	138,880	101,845	330,334	297,847	270,307	173,156
13,501 －	14,000	9,675,899	2,315,053	2,019,513	1,893,078	1,303,397	1,255,786	142,697	104,645	339,419	306,036	277,738	177,916
14,001 －	14,500	9,953,467	2,381,464	2,077,445	1,947,383	1,340,788	1,291,809	146,791	107,647	349,152	314,815	285,705	183,020
14,501 －	15,000	10,221,435	2,445,578	2,133,375	1,999,811	1,376,883	1,326,588	150,743	110,544	358,551	323,292	293,397	187,947
15,001 －	15,500	10,489,405	2,509,693	2,189,305	2,052,239	1,412,981	1,361,367	154,694	113,442	367,953	331,763	301,086	192,875
15,501 －	16,000	10,764,405	2,575,489	2,246,701	2,106,042	1,450,025	1,397,058	158,750	116,417	377,601	340,463	308,983	197,932
16,001 －	16,500	11,047,470	2,643,216	2,305,781	2,161,423	1,488,155	1,433,796	162,925	119,478	387,531	349,417	317,106	203,135
16,501 －	17,000	11,327,640	2,710,249	2,364,257	2,216,239	1,525,897	1,470,158	167,057	122,508	397,357	358,280	325,150	208,288
17,001 －	17,500	11,618,041	2,779,730	2,424,868	2,273,055	1,565,014	1,507,847	171,340	125,648	407,547	367,463	333,486	213,627
17,501 －	18,000	11,901,070	2,847,448	2,483,941	2,328,430	1,603,140	1,544,581	175,514	128,710	417,475	376,417	341,609	218,832
18,001 －	18,500	12,188,568	2,916,234	2,543,947	2,384,678	1,641,867	1,581,892	179,754	131,820	427,559	385,510	349,859	224,118
18,501 －	19,000	12,473,858	2,984,492	2,603,491	2,440,495	1,680,298	1,618,920	183,961	134,905	437,567	394,533	358,052	229,365
19,001 －	19,500	12,751,256	3,050,863	2,661,388	2,494,768	1,717,664	1,654,922	188,052	137,904	447,296	403,306	366,017	234,463
19,501 －	20,000	13,027,084	3,116,858	2,718,958	2,548,733	1,754,821	1,690,720	192,120	140,888	456,974	412,032	373,931	239,537
20,001 －	20,500	13,305,828	3,183,550	2,777,137	2,603,270	1,792,368	1,726,896	196,231	143,903	466,754	420,849	381,932	244,662
20,501 －	21,000	13,589,583	3,251,441	2,836,360	2,658,785	1,830,592	1,763,723	200,414	146,971	476,705	429,824	390,078	249,878
21,001 －	21,500	13,873,259	3,319,313	2,895,567	2,714,286	1,868,805	1,800,541	204,599	150,038	486,657	438,795	398,220	255,097
21,501 －	22,000	14,153,052	3,386,256	2,953,966	2,769,027	1,906,495	1,836,853	208,726	153,065	496,473	447,644	406,252	260,240
22,001 －	22,500	14,433,310	3,453,310	3,012,459	2,823,859	1,944,246	1,873,227	212,858	156,096	506,303	456,509	414,298	265,396
22,501 －	23,000	14,705,207	3,518,365	3,069,209	2,877,055	1,980,872	1,908,516	216,869	159,037	515,841	465,110	422,103	270,394
23,001 －	23,500	14,986,050	3,585,559	3,127,825	2,932,002	2,018,703	1,944,964	221,010	162,074	525,689	473,992	430,163	275,558
23,501 －	24,000	15,253,411	3,649,529	3,183,627	2,984,311	2,054,719	1,979,664	224,953	164,965	535,069	482,449	437,838	280,475
24,001 －	24,500	15,527,694	3,715,153	3,240,875	3,037,974	2,091,665	2,015,261	228,998	167,933	544,693	491,126	445,712	285,517
24,501 －	25,000	15,826,278	3,786,593	3,303,194	3,096,392	2,131,887	2,054,013	233,401	171,161	555,166	500,570	454,281	291,008
25,001 －	25,500	16,121,352	3,857,191	3,364,780	3,154,122	2,171,635	2,092,309	237,754	174,352	565,520	509,899	462,753	296,435

別表第一（第二条関係）

被保険者数		基本額	地域差加算額							寒冷地加算額			
			地域手当1級地	地域手当2級地	地域手当3級地	地域手当4級地	地域手当5級地	地域手当6級地	地域手当7級地	1級地	2級地	3級地	4級地
人	人		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
25,501 －	26,000	16,429,014	3,930,803	3,428,994	3,214,317	2,213,079	2,132,239	242,291	177,680	576,313	519,634	471,583	302,091
26,001 －	26,500	16,737,438	4,004,595	3,493,367	3,274,659	2,254,625	2,172,267	246,839	181,015	587,129	529,388	480,434	307,763
26,501 －	27,000	17,045,335	4,078,263	3,557,631	3,334,899	2,296,100	2,212,228	251,380	184,345	597,932	539,126	489,274	313,424
27,001 －	27,500	17,351,590	4,151,538	3,621,551	3,394,818	2,337,354	2,251,975	255,896	187,657	608,675	548,813	498,065	319,057
27,501 －	28,000	17,667,217	4,227,055	3,687,427	3,456,569	2,379,872	2,292,940	260,551	191,071	619,746	558,796	507,126	324,859
28,001 －	28,500	17,982,063	4,302,384	3,753,141	3,518,169	2,422,283	2,333,802	265,194	194,477	630,790	568,753	516,167	330,647
28,501 －	29,000	18,296,682	4,377,660	3,818,807	3,579,724	2,464,664	2,374,635	269,834	197,878	641,827	578,707	525,193	336,435
29,001 －	29,500	18,610,776	4,452,811	3,884,363	3,641,175	2,506,974	2,415,400	274,468	201,276	652,846	588,640	534,210	342,210
29,501 －	30,000	18,927,981	4,528,705	3,950,568	3,703,236	2,549,704	2,456,567	279,145	204,706	663,973	598,674	543,313	348,041
30,001 －	30,500	19,239,482	4,603,234	4,015,584	3,764,181	2,591,665	2,496,996	283,739	208,075	674,898	608,526	552,258	353,769
30,501 －	31,000	19,552,571	4,678,145	4,080,931	3,825,436	2,633,839	2,537,630	288,355	211,460	685,879	618,429	561,244	359,526
31,001 －	31,500	19,867,971	4,753,608	4,146,759	3,887,144	2,676,325	2,578,564	293,008	214,872	696,946	628,403	570,297	365,327
31,501 －	32,000	20,181,572	4,828,639	4,212,213	3,948,500	2,718,569	2,619,264	297,632	218,263	707,951	638,321	579,300	371,094
32,001 －	32,500	20,495,292	4,903,700	4,277,691	4,009,878	2,760,829	2,659,981	302,258	221,656	718,950	648,246	588,305	376,863
32,501 －	33,000	20,811,698	4,979,403	4,343,730	4,071,783	2,803,450	2,701,046	306,925	225,078	730,052	658,254	597,385	382,679
33,001 －	33,500	21,131,866	5,056,005	4,410,554	4,134,423	2,846,579	2,742,599	311,646	228,541	741,282	668,380	606,574	388,567
33,501 －	34,000	21,452,035	5,132,610	4,477,378	4,197,064	2,889,707	2,784,152	316,368	232,003	752,512	678,507	615,769	394,453
34,001 －	34,500	21,772,204	5,209,212	4,544,204	4,259,705	2,932,836	2,825,705	321,090	235,466	763,744	688,634	624,959	400,342
34,501 －	35,000	22,092,374	5,285,817	4,611,028	4,322,347	2,975,965	2,867,259	325,812	238,930	774,975	698,759	634,149	406,231
35,001 －	35,500	22,412,546	5,362,421	4,677,853	4,384,987	3,019,093	2,908,812	330,534	242,392	786,208	708,888	643,339	412,115
35,501 －	36,000	22,732,715	5,439,025	4,744,677	4,447,628	3,062,222	2,950,365	335,256	245,854	797,439	719,014	652,531	418,004
36,001 －	36,500	23,052,886	5,515,629	4,811,501	4,510,268	3,105,351	2,991,919	339,978	249,317	808,670	729,144	661,719	423,892
36,501 －	37,000	23,373,057	5,592,233	4,878,326	4,572,910	3,148,480	3,033,472	344,699	252,780	819,904	739,269	670,909	429,780
37,001 －	37,500	23,693,224	5,668,837	4,945,151	4,635,550	3,191,608	3,075,025	349,421	256,242	831,136	749,391	680,098	435,668
37,501 －	38,000	24,013,398	5,745,441	5,011,976	4,698,192	3,234,738	3,116,578	354,143	259,705	842,364	759,521	689,290	441,553
38,001 －	38,500	24,333,568	5,822,045	5,078,801	4,760,833	3,277,866	3,158,131	358,865	263,167	853,596	769,646	698,480	447,441
38,501 －	39,000	24,653,740	5,898,648	5,145,625	4,823,474	3,320,994	3,199,685	363,587	266,630	864,829	779,774	707,671	453,327
39,001 －	39,500	24,973,908	5,975,252	5,212,449	4,886,114	3,364,124	3,241,238	368,309	270,094	876,058	789,901	716,860	459,215
39,501 －	40,000	25,294,082	6,051,857	5,279,274	4,948,756	3,407,253	3,282,792	373,030	273,556	887,292	800,028	726,050	465,102
40,001 －	40,500	25,614,246	6,128,460	5,346,099	5,011,396	3,450,381	3,324,344	377,752	277,018	898,521	810,153	735,241	470,991

別表第一（第二条関係）

被保険者数	基本額	地域差加算額							寒冷地加算額			
		地域手当1級地	地域手当2級地	地域手当3級地	地域手当4級地	地域手当5級地	地域手当6級地	地域手当7級地	1級地	2級地	3級地	4級地
人　　人		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
40,501 － 41,000	25,934,417	6,205,064	5,412,924	5,074,038	3,493,510	3,365,898	382,474	280,481	909,754	820,280	744,432	476,876
41,001 － 41,500	26,254,586	6,281,667	5,479,747	5,136,677	3,536,638	3,407,451	387,196	283,944	920,986	830,410	753,622	482,763
41,501 － 42,000	26,574,756	6,358,271	5,546,572	5,199,319	3,579,767	3,449,004	391,918	287,406	932,217	840,535	762,811	488,651
42,001 － 42,500	26,894,931	6,434,875	5,613,396	5,261,959	3,622,896	3,490,558	396,640	290,868	943,450	850,659	772,004	494,540
42,501 － 43,000	27,215,102	6,511,479	5,680,221	5,324,601	3,666,025	3,532,111	401,360	294,331	954,680	860,789	781,195	500,424
43,001 － 43,500	27,535,271	6,588,083	5,747,047	5,387,242	3,709,153	3,573,665	406,082	297,794	965,912	870,916	790,386	506,311
43,501 － 44,000	27,855,439	6,664,687	5,813,871	5,449,883	3,752,282	3,615,218	410,804	301,256	977,141	881,043	799,576	512,200
44,001 － 44,500	28,175,608	6,741,290	5,880,695	5,512,523	3,795,410	3,656,771	415,526	304,718	988,372	891,169	808,765	518,088
44,501 － 45,000	28,495,780	6,817,894	5,947,519	5,575,164	3,838,539	3,698,325	420,248	308,182	999,604	901,295	817,954	523,973
45,001 － 70,000	29,174,421 円に500人を超えるごとに 332,239 円を加算した額	6,980,266 円に500人を超えるごとに 79,491 円を加算した額	6,089,162 円に500人を超えるごとに 69,344 円を加算した額	5,707,939 円に500人を超えるごとに 65,002 円を加算した額	3,929,956 円に500人を超えるごとに 44,754 円を加算した額	3,786,401 円に500人を超えるごとに 43,120 円を加算した額	430,256 円に500人を超えるごとに 4,900 円を加算した額	315,521 円に500人を超えるごとに 3,593 円を加算した額	1,022,378 円に500人を超えるごとに 11,646 円を加算した額	921,832 円に500人を超えるごとに 10,501 円を加算した額	836,592 円に500人を超えるごとに 9,529 円を加算した額	535,914 円に500人を超えるごとに 6,102 円を加算した額
70,001 － 200,000	45,786,254 円に500人を超えるごとに 332,977 円を加算した額	10,954,811 円に500人を超えるごとに 79,667 円を加算した額	9,556,315 円に500人を超えるごとに 69,498 円を加算した額	8,958,025 円に500人を超えるごとに 65,146 円を加算した額	6,167,661 円に500人を超えるごとに 44,853 円を加算した額	5,942,368 円に500人を超えるごとに 43,214 円を加算した額	675,242 円に500人を超えるごとに 4,910 円を加算した額	495,178 円に500人を超えるごとに 3,601 円を加算した額	1,606,140 円に500人を超えるごとに 10,144 円を加算した額	1,448,183 円に500人を超えるごとに 9,147 円を加算した額	1,314,273 円に500人を超えるごとに 8,302 円を加算した額	841,912 円に500人を超えるごとに 5,315 円を加算した額
200,001 － 350,000	134,484,466 円に500人を超えるごとに 313,657 円を加算した額	32,176,726 円に500人を超えるごとに 75,047 円を加算した額	28,069,033 円に500人を超えるごとに 65,466 円を加算した額	26,311,721 円に500人を超えるごとに 61,368 円を加算した額	18,115,801 円に500人を超えるごとに 42,251 円を加算した額	17,454,062 円に500人を超えるごとに 40,708 円を加算した額	1,983,340 円に500人を超えるごとに 4,626 円を加算した額	1,454,449 円に500人を超えるごとに 3,392 円を加算した額	4,716,686 円に500人を超えるごとに 10,990 円を加算した額	4,252,799 円に500人を超えるごとに 9,909 円を加算した額	3,859,172 円に500人を超えるごとに 8,992 円を加算した額	2,472,080 円に500人を超えるごとに 5,755 円を加算した額
350,001　人以上	86,024,401	20,611,106	17,979,883	16,854,220	11,604,247	11,180,364	1,270,447	931,661	4,332,655	4,130,872	4,002,108	3,064,850

備　考　1. 被保険者数の欄は、当該年度における平均被保険者数の区分をいうこと。
2. 当該年度における平均被保険者数は、前年度の1月から当該年度の12月までの各月末における被保険者数の合計数を前年度の1月から当該年度の12月までの間の事業を行った月数で除して得た数とすること。この場合において、その算定した数に小数点以下の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとすること。
3. 地域差加算額の欄の地域手当の区分は、一般職の職員の給与に関する法律第11条の3第3項による地域手当の支給地域の区分をいうこと。
4. 寒冷地加算額の欄の級地の区分は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律による寒冷地手当の支給地域の区分をいうこと。

別表第一の二（第二条関係）

介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下「第2号被保険者」という。）数	基本額	地域差加算額							寒冷地加算額			
		地域手当1級地	地域手当2級地	地域手当3級地	地域手当4級地	地域手当5級地	地域手当6級地	地域手当7級地	1級地	2級地	3級地	4級地
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 － 500	42,876	10,198	8,523	7,989	5,450	5,204	614	368	1,472	1,326	1,204	772
501 － 1,000	75,036	17,848	14,916	13,982	9,537	9,107	1,076	644	2,576	2,322	2,108	1,350
1,001 － 1,500	109,635	26,077	21,794	20,429	13,936	13,306	1,572	943	3,764	3,394	3,081	1,973
1,501 － 2,000	149,348	35,524	29,688	27,830	18,983	18,126	2,141	1,285	5,127	4,624	4,196	2,689
2,001 － 3,000	192,188	45,714	38,203	35,812	24,428	23,325	2,755	1,652	6,599	5,950	5,400	3,459
3,001 － 4,000	238,717	56,782	47,453	44,482	30,342	28,972	3,422	2,053	8,197	7,390	6,707	4,297
4,001 － 6,000	306,074	72,801	60,843	57,034	38,904	37,147	4,387	2,632	10,511	9,476	8,600	5,509
6,001 － 9,000	430,079	102,297	85,492	80,140	54,665	52,197	6,164	3,698	14,768	13,316	12,084	7,741
9,001 － 12,000	590,934	140,558	117,467	110,113	75,111	71,719	8,471	5,082	20,293	18,297	16,605	10,637
12,001 － 15,000	760,324	180,850	151,139	141,678	96,640	92,277	10,898	6,539	26,109	23,541	21,364	13,686
15,001 － 25,000	860,624	204,706	171,077	160,367	109,390	104,451	12,336	7,402	29,524	26,620	24,159	15,476
	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに
	9,800	2,331	1,947	1,826	1,246	1,190	140	84	336	303	275	175
	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額
25,001 － 70,000	1,350,662	321,266	268,489	251,680	171,675	163,925	19,361	11,616	46,381	41,821	37,953	24,313
	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに
	9,821	2,335	1,953	1,830	1,248	1,192	140	84	337	303	275	176
	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額
70,001 － 150,000	3,967,197	943,628	788,613	739,241	504,248	481,483	56,866	34,120	136,206	122,810	111,444	71,388
	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに
	9,253	2,201	1,839	1,724	1,176	1,123	133	80	317	286	259	167
	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額
150,001 人以上	2,412,223	573,766	479,511	449,490	306,604	292,763	34,577	20,746	82,801	74,662	67,751	43,397

備　考　1. 第2号被保険者数の欄は、当該年度における平均第2号被保険者数の区分をいうこと。

2. 当該年度における平均第2号被保険者数は、前年度の1月から当該年度の12月までの各月末における第2号被保険者数の合計数を前年度の1月から当該年度の12月までの間の事業を行った月数で除して得た数とすること。この場合において、その算定した数に小数点以下の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとすること。

3. 地域差加算額の欄の地域手当の区分は、一般職の職員の給与に関する法律第11条の3第3項による地域手当の支給地域の区分をいうこと。

4. 寒冷地加算額の欄の級地の区分は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律による寒冷地手当の支給地域の区分をいうこと。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国民健康保険の事務費負担金等の交付額の算定に関する省令の規定は、令和五年度の予算に係る補助金等から適用する。

○厚生労働省令第六十四号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第四条第二項の規定に基づき、国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣　武見　敬三

国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（調整対象収入額の算定方法） **第五条**　調整対象収入額は、次に掲げる額の合計額とする。 一　次に掲げる額の合算額 イ　次の式により算定した額（銭未満は四捨五入するものとし、五万二千九百六円九十六銭を超える場合は五万二千九百六円九十六銭とする。以下「基礎賦課基準応益割額」という。）に、当該都道府県の平均被保険者数（当該都道府県に係る当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における被保険者の数の合計数を十二で除した数をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得た額 調整対象需要額から第四条第一項第二号及び第三号に掲げる額を控除して得た額 ／ 当該都道府県の賦課期日における平均被保険者数 ×0.379778622 ロ　当該都道府県の賦課期日（法第七十六条の二に規定する賦課期日をいう。以下この条において同じ。）における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（施行令第二十九条の七第二項第四号に規定する基礎控除後の総所得金額等をいう。以下同じ。）の合計額に、次の式により算定した率（小数点以下第十三位未満は四捨五入するものとし、〇・〇九六九五五四六九二五二を超える場合は〇・〇九六九五五四六九二五二とする。以下「基礎賦課基準応能割率」という。）を乗じて得た額 調整対象需要額から第四条第一項第二号及び第三号に掲げる額を控除して得た額 ／ 当該都道府県の平均被保険者数 ×0.000000695692 二　次に掲げる額の合算額 イ　一万三千二百九十一円六十五銭に、当該都道府県の平均被保険者数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。） ロ　〇・〇二四四三二六一二四七〇に、当該都道府県の賦課期日における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。） 三　次に掲げる額の合算額 イ　一万六千二十円二十三銭に、当該都道府県の当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）であるものの数の合計数を十二で除した数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。） ロ　〇・〇二二四二五〇六二一〇〇に、当該都道府県の賦課期日における介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）	（調整対象収入額の算定方法） **第五条**　調整対象収入額は、次に掲げる額の合計額とする。 一　次に掲げる額の合算額 イ　次の式により算定した額（銭未満は四捨五入するものとし、五万四百五十七円二銭を超える場合は五万四百五十七円二銭とする。以下「基礎賦課基準応益割額」という。）に、当該都道府県の平均被保険者数（当該都道府県に係る当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における被保険者の数の合計数を十二で除した数をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得た額 調整対象需要額から第四条第一項第二号及び第三号に掲げる額を控除して得た額 ／ 当該都道府県の賦課期日における平均被保険者数 ×0.373233208 ロ　当該都道府県の賦課期日（法第七十六条の二に規定する賦課期日をいう。以下この条において同じ。）における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（施行令第二十九条の七第二項第四号に規定する基礎控除後の総所得金額等をいう。以下同じ。）の合計額に、次の式により算定した率（小数点以下第十三位未満は四捨五入するものとし、〇・〇九二四八九七五七一三三五を超える場合は〇・〇九二四八九七五七一三三五とする。以下「基礎賦課基準応能割率」という。）を乗じて得た額 調整対象需要額から第四条第一項第二号及び第三号に掲げる額を控除して得た額 ／ 当該都道府県の平均被保険者数 ×0.000000684515 二　次に掲げる額の合算額 イ　一万千九百六十五円三十六銭に、当該都道府県の平均被保険者数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。） ロ　〇・〇二一〇八四三九三二八〇に、当該都道府県の賦課期日における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。） 三　次に掲げる額の合算額 イ　一万五千六百六十七円四十五銭に、当該都道府県の当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）であるものの数の合計数を十二で除した数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。） ロ　〇・〇二〇九二五五二九三五〇に、当該都道府県の賦課期日における介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

２　（略）

３　一万三千二百九十一円六十五銭に賦課期日にその世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇二四四三二六一二四七〇を乗じて得た額との合計額が二十四万円を超える世帯があるときは、第一項第二号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

$$\left(\begin{array}{l}\text{当該世帯に属する被保険者に係る}\\ \text{基礎控除後の総所得金額等の合計額}\end{array}\right) - \frac{240{,}000\text{円} - 13{,}291\text{円}65\text{銭} \times \left(\begin{array}{l}\text{賦課期日に当該世帯に}\\ \text{属する被保険者の数}\end{array}\right)}{0.024432612470}$$

４　一万六千二十円二十三銭に賦課期日にその世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇二二四二五〇六二一〇〇を乗じて得た額との合計額が十七万円を超える世帯があるときは、第一項第三号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

$$\left(\begin{array}{l}\text{当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者}\\ \text{に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額}\end{array}\right) - \frac{170{,}000\text{円} - 16{,}020\text{円}23\text{銭} \times \left(\begin{array}{l}\text{賦課期日に当該世帯に属する}\\ \text{介護納付金賦課被保険者の数}\end{array}\right)}{0.022425062100}$$

附　則

（令和五年度における基礎賦課基準応益割額、基礎賦課基準応能割率及び介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の算定の特例）

第六条　令和五年度における調整対象収入額については、第五条第二項中「当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」とあるのは「前項第一号イ中「五万二千九百六円九十六銭」とあるのは「五万四千三百九円十四銭」と、「0.379778622」とあるのは「0.388911349」と読み替えて同号イの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」と、「当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とあるのは「前項第一号ロ中「〇・〇九六九五四六九二五五」とあるのは「〇・一〇〇二七三〇四九六二八」と、「0.000000695692」とあるのは「0.000000718062」と読み替えて同号ロの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とし、同条第三項中「一万三千二百九十一円六十五銭」とあるのは「一万三千二百四十二円五十銭」と、「〇・〇二四四三二六一二四七〇」とあるのは「〇・〇二四四一七二四八」と、「13,291円65銭」とあるのは「13,242円50銭」と、「0.024432612470」とあるのは「0.024411734 8」とし、同条第四項中「一万六千二十円二十三銭」とあるのは「一万五千八百八円六十銭」と、「〇・〇二二四二五〇六二一〇〇」とあるのは「〇・〇二二八〇五五八九〇三」と、「16,020円23銭」とあるのは「15,808円60銭」と、「0.022425062100」とあるのは「0.022805589 03」とする。

２　（略）

３　一万千九百六十五円三十六銭に賦課期日にその世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇二二〇八四三九三二八〇を乗じて得た額との合計額が二十万円を超える世帯があるときは、第一項第二号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

$$\left(\begin{array}{l}\text{当該世帯に属する被保険者に係る}\\ \text{基礎控除後の総所得金額等の合計額}\end{array}\right) - \frac{200{,}000\text{円} - 11{,}965\text{円}36\text{銭} \times \left(\begin{array}{l}\text{賦課期日に当該世帯に}\\ \text{属する被保険者の数}\end{array}\right)}{0.022084393280}$$

４　一万五千六百六十七円四十五銭に賦課期日にその世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇二〇九二五五二九三五〇を乗じて得た額との合計額が十七万円を超える世帯があるときは、第一項第三号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

$$\left(\begin{array}{l}\text{当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者}\\ \text{に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額}\end{array}\right) - \frac{170{,}000\text{円} - 15{,}667\text{円}45\text{銭} \times \left(\begin{array}{l}\text{賦課期日に当該世帯に属する}\\ \text{介護納付金賦課被保険者の数}\end{array}\right)}{0.020925529350}$$

附　則

（令和四年度における基礎賦課基準応益割額、基礎賦課基準応能割率及び介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の算定の特例）

第六条　令和四年度における調整対象収入額については、第五条第二項中「当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」とあるのは「五万二千百六十四円二銭」と、「0.373233208」とあるのは「0.378591229」と読み替えて同号イの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」と、「当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とあるのは「前項第一号ロ中「〇・〇九二四八九七五七一三三五」とあるのは「〇・〇九六一四九四八四九〇四二」と、「0.000000684515」とあるのは「0.000000697883」と読み替えて同号ロの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とし、同条第三項中「一万千九百六十五円三十六銭」とあるのは「一万千九百九四六十三銭」と、「〇・〇二二〇八四三九三二八〇」とあるのは「〇・〇二二三二六七四六〇五」と、「11,965円36銭」とあるのは「11,909円63銭」と、「0.022084393280」とあるのは「0.022326746 05」とし、同条第四項中「一万五千六百六十七円四十五銭」とあるのは「一万五千四百三十五円」と、「〇・〇二〇九二五五二九三五〇」とあるのは「〇・〇二一八三二〇二八七〇」と、「15,667円45銭」とあるのは「15,435円」と、「0.020925529350」とあるのは「0.021832028 70」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の規定は、令和五年度分の調整交付金（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第七十二条第一項に規定する調整交付金をいう。）から適用する。

○農林水産省令第十五号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の二十九、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第五条第一項及び水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十五条の十四（同法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農業協同組合法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

農林水産大臣　坂本　哲志

農業協同組合法施行規則等の一部を改正する省令

（農業協同組合法施行規則の一部改正）

第一条　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（金銭債権等と共済契約との誤認防止）	（金銭債権等と共済契約との誤認防止）
第二十五条　（略）	**第二十五条**　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
４　前項の場合において、第一項の組合は、前項の規定による掲示の内容を当該組合のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。	（新設）
（農事組合法人の決算書類）	（農事組合法人の決算書類）
第二百十七条　（略）	**第二百十六条の二**　（略）
（削る。）	（電磁的記録）
	第二百十七条　法第七十二条の二十五第四項第三号に規定する農林水産省令で定める電磁的記録は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
別表第三（第八条関係）	別表第三（第八条関係）
（略）	（略）
水産業協同組合法	水産業協同組合法
（略）	（略）
第三十一条の二第三項第一号（第七十七条（第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百五条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第八十二条の二第二項、第九十二条第二項、第九十六条第二項、第百条第二項及び第百五条第二項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項第一号（第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）、第三十九条	第三十一条の二第三項第一号（第七十七条（第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百五条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第八十二条の二第二項、第九十二条第二項、第九十六条第二項、第百条第二項及び第百五条第二項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項第一号（第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）、第三十九条

（水産業協同組合法施行規則の一部改正）

第三条　水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

改正後	改正前
（略）	（略）
第三項第一号（第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）、第四十条第十一項第一号（第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）、第五十条の四第四項第一号（第六十二条第六項（第九十二条第四項、第九十六条第四項、第百条第四項及び第百五条第四項において準用する場合を含む。）、第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）、第八十四条の三第五項第一号並びに第百五条第三項において準用する第五十八条の三第一項及び第二項	第三項第一号（第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）、第四十条第十一項第一号（第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）、第五十条の四第四項第一号（第六十二条第六項（第九十二条第四項、第九十六条第四項、第百条第四項及び第百五条第四項において準用する場合を含む。）、第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）及び第八十四条の三第五項第一号
（略）	（略）
（有価証券等と共済契約との誤認防止） **第五十一条**　（略） ２・３　（略） ４　前項の場合において、第一項の共済事業実施組合は、前項の規定による提示の内容を当該組合のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、農林中央金庫が当該掲示の内容を農林中央金庫のウェブサイトに掲載している場合には、この限りでない。	（有価証券等と共済契約との誤認防止） **第五十一条**　（略） ２・３　（略） （新設）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○農林水産省令第十六号

漁港水面施設運営権登録令（令和五年政令第三百二十八号）第六十七条第八項及び第六十八条の規定に基づき、漁港水面施設運営権登録令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

農林水産大臣　坂本　哲志

漁港水面施設運営権登録令施行規則の一部を改正する省令

漁港水面施設運営権登録令施行規則（令和五年農林水産省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

目次
第一章　（略）
第二章　（略）
　第一節　（略）
　第二節　登録に関する帳簿（第九条―第十四条の二）
　第三節　（略）
第三章　（略）
第四章　登録事項の証明等
　第一節　登録事項の証明等に関する請求（第七十八条・第七十九条）
　第二節　登録事項の証明等の方法（第八十条―第八十二条）
　第三節　登録事項証明書における代替措置
　　第一款　通則（第八十三条―第八十九条）
　　第二款　代替措置（第九十条―第九十五条）
　　第三款　公示用住所の変更（第九十六条）
　第四節　手数料（第九十七条・第九十八条）
附則
（帳簿）

第十条　農林水産省には、次に掲げる帳簿を備えるものとする。

一～五　（略）

六　申出関係書類つづり込み帳

（申出関係書類つづり込み帳）

第十四条の二　申出関係書類つづり込み帳には、代替措置等申出（第八十五条第一項に規定する代替措置等申出をいう。）に関する書類及び代替措置申出の撤回（第九十五条第一項の規定による撤回をいう。）に関する書類をつづり込むものとする。

第三節　雑則

（添付書面）

第十九条　申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一～四　（略）

五　令第二十五条の規定により登録を申請するときは、相続その他の一般承継があったことを証する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。第二十四条第一項、第二十六条第二項、第八十五条第四項第一号、第九十一条第四項、第九十四条第三項第一号及び第九十五条第四項第一号を除き、以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）

六～八　（略）

２・３　（略）

（代表者の資格を証する書面の期間制限等）

第二十四条　第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる事項を記載した書面であって、市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。第二十六条第二項、第八十五条第四項第一号、第九十一条第四項、第九十四条第三項第一号及び第九十五条第四項第一号において同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならない。

２　（略）

改正前

目次
第一章　（略）
第二章　（略）
　第一節　（略）
　第二節　登録に関する帳簿（第九条―第十四条）
　第三節　（略）
第三章　（略）
第四章　登録事項の証明等（第七十八条―第八十四条）
（新設）
（新設）
（新設）
（新設）
（新設）
（新設）
附則
（帳簿）

第十条　農林水産省には、次に掲げる帳簿を備えるものとする。

一～五　（略）

（新設）

（新設）

第三節　雑則

（添付書面）

第十九条　申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一～四　（略）

五　令第二十五条の規定により登録を申請するときは、相続その他の一般承継があったことを証する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。第二十四条第一項及び第二十六条第二項を除き、以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）

六～八　（略）

２・３　（略）

（代表者の資格を証する書面の期間制限等）

第二十四条　第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる事項を記載した書面であって、市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。第二十六条第二項において同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならない。

２　（略）

第四章　登録事項の証明等

第一節　登録事項の証明等に関する請求

第七十八条・第七十九条　（略）

第二節　登録事項の証明等の方法

第八十条～第八十二条　（略）

第三節　登録事項証明書における代替措置

第一款　通則

（公示用住所管理ファイル）

第八十三条　農林水産大臣は、第九十二条各号に掲げる事項を記録する公示用住所管理ファイルを備えるものとする。

2　公示用住所管理ファイルは、令第六十七条第八項の申出（以下この節において「代替措置申出」という。）の申出人ごとに電磁的記録に記録して調製するものとする。

（代替措置の要件）

第八十四条　令第六十七条第八項の農林水産省令で定める場合は、当該登録記録に記録されている者その他の者（自然人であるものに限る。）について次に掲げる事由がある場合とする。

一　ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第六条に規定するストーカー行為等に係る被害を受けた者であって更に反復して同法第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等をされるおそれがあること。

二　児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待（同条第一号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）を受けた児童であって更なる児童虐待を受けるおそれがあること。

三　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第二項に規定する被害者であって更なる暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの（次号において「身体に対する暴力」という。）を除く。）を受けるおそれがあること。

四　前三号に掲げるもののほか、心身に有害な影響を及ぼす言動（身体に対する暴力に準ずるものに限る。以下この号において同じ。）を受けた者であって更なる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれがあること。

（代替措置等申出）

第八十五条　代替措置申出又は第九十六条第一項の規定による申出（以下この節において「代替措置等申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下この節において「代替措置等申出書」という。）を農林水産大臣に提出してしなければならない。

一　申出人の氏名及び住所

二　代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

三　申出の目的

四　漁港水面施設運営権の水域並びに漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及び実施期間又は漁港水面施設運営権番号

2　代替措置等申出においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を代替措置等申出書に記載するものとする。

一　申出人又は代理人の電話番号その他の連絡先

第四章　登録事項の証明等

（新設）

第七十八条・第七十九条　（略）

（新設）

第八十条～第八十二条　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

二　この節の規定により代替措置等申出書に添付しなければならない書面（以下この節において「代替措置等申出添付書面」という。）の表示
三　申出の年月日

3　代替措置等申出書は、申出の目的に応じ、申出人ごとに作成して提出しなければならない。

4　代替措置等申出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
一　申出人が代替措置等申出書又は委任状に記名押印した場合におけるその印鑑に関する証明書（住所地の市町村長が作成するものに限る。）その他の申出人となるべき者が申出をしていることを証する書面
二　申出人の氏名又は住所が令第六十七条第八項の登録記録に記録されている者の氏名又は住所と異なる場合にあっては、当該者であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）
三　代理人によって代替措置等申出をするときは、当該代理人の権限を証する書面

5　前項第一号の規定は、申出人が同号の書面（同号の印鑑に関する証明書を除く。）を農林水産大臣に提示した場合には、適用しない。この場合において、農林水産大臣から求めがあったときは、当該書面又はその写しを農林水産大臣に提出しなければならない。

6　第二十条の規定は、代替措置等申出をする場合について準用する。

7　第二十七条の規定は、申出人が代替措置等申出書及びその代替措置等申出添付書面を送付する場合について準用する。

（調査）

第八十六条　農林水産大臣は、代替措置等申出があったときは、遅滞なく、申出に関する全ての事項を調査しなければならない。

（新設）

2　農林水産大臣は、前項の場合において、必要があると認めるときは、申出人又はその代理人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求める方法により、申出人となるべき者が申出をしているかどうか又は令第六十七条第八項に規定する場合に該当する事実の有無を調査することができる。

3　農林水産大臣は、前項の規定による調査をしたときは、その調査の結果を記録した調書を作成しなければならない。

（代替措置等申出の却下）

第八十七条　農林水産大臣は、次に掲げる場合には、理由を付した決定で、代替措置等申出を却下しなければならない。ただし、当該代替措置等申出の不備が補正することができるものである場合において、農林水産大臣が定めた相当の期間内に、申出人がこれを補正したときは、この限りでない。

（新設）

一　申出に係る事項が公示用住所管理ファイルに既に記録されているとき。
二　申出の権限を有しない者の申出によるとき。
三　代替措置等申出書の記載事項又はその提出の方法がこの省令により定められた方式に適合しないとき。
四　代替措置等申出書に記載された事項が登録記録と合致しないとき。
五　代替措置等申出書の記載事項の内容が代替措置等申出添付書面の内容と合致しないとき。
六　代替措置等申出添付書面が提供されないとき。
七　代替措置申出がされた場合において、令第六十七条第八項に規定する場合に該当する事実が認められないとき。

２　農林水産大臣は、前項ただし書の期間を定めたときは、当該期間内は、当該補正すべき事項に係る不備を理由に当該代替措置等申出を却下することができない。

３　第二十一条の規定は、代替措置等申出を却下する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「申請人ごとに」とあるのは、「申出人に」と読み替えるものとする。

（代替措置等申出の取下げ）

第八十八条　代替措置等申出の取下げは、代替措置等申出を取り下げる旨を記載した書面を農林水産大臣に提出する方法によってしなければならない。（新設）

２　代替措置等申出の取下げは、公示用住所管理ファイルへの記録完了後は、することができない。

３　農林水産大臣は、代替措置等申出の取下げがされたときは、代替措置等申出書及びその代替措置等申出添付書面を還付するものとする。第二十一条第三項ただし書の規定は、この場合について準用する。

（代替措置等申出添付書面の原本の還付請求）

第八十九条　代替措置等申出をした申出人は、代替措置等申出添付書面の原本の還付を請求することができる。ただし、第八十五条第四項第一号の書面、第九十一条第四項（第九十六条第四項において準用する場合を含む。）の印鑑に関する証明書及び当該代替措置等申出のためにのみ作成された委任状その他の書面については、この限りでない。（新設）

２　前項本文の規定により原本の還付を請求する申出人は、原本と相違ない旨を記載した謄本を提出しなければならない。

３　農林水産大臣は、第一項本文の規定による請求があった場合には、調査完了後、当該請求に係る書面の原本を還付しなければならない。この場合には、前項の謄本と当該請求に係る書面の原本を照合し、これらの内容が同一であることを確認した上、同項の謄本に原本還付の旨を記載しなければならない。

４　前項後段の規定により原本還付の旨を記載した第二項の謄本は、公示用住所管理ファイルへの記録完了後、申出関係書類つづり込み帳につづり込むものとする。

５　第三項前段の規定にかかわらず、農林水産大臣は、偽造された書面その他の不正な代替措置等申出のために用いられた疑いがある書面については、これを還付することができない。

６　第三項の規定による原本の還付は、申出人の申出により、原本を送付する方法によることができる。この場合においては、申出人は、送付先の住所をも申し出なければならない。

７　前項の場合における書面の送付は、同項の住所に宛てて、書留郵便又は信書便の役務であって信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものによってするものとする。

８　前項の送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票であって農林水産大臣が指定するものを提出する方法により納付しなければならない。

９　前項の指定は、告示してしなければならない。

第二款　代替措置（新設）

（代替措置における公示用住所）

第九十条　令第六十七条第八項の農林水産省令で定める事項は、当該登録記録に記録されている者と連絡をとることのできる者（以下この節において「公示用住所提供者」という。）の住所又は営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地（以下この節において「公示用住所」という。）とする。（新設）

（代替措置申出）

第九十一条　代替措置申出においては、次に掲げる事項をも代替措置等申出書に記載しなければならない。

一　令第六十七条第八項に規定する場合に該当する事実の概要

二　第九十三条に規定する代替措置を講ずべき住所（以下この節において「措置対象住所」という。）

三　措置対象住所に係る登録記録を特定するために必要な事項

四　公示用住所及び公示用住所提供者の氏名又は名称

2　代替措置申出においては、次に掲げる書面をも代替措置等申出書に添付しなければならない。

一　令第六十七条第八項に規定する場合に該当する事実を明らかにする書面

二　前項第四号に掲げる事項を証する書面

三　公示用住所提供者の承諾を証する当該公示用住所提供者が作成した書面（公示用住所提供者が農林水産大臣であるときを除く。）

四　農林水産大臣を公示用住所提供者とするときは、申出人に宛てて農林水産大臣に送付された文書その他の物の保管、廃棄その他の取扱いに関し必要な事項として農林水産大臣が定めるものを記載した書面

3　前項第三号の書面には、当該公示用住所提供者が記名押印しなければならない。ただし、当該公示用住所提供者が署名した同号の書面について公証人又はこれに準ずる者の認証を受けたときは、当該書面に記名押印することを要しない。

4　第二項第三号の書面には、前項の規定により記名押印した者の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長若しくは登記官が作成するもの又はこれに準ずるものに限る。）を添付しなければならない。ただし、公示用住所提供者が記名押印した当該書面について公証人又はこれに準ずる者の認証を受けたときは、この限りでない。

（新設）

（公示用住所管理ファイルへの記録）

第九十二条　農林水産大臣は、代替措置申出があったときは、申出人についての次に掲げる事項を公示用住所管理ファイルに記録しなければならない。

一　氏名及び住所

二　漁港水面施設運営権番号

三　措置対象住所

四　措置対象住所に係る登録記録を特定するために必要な事項

五　公示用住所

（新設）

（代替措置）

第九十三条　農林水産大臣は、公示用住所管理ファイルに記録された措置対象住所に係る登録記録について登録事項証明書を作成するときは、当該措置対象住所に代わるものとして公示用住所管理ファイルに記録された公示用住所を記載する措置（次条において「代替措置」という。）を講じなければならない。

（新設）

（代替措置が講じられていない登録事項証明書の交付の請求）

第九十四条　代替措置申出をした申出人又はその相続人は、当該代替措置申出に係る措置対象住所について代替措置が講じられていない登録事項証明書の交付を請求することができる。

2　前項の交付の請求をするときは、次に掲げる事項をも請求書の内容としなければならない。

一　請求人の住所

二　請求人が代替措置申出をした申出人の相続人であるときは、その旨及び当該申出人の氏名

三　代理人によって請求をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名
四　措置対象住所について代替措置を講じないことを求める旨
五　措置対象住所に係る登録記録を特定するために必要な事項

3　第一項の交付の請求においては、次に掲げる書面を請求書に添付しなければならない。
一　請求人が請求書又は委任状に記名押印した場合における請求人の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長が作成するものであって、作成後三月以内のものに限る。）その他の請求人となるべき者が請求をしていることを証する書面
二　代替措置申出をした申出人が請求する場合において、請求人の氏名又は住所が令第六十七条第八項の登録記録に記録されている者の氏名又は住所と異なるときは、当該者であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）
三　代替措置申出をした申出人の相続人が請求するときは、令第六十七条第八項の登録記録に記録されている者の相続人であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）。ただし、当該相続人であることが登録記録から明らかであるときを除く。
四　代理人によって請求をするときは、当該代理人の権限を証する書面

4　第八十五条第五項の規定は、請求人が前項第一号の書面（同号の印鑑に関する証明書を除く。）を農林水産大臣に提示した場合について準用する。

5　第八十九条の規定は、第一項の交付の請求をした請求人について準用する。この場合において、同条第一項中「代替措置等申出添付書面」とあるのは「第九十四条第三項第二号から第四号までに掲げる書面」と、同条第三項中「調査完了後」とあるのは「登録事項証明書の交付後」と、同条第四項中「公示用住所管理ファイルへの記録完了後、申出関係書類つづり込み帳」とあるのは「登録事項証明書の交付後、請求書類つづり込み帳」と読み替えるものとする。

6　農林水産大臣は、第一項の交付の請求があった場合には、登録事項証明書を作成するに当たり、当該措置対象住所に代替措置を講じないものとする。

（代替措置申出の撤回）

第九十五条　代替措置申出をした申出人は、農林水産大臣に対し、いつでも、代替措置申出を撤回することができる。

2　前項の規定による撤回は、次に掲げる事項を記載した撤回書を農林水産大臣に提出してしなければならない。
一　代替措置申出をした申出人の氏名及び住所
二　代理人によって撤回をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名
三　代替措置申出を撤回する旨
四　代替措置申出に係る第八十五条第一項第四号に掲げる事項
五　措置対象住所に係る登録記録を特定するために必要な事項

3　第八十五条第二項及び第三項の規定は、代替措置申出の撤回について準用する。

4　第二項の撤回書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　代替措置申出をした申出人が撤回書又は委任状に記名押印した場合におけるその印鑑に関する証明書（住所地の市町村長が作成するものであって、作成後三月以内のものに限る。）その他の代替措置申出をした申出人が撤回をしていることを証する書面

（新設）

二　代替措置申出をした申出人の氏名又は住所が令第六十七条第八項の登録記録に記録されている者の氏名又は住所と異なる場合にあっては、当該者であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）

三　代理人によって撤回をするときは、当該代理人の権限を証する書面

5　第八十五条第五項から第七項まで、第八十六条及び第八十九条の規定は、代替措置申出の撤回について準用する。この場合において、第八十六条第二項中「申出人となるべき者が申出をしているかどうか又は令第六十七条第八項に規定する場合に該当する事実の有無」とあるのは「代替措置申出をした申出人が撤回をしているかどうか」と、第八十九条第一項中「代替措置等申出添付書面」とあるのは「第九十五条第四項第二号及び第三号に掲げる書面」と読み替えるものとする。

6　農林水産大臣は、第一項の規定による撤回があった場合には、当該代替措置申出についての第九十二条各号に掲げる事項の記録を公示用住所管理ファイルから削除しなければならない。

第三款　公示用住所の変更

第九十六条　代替措置申出をした申出人は、農林水産大臣に対し、代替措置申出に係る公示用住所を変更するよう申し出ることができる。

2　前項の規定による申出においては、次に掲げる事項をも代替措置等申出書に記載しなければならない。

一　措置対象住所に係る登録記録を特定するために必要な事項

二　変更後の公示用住所及び公示用住所提供者の氏名又は名称

3　第一項の規定による申出においては、次に掲げる書面をも代替措置等申出書に添付しなければならない。

一　前項第二号に掲げる事項を証する書面

二　変更後の公示用住所提供者の承諾を証する当該公示用住所提供者が作成した書面（変更後の公示用住所提供者が農林水産大臣であるときを除く。）

三　農林水産大臣を変更後の公示用住所提供者とするときは、申出人に宛てて農林水産大臣に送付された文書その他の物の保管、廃棄その他の取扱いに関し必要な事項として農林水産大臣が定めるものを記載した書面

4　第九十一条第三項及び第四項の規定は、前項第二号の書面について準用する。

5　農林水産大臣は、第一項の規定による申出があった場合には、公示用住所管理ファイルに変更後の公示用住所を記録しなければならない。

第四節　手数料

第九十七条・第九十八条　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

第八十三条・第八十四条　（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○農林水産省令第十七号

樹木採取権登録令（令和元年政令第百四十八号）第六十六条第八項及び第六十七条の規定に基づき、樹木採取権登録令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

農林水産大臣　坂本　哲志

樹木採取権登録令施行規則の一部を改正する省令

樹木採取権登録令施行規則（令和元年農林水産省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次 第一章　（略） 第二章　（略） 第一節　（略） 第二節　登録に関する帳簿（第九条―第十四条の二） 第三節　（略） 第三章　（略） 第四章　登録事項の証明等 第一節　登録事項の証明等に関する請求（第七十八条・第七十九条） 第二節　登録事項の証明等の方法（第八十条―第八十二条） 第三節　登録事項証明書における代替措置 第一款　通則（第八十二条の二―第八十二条の八） 第二款　代替措置（第八十二条の九―第八十二条の十四） 第三款　公示用住所の変更（第八十二条の十五） 第四節　手数料（第八十三条・第八十四条） 附則 （帳簿） **第十条**　農林水産省には、次に掲げる帳簿を備えるものとする。 一～五　（略） 六　申出関係書類つづり込み帳 （申出関係書類つづり込み帳） **第十四条の二**　申出関係書類つづり込み帳には、代替措置等申出（第八十二条の四第一項に規定する代替措置等申出をいう。）に関する書類及び代替措置申出の撤回（第八十二条の十四第一項の規定による撤回をいう。）に関する書類をつづり込むものとする。 **第三節**　雑則 （添付書面） **第十九条**　申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。 一～四　（略） 五　令第二十五条の規定により登録を申請するときは、相続その他の一般承継があったことを証する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。第二十五条第一項、第二十七条第二項、第八十二条の四第四項第一号、第八十二条の十第四項（第八十二条の十五第四項において準用する場合を含む。）、第八十二条の十三第三項第一号及び第八十二条の十四第四項第一号を除き、以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面） 六～八　（略） 2・3　（略）	目次 第一章　（略） 第二章　（略） 第一節　（略） 第二節　登録に関する帳簿（第九条―第十四条） 第三節　（略） 第三章　（略） 第四章　登録事項の証明等（第七十八条―第八十四条） 附則 （帳簿） **第十条**　農林水産省には、次に掲げる帳簿を備えるものとする。 一～五　（略） （新設） （新設） **第三節**　雑則 （添付書面） **第十九条**　申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。 一～四　（略） 五　令第二十五条の規定により登録を申請するときは、相続その他の一般承継があったことを証する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。第二十五条第一項及び第二十七条第二項を除き、以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面） 六～八　（略） 2・3　（略）

（代表者の資格を証する書面の期間制限等）

第二十五条　第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる事項を記載した書面であって、市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。第二十七条第二項、第八十二条の四第四項第一号、第八十二条の十第四項（第八十二条の十五第四項において準用する場合を含む。）、第八十二条の十三第三項第一号及び第八十二条の十四第四項第一号において同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならない。

2　（略）

第四章　登録事項の証明等

第一節　登録事項の証明等に関する請求

第七十八条・第七十九条　（略）

第二節　登録事項の証明等の方法

第八十条～第八十二条　（略）

第三節　登録事項証明書における代替措置

第一款　通則

（公示用住所管理ファイル）

第八十二条の二　農林水産大臣は、第八十二条の十一各号に掲げる事項を記録する公示用住所管理ファイルを備えるものとする。

2　公示用住所管理ファイルは、令第六十六条第八項の申出（以下この節において「代替措置申出」という。）の申出人ごとに電磁的記録に記録して調製するものとする。

（代替措置の要件）

第八十二条の三　令第六十六条第八項の農林水産省令で定める場合は、当該登録記録に記録されている者その他の者（自然人であるものに限る。）について次に掲げる事由がある場合とする。

一　ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第六条に規定するストーカー行為等に係る被害を受けた者であって更に反復して同法第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等をされるおそれがあること。

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第二項に規定する被害者であって更なる暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの（次号において「身体に対する暴力」という。）を除く。）を受けるおそれがあること。

三　前二号に掲げるもののほか、心身に有害な影響を及ぼす言動（身体に対する暴力に準ずるものに限る。以下この号において同じ。）を受けた者であって、更なる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれがあること。

（代替措置等申出）

第八十二条の四　代替措置申出又は第八十二条の十五第一項の規定による申出（以下この節において「代替措置等申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下この節において「代替措置等申出書」という。）を農林水産大臣に提出してしなければならない。

一　申出人の氏名及び住所

二　代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

（代表者の資格を証する書面の期間制限等）

第二十五条　第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる事項を記載した書面であって、市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。第二十七条第二項において同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならない。

2　（略）

第四章　登録事項の証明等

（新設）

第七十八条・第七十九条　（略）

（新設）

第八十条～八十二条　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

三　申出の目的
四　樹木採取区の所在地及び面積又は樹木採取権番号

2　代替措置等申出においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を代替措置等申出書に記載するものとする。
一　申出人又は代理人の電話番号その他の連絡先
二　この節の規定により代替措置等申出書に添付しなければならない書面（以下この節において「代替措置等申出添付書面」という。）の表示
三　申出の年月日

3　代替措置等申出書は、申出の目的に応じ、申出人ごとに作成して提出しなければならない。

4　代替措置等申出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
一　申出人が代替措置等申出書又は委任状に記名押印した場合におけるその印鑑に関する証明書（住所地の市町村長が作成するものに限る。）その他の申出人となるべき者が申出をしていることを証する書面
二　申出人の氏名又は住所が令第六十六条第八項の登録記録に記録されている者の氏名又は住所と異なる場合にあっては、当該者であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）
三　代理人によって代替措置等申出をするときは、当該代理人の権限を証する書面

5　前項第一号の規定は、申出人が同号の書面（印鑑に関する証明書を除く。）を農林水産大臣に提示した場合には、適用しない。この場合において、農林水産大臣から求めがあったときは、当該書面又はその写しを農林水産大臣に提出しなければならない。

6　第二十条の規定は、代替措置等申出をする場合について準用する。

7　第二十八条の規定は、申出人が代替措置等申出書及びその代替措置等申出添付書面を送付する場合について準用する。

（新設）

（調査）

第八十二条の五　農林水産大臣は、代替措置等申出があったときは、遅滞なく、申出に関する全ての事項を調査しなければならない。

2　農林水産大臣は、前項の場合において、必要があると認めるときは、申出人又はその代理人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求める方法により、申出人となるべき者が申出をしているかどうか又は令第六十六条第八項に規定する場合に該当する事実の有無を調査することができる。

3　農林水産大臣は、前項の規定による調査をしたときは、その調査の結果を記録した調書を作成しなければならない。

（新設）

（代替措置等申出の却下）

第八十二条の六　農林水産大臣は、次に掲げる場合には、理由を付した決定で、代替措置等申出を却下しなければならない。ただし、当該代替措置等申出の不備が補正することができるものである場合において、農林水産大臣が定めた相当の期間内に、申出人がこれを補正したときは、この限りでない。
一　申出に係る事項が公示用住所管理ファイルに既に記録されているとき。
二　申出の権限を有しない者の申出によるとき。
三　代替措置等申出書の記載事項又はその提出の方法がこの省令により定められた方式に適合しないとき。

四　代替措置等申出書に記載された事項が登録記録と合致しないとき。
五　代替措置等申出書の記載事項の内容が代替措置等申出添付書面の内容と合致しないとき。
六　代替措置等申出添付書面が添付されないとき。
七　代替措置申出がされた場合において、令第六十六条第八項に規定する場合に該当する事実が認められないとき。

2　農林水産大臣は、前項ただし書の期間を定めたときは、当該期間内は、当該補正すべき事項に係る不備を理由に当該代替措置等申出を却下することができない。

3　第二十一条の規定は、代替措置等申出を却下する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「申請人ごとに」とあるのは、「申出人に」と読み替えるものとする。

（代替措置等申出の取下げ）

第八十二条の七　代替措置等申出の取下げは、代替措置等申出を取り下げる旨を記載した書面を農林水産大臣に提出する方法によってしなければならない。　（新設）

2　代替措置等申出の取下げは、公示用住所管理ファイルへの記録完了後は、することができない。

3　農林水産大臣は、代替措置等申出添付書面が提出された場合において、代替措置等申出の取下げがされたときは、代替措置等申出書及びその代替措置等申出添付書面を還付するものとする。第二十一条第三項ただし書の規定は、この場合について準用する。

（代替措置等申出添付書面の原本の還付請求）

第八十二条の八　代替措置等申出をした申出人は、代替措置等申出添付書面の原本の還付を請求することができる。ただし、第八十二条の四第四項第一号の書面、第八十二条の十第四項（第八十二条の十五第四項において準用する場合を含む。）の印鑑に関する証明書及び当該代替措置等申出のためにのみ作成された委任状その他の書面については、この限りでない。　（新設）

2　前項本文の規定により原本の還付を請求する申出人は、原本と相違ない旨を記載した謄本を提出しなければならない。

3　農林水産大臣は、第一項本文の規定による請求があった場合には、調査完了後、当該請求に係る書面の原本を還付しなければならない。この場合には、前項の謄本と当該請求に係る書面の原本を照合し、これらの内容が同一であることを確認した上、同項の謄本に原本還付の旨を記載しなければならない。

4　前項後段の規定により原本還付の旨を記載した第二項の謄本は、公示用住所管理ファイルへの記録完了後、申出関係書類つづり込み帳につづり込むものとする。

5　第三項前段の規定にかかわらず、農林水産大臣は、偽造された書面その他の不正な代替措置等申出のために用いられた疑いがある書面については、これを還付することができない。

6　第三項の規定による原本の還付は、申出人の申出により、原本を送付する方法によることができる。この場合においては、申出人は、送付先の住所をも申し出なければならない。

7　前項の場合における書面の送付は、同項の住所に宛てて、書留郵便又は信書便の役務であって信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものによってするものとする。

8　前項の送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票であって農林水産大臣が指定するものを提出する方法により納付しなければならない。

9　前項の指定は、告示してしなければならない。

第二款　代替措置

（代替措置における公示用住所）

第八十二条の九　令第六十六条第八項の農林水産省令で定める事項は、当該登録記録に記録されている者と連絡をとることのできる者（以下この節において「公示用住所提供者」という。）の住所又は営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地（以下この節において「公示用住所」という。）とする。　（新設）

（代替措置申出）

第八十二条の十　代替措置申出においては、次に掲げる事項をも代替措置等申出書に記載しなければならない。

一　令第六十六条第八項に規定する場合に該当する事実の概要

二　第八十二条の十二に規定する代替措置を講ずべき住所（以下この節において「措置対象住所」という。）

三　措置対象住所に係る登録記録を特定するために必要な事項

四　公示用住所及び公示用住所提供者の氏名又は名称

2　代替措置申出においては、次に掲げる書面をも代替措置等申出書に添付しなければならない。

一　令第六十六条第八項に規定する場合に該当する事実を明らかにする書面

二　前項第四号に掲げる事項を証する書面

三　公示用住所提供者の承諾を証する当該公示用住所提供者が作成した書面（公示用住所提供者が農林水産大臣であるときを除く。）

四　農林水産大臣を公示用住所提供者とするときは、申出人に宛てて農林水産大臣に送付された文書その他の物の保管、廃棄その他の取扱いに関し必要な事項として農林水産大臣が定めるものを記載した書面　（新設）

3　前項第三号の書面には、当該公示用住所提供者が記名押印しなければならない。ただし、当該公示用住所提供者が署名した同号の書面について公証人又はこれに準ずる者の認証を受けたときは、この限りでない。

4　第二項第三号の書面には、前項の規定により記名押印した者の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長若しくは登記官が作成するもの又はこれに準ずるものに限る。）を添付しなければならない。ただし、公示用住所提供者が記名押印した当該書面について公証人又はこれに準ずる者の認証を受けたときは、この限りでない。

（公示用住所管理ファイルへの記録）

第八十二条の十一　農林水産大臣は、代替措置申出があったときは、申出人についての次に掲げる事項を公示用住所管理ファイルに記録しなければならない。

一　氏名及び住所

二　措置対象住所

三　樹木採取権番号

四　措置対象住所に係る登録記録を特定するために必要な事項

五　公示用住所　（新設）

（代替措置）

第八十二条の十二　農林水産大臣は、公示用住所管理ファイルに記録された措置対象住所に係る登録記録について登録事項証明書を作成するときは、当該措置対象住所に代わるものとして公示用住所管理ファイルに記録された公示用住所を記載する措置（次条において「代替措置」という。）を講じなければならない。　（新設）

（代替措置が講じられていない登録事項証明書の交付の請求）

第八十二条の十三　代替措置申出をした申出人又はその相続人は、当該代替措置申出に係る措置対象住所について代替措置が講じられていない登録事項証明書の交付を請求することができる。

2　前項の交付を請求するときは、次に掲げる事項をも請求情報の内容としなければならない。

一　請求人の住所

二　請求人が代替措置申出をした申出人の相続人であるときは、その旨及び当該申出人の氏名

三　代理人によって請求をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

四　措置対象住所について代替措置を講じないことを求める旨

五　措置対象住所に係る登録記録を特定するために必要な事項

3　第一項の交付の請求においては、次に掲げる書面を請求書に添付しなければならない。

一　請求人が請求書又は委任状に記名押印した場合における請求人の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長が作成するものであって、作成後三月以内のものに限る。）その他の請求人となるべき者が請求をしていることを証する書面

二　代替措置申出をした申出人が請求する場合において、請求人の氏名又は住所が令第六十六条第八項の登録記録に記録されている者の氏名又は住所と異なるときは、当該者であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）

三　代替措置申出をした申出人の相続人が請求するときは、令第六十六条第八項の登録記録に記録されている者の相続人であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）。ただし、当該相続人であることが登録記録から明らかであるときを除く。

四　代理人によって請求をするときは、当該代理人の権限を証する書面

4　第八十二条の四第五項の規定は、請求人が前項第一号の書面（印鑑に関する証明書を除く。）を農林水産大臣に提示した場合について準用する。

5　第八十二条の八の規定は、第一項の交付の請求をした請求人について準用する。この場合において、同条第一項中「代替措置等申出添付書面」とあるのは「第八十二条の十三第三項第二号から第四号までに掲げる書面」と、同条第三項中「調査完了後」とあるのは「登録事項証明書の交付後」と、同条第四項中「公示用住所管理ファイルへの記録完了後、申出関係書類つづり込み帳」とあるのは「登録事項証明書の交付後、請求書類つづり込み帳」と読み替えるものとする。

6　農林水産大臣は、第一項の交付の請求があった場合には、登録事項証明書を作成するに当たり、当該措置対象住所に代替措置を講じないものとする。

（新設）

（代替措置申出の撤回）

第八十二条の十四　代替措置申出をした申出人は、農林水産大臣に対し、いつでも、代替措置申出を撤回することができる。

2　前項の規定による撤回は、次に掲げる事項を記載した撤回書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

一　代替措置申出をした申出人の氏名及び住所

二　代理人によって撤回をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

（新設）

三　代替措置申出を撤回する旨
四　代替措置申出に係る第八十二条の四第一項第四号に掲げる事項
五　措置対象住所に係る登録記録を特定するために必要な事項

3　第八十二条の四第二項及び第三項の規定は、代替措置申出の撤回について準用する。

4　第二項の撤回書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　代替措置申出をした申出人が撤回書又は委任状に記名押印した場合におけるその印鑑に関する証明書（住所地の市町村長が作成するものであって、作成後三月以内のものに限る。）その他の代替措置申出をした申出人が撤回をしていることを証する書面
二　代替措置申出をした申出人の氏名又は住所が令第六十六条第八項の登録記録に記録されている者の氏名又は住所と異なる場合にあっては、当該者であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）
三　代理人によって撤回をするときは、当該代理人の権限を証する書面

5　第八十二条の四第五項から第七項まで、第八十二条の五及び第八十二条の八の規定は、代替措置申出の撤回について準用する。この場合において、第八十二条の五第二項中「申出人となるべき者が申出をしているかどうか又は令第六十六条第八項に規定する場合に該当する事実の有無」とあるのは「代替措置申出をした申出人が撤回をしているかどうか」と、第八十二条の八第一項中「代替措置等申出添付書面」とあるのは「第八十二条の十四第四項第二号及び第三号に掲げる書面」と読み替えるものとする。

6　農林水産大臣は、第一項の規定による撤回があった場合には、当該代替措置申出についての第八十二条の十一各号に掲げる事項の記録を公示用住所管理ファイルから削除しなければならない。

（新設）

第三款　公示用住所の変更

（新設）

第八十二条の十五　代替措置申出をした申出人は、農林水産大臣に対し、代替措置申出に係る公示用住所の変更を申し出ることができる。

2　前項の規定による申出においては、次に掲げる事項をも代替措置等申出書に記載しなければならない。
一　措置対象住所に係る登録記録を特定するために必要な事項
二　変更後の公示用住所及び公示用住所提供者の氏名又は名称

3　第一項の規定による申出においては、次に掲げる書面をも代替措置等申出書に添付しなければならない。
一　前項第二号に掲げる事項を証する書面
二　変更後の公示用住所提供者の承諾を証する当該公示用住所提供者が作成した書面（変更後の公示用住所提供者が農林水産大臣であるときを除く。）
三　農林水産大臣を変更後の公示用住所提供者とするときは、申出人に宛てて農林水産大臣に送付された文書その他の物の保管、廃棄その他の取扱いに関し必要な事項として農林水産大臣が定めるものを記載した書面

4　第八十二条の十第三項及び第四項の規定は、前項第二号の書面について準用する。

5　農林水産大臣は、第一項の規定による申出があった場合には、公示用住所管理ファイルに変更後の公示用住所を記録しなければならない。

第四節　手数料

第八十三条・第八十四条　（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○農林水産省令第十八号

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）を実施するため、農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

農林水産大臣　坂本　哲志

農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令

農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令（平成十四年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

十九　預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第二十一条第一項

附　則

この省令は、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

○農林水産省令第十九号

畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第十条第一項第二号の規定に基づき、畜産経営の安定に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

農林水産大臣　坂本　哲志

畜産経営の安定に関する法律施行規則の一部を改正する省令

畜産経営の安定に関する法律施行規則（昭和三十六年農林省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（正当な理由に関する指定の要件） **第十九条**　法第十条第一項第二号の農林水産省令で定める正当な理由は、次に掲げるものとする。 一・二　（略） 三　当該委託又は売渡しの申出が、当該指定事業者が生乳の取引の安定を図る観点からある会計年度の第一号対象事業を行うための準備に要する期間を勘案して当該申出の期限を定めた場合において、当該期限を経過した後に行われたものであること。 四～九　（略）	（正当な理由に関する指定の要件） **第十九条**　法第十条第一項第二号の農林水産省令で定める正当な理由は、次に掲げるものとする。 一・二　（略） （新設） 三～八　（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○農林水産省令第二十号

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第九条第三項、第十九条第二項、第二十条第三項及び第三十四条第四項並びに農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第九十二条第五項及び第百十八条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

農林水産大臣　坂本　哲志

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（予算調査官、経理調査官、企画官、調査専門官、予算決算管理官、会計専門官、営繕専門官及び施設管理専門官） **第四条**　予算課に、予算調査官一人、経理調査官一人、企画官二人、調査専門官四人、予算決算管理官一人、会計専門官十人、営繕専門官六人及び施設管理専門官二人を置く。	（予算調査官、経理調査官、企画官、調査専門官、予算決算管理官、会計専門官、営繕専門官及び施設管理専門官） **第四条**　予算課に、予算調査官一人、経理調査官一人、企画官二人、調査専門官四人、予算決算管理官一人、会計専門官六人、営繕専門官十人及び施設管理専門官二人を置く。

（新設）

第八十三条・第八十四条　（略）

（ファイナンス室及び商品取引室並びに新事業・食品産業調査官、新事業・食品産業専門官、業務改革推進専門官、新事業創出専門官、金融専門官、商品取引専門官及び総合取引専門官）

第九条　新事業・食品産業政策課に、ファイナンス室及び商品取引室並びに新事業・食品産業調査官二人、新事業・食品産業調整官一人、新事業・食品産業専門官五人、業務改革推進専門官一人、新事業創出専門官二人、金融専門官一人、商品取引専門官一人及び総合取引専門官一人を置く。

2～13　（略）

（物流生産性向上推進室及び卸売市場室並びに市場経営指導官）

第十条　食品流通課に、物流生産性向上推進室及び卸売市場室並びに市場経営指導官一人を置く。

2　物流生産性向上推進室は、農林水産省の所掌事務に係る物資の流通の増進、改善及び調整に関する事務の総括に関する事務をつかさどる。

3　物流生産性向上推進室に、室長を置く。

4・5　（略）

（削る。）

6　（略）

（原材料調達・品質管理改善室及び基準認証室並びに国産切替専門官、雇用・労働専門官、危機管理専門官、食品企業行動専門官及び規格専門官）

第十一条　食品製造課に、原材料調達・品質管理改善室及び基準認証室並びに国産切替専門官一人、雇用・労働専門官一人、危機管理専門官一人、食品企業行動専門官一人及び規格専門官二人を置く。

2　原材料調達・品質管理改善室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農林水産省の所掌に係る製造業の発達、改善及び調整に関する事務の総括に関する事務（新事業・食品産業政策課及び外食・食文化課の所掌に属するものを除く。第六項において同じ。）のうち原材料の調達の安定化に関する事務の総括に関すること。

二　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する企業行動の適正化に関する事務の総括に関すること。

3　原材料調達・品質管理改善室に、室長を置く。

4・5　（略）

6　国産切替専門官は、農林水産省の所掌に係る製造業の発達、改善及び調整に関する事務の総括に関する事務のうち国内で生産された原材料への切替えその他の原材料の調達の安定化に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

7・8　（略）

9　食品企業行動専門官は、食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する企業行動の適正化に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

10　（略）

（ファイナンス室及び商品取引室並びに新事業・食品産業調査官、新事業・食品産業専門官、業務改革推進専門官、新事業創出専門官、金融専門官、商品取引専門官及び総合取引専門官）

第九条　新事業・食品産業政策課に、ファイナンス室及び商品取引室並びに新事業・食品産業調査官二人、新事業・食品産業調整官一人、新事業・食品産業専門官六人、業務改革推進専門官一人、新事業創出専門官二人、金融専門官一人、商品取引専門官一人及び総合取引専門官一人を置く。

2～13　（略）

（卸売市場室並びに市場機能高度化専門官及び市場経営指導官）

第十条　食品流通課に、卸売市場室並びに市場機能高度化専門官及び市場経営指導官それぞれ一人を置く。

（新設）

2・3　（略）

4　市場機能高度化専門官は、卸売市場における物品の品質管理の高度化その他の卸売市場の機能の高度化に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

5　（略）

（食品企業行動室及び基準認証室並びに雇用・労働専門官、危機管理専門官、食品企業行動専門官及び規格専門官）

第十一条　食品製造課に、食品企業行動室及び基準認証室並びに雇用・労働専門官一人、危機管理専門官一人、食品企業行動専門官二人及び規格専門官二人を置く。

2　食品企業行動室は、食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する企業行動の適正化に関する事務の総括に関する事務をつかさどる。

（新設）

3　食品企業行動室に、室長を置く。

4・5　（略）

（新設）

6・7　（略）

8　食品企業行動専門官は、命を受けて、食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する企業行動の適正化に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

9　（略）

（統計品質向上室並びに業務改革推進専門官、管理官、総務・会計専門官、統計技能向上指導官、統計品質管理官及び統計デジタル審査専門官）

第十三条　管理課に、統計品質向上室並びに業務改革推進専門官一人、管理官一人、総務・会計専門官一人、統計技能向上指導官一人、統計品質管理官二人及び統計デジタル審査専門官一人を置く。

2～6　（略）

7　統計技能向上指導官は、農林水産省の所掌事務に係る統計に関する職員の技能の向上に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

8・9　（略）

（センサス統計室並びにセンサス統計調整官、統計管理官、経営統計分析専門官及び統計デジタル分析専門官）

第十四条　経営・構造統計課に、センサス統計室並びにセンサス統計調整官、統計管理官、経営統計分析専門官一人及び統計デジタル分析専門官それぞれ一人を置く。

2～5　（略）

6　経営統計分析専門官は、農林水産業の経営及び農林漁家の経済に関する統計の分析に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

7　（略）

（統計管理官、数理官、情報企画官及び統計データ分析推進企画官）

第十六条　統計部に、統計管理官二人、数理官一人、情報企画官三人及び統計データ分析推進企画官二人を置く。

（地理的表示保護推進室及び種苗室並びに業務推進専門官、知的財産専門官、知的財産デジタル専門官、地理的表示審査官、審査官、総括審査官、審判官、首席審判官及び国際専門官）

第三十条　知的財産課に、地理的表示保護推進室及び種苗室並びに業務推進専門官一人、知的財産専門官一人、知的財産デジタル専門官一人、地理的表示審査官六人、審査官十八人、総括審査官二人、審判官一人、首席審判官一人及び国際専門官三人を置く。

2～7　（略）

8　知的財産デジタル専門官は、知的財産課の所掌事務のうちデジタル技術の活用に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

9～14　（略）

（経営・組織対策室並びに企画官及び経営専門官）

第五十条　協同組織課に、経営・組織対策室並びに企画官二人及び経営専門官一人を置く。

2～5　（略）

（企画官、経営専門官、金融調整官、組合金融調査官及び組合金融指導官）

第五十一条　金融調整課に、企画官一人、経営専門官八人、金融調整官一人、組合金融調査官一人及び組合金融指導官三人を置く。

2～6　（略）

（農村活性化推進室及び都市農業室並びに企画官及び土地利用調整官）

第五十五条　農村計画課に、農村活性化推進室及び都市農業室並びに企画官二人及び土地利用調整官一人を置く。

2　農村活性化推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農山漁村の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（地域振興課及び都市農村交流課の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

（統計品質向上室並びに業務改革推進専門官、管理官、総務・会計専門官、統計品質管理官及び統計デジタル審査専門官）

第十三条　管理課に、統計品質向上室並びに業務改革推進専門官一人、管理官一人、総務・会計専門官一人、統計品質管理官二人及び統計デジタル審査専門官一人を置く。

2～6　（略）

（新設）

7・8　（略）

（センサス統計室並びにセンサス統計調整官、統計管理官及び統計デジタル分析専門官）

第十四条　経営・構造統計課に、センサス統計室並びにセンサス統計調整官、統計管理官及び統計デジタル分析専門官それぞれ一人を置く。

2～5　（略）

（新設）

6　（略）

（統計管理官、数理官、情報企画官及び統計データ分析推進企画官）

第十六条　統計部に、統計管理官二人、数理官一人、情報企画官三人及び統計データ分析推進企画官一人を置く。

（地理的表示保護推進室及び種苗室並びに業務推進専門官、知的財産専門官、地理的表示審査官、審査官、総括審査官、審判官、首席審判官及び国際専門官）

第三十条　知的財産課に、地理的表示保護推進室及び種苗室並びに業務推進専門官一人、知的財産専門官一人、地理的表示審査官六人、審査官二十人、総括審査官二人、審判官一人、首席審判官一人及び国際専門官三人を置く。

2～7　（略）

（新設）

8～13　（略）

（経営・組織対策室並びに企画官及び経営専門官）

第五十条　協同組織課に、経営・組織対策室並びに企画官三人及び経営専門官一人を置く。

2～5　（略）

（企画官、経営専門官、金融調整官、組合金融調査官及び組合金融指導官）

第五十一条　金融調整課に、企画官一人、経営専門官七人、金融調整官一人、組合金融調査官一人及び組合金融指導官三人を置く。

2～6　（略）

（農村政策推進室及び都市農業室並びに企画官及び土地利用調整官）

第五十五条　農村計画課に、農村政策推進室及び都市農業室並びに企画官及び土地利用調整官それぞれ一人を置く。

2　農村政策推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農山漁村の振興に関する総合的な政策の推進に必要な事務の調整に関すること。

二　（略）

３　農村活性化推進室に、室長を置く。

４～７　（略）

（中山間地域・日本型直接支払室）

第五十六条　地域振興課に、中山間地域・日本型直接支払室を置く。

２・３　（略）

（削る。）

（統括植物検疫官）

第百条　横浜植物防疫所成田支所に統括植物検疫官六人を、横浜植物防疫所東京支所に統括植物検疫官二人を、横浜植物防疫所羽田空港支所に統括植物検疫官三人を、名古屋植物防疫所中部空港支所に統括植物検疫官二人を、神戸植物防疫所大阪支所に統括植物検疫官二人を、神戸植物防疫所関西空港支所に統括植物検疫官三人を、門司植物防疫所福岡支所に統括植物検疫官三人を置く。

２　（略）

（盛土対策専門官、土地利用指導官、中山間地域振興調整官及び農村復興指導官）

第二百十三条　（略）

２　（略）

３　第一項に規定するもののほか、近畿農政局の農村振興部農村計画課に土地利用指導官一人を、関東農政局、東海農政局、近畿農政局、中国四国農政局及び九州農政局の農村振興部農村計画課にそれぞれ中山間地域振興調整官一人を、東北農政局の農村振興部農村計画課に農村復興指導官一人を置く。

４　（略）

５　中山間地域振興調整官は、地方農政局の管轄区域内における中山間地域等の振興に関する事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

６　（略）

（集落排水資源循環専門官）

第二百二十条　中国四国農政局の農村振興部地域整備課に、集落排水資源循環専門官一人を置く。

２　集落排水資源循環専門官は、地方農政局の管轄区域内における農業集落排水施設から生じた汚泥の肥料としての利用に関する情報の収集、整理及び分析、連絡調整並びに指導に関する事務を行う。

（統計指導官、統計分析官及び地域統計分析官）

第二百三十二条　統計企画課に、統計指導官二人、統計分析官二人及び地域統計分析官一人を置く。

２・３　（略）

４　地域統計分析官は、地方農政局の管轄区域内における統計の分析に係る統計の収集、整理及び分析並びに統計の分析に関する技術の指導に関する事務（統計分析官の所掌に属するものを除く。）を行う。

第二百五十一条から第二百六十四条まで　削除

３　農村政策推進室に、室長を置く。

４～７　（略）

（中山間地域・日本型直接支払室及び企画官）

第五十六条　地域振興課に、中山間地域・日本型直接支払室及び企画官一人を置く。

２・３　（略）

４　企画官は、地域振興課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち農村振興局長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（統括植物検疫官）

第百条　横浜植物防疫所成田支所に統括植物検疫官六人を、横浜植物防疫所東京支所に統括植物検疫官二人を、横浜植物防疫所羽田空港支所に統括植物検疫官三人を、名古屋植物防疫所中部空港支所に統括植物検疫官二人を、神戸植物防疫所大阪支所に統括植物検疫官二人を、神戸植物防疫所関西空港支所に統括植物検疫官三人を、門司植物防疫所福岡支所に統括植物検疫官二人を置く。

２　（略）

（盛土対策専門官、土地利用指導官及び農村復興指導官）

第二百十三条　（略）

２　（略）

３　第一項に規定するもののほか、近畿農政局の農村振興部農村計画課に土地利用指導官一人を、東北農政局の農村振興部農村計画課に農村復興指導官一人を置く。

４　（略）

（新設）

５　（略）

（地域資源循環専門官）

第二百二十条　中国四国農政局の農村振興部地域整備課に、地域資源循環専門官一人を置く。

２　地域資源循環専門官は、地方農政局の管轄区域内における農業集落排水施設の整備を行う事業に関する専門技術上の事項及び農山漁村の総合的な振興計画に従って行われる事業の実施に係る資源の有効な利用の確保に関する専門技術上の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（統計指導官及び統計分析官）

第二百三十二条　統計企画課に、統計指導官及び統計分析官それぞれ二人を置く。

２・３　（略）

（新設）

第二百五十一条から第二百六十二条まで　削除

（津軽土地改良建設事務所）

第二百六十五条　（略）

2　津軽土地改良建設事務所に、次長二人を置く。

3～9　（略）

（淀川水系土地改良調査管理事務所）

第二百七十六条　（略）

2・3　（略）

4　淀川水系土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、権利保全対策官、保全整備専門官、施設復旧対策専門官及び用地調整官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全計画課
保全整備課

5～14　（略）

15　用地調整官は、工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する調査及び連絡調整に関する事務を行う。

16　淀川水系土地改良調査管理事務所に、加古川水系広域農業水利施設総合管理所、川代ダム管理所、鴨川・大川瀬ダム管理所、糀屋ダム管理所及び湖北支所を置く。

（四国東部農地防災事務所）

第二百六十三条　国営の吉野川下流域農地防災事業に関する事務を分掌させるため、中国四国農政局に、四国東部農地防災事務所を置く。

2　四国東部農地防災事務所に、次長二人を置く。

3　次長は、所長を助け、四国東部農地防災事務所の事務を整理する。

4　四国東部農地防災事務所に、次の三課並びに用地調整官、技術専門官及び環境専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
用地課
工事課

5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、用地課は工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務並びに土地改良財産の管理及び処分に関する事務を、工事課は吉野川下流域農地防災事業に係る工事の施行に関する事務をつかさどる。

6　用地調整官は、工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する調査及び連絡調整に関する事務を行う。

7　技術専門官は、事業の実施に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

8　環境専門官は、工事が環境に及ぼす影響に関する調査に関する事務を行う。

第二百六十四条　削除

（津軽土地改良建設事務所）

第二百六十五条　（略）

2　津軽土地改良建設事務所に、次長一人を置く。

3～9　（略）

（淀川水系土地改良調査管理事務所）

第二百七十六条　（略）

2・3　（略）

4　淀川水系土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、権利保全対策官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全計画課
保全整備課

5～14　（略）

（新設）

15　淀川水系土地改良調査管理事務所に、加古川水系広域農業水利施設総合管理所、川代ダム管理所、鴨川・大川瀬ダム管理所及び糀屋ダム管理所を置く。

（統計部に置く課等）

第三百十二条　統計部に、次の四課並びに総括統計官一人、地域統計調整官二人及び統計管理官五人を置く。

調整課
統計企画課
経営・構造統計課
生産流通消費統計課

第三百二十一条　削除

（統計指導官、統計分析官及び地域統計分析官）

第三百二十三条　統計企画課に、統計指導官二人、統計分析官二人及び地域統計分析官一人を置く。

2・3　（略）

4　地域統計分析官は、北海道農政事務所の管轄区域内における統計の分析に係る統計の収集、整理及び分析並びに統計の分析に関する技術の指導に関する事務（統計分析官の所掌に属するものを除く。）を行う。

（森林集積推進室及び山村振興・緑化推進室並びに施業集約化推進官、森林経営管理技術者育成専門官、花粉発生源対策調整官、森林吸収源情報管理官、花粉発生源対策推進官、森林炭素取引活性化企画官、環境保全専門官、森林生物多様性専門官、森林環境教育推進官及び森林ボランティア企画官）

第三百九十一条の二　森林利用課に、森林集積推進室及び山村振興・緑化推進室並びに施業集約化推進官、森林経営管理技術者育成専門官、花粉発生源対策調整官、森林吸収源情報管理官、花粉発生源対策推進官、森林炭素取引活性化企画官、環境保全専門官、森林生物多様性専門官、森林環境教育推進官及び森林ボランティア企画官それぞれ一人を置く。

2～7　（略）

8　花粉発生源対策調整官は、花粉症の発生源対策に関する重要事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

9　（略）

10　花粉発生源対策推進官は、花粉症の発生源対策の推進に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

11～15　（略）

（総務企画部に置く課等）

第四百二十二条　総務企画部に、次の三課、地域業務対策官五人（東北森林管理局及び九州森林管理局にあっては六人、関東森林管理局及び近畿中国森林管理局にあっては七人）及び専門官三人を置く。

総務課
企画調整課
経理課

2　北海道森林管理局の総務企画部においては、前項の規定にかかわらず、次の四課、地域業務対策官十六人及び専門官三人を置く。

総務課
企画課
業務調整課
経理課

（統計部に置く課等）

第三百十二条　統計部に、次の四課並びに総括統計官一人、地域統計調整官二人、統計管理官六人及び総合分析官二人を置く。

調整課
統計企画課
経営・構造統計課
生産流通消費統計課

（総合分析官の職務）

第三百二十一条　総合分析官は、命を受けて、農林水産業に関する統計の総合的な分析及びこれについての指導に関する事務を行う。

（統計指導官及び統計分析官）

第三百二十三条　統計企画課に、統計指導官及び統計分析官それぞれ二人を置く。

2・3　（略）

（新設）

（森林集積推進室及び山村振興・緑化推進室並びに施業集約化推進官、森林経営管理技術者育成専門官、森林保全推進官、森林吸収源情報管理官、森林炭素取引活性化企画官、環境保全専門官、森林生物多様性専門官、森林環境教育推進官及び森林ボランティア企画官）

第三百九十一条の二　森林利用課に、森林集積推進室及び山村振興・緑化推進室並びに施業集約化推進官、森林経営管理技術者育成専門官、森林保全推進官、森林吸収源情報管理官、森林炭素取引活性化企画官、環境保全専門官、森林生物多様性専門官、森林環境教育推進官及び森林ボランティア企画官それぞれ一人を置く。

2～7　（略）

8　森林保全推進官は、森林に関する環境の保全に関する重要事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

9　（略）

（新設）

10～14　（略）

（総務企画部に置く課等）

第四百二十二条　総務企画部に、次の三課及び専門官三人を置く。

総務課
企画調整課
経理課

2　北海道森林管理局の総務企画部においては、前項の規定にかかわらず、次の四課及び専門官三人を置く。

総務課
企画課
業務調整課
経理課

（地域業務対策官の職務）

第四百二十八条　地域業務対策官は、命を受けて、森林管理局の所掌事務に関し、森林管理局の管轄区域内における調整を要する事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（総務企画部の専門官の職務）

第四百二十九条　（略）

（企画官、監査官及び森林情報指導官）

第四百三十条　北海道森林管理局の総務企画部総務課に企画官一人を、同部業務調整課に企画官五人、監査官五人及び森林情報指導官一人を置き、東北森林管理局の総務企画部総務課に企画官一人を、同部企画調整課に企画官二人、監査官三人及び森林情報指導官一人を置き、関東森林管理局の総務企画部総務課に企画官一人を、同部企画調整課に企画官六人、監査官三人及び森林情報指導官一人を置き、中部森林管理局の総務企画部総務課に企画官一人を、同部企画調整課に企画官三人、監査官三人及び森林情報指導官一人を置き、近畿中国森林管理局の総務企画部総務課に企画官一人を、同部企画調整課に企画官三人、監査官二人及び森林情報指導官一人を置き、四国森林管理局の総務企画部総務課に企画官一人を、同部企画調整課に企画官二人、監査官一人及び森林情報指導官一人を置き、九州森林管理局の総務企画部総務課に企画官一人を、同部企画調整課に監査官二人及び森林情報指導官一人を置く。

2～5　（略）

（計画保全部に置く課等）

第四百三十一条　（略）

2　前項に掲げるもののほか、北海道森林管理局の計画保全部に調査官二人、生態系管理指導官三人及び自然遺産保全調整官一人を、東北森林管理局の計画保全部に生態系管理指導官三人及び自然遺産保全調整官二人を、関東森林管理局の計画保全部に生態系管理指導官一人及び自然遺産保全調整官一人を、中部森林管理局の計画保全部に生態系管理指導官一人を、近畿中国森林管理局の計画保全部に国有林野総合利用推進官一人を、九州森林管理局の計画保全部に企画官一人、生態系管理指導官三人及び自然遺産保全調整官二人を置く。

（計画課の所掌事務）

第四百三十二条　（略）

（削る。）

（計画調整官、企画官、森林施業調整官、測定技術指導官、鑑定官、設計指導官、災害対策分析官、災害対策専門官及び流域保全治山対策専門官）

第四百五十三条　北海道森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官二人を、同部保全課に企画官二人及び鑑定官二人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、東北森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人、測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官一人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、関東森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人、測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、中部森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人、測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、近畿中国森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人、測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、四国森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人、測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、九州森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人、測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置く。

（新設）

（総務企画部の専門官の職務）

第四百二十九条　（略）

（企画官、監査官及び森林情報指導官）

第四百三十条　北海道森林管理局の総務企画部総務課に企画官一人を、同部業務調整課に企画官五人、監査官六人及び森林情報指導官一人を置き、東北森林管理局の総務企画部総務課に企画官一人を、同部企画調整課に企画官二人、監査官四人及び森林情報指導官一人を置き、関東森林管理局の総務企画部総務課に企画官一人を、同部企画調整課に企画官六人、監査官四人及び森林情報指導官一人を置き、中部森林管理局の総務企画部総務課に企画官一人を、同部企画調整課に企画官四人、監査官三人及び森林情報指導官一人を置き、近畿中国森林管理局の総務企画部総務課に企画官一人を、同部企画調整課に企画官四人、監査官二人及び森林情報指導官一人を置き、四国森林管理局の総務企画部総務課に企画官一人を、同部企画調整課に企画官二人、監査官一人及び森林情報指導官一人を置き、九州森林管理局の総務企画部総務課に企画官一人を、同部企画調整課に企画官一人、監査官二人及び森林情報指導官一人を置く。

2～5　（略）

（計画保全部に置く課等）

第四百三十一条　（略）

2　前項に掲げるもののほか、北海道森林管理局の計画保全部に調査官二人、生態系管理指導官四人及び自然遺産保全調整官一人を、東北森林管理局の計画保全部に生態系管理指導官六人及び自然遺産保全調整官二人を、関東森林管理局の計画保全部に生態系管理指導官二人及び自然遺産保全調整官一人を、中部森林管理局の計画保全部に生態系管理指導官一人を、近畿中国森林管理局の計画保全部に国有林野総合利用推進官一人を、九州森林管理局の計画保全部に企画官一人、生態系管理指導官五人及び自然遺産保全調整官二人を置く。

（計画課の所掌事務）

第四百三十一条　（略）

第四百三十二条　削除

（計画調整官、企画官、森林施業調整官、測定技術指導官、鑑定官、設計指導官、災害対策分析官、災害対策専門官及び流域保全治山対策専門官）

第四百五十三条　北海道森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官二人、企画官一人及び森林施業調整官二人を、同部保全課に企画官一人、測定技術指導官一人及び鑑定官二人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、東北森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官二人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人、測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、関東森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官二人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人、測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、中部森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官二人、企画官一人及び森林施業調整官二人を、同部保全課に企画官一人、測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害

保全治山対策専門官一人を置き、近畿中国森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官一人、災害対策分析官一人、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、四国森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官一人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、九州森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人、測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置く。

（森林整備部に置く課等）

第四百六十九条　森林整備部に、次の三課及び森林技術・支援センター並びに企画官六人（東北森林管理局にあっては八人、関東森林管理局及び九州森林管理局にあっては七人）及び自然再生指導官二人（東北森林管理局にあっては三人、関東森林管理局にあっては四人）を置く。

森林整備課
資源活用課
技術普及課

2　（略）

3　北海道森林管理局の森林整備部においては、第一項の規定にかかわらず、次の五課及び森林技術・支援センター並びに企画官六人、自然再生指導官六人及び上席自然再生指導官四人を置く。

森林整備第一課
森林整備第二課
資源活用第一課
資源活用第二課
技術普及課

（水産業体質強化推進室並びに企画官及び新規就業専門官）

第五百三十二条　企画課に、水産業体質強化推進室並びに企画官二人及び新規就業専門官一人を置く。

2～4　（略）

（削る。）

5　（略）

（指導室）

第五百三十三条　水産経営課に、指導室を置く。

2・3　（略）

（削る。）

（水産流通適正化推進室及び水産物貿易対策室並びに水産加工専門官、水産流通指導官、漁獲証明専門官、水産物貿易交渉官及び輸出証明指導官）

第五百三十四条　加工流通課に、水産流通適正化推進室及び水産物貿易対策室並びに水産加工専門官、水産流通指導官、漁獲証明専門官、水産物貿易交渉官及び輸出証明指導官それぞれ一人を置く。

保全治山対策専門官一人を置き、近畿中国森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官一人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、四国森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官一人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、九州森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人、測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置く。

（森林整備部に置く課等）

第四百六十九条　森林整備部に、次の三課及び森林技術・支援センター並びに企画官六人（東北森林管理局にあっては八人、関東森林管理局及び九州森林管理局にあっては七人）及び自然再生指導官二人（東北森林管理局にあっては三人、関東森林管理局にあっては四人）を置く。

森林整備課
資源活用課
技術普及課

2　（略）

3　北海道森林管理局の森林整備部においては、第一項の規定にかかわらず、次の五課及び森林技術・支援センター並びに企画官六人、自然再生指導官六人及び上席自然再生指導官四人を置く。

森林整備第一課
森林整備第二課
資源活用第一課
資源活用第二課
技術普及課

（水産業体質強化推進室並びに企画官及び新規就業専門官）

第五百三十二条　企画課に、水産業体質強化推進室並びに企画官二人及び新規就業専門官一人を置く。

2～4　（略）

5　水産制度専門官は、命を受けて、水産行政に関する制度に関する専門的事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

6　（略）

（指導室及び経営専門官）

第五百三十三条　水産経営課に、指導室及び経営専門官一人を置く。

2・3　（略）

4　経営専門官は、水産経営課の所掌事務に関し水産庁長官が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（水産流通適正化推進室及び水産物貿易対策室並びに水産加工専門官、水産加工雇用・労働専門官、水産流通指導官、漁獲証明専門官、水産物貿易交渉官及び輸出証明指導官）

第五百三十四条　加工流通課に、水産流通適正化推進室及び水産物貿易対策室並びに水産加工専門官、水産加工雇用・労働専門官、水産流通指導官、漁獲証明専門官、水産物貿易交渉官及び輸出証明指導官それぞれ一人を置く。

２～５　（略）

６　水産加工専門官は、水産加工業に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（削る。）

７～10　（略）

（資源管理推進室及び沿岸・遊漁室並びに資源管理指導官、漁業調整官、首席漁業調整官、漁業復興推進官、操業指導調整官、国際漁業管理官、漁場管理対策官、釣人専門官及び特定水産動植物対策官）

第五百三十七条　管理調整課に、資源管理推進室及び沿岸・遊漁室並びに資源管理指導官三人、漁業調整官四人、首席漁業調整官一人、漁業復興推進官一人、操業指導調整官二人、国際漁業管理官一人、漁場管理対策官一人、釣人専門官一人及び特定水産動植物対策官一人を置く。

２・３　（略）

４　沿岸・遊漁室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　沿岸及び内水面における漁業の指導及び監督（取締りを除く。次条第二項第二号及び第四項第二号において同じ。）に関すること（漁獲監理官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

５　（略）

６　資源管理指導官は、命を受けて、水産資源の管理に関する専門の事項についての企画及び指導に関する事務を行う（漁獲監理官の所掌に属するものを除く。）。

７～12　（略）

13　釣人専門官は、釣りその他の方法により遊漁をする者に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う（漁獲監理官の所掌に属するものを除く。）。

14　特定水産動植物対策官は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百三十二条第一項に規定する特定水産動植物の密漁の防止に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う（漁獲監理官の所掌に属するものを除く。）。

（捕鯨室、かつお・まぐろ漁業室及び海外漁業協力室並びに漁業交渉官、国際専門官、国際訟務官、捕鯨調整官、かつお・まぐろ漁業企画官及び海外まぐろ・かじき情報調整官）

第五百三十八条　国際課に、捕鯨室、かつお・まぐろ漁業室及び海外漁業協力室並びに漁業交渉官二人、国際専門官五人、国際訟務官一人、捕鯨調整官一人、かつお・まぐろ漁業企画官一人及び海外まぐろ・かじき情報調整官一人を置く。

２　捕鯨室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　捕鯨業及び海獣猟業の指導及び監督に関すること（漁獲監理官の所掌に属するものを除く。）。

３　（略）

４　かつお・まぐろ漁業室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　かつお・まぐろ漁業の指導及び監督に関すること（漁獲監理官の所掌に属するものを除く。）。

２～５　（略）

６　水産加工専門官は、水産加工業に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務（水産加工雇用・労働専門官の所掌に属するものを除く。）を行う。

７　水産加工雇用・労働専門官は、水産加工業における雇用の状況及び人材の確保のための取組の実施状況に関する情報の収集及び分析並びに就労を目的とする外国人の受入れに関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

８～11　（略）

（資源管理推進室及び沿岸・遊漁室並びに資源管理指導官、漁業調整官、首席漁業調整官、漁業復興推進官、操業指導調整官、国際漁業管理官、漁場管理対策官、釣人専門官及び特定水産動植物対策官）

第五百三十七条　管理調整課に、資源管理推進室及び沿岸・遊漁室並びに資源管理指導官三人、漁業調整官六人、首席漁業調整官一人、漁業復興推進官一人、操業指導調整官二人、国際漁業管理官一人、漁場管理対策官一人、釣人専門官一人及び特定水産動植物対策官一人を置く。

２・３　（略）

４　沿岸・遊漁室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　沿岸及び内水面における漁業の指導及び監督（取締りを除く。次条第二項第二号及び第四項第二号において同じ。）に関すること。

二　（略）

５　（略）

６　資源管理指導官は、命を受けて、水産資源の管理に関する専門の事項についての企画及び指導に関する事務を行う。

７～12　（略）

13　釣人専門官は、釣りその他の方法により遊漁をする者に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

14　特定水産動植物対策官は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百三十二条第一項に規定する特定水産動植物の密漁の防止に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（捕鯨室、かつお・まぐろ漁業室及び海外漁業協力室並びに漁業交渉官、国際専門官、国際訟務官、捕鯨情報企画官、捕鯨調整官、かつお・まぐろ漁業企画官、海外まぐろ・かじき情報調整官及びまぐろ資源検査官）

第五百三十八条　国際課に、捕鯨室、かつお・まぐろ漁業室及び海外漁業協力室並びに漁業交渉官二人、国際専門官五人、国際訟務官一人、捕鯨情報企画官一人、捕鯨調整官一人、かつお・まぐろ漁業企画官一人、海外まぐろ・かじき情報調整官一人及びまぐろ資源検査官五人を置く。

２　捕鯨室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　捕鯨業及び海獣猟業の指導及び監督に関すること。

３　（略）

４　かつお・まぐろ漁業室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　かつお・まぐろ漁業の指導及び監督に関すること。

5～10　（略）

（削る。）

11　捕鯨調整官は、商業捕鯨に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う（漁獲監理官の所掌に属するものを除く。）。

12　かつお・まぐろ漁業企画官は、かつお・まぐろ漁業に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う（漁獲監理官の所掌に属するものを除く。）。

13　（略）

（削る。）

（漁獲監理専門官）

第五百三十九条の二　資源管理部に、漁獲監理専門官十四人を置く。

2　漁獲監理専門官は、命を受けて、漁獲監理官のつかさどる職務のうち特定水産資源の漁獲の指導及び監督に関するものを助ける。

（海洋技術室並びに研究管理官、水産研究専門官、漁業構造改革推進官、漁船国際専門官及び漁船検査官）

第五百四十条　研究指導課に、海洋技術室並びに研究管理官四人、水産研究専門官一人、漁業構造改革推進官一人、漁船国際専門官一人及び漁船検査官二人を置く。

2～8　（略）

（仙台漁業調整事務所に置く課等）

第五百五十五条　仙台漁業調整事務所に、次の二課並びに漁業監督指導官七人及び資源管理推進官一人を置く。

資源課

漁業監督課

（削る。）

附　則

1～5　（略）

（設置期間の特例）

（削る。）

（削る。）

6・7　（略）

8　第四十六条第一項の消費税対策官は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

5～10　（略）

11　捕鯨情報企画官は、捕鯨に関する情報の提供に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

12　捕鯨調整官は、商業捕鯨に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

13　かつお・まぐろ漁業企画官は、かつお・まぐろ漁業に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

14　（略）

15　まぐろ資源検査官は、命を受けて、漁港に駐在して、まぐろ資源に関する検査に関する事務並びにかつお・まぐろ漁業に関する調査及びかつお・まぐろ漁業の監督に関する専門技術上の事項についての指導に関する事務を行う。

（新設）

（海洋技術室並びに研究管理官、水産研究専門官、漁業構造改革推進官、漁船国際専門官及び漁船検査官）

第五百四十条　研究指導課に、海洋技術室並びに研究管理官五人、水産研究専門官一人、漁業構造改革推進官一人、漁船国際専門官一人及び漁船検査官二人を置く。

2～8　（略）

（仙台漁業調整事務所に置く課等）

第五百五十五条　仙台漁業調整事務所に、次の二課並びに漁業監督指導官七人、資源管理推進官一人及び漁船検査官一人を置く。

資源課

漁業監督課

（漁船検査官の職務）

第五百五十八条　漁船検査官は、漁船の検査に関する事務をつかさどる。

附　則

1～5　（略）

（設置期間の特例）

6　第四十六条第一項の消費税対策官、第五十条第一項の企画官のうち一人並びに近畿中国森林管理局及び九州森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官（附則第十項に規定するものを除く。）は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

7　第五百三十二条第一項の水産制度専門官及び第五百三十三条第一項の経営専門官は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

8・9　（略）

（新設）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

9　第三百九十七条第一項の企画官のうち一人、九州森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官並びに中部森林管理局、四国森林管理局及び九州森林管理局に置かれる第四百八十五条第一項の森林整備課の企画官は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

10　近畿中国森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

別表第一（第九十七条関係）

名称	位置
（略）	（略）
（削る。）	（削る。）
（略）	（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十四号）及び農地法施行規則の一部を改正する省令（令和六年農林水産省令第九号）の施行に伴い、並びに地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十二条の二第一項の規定に基づき、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令（令和四年農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この省令において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～四　（略） 五　地域脱炭素化促進施設等　地域脱炭素化促進施設及び法第二十二条の二第二項第五号の取組を実施するために必要な施設（漁港（漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第二条に規定する漁港をいう。）の区域内の水域若しくは公共空地又は海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいい、同法第四十条第一項第二号及び第三号に規定するものに限る。）以外の海域に設置されるものを除く。）をいう。	（定義） **第一条**　この省令において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～四　（略） 五　地域脱炭素化促進施設等　地域脱炭素化促進施設及び法第二十二条の二第二項第五号の取組を実施するために必要な施設（漁港（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二条に規定する漁港をいう。）の区域内の水域若しくは公共空地又は海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいい、同法第四十条第一項第二号及び第三号に規定するものに限る。）以外の海域に設置されるものを除く。）をいう。

10　第三百九十七条第一項の企画官のうち一人、九州森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官のうち一人並びに中部森林管理局、四国森林管理局及び九州森林管理局に置かれる第四百八十五条第一項の森林整備課の企画官は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

（新設）

別表第一（第九十七条関係）

名称	位置
（略）	（略）
門司植物防疫所福岡空港支所福岡空港出張所	福岡市
（略）	（略）